

工事監督業務特記仕様書

この特記仕様書は、独立行政法人都市再生機構（以下「当機構」という。）が委託する次の工事監督業務について適用する。

受託者は、建築士法その他関係法令等に基づき、確認対象工事に応じた合理的方法による確認等を行う他、当機構が契約する対象工事の設計図書（設計図、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）により、対象工事が工事受注者等によって完全に履行されるよう工事監督業務を実施するものとする。

なお、特記仕様書に記載されていない事項は、**別紙1**「工事監督業務委託共通仕様書(Ⅱ)」(以下「共通仕様書」という。)による。

1 業務概要

(1) 業務名

落合第二団地中層EV設置その他工事監督業務

(2) 履行期間

契約締結日の翌日～令和10年3月31日まで

(3) 履行場所

神戸市須磨区南落合2丁目2番

(4) 対象工事

No	工事名称	対象戸数	当初設定工期	工事受注者	発注担当課	所管住まいセンター	低入札	技術提案
1	08-落合第二団地中層EV設置 その他工事	110戸	始：R8.11.2(予定) 至：R10.3.15	未定	技術監理部 企画第2課	兵庫住まい センター	未定	対象外

【備考】

- 対象工事設計図書の一部及び本件業務に関する積算基準については、閲覧に供する。閲覧期間及び方法等は入札説明書3(6)ただし書①及び②を参照のこと。
- 工事概要は**別記2**「工事概要書」による。
- 別冊1～3**は、希望者に別途交付する。交付期間、場所、方法等は入札説明書3(6)ただし書②に同じ。
- 業務変更については、後日設計変更を行うこととする。

(5) 特記事項

本件業務は、「08-落合第二団地中層EV設置その他工事」（開札日：令和8年6月3日）を監理する監督業務であり、本件業務に係る落札及び契約締結は、当該工事の落札決定を条件とする。

本件業務に係る落札及び契約締結予定日は、上記条件が成立した日以降とし、当該工事の落札がなされない等、当機構の責めに帰することができない事由により契約を締結できない

場合は、当機構は、これによって生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。

2 工事監督業務の内容

工事監督業務は、共通仕様書に規定する項目の他、次に掲げるところによる。各項に定める確認及び検討の詳細な方法については、共通仕様書の定めによる他、担当職員の指示による。

また、業務内容に疑義が生じた場合、速やかに担当職員と協議するものとする。

(1) 工事監理に関する業務

① 総則

イ 受託者は、保全工事共通仕様書に定められた重点監督項目について、施工品質等を確保するため特に重点的に監督を行うものとし、その結果を別冊3様式10-1「監督記録(重点監督項目用)」に記録し、担当職員の確認を受けるものとする。但し、外壁修繕工事、屋根防水工事、窓建具改修工事及びエントランス改修工事については、別冊3様式10-1に代えて別冊3様式10-2「監理・監督記録(重点監督項目用)」に記録すること。なお、エレベーター設置工事の工事監理に関しては別紙9「エレベーター設置工事の工事監理に関する事項」による。

ロ 受託者は、施工品質確保のため、工事工程写真が保全工事写真撮影要領に基づき写真撮影が行われているかどうか確認すること。

ハ 受託者は、担当職員と業務の処理に係る協議を行い、承諾あるいは指示を受けた場合はその都度、別冊3様式6「業務打合せ記録簿」を作成し、担当職員に提出して確認を受けなければならない。

ニ 受託者は監督業務の履行日毎に別冊3様式7-1「業務処理結果報告書」を作成し、担当職員の要求のある都度速やかに提出し確認を受け、業務完了後、担当職員に全ての報告書を提出すること。

ホ 受託者は、工事の履行途中において、総主任及び担当職員の立ち会いのもと、品質管理に係る施工検査(工事関係書類の確認を含む。)を行い、工事受注者への指導並びに指導是正後の確認を行うこと。具体的実施方法及び時期については、別紙6「保全工事に係る監督員検査の実施時期の目安について」を確認し、重要事項説明の「工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施状況に関する報告の方法」及び別冊3様式2「業務実施計画書」の9「施工管理計画」及びの13「実施日程表」に記載すること。

ヘ 監督業務受託者は、工事監理の結果について別冊3様式7-4「施工プロセスチェックシート」を作成すること。記録の頻度は1回/月程度とする。施工プロセスチェックシートは検査毎に総括監督員・検査員・総主任の求めに応じて提出し、工事完了後速やかに「業務処理結果報告書」に添付するとともに、総括監督員に送付するものとする。

なお、記録においては客観性、透明性が要求されることから、工事受注者に対し助言、指示、指導を行った場合には、記録の頻度にかかわらず、内容・日付・対応状況について正確に記録すること。

また、土木及び造園工事については、**別紙10**「監督員検査行為 計画・実施チェックシート（土木造園）」、**別紙11**「監督記録（土木造園）」及び**別冊4**「検査行為の立会い・確認頻度」に基づき、立会い及び確認時における（イ）監理項目、（ロ）検査行為の実施計画（確認時期、数量、頻度及び確認回数）、（ハ）検査行為等の結果、（ニ）立会等の箇所及び指摘箇所、を詳細に記録し、担当職員の確認を受けること。

② 設計図書の精査について

受託者は、下記業務については十分な確認を行い、工事受注者に適切な指示を行うこと。

なお、設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合は、事後処理とならないよう事前に工事受注者に**別冊3**様式9「質疑回答一覧」を提出させ確認及び指示を行い、必要事項を記入した上で担当職員へ書類の運行を行うこと。

イ 工事受注者から提出される仮設計画図と設計図書との整合、現地確認

ロ 工事受注者から工事着手前に施工計画書、保全工事安全管理計画書及び法令等に基づく届出等チェックリストを提出させ、具体的内容（工事概要、工程計画、仮設計画、災害防止、安全対策、給排気筒養生防止、使用工法・材料計画、緊急連絡体制、事故発生時の対応、社内検査体制、工種別の施工段階で工事受注者が行う管理の項目・方法等）についての確認

ハ 工事受注者において善良な工事管理（自主管理）が行われているかの確認

ニ 担当する工事に設計変更が生じた場合、工事受注者に対し設計変更図面を別途指示する時期までに完成させるよう指導、提出された設計図書を照査（照査が完了した設計変更図面は、担当職員の確認後、対象工事発注担当課へ提出すること。）すること。

ホ 工程計画の立案にあたっては現場説明書を遵守し、居住者へ周知した内容の確実な履行及び工程の担保に留意した作業計画を入念に検討したうえで実施するよう、工事受注者に対して徹底した指導を行うこと。

③ 外壁修繕等工事における品質管理

イ 受託者は、修繕、塗装、防水等使用材料の搬入時及び使用後（空缶）の数量確認に必ず立ち会い、確認を行うこと（全数管理）。ただし、工程管理上やむを得ず立ち会いできない場合は、搬入時のみ写真による確認も可とする。管理方法は、保全工事共通仕様書（保全工事重点監督要領、保全工事写真撮影要領を含む。）による他、担当職員より別途指示がある場合はその管理方法にて行うこと。

ロ 受託者は、特に下記に示す各工程の完了確認を行った後に、次の工程に移る判断を行い、記録に残すこと。

（イ） 外壁下地調査（マーキング）結果の現地確認（調査結果部位の合否判断）

（ロ） 修繕工事（ひび割れ修繕、浮き修繕、欠損修繕等）実施後の状況確認

（ハ） 下地処理（セメント系下地調整塗材等による修繕部位の処理並びに高圧洗浄による汚れ・付着物・既存塗膜の浮きの除去）実施後の状況確認

（ニ） 塗装工事（コンクリート、モルタル、木部、金属、ボード類及び外装仕上げ塗装）・塗膜防水工事の各工程の実施後の状況確認

- (ホ) 防水工事（シーリング工事、P C外壁目地防水、屋上防水等）における既存防水層、シーリング・バックアップ材の撤去範囲の確認、既存防水層撤去後の仕上げ工程実施状況及び仕上げ迄の間の仮防水実施状況の入念な確認
- ハ 受託者は、工事受注者から提出される修繕前及び修繕後の修繕数量についてマーキング図及び修繕箇所との整合及び数量確認（設計図書に記載している見込み数量との差を確認）し、担当職員に報告すること。
- ニ 受託者は、外壁修繕等工事完了後、空住戸の専用部分及びバルコニー廻りの施工状況を確認し、担当職員に報告すること。
- ホ 受託者は、今回の対象住戸について工事受注者が行うバルコニー点検（バルコニーの傾斜・たわみ等の不具合によるバルコニー基部の亀裂、バルコニー隔板の変形、そで手摺壁と壁面との間の亀裂・隙間の有無の点検）、手摺点検（腐食・変形・欠損の有無及び取付状態、大平板・目隠し材の欠損等の有無及び取付状態、手すり子の取付状態の点検）についての報告を受け確認し、担当職員に報告すること。
- ヘ 受託者は、エントランス改修工事で構造躯体を設ける場合は、その躯体の施工状況の立会い確認において、構造設計経験者を立ち合わせるものとする。

④ ~~窓建具改修工事における品質管理~~

~~受託者は、窓建具改修工事において以下の監理を担うものとする。~~

- ~~イ 受託者は、工事受注者が設計図書に基づき採用した機材の材料の品質・工法・性能等について、設計図書の特記仕様書に定める内容及び一般財団法人ベターリビングの「優良住宅部品認定基準 改修用サッシ」と整合が取れていることを確認すること。なお不整合があった場合、担当職員と協議を行い、工事受注者に適切に指導すること。~~
- ~~ロ 受託者は、工事受注者から製作図の提出を受けた場合は上記イとの整合性を確認すること。なお不整合があった場合、事象により必要に応じて、適宜、担当職員と協議を行い、適切に工事受注者へ指導すること。~~
- ~~ハ 受託者は、改修する全ての窓建具について、工事受注者がメーカー等と作成した窓建具のチェックシートを活用して、仕様・設計図・施工図等に不整合が無いか確認し、施工間違い防止に努めること。~~

(2) 安全管理に関する業務

① 総則

- イ 受託者は、現場における安全、その他の規則について関係法令等及び別冊1「保全工事監理ハンドブック」の記載事項を厳守するとともに、工事受注者に対し、これらを遵守させるように、指導及び監督を行わなければならない。
- ロ 受託者は、関係法令等を遵守し、団地居住者・近隣居住者等に対する安全を確保するために、工事受注者から定期的な点検報告を受けるとともに、自ら安全管理に係る点検・パトロールを日常的に実施し、安全その他の規則について関係法令を遵守しているかを確認すること。

ハ 団地内工事はお客様が住まいながらの工事になることから、歩行者の通行部分等における安全確保を最優先とし、特に子どもや高齢者などの通行に対する危険等が無いよう、適切に工事受注者を指導すること。

② 緊急連絡体制の整備

イ 受託者は、工事現場における事故等の対応について、「緊急連絡体制（休日等の対応を含む。）」を明確にし、事故等が発生した場合、担当職員、総主任、工事受注者及び関係者（担当職員から指示のある連絡先）へ速やかに連絡できる体制を整えること。特に現場稼働時間中（土曜日を含む。）は、常時連絡が取れる体制を整えること。なお、緊急連絡体制は別冊3様式2「業務実施計画書」に記載し、担当職員へ報告して承認を得ること。

ロ 受託者は、工事が3連休以上となる場合及び台風をはじめとする自然災害が発生するおそれがある場合、その前後に原則工事受注者と一緒に仮設等に係る安全対策を巡回確認し、担当職員へ報告すること。また、地震等の突発的な災害が発生した際も、速やかに原則工事受注者と一緒に状況を巡回確認し、担当職員へ報告すること。

ハ 万一事故（人身・物損・インフラ）の報告を受けた場合は現場に急行し、発生した事故の全容と被害の状況を速やかに確認し把握すると共に、工事受注者への事故対応の指導、団地居住者及び周辺住民からの問い合わせに対応する等、臨機に行動すること。また、工事受注者が作成し随時メールにて送信する所定の事故報告様式を確認し、漏れや不備があれば工事受注者に指導及び是正を指示、総主任からは是正の指示を受けた場合も同じく工事受注者に指示すること。なお、別冊3様式12「事故報告書」の初版については、工事受注者が作成したものを受領し、その内容を確認した上で、原則、当日中（遅くとも翌日の午前中）に定められた関係者にメールにて送信すること。その後、事故原因については監理者として施工計画や工事監理に問題がなかったか分析し、再発防止策とともに報告書に追記し、同じ様式の最終版を原則、7日以内に同じくメールにて送信すること。

ニ 受託者は上記ハに係る事故報告訓練に参加し、その結果を踏まえ、適宜連絡体制の見直しを行うこと。

③ 保全工事安全管理計画書の確認

受託者は、工事受注者から提出される保全工事安全管理計画書（以下、「計画書」という。）を確認し、担当職員へ報告すること。確認にあたっては、別冊2「保全工事安全管理計画書チェックリスト 巡回点検マニュアル」を参考にすること。なお、提出された計画書が遵守すべき事項を満たしていないと認められる場合又は施工に際して計画書の記載事項が履行されていないと認められる場合は、工事受注者と協議の上、協議結果に基づく改善又は履行を指導し、指導内容及び履行確認の結果を担当職員に報告すること。

④ 安全巡回点検について

受託者は、日常行う場内安全点検とは別に、2週間に1回程度の頻度にて原則工事受注

者と一緒に現場での安全巡回点検を行い、**別冊3**様式 11-1「安全パトロールチェックリスト」を作成した上で担当職員に報告すること。

受託者は、外壁修繕工事等において工事受注者が毎日行う巡回点検の報告**別冊3**様式 11-2「安全巡回表」を毎日受取り確認し、担当職員に報告すること。また、受託者においても現場巡回中は、安全巡回表の点検内容について同様に確認を行うこと。

受託者は、安全管理が適切になされていない場合は工事受注者に是正させ、是正後の確認を行うこと。

⑤ 仮設足場の確認

イ 受託者は、着工前に工事受注者が作成した仮設足場の施工計画書を確認するものとし、工事受注者が枠組足場以外の足場の採用を希望する場合は、現場説明書に記載する承諾基準を満たしているか確認し、担当職員に報告すること。

ロ 原則として、棟毎に仮設足場の着工時及び手すり設置時には立ち会い、危険等が無いよう、適切に工事受注者を指導すること。

ハ 足場の組立時及び変更時には、施工計画書どおりに足場が設置されているか確認すること。

ニ 台風及び強風等の悪天候が予想される場合は、安全対策を確実に実施することを工事受注者へ指導するとともに、実施状況を巡回確認すること。また、台風、悪天候及び中震以上の地震等が発生した場合及び足場の組立、一部解体、変更した場合においては、工事受注者による足場点検が適切に実施されているかを確認すること。

⑥ 給排気口の養生防止

イ 受託者は、工事受注者が作成する「給排気口養生防止に係る施工計画書」（養生指導会資料を含む。）を確認し、承認すること。承認にあたっては、工事受注者が現場説明書に記載する給排気口の養生による事故防止対策を適切に実施しているか、養生指導会資料が各工事現場の実態に合わせて作成されており現場内のすべての給排気口が網羅されているかを確認し、不足等があれば是正させること。

ロ 受託者は、養生指導会（初回）及び給排気口種類別ごとの養生開始日に必ず立ち会い、養生禁止箇所の確認を行うとともに、工事受注者が養生禁止箇所を理解しているか確認を行うこと。また、2回目以降の養生指導会についても、実施状況を確認すること。

ハ 受託者は、台風又は強風等が予想される場合においては、強風の影響で給排気口付近の養生材及び足場のシート等が給湯器及び給排気口等にかからないように適切に固定されているかを工事受注者へ指導するとともに、その実施状況を巡回確認すること。

ニ 保全工事共通仕様書について、**別紙4**「保全工事共通仕様書（令和5年度版）」の給排気筒養生等関連部分の運用についてのとおり読み替えるものとする。

⑦ 工具等落下による事故の防止

受託者は、工事受注者に、工具等落下による事故の防止措置（工具類へのストラップ取付等）について指導すること。また、施工計画書により、事故の防止措置が十分であるか

を確認し、必要に応じて指導すること。さらに、工事点検又は巡回中、施工計画書と異なる施工方法等が確認された場合は、工事受注者を指導して是正させ、指導内容及び履行確認の結果を担当職員に報告すること。

⑧ 屋根防水工事における事故の防止

屋根防水工事においては、屋上での作業が中心となることから以下の事項を行うとともに、工事期間中に漏水を発生させないよう工事監理を行うこと。

イ 当該工事対象となる屋根防水面に起因した漏水記録の確認は、所管の住まいセンターからの情報をもとに行い、工事期間中に漏水を発生させない施工計画を立案するよう工事受注者を指導すること。

ロ 屋根防水工事の実施に伴い、臭気筒・アンテナ・ドレン金物及び各種配管配線類等を撤去及び移動する場合、事前に住まいセンター等とその方法について、協議してから、工事受注者を指導すること。

ハ 受託者は、既存防水層撤去完了後、速やかに仕上げを行うよう工事受注者を指導すること。なお、仕上げ工程前に仮防水が必要と判断される場合は、使用材料、性能及び施工方法に問題がないかどうかを十分に確認し、期間及び施工範囲について予め担当職員に報告すること。雨天が見込まれる期間は仮防水を避けるよう、また、既存防水層撤去当日に仮防水が完了するよう工事受注者を指導すること。仮防水工事完了後は、速やかに施工状況を原則工事受注者と一緒に巡回確認し、その結果を担当職員に報告すること。また、仮防水の状態が長期休暇、雨天及び台風等を迎える場合は漏水が発生しないよう全ての施工経過の状況を原則工事受注者と一緒に巡回確認し、その結果を担当職員に報告すること。工事受注者に仮防水を是正させた場合は、指導内容及び履行確認の結果を担当職員に報告すること。

ニ 防水材等の資材置場を屋上に設置する場合、屋上スラブ面のうち特定の場所に荷重が掛からないよう資材置場を分散させるか、下階戸境壁上へ置くなどの構造耐力上支障がない部分に設置するように、工事受注者を指導すること。また、台風等の強風時に資材が飛散しないように工事受注者を指導し、対策の状況を確認して担当職員に報告すること。なお、台風等の強風の天候が見込まれるときは、工事受注者と一緒に全箇所巡回確認し、その結果を担当職員に報告すること。工事受注者に是正させた場合は、指導内容及び履行確認の結果を担当職員に報告すること。

ホ 屋根防水工事の着工前後で、当該工事に起因しない漏水の可能性が考えられる箇所を発見した場合は、速やかに所管の住まいセンターとその対応について調整すること。受託者は、その結果を担当職員に報告し承認を得た上で、対応を行うこと。

⑨ 鍵の管理状況の把握について

受託者は、工事受注者が行う鍵の管理状況を把握し、現場説明書に記載されている内容どおり管理されるよう必要に応じて工事受注者に対し指導すること。

⑩ 熱中症対策について

受託者は、工事受注者が行う熱中症対策が、適切になされているかどうか状況を確認し、そうでない場合は、工事受注者を指導し是正させること。

(3) 団地居住者対応・工事間調整等に関する業務

① 住まいセンターとの調整

イ 受託者は、団地居住者、近隣住民、自治会及び施設等（以下、「団地居住者等」という。）への周知方法、仮設計画、施工計画書等、工事受注者が対象工事着手前に行う所管の住まいセンター等との協議に先立ち、その内容を事前に確認し、協議に同席するものとする。

ロ 工事に係る団地居住者等からの苦情等は、直接住まいセンターへ連絡される場合があることから、受託者は、事前に住まいセンターと調整して連絡体制を明確し、その結果を担当職員に報告すること。

② 団地居住者対応

イ 受託者は、本契約事項を遵守するとともに、団地居住者等との意思疎通を図ること。なお、現地調査・訪問等を行う際には、必ず名札[※]を着用すること。

※ 乳白色のプラスチック板（35mm×65mm 程度）に、彫り込み文字で社名及び氏名を記載

ロ 受託者は、予め工事内容を熟知した上で、工事着手前に工事受注者と協力して団地居住者等に対象工事の周知を行う。また、工事中においても工事の進捗に合わせて段階的に周知を行う。周知内容は、総主任に確認し、事前に住まいセンターに報告して承認を得ること。団地居住者等からの要望を受け工事説明会を実施する場合は、担当職員、総主任及び住まいセンターに意向を確認した上で、担当職員、総主任及び工事受注者等と協力して行い、その結果を住まいセンターに報告すること。

ハ 受託者は、団地居住者等との調整が必要な場合、担当職員、総主任及び住まいセンターに意向を確認した上で、工事受注者等と協力し、速やかな対応を図るとともに、疑義が生じた場合、担当職員へ報告すること。なお、現場等で直接お客様等から苦情等を受けた場合は容易に対応できる場合を除き、その場で判断せずに担当職員、総主任及び住まいセンターに意向を確認した上で対応すること。なお、団地居住者等との対応結果は、速やかに担当職員、総主任及び住まいセンターに報告して情報を共有すること。

ニ 受託者は、外壁修繕工事等で団地内の駐車場契約車両の移動を必要とする場合は、事前に担当職員から駐車場契約者情報を入手して車両移動計画を策定し、駐車場管理者及び駐車場利用者と調整を行うこと。なお、駐車場契約者情報は監督員事務所内の鍵付キャビネットに保管する等厳重な管理を行い、外部に持ち出さないこと。

ホ 受託者は、お客様から一時避難住宅の使用の申し出等があった場合、担当職員及び総主任に意向を確認した上で、住まいセンターと当該住戸の選定及び使用方法等を調整した上で、工事受注者等と協力して、使用手続きを行うものとする。また、一時避難住宅

の未使用期間中においては、定期的な点検等管理を行うものとする。

- へ 断水、断ガス、停電など、団地居住者等の生活に大きな影響を与える工事を行う場合、受託者は、各事業者と現地立会い等調整を行い、その結果を踏まえた施工計画書を作成するよう工事受注者を指導すること。その施工計画について、担当職員に意向を確認した上で、所管の住まいセンターに報告して承認を得ること。

③ 工事間調整

受託者は、他の修繕工事等（住まいセンター発注及び機構発注以外の工事を含む）の輻輳が想定される場合、それぞれの工事受注者間の調整を図り、工程を調整すること。また、調整の結果を担当職員、総主任及び住まいセンターに報告して情報を共有すること。

(4) 工事現場における総主任、監督員及び施工業者との情報共有

① スマートフォンの携帯

イ 受託者は、総主任、工事受注者と情報共有するために必要な台数のスマートフォンを配備し、携帯すること。

ロ スマートフォンのスペック等

- ・ 原則※、「会社支給品、MDM（アプリのインストール制限、遠隔ロックなど）付き」のものとする。（※ 止むを得ず、原則外とする場合は、同様の効果となるよう、各社で責任を持って社員のスマートフォンを管理すること。）
- ・ 「10GB/月（10GB 超 1Mbps 保証）・通話上限無、故障保証、ウイルス対策済」以上。

② ビジネスチャットの活用

担当職員または総主任から指示がある場合、情報共有の手段として、上記①のスマートフォンを使用し、セキュリティに配慮したビジネスチャットを活用すること。

イ 工事開始時（着工会議等）において、総主任、受託者及び工事受注者とでグループを構築し、工事完了時においては、必ずグループ・メンバー削除等を実施すること。

ロ ビジネスチャットでは、個人情報（名前、電話番号、メールアドレス等、個人が特定できる情報）は取り扱わないこと。

ハ ビジネスチャットに要する費用（アカウント代）は、本契約に含まない。

(5) その他の業務

① 会議

受託者は、現場定例会議を開催し、議事録を作成して担当職員に提出すること。また、受託者は、当機構が主催する監督員会議等に参加し、その内容を工事受注者に指示すること。

② 保険関係成立届の確認

受託者は、工事受注者から提出される保険関係成立届（写）または労災保険加入証明書

等、労災保険関係成立票の内容を確認出来るものを確認し、労災保険関係成立票と突合確認を行い、担当職員へ報告すること。

③ 施工体制台帳の確認

イ 受託者は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等に基づき、施工体制台帳及び下請契約の確認等、施工体制の適正化について点検を行うものとする。(都市機構ホームページ⇒入札契約情報⇒入札心得・契約関係規定⇒契約関係規定等⇒「施工体制の適正化について」参照)

ロ 受託者は、工事受注者が工事を施工するために締結した下請契約がある場合は、以下について確認等を行うものとする。詳細は別紙2「社会保険等未加入対策について受託者が実施又は協力する業務」による。

(イ) 受託者は、工事受注者から提出される施工体制台帳及び添付書類に記載された全ての建設業者について、「社会保険等未加入建設業者」に該当するか否かの確認を行う。

(ロ) 受託者は、「社会保険等未加入建設業者」に該当する下請負人が確認された場合、担当職員の指示に従い、工事受注者に対し適切な措置が講じられるよう協力すること。

④ 法定外の労災保険の確認

受託者は、工事受注者から提出される「法定外の労災保険」※についての証券の写し又はそれに代わるものを確認し、担当職員へ報告すること。なお、保険契約に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わず、保険契約の事実のみを求めるものとする。

※ 法定外の労災保険とは、業務上や通勤途上に災害を被り死亡、重度の身体障がいを残した場合、又は傷病の状態にある場合に、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を目的とした保険のこと。

⑤ 法令等に関する届出等に係る確認、報告について

イ 受託者は、当該物件における法令等に基づく届出等を行う必要があるものについて、工事受注者より、対象工事の現場説明書別紙「法令等に基づく届出チェックリスト」を施工計画書等と併せて提出させ、届出手続等に係る作業の役割分担・提出期限等について、着工前会議において別紙7により、工事受注者、受託者、総主任、発注担当課で相互に確認すること。建設リサイクル法に基づく通知、景観法等に基づく届出等には、特に注意して確認すること。

ロ 確認が終了した「法令等に基づく届出チェックリスト」については、担当職員及び対象工事発注担当課に提出すること。

ハ 当該工事が建設リサイクル法の対象となる場合、受託者は同法第11条に基づく通知の完了を確認し、確認後でなければ工事着手を認めてはならない。建設リサイクル法における工事着手とは、一連の工事の端緒となる仮設（仮囲い含む）、掘削、内装解体等を、工事現場の敷地内で始めた時点をいう。

ニ 当該工事が景観法の対象となる場合、受託者は同法第16条5項に基づく通知の完了を確認し、その通知の完了日から30日を経過した後でなければ「行為の着手」を認めては

ならない。ただし景観行政団体が、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、その期間を短縮してよい。「行為の着手」の定義については、各景観行政団体の取扱いによるものとする。

ホ 工事期間中においては、「法令等に基づく届出チェックリスト」の届出等提出予定日までに当該届出等が提出されているか、定例会議等において~~別紙7~~により、届出等チェックリストに基づき届出手続等の提出期限等について、工事受注者、受託者、総主任、発注担当課で定期的に相互に確認し、提出されていない場合、担当職員及び対象工事発注担当課に報告すること。

へ 工事完了時は「法令等に基づく届出チェックリスト」の全ての届出等の提出を確認し、担当職員に報告すること。

~~⑥ 総合評価方式における技術提案内容の実施状況確認（対象工事のみ）~~

~~イ 総合評価方式における技術提案対象工事について、受託者は工事受注者が当機構と交換した「施工計画・技術提案の履行に係る覚書」を工事受注者より提出させ、総合評価方式における採用提案内容の実施状況を確認し、「施工計画に係る実施状況の確認書（チェックリスト）」により、担当職員へ報告するものとする。~~

~~ロ 受託者は、工事受注者が技術提案内容を実施しない場合、または実施しないおそれがある場合は、速やかに担当職員に報告すること。~~

⑦ 対象工事が「低入札」の場合（対象工事のみ）

イ 受託者は、工事受注者が低入札価格調査に基づき当機構と交換した「確認書」を工事受注者より提出させ、追加の配置技術者の氏名及び資格情報（取得日、登録番号等）を確認し、不整合等あった場合は総括監督員に報告すること。

ロ 対象工事における立会い等について、部位の重要性を鑑み、保全工事共通仕様書で定める重点監督項目の立会い及び確認について、複数監督員で実施する等、品質確保に努めること。

⑧ 工事検査について

イ 主事検査等（中間及び確認検査を含む。）を受検する場合は、主任監理員はこれに立会い、確認等をするものとする。

ロ 当機構の発意により指導検査を行う場合、「工事監督業務委託共通仕様書（Ⅱ）」第26条に準じる。

ハ 受託者は、工事検査に係る各種業務の他、工事検査後の補修工事の確認等に係る業務を行うものとする。

ニ 受託者は、工事受注者が工期内に工事を完成させ、完成した日から14日以内に完成検査を受検するよう指導すること。

ホ 受託者は、工事検査に際して工事関係書類等の事前確認を行うとともに、工事検査受検時には円滑に検査を進行させ、主導的に質疑等に対する応答を行うこと。また、工事関係書類の作成及び確認の状況を説明すること。

⑨ 週休2日促進工事

イ 本業務の対象工事は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する週休2日促進工事（発注者指定方式）の工事である。

対象工事は月単位の週休2日を想定しているが、工事受注者は、発注者と協議のうえ、月単位の週休2日、または、完全週休2日のいずれかを選択することができる。

なお上記の協議は、着工会議等の工事着工前に実施する。

ロ 当該工事における週休2日の考え方は、以下のとおりである。

(イ) 月単位の週休2日

対象期間のすべての月で4週8閉所以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(ロ) 完全週休2日

対象期間のすべての週（原則として、月曜日から日曜日までの7日間とする。以下同じ。）で2日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ハ 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、準備期間、年末年始、夏季休暇及び工場制作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、保全措置期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間（工事受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

ニ 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、対象工事の請負契約に含まれる全ての履行中工事の現場において、現場事務所での事務作業を含め、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。

ホ 週休2日の達成基準

(イ) 月単位の週休2日

対象期間内のすべての月ごとに、現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達していることをもって判断する。なお、基準に満たない場合は、通期の週休2日^{※1}に変更契約となる。

(ロ) 完全週休2日

対象期間内のすべての週ごとに、現場閉所日数が土日を問わず2日以上水準に達していることをもって判断する。なお、基準に満たない場合は、月単位に変更契約となる。上記(イ)及び(ロ)ともに、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

※1 通期の週休2日とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達していることをいい、補正係数は1.00とする。

ヘ 現場閉所状況の確認

(イ) 実施工程表

受託者は、工事着手前に、工事受注者が作成する「実施工程表」を確認し、対象期間及び週休2日の取得計画が記載されていることを確認すること。

同一工区内に機構が発注する他工事の受注者がいる場合は、互いの工事の進捗に影響が出ない計画であることを確認すること。

工事着手後に計画の見直し等が生じた場合には、その都度見直した「実施工程表」を確認すること。

(ロ) 現場閉所届（休工届）

受託者は、工事受注者が作成する「現場閉所届（休工届）」を確認し、現場閉所状況を確認すること。

(ハ) 取得報告書

受託者は、工事完了後に工事受注者が作成する「取得報告書」を確認し、週休2日の達成状況を確認すること。

ト 週休2日促進工事の掲示

受託者は、仮囲い等に対象工事が週休2日促進工事である旨が掲示されていることを確認すること。掲示されていない場合は、工事受注者に指導し、掲示すること。

チ 週休2日に要する費用の取扱い

週休2日に要する費用は、当初の予定価格では、月単位の週休2日の達成を前提に、補正係数を乗じて算定している。

選択した週休2日及びその達成状況に応じ、以下のとおり取り扱う。

(イ) 月単位の週休2日を選択した場合

現場閉所の達成状況を確認した結果、月単位の週休2日に満たない場合は、補正係数を通期の週休2日（1.00）として変更とする。

(ロ) 完全週休2日を選択した場合

現場閉所の達成状況を確認した結果、完全週休2日を満たしておらず、月単位の週休2日と同等の場合は、補正係数を月単位の週休2日として変更し、通期の週休2日と同等の場合は、補正係数を通期の週休2日（1.00）とし変更とする。

リ その他

現場閉所が困難となった場合には、受託者は工事受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議するものとする。

3 業務の実施体制等

(1) 資格要件

管理技術者、主任監理員、監理員については、設計図書の内容を的確に判断する能力を有するとともに、職階毎に別記1資格基準の条件を満たす者を配置すること。（建築・電気設備・土木造園に係る工事の主任監理員又は監理員のいずれかについては、保全工事の監督業務経験を有する者を配置すること。）

管理技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により、変更を行う場合には、同等以上の技術者であることについて、発注者の承諾を得なければならない。管理技術者を除く主任監理員、監理員については、その変更が業務の適正な履行を妨げず、品質確保において有効と認められる場合は、上記原則に依らず変更することができる。この場合も、同等以上の技術者であることについて発注者の承諾を得なければ

ならない。技術者変更承諾申請書及び技術者変更承諾書は、**別紙12**による。

(2) 工事監理者

建築の主任監理員は、建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物の工事を監督する場合は、建築基準法第5条の6第4項に基づく「工事監理者」とする。

(3) 業務の一部再委託

監督業務委託契約書第6条第2項の規定より、あらかじめ委託者の承諾を得て業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせることができる業務は次による。

- ① 総合監督業務（建築、電気設備、機械設備、土木造園等の複数職種業務）で、主たる職種以外（建築工事における電気設備、機械設備、土木造園等）の業務
- ② 監督業務で短期的かつ臨時的措置が必要な業務
- ③ 監督業務の一部で専門的な技術（特殊工法、音響、構造立会等）を要する業務

(4) 総主任について

受託者は、当機構が総主任に委任している以下の事項について、担当職員に加え総主任に意向を確認した上で、業務を履行すること。また、当仕様書に記載の担当職員へ報告、提出及び協議する事項並びに確認を受ける事項について、原則として、まずは総主任を通じて行うこと。

- ① 工事の安全及び品質に係る工事受注者への指示
- ② 居住者、公共等団体、事業体への対応
- ③ 事故等緊急時の対応

(5) 打合せ及び記録

担当職員と受託者との打合せについては、次の時期を目安に行う。

- ① 業務着手時
- ② 監督業務実施計画書の策定時
- ③ 監督業務実施計画書に定める時期
- ④ 担当職員又は管理技術者が必要と認めた時

(6) 監督業務実施計画書

受託者は、当該業務の着手に先立ち、監督体制、配員計画^{*}、監督方針及びその他必要事項を記載した**別冊3**様式2「業務実施計画書」を作成し、担当職員に提出して説明を行う。また、実施計画に変更の必要が生じた場合、担当職員と協議する。配員計画及び監督方針等、監督業務実施計画書の作成にあたっては、本特記仕様書の内容を把握し、対象工事の契約内容と整合の取れた計画とすること。業務開始後、当該工事監督業務が対象工事の委託契約遂行にあたり、適当でないと感じた場合、受託者に対し、工事監督方針の変更、是正を求める場合がある。

※ 配員計画に当たっては、**別紙3**「配員計画等に係る留意点」に留意すること。

(7) 備品・業務関係書類

- ① 受託者は、業務の実施に必要な設備及び備品等を備え付けなければならない。ただし、現場監督員事務所は委託期間中貸与するものとする。
- ② 対象工事の工事関係書類に関しては、現場説明書及び発注者の指示による。受託者は指定された提出時期を遵守するよう工事受注者を指導し、その書類の確認を行うこと。
- ③ 受託者は、公共住宅建設工事共通仕様書（令和4年度版）、公共住宅建設工事機材の品質・性能基準（令和元年度版）、保全工事共通仕様書（令和5年版）、保全工事共通仕様書機材及び工法の品質判定基準仕様登録集（令和5年版）及び基盤整備工事共通仕様書・施工関係基準（令和6年度版）を購入し、設計図面、現場説明書、その他設計図書内容を熟知、理解したうえで工事監督業務を行うこと。

(8) 業務の完了

受託者は、本契約書第14条に規定する業務が完了したときは、**別冊3**様式15「業務完了届」及び下記の成果品を担当職員に提出し、確認を受けること。

- ① 業務処理結果報告書 **別冊3**様式7-1
日々の業務内容及び工事監理の結果等について、簡潔に記載する。
- ② 業務処理結果報告書（補助用紙） **別冊3**様式7-2
業務内容で重要な事項等について記載し、整理ナンバー等を付番し**別冊3**様式7-1と整合させること。
- ③ 月別実施配員報告書
主任監理員及び監理員の月毎に配員した人数が分かる資料を提出すること。配員人数は、当初計画と実績を記載し、業務処理結果報告書と整合を図ること。
- ④ 施工プロセスチェックシート **別冊3**様式7-4
- ⑤ 業務打合せ記録簿 **別冊3**様式7
担当職員、総主任及び工事受注者等との打合せ結果について、必要事項を記載する。なお、別途議事録等を作成しており、必要事項が記載されている場合は、その資料でも可とする。
- ⑥ 監督記録 **別冊3**様式10-1、監理・監督記録 **別冊3**様式10-2
工事監理の結果及び保全工事共通仕様書「保全工事重点監督要領」に基づく確認結果を記載する。
なお、報告にあたっては工事写真、当該部位の設計図及びその他資料を適宜添付する。
- ⑦ 安全パトロールチェックリスト **別冊3**様式11（対象工事のみ）
現場で実施した安全巡回点検の記録を提出すること。
- ⑧ 法令等に基づく届出チェックリスト
工事受注者から提出させた「法令等に基づく届出チェックリスト」の全ての届出等の提出を確認し、その控えを提出すること。
- ⑨ 施工計画に係る実施状況の確認書（チェックリスト）（対象工事のみ）

工事受注者が当機構と交換した「施工計画・技術提案の履行に係る覚書」に添付されている「施工計画に係る実施状況の確認書（チェックリスト）」を使用し、技術提案の実施状況を確認し、実施状況が客観的に分かる資料等を添付して提出すること。

4 その他

(1) 個人情報等の保護に関する特約条項の締結について

受託者は、「個人情報等の保護に関する特約条項」を契約書と併せて同日付で締結し、これに基づき個人情報等を適切に取り扱うこと。

なお、特約条項の様式については都市機構ホームページ「都市機構について⇒ 入札・契約情報⇒ 入札心得・契約関係規程⇒ 入札関連様式・標準契約書」(<https://www.ur-net.go.jp/order/sanka.html>)を参照すること。

~~(2) 外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項の締結について~~

~~受託者は、外部電磁的記録媒体に関する「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」(当機構ホームページ⇒入札・契約情報⇒入札心得・契約関係規定⇒入札関連様式・標準契約書⇒当機構で使用する標準契約書等を参照)を契約書と併せて、同日付で締結し、これに基づき外部電磁的記録媒体を適切に取り扱うこと。~~

(3) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

① 業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否する。不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

② ①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合、速やかにその内容を記載した文書により当機構に報告すること。

③ 暴力団員等による不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、当機構と協議を行うこと。

(4) 本業務が業務成績評定対象業務（委託料が 200 万円以上の業務）に該当する場合、業務完了後、受託者に業務成績評定点を通知する。付与した業務成績評定点は、将来、業務発注時に価格以外の評価項目として使用する場合がある。

(5) 本業務を一定の基準以下で落札した受注者に対し、落札後に必要に応じ資料の提出を求める。

(6) 本特記仕様書及び共通仕様書について、仕様書として契約書に添付すること。

(7) 部分払いについて

受託者が、本契約第 16 条に規定する部分払いを請求する場合は、当該請求部分に係る業務について、下記の要件を満たすものとする。

- ① 業務の既済部分（工事完了の棟又は部分）に関する監督業務（監督記録等書類の整備を含む）が全て完了していること。（外壁修繕工事においては、2 (1)③ロに示す施工段階における完了確認を含む。）
- ② 既済部分の監理・監督記録（重点監督項目用）は、担当職員が工事書類や工事写真等で確認できるものとする。
- ③ 月別実施配員報告書等（配員の予定出来高及び実施出来高が分かる資料）、監理・監督記録（重点監督項目用）、業務処理結果報告書及び業務打合せ記録簿を提出し、担当職員の確認を受けること。

(8) 重要事項説明について

本業務を契約する場合、建築士法第 24 条の 7 に基づき契約前に本業務発注担当課に対し重要事項説明をおこなうものとする。説明者は管理建築士又はその建築士事務所に所属する建築士とし、必要事項を記載した「重要事項説明書」にて説明をおこなうものとする。様式については「一般社団法人日本建築士事務所協会連合会 (<http://www.njr.or.jp/>)」からダウンロードするものとする。

(9) 喫煙について

- ① 受託者は、団地内の屋外で喫煙を行う場合は、対象工事により設置された屋外喫煙所で喫煙を行うこと。
- ② 受託者は、対象工事により設置した監督員事務所内で喫煙を行う場合は、基準適合室内で喫煙を行うこと。また、団地内の住戸等を監督員事務所として使用する場合においても、同様に基準適合室内で喫煙を行うとともに隣戸への受動喫煙防止のため、ベランダ等での喫煙は行わないこと。

(10) 団地内の駐車場貸与について

団地内の有料駐車場の使用を希望する場合は、担当職員に申し出を行い、別途、住まいセンターと有料駐車場利用契約（月極）を締結すること。ただし、駐車場の稼働状況等によっては利用できない場合がある。

(11) 業務環境の改善について

本業務の実施にあたっては、業務環境の改善に取り組むウイークリースタンスを考慮するものとする。

ウイークリースタンスの実施にあたっては、**別紙 5**「ウイークリースタンス実施要領」及び「打合せ記録簿記載例」に基づき、担当職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

(12) 調査の協力

本業務の対象工事は、保全工事共通費等調査の対象工事である。当該調査は、工事受注者が別紙8に基づき調査票を作成するものであるが、受託者はその調査に協力するものとする。

(13) この仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、担当職員と協議すること。

以 上

【添付書類】

別記 1 資格基準

別記 2 工事概要書

別紙 1 工事監督業務委託共通仕様書(Ⅱ)

別紙 2 社会保険等未加入対策について受託者が実施又は協力する業務

別紙 3 配員計画等に係る留意点

別紙 4 「保全工事共通仕様書(令和5年度版)」の給排気筒養生等関連部分の運用について

別紙 5 ウイークリースタンス実施要領及び打合せ記録簿記載例

別紙 6 保全工事に係る監督員検査の実施時期の目安について

別紙 7 法令に基づく届出等チェックリストに係る作業フロー

別紙 8 共通費実態調査(建築編)実施要領

別紙 9 エレベーター設置工事の工事監理に関する事項

別紙 10 監督員検査行為 計画・実施チェックシート(土木造園)

別紙 11 監督記録(土木造園)

別紙 12 技術者変更承諾申請書等

別冊 1 保全工事監理ハンドブック(令和2年度版)

別冊 2 保全工事安全管理計画書チェックリスト 巡回点検マニュアル(令和2年版)

別冊 3 工事監督業務「様式集」(保全工事)令和7年12月版

別冊 4 検査行為の立会い・確認頻度

資格基準

職種	職階	資格基準
建築	管理技術者	次の1～2のうち、いずれかの資格を満たすこと 1 一級建築士の資格取得後に、5年以上の実務経験を有しかつ業務の統括管理を5年以上継続して行ったことがある者 2 職歴、経歴等により1と同等の能力を有すると認められる者
	主任監理員	次の1～2のうち、いずれかの資格を満たすこと 1 一級建築士の資格を有する者 2 職歴、経歴等により1と同等の能力を有すると認められる者
	監理員	1 主任監理員の資格基準には該当しないが、相当の能力を有すると認められる者
電気	管理技術者	次の1～2のうち、いずれかの資格を満たすこと 1 設備設計一級建築士、建築設備士、技術士（電気電子部門）、電気工事施工管理技士（1級）、電気主任技術者のいずれかの資格取得後に、2年以上の実務経験を有しかつ業務の統括管理を2年以上継続して行ったことがある者 2 職歴、経歴等により1と同等以上の能力を有すると認められる者
	主任監理員	次の1～2のうち、いずれかの資格を満たすこと 1 設備設計一級建築士、建築設備士、技術士（電気電子部門）、電気主任技術者、電気工事施工管理技士（1級、2級）のいずれかの資格を有する者 2 第一種電気工事士の資格取得後2年以上又は第二種電気工事士の資格取得後2年以上の実務経験を有する者
	監理員	1 主任監理員と同等の資格又は大学卒業後5年以上の電気設備に関する実務経験を有する者又は高校卒業後10年以上の電気設備に関する実務経験を有する者
機械	管理技術者	1 設備設計一級建築士、建築設備士、技術士（衛生工学部門）、管工事施工管理技士（1級）のいずれかの資格取得後に、2年以上の実務経験を有しかつ業務の統括管理を2年以上継続して行ったことがある者
	主任監理員	1 設備設計一級建築士、建築設備士、技術士（衛生工学部門）、管工事施工管理技士（1級又は2級）、設備士（空気調和衛生工学会）のいずれかの資格を有する者
	監理員	1 主任監理員と同等の資格又は大学卒業後5年以上の機械設備に関する実務経験を有する者又は高校卒業後10年以上の機械設備に関する実務経験を有する者
土木造園	主任監理員	次の1～3のうち、いずれかの資格を満たすこと 1 1級（土木又は造園）施工管理技士の資格を有する者 2 原則として、2級（土木又は造園）施工管理技士の資格取得後4年以上の実務経験を有する者 3 職歴、経歴等により1と同等以上の能力を有すると認められる者

工 事 概 要 書

団地コード：295

工 事 名 称	08－落合第二団地中層EV設置その他工事	
施 工 場 所	神戸市須磨区南落合2丁目2番	
工 事 概 要	S57(1982)～S58(1983)年度 管理開始 3棟5階建 110戸（他付属棟含む）	
	・中層エレベーター設置工事一式	
	・エレベーター工事に伴う外構工事一式	
工 期	令和8年6月11日 ～ 令和10年3月15日 (工事日数： 644 日)	

- 位置図及び工事区域 -



棟番号	階数	戸数	EV設置基数
508号棟	5	40戸	4基
509号棟	5	40戸	4基
512号棟	5	30戸	3基
計	-	110戸	11基
備考	上記の他、範囲内の付属建物を含む。		

凡例

■ 対象住棟
■ 団地配置図



工事監督業務共通仕様書（Ⅱ）

（適用）

第1条 この仕様書は、独立行政法人都市再生機構が工事監督業務を委託する場合における受託者が行う工事監督業務について適用する。

（受託者）

第2条 受託者は、この仕様書に基づいて受託者の職員に的確に工事監督を行わせなければならない。

2 受託者は、工事監督の実施のため管理技術者、主任監理員及び監理員を定めなければならない。

3 受託者は、管理技術者、主任監理員及び監理員を決定し、又は変更した場合は書面をもって、その者の氏名、年齢、職歴及び業務に関する資格を契約書に定める担当職員（以下「担当職員」という。）に通知しなければならない。

4 受託者は、この仕様書に定めるものの他、必要があるときは工事受注者に対して的確な指示を与え、重要な事項については担当職員への報告又は担当職員との協議をしなければならない。

（管理技術者）

第3条 管理技術者は、仕様書に示された業務の適正な履行を確保するために主任監理員及び監理員を指揮監督し、業務を総括掌理しなければならない。

2 管理技術者は、工事監督業務の実施に当たり、「業務実施計画書」を作成し、担当職員に提出して承諾を得なければならない。

3 管理技術者は、別途定める様式により「業務処理結果報告書」を作成し、担当職員の要求があったときは、遅滞なく、これを提出して、業務処理結果状況の確認を受けなければならない。

4 管理技術者は、契約書、図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下これらの図書及び仕様書を「設計図書」という。）の内容について熟知し、かつ、工事現場の状況に精通しておかななければならない。

5 管理技術者は、常に工事受注者及び地元の関係に留意し、その間に諸種の問題を起ささないよう配慮しなければならない。

（主任監理員及び監理員）

第4条 主任監理員は、工事の状況に精通し各工事の進捗よくに留意し、工事が円滑に施工されるように務めなければならない。

2 主任監理員は、監督業務の実施に当たって監理員を指揮監督し、常に工事受注者に対し的確な指示を与え、又は遅滞なく所要の手続きをとり、重要な事項については、管理技術者に報告しその指示を受けなければならない。

3 監理員は、主任監理員の指示するところに従って監督業務を行い、監督状況を主任監理員に報告しなければならない。

（監督の技術的基準）

第5条 監督を行うに当たって必要な技術的基準については、別に定めるところによる。

(下請負)

第6条 主任監理員は、工事受注者が工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、別に定めるところにより下請負人（受託者を含む。以下同じ。）の名称その他必要な事項をあらかじめ通知することを工事受注者に請求しなければならない。

2 主任監理員は、前項の規定により工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「下請負」という。）について工事受注者から通知を受けたときは、その内容を管理技術者に報告しなければならない。

3 主任監理員は、下請負の範囲又は下請負者が工事の施工又は管理につき不相当と認めたときは、その理由を付して管理技術者に報告しなければならない。

4 管理技術者は、下請負の範囲又は下請負者が工事の施工又は管理につき不相当と認めたときは、理由を付して担当職員に報告しなければならない。

(施工体制台帳)

第7条 主任監理員は、工事受注者から施工体制台帳の提出を受けたときは、その内容、現場把握のうえ、管理技術者に報告しなければならない。

2 管理技術者は、前項の報告を受けたときは、担当職員に報告しなければならない。

(現場代理人等)

第8条 主任監理員は、工事受注者から現場代理人並びに工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる専任の主任技術者（監理技術者）及び専門技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）（以下「現場代理人等」という。）について通知を受けたときは、管理技術者に報告しなければならない。

2 主任監理員は、工事受注者の現場代理人等又は現場代理人等でない工事受注者の使用者若しくは労務者について、工事の施工又は管理につき不相当であると認める者があるときは、その理由を付して管理技術者に報告しなければならない。

3 管理技術者は、第1項の規定により主任監理員から報告を受けた場合は、担当職員に報告しなければならない。

4 管理技術者は、第2項の規定により主任監理員から報告を受けた場合は、理由を付して担当職員に報告しなければならない。

(現場に関する書類等)

第9条 管理技術者は、その職務に応じて、次の各号に掲げる書類等を工事現場に備え付け、これを整備しておくものとする。

一 契約に関する書類

イ 工事請負契約書写し（契約工程表を含む。）

ロ 設計図書

ハ 請負代金内訳書

ニ 現場代理人等届

ホ 履行報告

ヘ 火災保険及び建設業退職金等に関する書類

二 工事施工状況に関する書類

- イ 技術者名簿に関する書類
- ロ 施工体制台帳、施工体系図
- ハ 工事カルテに関する書類
- ニ 工事計画書、施工計画書（実施工程表を含む。）
- ホ 各種施工図等
- ヘ 施工管理記録、工事写真に関する書類
- ト 主要材料に関する書類
- チ 試験に関する書類
- チ 再生資源利用計画、再生資源利用促進計画等に関する書類

三 その他必要な書類

- 2 前項第2号及び第3号に掲げる書類の記録の方法等は、別に定めるところによる。

（工事カルテ作成・登録）

第10条 主任監理員は、工事受注者が作成した工事カルテの内容を確認したときは遅滞なく、管理技術者に報告しなければならない。

- 2 管理技術者は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく、担当職員に報告しなければならない。

（工事施工計画）

第11条 主任監理員は、工事受注者から提出される工事施工計画について、関連する工事及び地元関係に留意して、その内容を検討し、管理技術者に報告しなければならない。

- 2 管理技術者は、前項の報告を受けたときは、担当職員に報告しなければならない。

（関連工事の調整）

第12条 主任監理員は、工事受注者の施工する工事及び他の工事受注者の施工する工事が施工上関連する場合において、その施工について調整を行う必要があるときは、管理技術者に報告し指示を受けなければならない。

- 2 管理技術者は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく、担当職員に報告し指示を受けなければならない。

（工事着工日の報告）

第13条 主任監理員は、工事受注者が着工したことを確認したときは、遅滞なく、管理技術者に報告しなければならない。

- 2 管理技術者は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく、担当職員に報告しなければならない。

（工事の促進）

第14条 主任監理員は、工事受注者から提出された実施工程表に基づき、常に工事の工程に注意し、工事受注者に対し工事の促進に係る指示を与えなければならない。

- 2 主任監理員は、工事の進捗状況を管理技術者に報告しなければならない。
- 3 主任監理員は、工事が遅延するおそれがあるときは、その状況について管理技術者に報告しなければならない。

4 管理技術者は、前2項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、遅滞なく、担当職員に報告しなければならない。

(設計図書)

第15条 主任監理員は、工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したとき又はその事実につき工事受注者から書面をもって通知を受けたときは、直ちに、調査を行い管理技術者に報告し、指示を受けなければならない。

- 一 設計図書と工事現場の状態とが一致しないこと。
- 二 設計図書の表示が明確でないこと。(図面と仕様書が交互符合しないこと及び設計図書に誤り又は脱漏があることを含む。)
- 三 工事現場の地質、ゆう水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違すること。
- 四 設計図書で明示されていない施工条件について、予測することのできない特別の状態が生じたこと。

2 管理技術者は、前項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、担当職員に報告し、指示を受けなければならない。

(施工図)

第16条 主任監理員は、工事受注者から設計図書に基づいて作成した施工に必要な細部設計図、原寸図等の提出を受けたときは、これを確認し管理技術者に報告しなければならない。

2 管理技術者は、前項の報告を受けたときは、担当職員に報告しなければならない。

(材料確認)

第17条 主任監理員は、工事に使用する材料(貸与品及び支給品を含む。以下同じ。)のうち、設計図書において監督員の確認等を受けて使用すべきものと指定されたものにあつては、品質、数量等について使用前に確認し、その結果を管理技術者に報告しなければならない。

2 管理技術者は、前項の規定により、主任監理員から報告を受けたときは、担当職員に報告しなければならない。

3 主任監理員は、第1項の規定による検査の結果、不適合と決定した材料を遅滞なく工事現場から搬出させ、適合と決定した材料は承諾を得ることなく搬出させてはならない。

4 主任監理員は、工事に使用する材料の保管については、周囲の状況、品質等に応じ工事受注者に適切な管理をさせなければならない。

(施工検査)

第18条 主任監理員は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、工事受注者の申出に応じ、遅滞なく、立会い又は段階検査を行わなければならない。

2 主任監理員は、前項の申出を受けた場合において立会い又は段階検査を行いたい正当な理由があるときは、直ちに、管理技術者に報告しその指示を受けた上、工事受注者に対し適切な処置をとるべきことを指示しなければならない。

3 管理技術者は、前項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、事前に担当職員に報告し、承諾を得たのち主任監理員に指示を与えなければならない。

(破壊検査)

第19条 主任監理員は、工事受注者が指示に反して第17条第1項に規定する確認等又は前条に規定する立会い若しくは段階検査を受けずに施工した場合で破壊検査の必要があると認めるときは、管理技術者に報告しその指示を受けなければならない。

2 管理技術者は、前項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、破壊検査の必要の有無について検討し、その内容を事前に担当職員に報告し承諾を得たのち、主任監理員に指示を与えなければならない。

(改造請求)

第20条 主任監理員は、工事の施工が設計図書に適合しないと認められるときは、工事受注者に対しその改造を請求し、その措置について管理技術者に報告しなければならない。

(工期の延長)

第21条 主任監理員は、工期延長の必要があると認めるとき又は工事受注者から工期延長の申請を受けたときは、速やかに、理由を付して管理技術者に報告しなければならない。

2 管理技術者は、前項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、遅滞なく、理由を付して担当職員に報告しなければならない。

(工事の変更)

第22条 主任監理員は、工事を変更し、又は一時中止し、若しくは打ち切る必要があると認めるとき又は工事受注者から申出があったときは、速やかに、理由を付して管理技術者に報告しなければならない。

2 管理技術者は、前項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、速やかに、理由を付して担当職員に報告しなければならない。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第23条 主任監理員は、工事受注者から工事請負契約書中「賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更」の規定に基づき請負代金額の変更の請求があったときは、直ちに、管理技術者に報告しなければならない。

2 管理技術者は、前項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、直ちに、その旨を担当職員に報告しなければならない。

3 主任監理員は、工事受注者から第1項の規定による請求があった日から起算して14日以内に別に定めるところにより残工事量を査定し、その結果を管理技術者に報告しなければならない。

4 管理技術者は、前項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、直ちに、その結果を担当職員に報告しなければならない。

(解体材、発生材等)

第24条 主任監理員は、解体材、発生材、文化財、その他工事上支障となる障害物件（以下「解体材、発生材等」という。）が生じたときは、工事受注者から提出させた調書を付して管理技術者に報告し、その指示を受けなければならない。

2 管理技術者は、前項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、担当職員に報告し、その指示を受けなければならない。

3 主任監理員は、前項の指示があるまで、解体材、発生材等について工事受注者に適切に管理をさせなければならない。

(建設副産物)

第25条 主任監理員は、工事受注者から提出された再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画についてその内容を確認のうえ、管理技術者に報告しなければならない。

2 管理技術者は、前項の報告を受けたときは、担当職員に報告しなければならない。

(検査時の措置)

第26条 主任監理員は、工事受注者から部分払いの請求のための確認を求められたときは、遅滞なく、当該請求に係る工事の出来形部分等について確認を行い管理技術者に報告しなければならない。

2 主任監理員は、工事受注者から工事が完成した旨の通知を受けたときは、遅滞なく、工事が完成していることを確認して、管理技術者に報告しなければならない。

3 主任監理員は、検査の実施に立ち会わなければならない。

4 主任監理員は、完成検査の結果、検査員から補修又は改造を工事受注者に命じた旨の通知を受けた場合は、その補修又は改造の履行について監督しなければならない。

5 主任監理員は、工事受注者から前項の補修又は改造が完了した旨の通知を受けたときは、遅滞なく、補修又は改造が完了したことを確認して管理技術者に報告しなければならない。

6 管理技術者は、第1項、第2項又は第5項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、工事受注者から提出された書類を添付して、直ちに、担当職員に報告しなければならない。

(臨機の措置)

第27条 主任監理員は、災害防止その他施工上工事受注者に臨機の措置をとらせる必要があると認められるときは、直ちに、意見を付して管理技術者に報告しなければならない。

2 管理技術者は、前項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、遅滞なく、その必要の有無について検討し、意見を付して担当職員に報告し、その承諾を得なければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は自己の判断で指示し、その措置について担当職員に報告しなければならない。

3 主任監理員は、工事受注者から災害防止等のためにとった臨機の措置について報告を受けたときは、直ちに、その状況を調査確認し管理技術者に報告しなければならない。

4 管理技術者は、前項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、遅滞なく、その状況を担当職員に報告しなければならない。

(天災その他不可抗力による損害)

第28条 主任監理員は、天災その他の不可抗力により損害を生じたときは、直ちに、その状況を調査し管理技術者に報告しなければならない。

2 管理技術者は、前項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、遅滞なく、担当職員に報告しなければならない。

3 主任監理員は、工事受注者から天災その他の不可抗力により、工事の出来形部分、工事仮設物、現場搬入済みの工事材料又は建設機械器具に損害を生じた旨の通知を受けたときは、直ち

に、調査を行いその損害の状況を確認し、管理技術者に報告しなければならない。

- 4 管理技術者は、前項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、遅滞なく、その損害の状況を担当職員に報告しなければならない。

(工事目的物の損害)

第29条 主任監理員は、工事目的物又は工事材料について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害について必要と認めたときは、速やかに、その状況を管理技術者に報告しなければならない。

- 2 管理技術者は、前項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、遅滞なく、その事実を担当職員に報告しなければならない。

(第三者に及ぼした損害等)

第30条 主任監理員は、工事の施工に伴い工事現場周辺の住民その他の第三者に損害が生じたとき又は工事現場周辺の住民その他の第三者との間に紛争が生じたときは、直ちに、その状況を調査し管理技術者に報告しなければならない。

- 2 管理技術者は、前項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、遅滞なく、担当職員に報告しなければならない。

(契約履行等についての危惧)

第31条 管理技術者は、工事受注者が行う契約の履行について疑念が生じたときは、速やかに、担当職員にその理由を調査し報告しなければならない。

社会保険等未加入対策について受託者が実施又は協力する業務

業務対象工事における社会保険等未加入対策について、受託者が総括監督員に協力する内容は、下記のとおりとする。

なお、これらの業務については総括監督員が自らの責任において、工事受注者への通知、契約担当課への書面の送付及びその他必要な業務を実施する。

1 共通事項

- (1) 工事受注者から提出された施工体制台帳及び添付書類に記載された全ての建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に定める建設業許可を受けている建設業者をいう。）について、次の各号に掲げるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない社会保険等未加入建設業者（以下「未加入業者」という。）に該当するか否かを確認する。
 - イ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
 - ロ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
 - ハ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務
- (2) 最終的に工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項の規定違反と判断された未加入業者に対しては、当該建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金を確認できる書類を提出させ、総括監督員に送付する。

2 1 次下請負人に未加入業者が確認された場合

- (1) 1 次下請負人に未加入業者が確認された場合、総括監督員に速やかに報告し、あわせて当該未加入業者の下請契約書、施工体制台帳及び施工体系図の写しを総括監督員に送付する。
- (2) (1) に併せて工事受注者に対し、当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければならない特別の事情を記載した書面（以下「特別事情申請書」という。）「社会保険等未加入関係書式（別添様式 1）」を速やかに提出するよう書面で通知すること。

その際、特別事情申請書によっても、機構が当該建設業者を下請人としなければ工事の施工が困難となること等の特別の事情が認められない場合、工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反することとなる旨を併せて通知する「社会保険等未加入関係書式（別添様式 2）」。
- (3) 工事受注者から受託者に特別事情申請書が提出された場合、総括監督員へ特別事情申請書を送付する。
- (4) (3) の手続後、機構が特別の事情を有しないと認め通知を行った場合にあつて、工事工期内（受託者と委託者間の契約における工期をいう。（6）において同じ。）かつ特別事情申請書の提出期限後においても、工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反している状態が継続している場合、受託者は「一定の期間^{※1}」を定めて、工事受注者に対し社会保険等未加入建設業者が届出の義務を履行した事実を確認することができる書類（以下「確認書類^{※2}」という。）を契約担当課に提出するよう改善の指示を行う。
- (5) (3) の手続後、機構が特別の事情を有すると認めた場合、その旨を通知するとともに、一定の期間を指定し、その期間内に確認書類を契約担当課に提出するよう工事受注者に請求する。また、一定の期間内に工事受注者から確認書類が提出されなかった場合には、工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反すること及び違約罰を請求する旨を併せて書面で通知する。
- (6) (5) の場合にあつて、工事工期内かつ確認書類の提出期限後においても、工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反している状態が継続している場合には、受託者は再度一定の期間を定めて、工事受注者に対して確認書類を契約担当課に提出するよう指示を行う。

3 2次下請負契約以下の下請負人に未加入業者が確認された場合

- (1) 2次下請負契約以下の下請負人に未加入業者が確認された場合、総括監督員に速やかに報告し、あわせて施工体制台帳及び再下請負通知書（当該未加入業者に係る部分に限る）の写しを総括監督員に送付する。
- (2) (1)に併せて工事受注者に対し、当該下請負人に社会保険等に加入することを指導するよう書面にて通知するとともに、当該通知を行った日から 30日^{※3}以内に、確認書類又は特別事情申請書を契約担当課に提出するよう指示を行う。
この際、当該期間内に確認書類が提出されず、かつ、特別の事情を有すると認められなかった場合には、工事請負契約第7条の2第1項の規定に違反することとなる旨を併せて通知する。
- (3) (2)の手続後、当該期間内に確認書類が提出されず、工期内において、工事請負契約書第7条の2第1項の規定に違反している状態が継続している場合には、受託者は再度一定の期間を定めて、工事受注者に対して確認書類を契約担当課に提出するよう改善の指示を行う。
- (4) 上の(2)の手続後、工事受注者から受託者に特別事情申請書が提出された場合、総括監督員へ特別事情申請書を送付する。
- (5) 上の(4)の手続後、機構が特別の事情を有しないと認め通知をおこなった場合であって、工期内かつ当該通知後においても、工事請負契約書第7条の2第1項の規定に違反している状態が継続している場合には、受託者は再度一定の期間を定めて、工事受注者に対して確認書類を契約担当課に提出するよう改善の指示を行う。
- (6) 上の(4)の手続後、特別の事情を有すると認めた場合、契約担当課は、受託者に対して、当該特別の事情を有すると認めた旨を通知するとともに、当該下請負人に社会保険等に加入することを指導するよう求めるものとする。

また、一定の期間内に工事受注者から確認書類が提出されなかった場合には、工事請負契約書第7条の2第1項の規定に違反すること及び違約罰を請求する旨を併せて書面で通知する。

※1 一定の期間とは、未加入である社会保険等の加入手続きに最低限必要な期間をいい、概ね30日とする。

※2 確認書類は、下記に示すいずれかの書面とする。

① 健康保険・厚生年金保険の確認書類

- ・ 「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し
- ・ 「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し
- ・ 「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し

② 雇用保険の確認書類

- ・ 「雇用保険」領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し
- ・ 「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）の写し

※3 受託者が当該下請負人に適切に加入指導を行っているなど、相当の理由があると機構が認める場合は、機構は確認書類又は特別事情申請書の提出期間を30日から60日（当該下請負人が、2次下請負人（1次下請負人が、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせる場合における当該他の建設業を営む者をいう。）以下の下請負人のときは90日）に延長することができるものとする。

以上

別添様式 1

特別事情申請書

令和〇年〇月〇日

独立行政法人都市再生機構〇〇本部等

本部長 〇〇 〇〇 殿

住 所

商 号

代表者

印

当該下請契約を締結した特別な事情

別添様式2

下請負契約理由確認通知書

令和〇年〇月〇日

住 所

商 号

代表者

殿

独立行政法人都市再生機構〇〇本部等
本部長 〇〇 〇〇

令和〇年〇月〇日付けで提出された施工体制台帳により、下請負者が社会保険等未加入建設業者であることを確認いたしましたので、当該下請契約を締結した具体的な理由を記載した書面を令和〇年〇月〇日までに、ご提出していただきますようお願いいたします。

なお、特別の事情があると認められない場合は、令和〇年〇月〇日付で締結した工事請負契約書第7条の2第1項の規定に違反することとなります。

以 上

配員計画等に係る留意点

監督員の配員計画策定等にあたり、以下の点にご留意願います。

1 監督員配員の適正化<外壁修繕工事及びエントランス改修工事>

団地内工事における工事監督業務は、団地内工事という性格上、工事の品質管理のみならず、不定期に発生するお客様対応等も重要な業務となります。

そのため、仕様書記載の参考配員数につきましては、現場を確認する機会をより多く設けるために、足場設置から足場解体までの期間、平均すると週3日程度（低入札工事の場合は週4日程度）の配員※となるよう定めております。

※ 足場設置期間中、全ての週において3日程度（低入札工事の場合は4日程度）の配員を依頼するという意味ではありません。工事進捗に応じ、配員の濃淡をつけるなど柔軟な計画を立ててください。（下記3参照）

配員計画策定にあたっては、同日に複数の監督員を配員するのではなく、極力配員を分散していただきますよう、お願いいたします。

また、対象工事が複数の場合は、対象工事毎に各々異なる監理員を配置し、かつ、複数配員して二重に確認、照合できる体制としてください。これによりがたい特別な事情がある場合は、別途協議します。

2 監督員配員の適正化<窓・建具改修工事/屋根断熱防水工事>

団地内工事における工事監督業務は、団地内工事という性格上、工事の品質管理のみならず、不定期に発生するお客様対応等も重要な業務となります。

そのため、仕様書記載の参考配員数につきましては、現場を確認する機会をより多く設けるために、足場設置から足場解体までの期間、平均すると週1～3日程度の配員※となるよう定めております。

※ 足場設置期間中、全ての週において1～3日程度の配員を依頼するという意味ではありません。工事進捗に応じ、配員の濃淡をつけるなど柔軟な計画を立ててください。（下記3参照）

配員計画策定にあたっては、同日に複数の監督員を配員するのではなく、極力配員を分散していただきますよう、お願いいたします。

また、対象工事が複数の場合は、対象工事毎に各々異なる監理員を配置し、かつ、複数配員して二重に確認、照合できる体制としてください。これによりがたい特別な事情がある場合は、別途協議します。

3 工事の進捗に応じた柔軟な対応

監督業務の配員は、工事監理を行う工事に対する業務量等により決定します。工事がなかなか進捗しないにもかかわらず過剰に配員を行うなど、工事の進捗に合わない配員を行い、その結果、配員が不足した場合にも追加配員を行うことはできません。工事の進捗に応じて、柔軟

な配員計画をお願いいたします。

4 工期延期がわかった段階で工務担当者に連絡

工期変更や追加工事の発生などがある場合には、その後の配員計画や変更契約について協議が必要となります。工期変更等がわかった段階で工務担当者へ速やかにご連絡ください。(履行期間終了日の45日前を目安)

5 その他

- (1) 主任監理員又は監理員のいずれかは、保全工事の監督業務経験を有する者としてください。
- (2) 管理技術者と主任監理員を兼務するときは、管理技術者兼主任監理員届を提出してください。
- (3) パソコンを用いて、メール、ワープロ、表計算ソフトを操作することができ、工事受注者や担当職員と書類等のやり取りができる者を配置してください。
- (4) 仮設足場を昇り降りして施工状況を確認できる者を配置してください。

以 上

「保全工事共通仕様書（令和5年度版）」の給排気筒養生等関連部分の運用について、外壁修繕工事等における給排気筒養生の関連項目について、以下のとおりの運用とする。

	改正（下線部追加）	現行
「本文」 総則編	<p>1. 2. 4 施工中の安全確保</p> <p>15 給排気筒の取扱いは次によるものとし、ガス器具の不完全燃焼防止の対策を講じる。</p> <p>(1) 給排気筒、給排気口及び給湯器本体等ガス燃焼機器類は、養生等で塞いではならない。</p> <p>(2) 作業中に給排気筒に付いた汚れは速やかに除去する。</p> <p><u>(3) 養生指導会を開催し、養生作業に対し、給排気筒の養生に関する危険性及び禁止行為等の講習を行い、周知徹底を図る。</u></p> <p><u>(4) 養生指導を受講した作業者に対し受講済みである証明として「腕章」等を交付し管理すること。「腕章等」をしていない作業者には養生作業を行わせてはならない。</u></p>	<p>1. 2. 4 施工中の安全確保</p> <p>15 給排気筒の取扱いは次によるものとし、ガス器具の不完全燃焼防止の対策を講じる。</p> <p>(1) 給排気筒、給排気口及び給湯器本体等ガス燃焼機器類は、養生等で塞いではならない。</p> <p>(2) 作業中に給排気筒に付いた汚れは速やかに除去する。</p>
「重点監督要領」 建築 【一般共通事項】	<p>2 安全対策の確認</p> <p>○「労働安全衛生法」その他関係法令等に 従い、災害及び事故の防止に努めている ことを確認する。</p> <p>○「手すり先行工法に関するガイドライン」 に基づく足場の設置を確認する。</p> <p>○給排気筒、給排気口及び給湯器本体等ガ ス燃焼機器類の養生に関する養生指導 会の資料及び養生指導会の実施を確認 する。</p> <p>○養生指導会を受講した証明である「腕章 等」を作業員が着用していることを確認 する。</p> <p>○給排気筒、給排気口及び給湯器本体等ガ ス燃焼機器類が養生で塞がれていない か確認する。</p>	<p>2 安全対策の確認</p> <p>○「労働安全衛生法」その他関係法令等に 従い、災害及び事故の防止に努めている ことを確認する。</p> <p>○「手すり先行工法に関するガイドライン」 に基づく足場の設置を確認する。</p> <p>○給排気筒、給排気口及び給湯器本体等ガ ス燃焼機器類の養生に関する養生指導 会の資料を確認する。</p> <p>○養生指導会を受講した証明である「腕章 等」を作業員が着用していることを確認 する。</p> <p>○給排気筒、給排気口及び給湯器本体等ガ ス燃焼機器類が養生で塞がれていない か確認する。</p>

ウイークリースタンス実施要領

1 目的

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）第 22 条に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」を踏まえ、建設コンサルタント業務等における受発注者の業務環境を改善し、業務成果の品質が確保されるよう適正な業務執行を図ることを目的とする。

2 取組内容

- (1) 業務の実施に当たり、適切な作業時間を確保するほか、就業環境や業務特性等を勘案した上で、原則として以下の項目（1 週間における仕事の進め方の相互ルール）について受発注者間で設定する。
 - ① 休日明け日（月曜日等）を依頼の期限日としない。
 - ② 水曜日は定時の帰宅を心掛ける。
 - ③ 休暇が取れるように休前日（金曜日等）は新たな依頼をしない。
 - ④ 昼休みや 17 時以降の打合せは行わない。
 - ⑤ 定時間際、定時後の依頼をしない。
 - ⑥ その他、業務環境改善に関わる取組みを任意に設定する（web 会議の積極的な活用等）。
- (2) 業務履行期間中であっても、受発注者間で確認・調整の上、必要に応じ、設定した取組内容を見直すことができる。
- (3) (1)によらず、やむを得ず受注者に作業依頼を行う場合には、担当職員から管理技術者に対して依頼内容とその理由を明確に指示する。
- (4) 緊急事態対応（災害対応等）については、取組みの対象外とする。

3 進め方

- (1) 初回打合せ時に取組内容を受発注者間で確認・調整の上、設定する。取組期間については、初回打合せ時から履行期間末までを原則とする。
- (2) 受託者は、設定した取組内容を打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- (3) 成果物納入時の打合せ時に実施結果、効果、改善点等を受発注者双方で確認し、打合せ記録簿に整理する。

以 上

打合せ記録簿記載例

対象業務：〇〇団地〇〇工事監督業務 受託者 ：〇〇監督事務所

1 初回打合せ時

ウイークリースタンス取組内容

取組内容	特記事項 ^{※2}	実施 ^{※3}
①休日明け日（月曜日等）を依頼の期限日としない。		■
②水曜日は定時の帰宅を心掛ける。		■
③休暇が取れるように休前日（金曜日等）は新たな依頼をしない。		■
④昼休みや17時以降の打合せは行わない。		■
⑤定時間際、定時後の依頼をしない。		■
⑥その他の項目 ^{※1}		—

※1 ①～⑤以外で取り組む内容がある場合に記入する

※2 曜日・時間等の取組内容を変更する場合等に記入する

※3 実施する項目を「■」とする。

2 成果品納品時

ウイークリースタンス取組内容及び実施結果

取組内容	対象	実施結果 ^{※4}	実施できなかった理由
①休日明け日（月曜日等）を依頼の期限日としない。	■		
②水曜日は定時の帰宅を心掛ける。	■		
③休暇が取れるように休前日（金曜日等）は新たな依頼をしない。	■		
④昼休みや17時以降の打合せは行わない。	■		
⑤定時間際、定時後の依頼をしない。	■		
⑥その他の項目	—		

※4 「実施できた」「どちらかというと実施できた」「どちらかというと実施できなかった」「実施できなかった」から選択する。「実施できた」以外を選択した場合、実施できなかった理由の欄に入力する。

効果・改善点等 ^{※5}

※5 ウイークリースタンスに取り組んで業務環境は改善されたか、改善内容（（例）残業が減少し、業務に余裕が出来た）などを記入する。

<建築>

1. (外壁修繕工事)

1. 対象工事	技術監理部が監理する外壁修繕工事	
2. 監督員検査の実施時期	仮設足場が設置された状態で外壁下地補修が概ね完了し、外壁上塗りが施工されている時期。	
3. 監督員検査の対象範囲	外壁下地補修完了段階、外壁仕上完了段階の中から抜き取りを行い、監督員検査の対象範囲とする。	

2. (耐震改修工事・窓建具改修工事)

1. 対象工事	技術監理部が監理する耐震改修工事	技術監理部が監理する窓建具改修工事
2. 監督員検査の実施時期	耐震壁配筋時期	モデル施工実施時期
3. 監督員検査の対象範囲	耐震壁、耐震ブレス、炭素繊維巻、耐震スリットの各工程段階から抜き取りを行い、対象範囲とする。	窓建具改修工事の各工程段階から抜き取りを行い、対象範囲とする。

3. (屋根防水修繕工事)

1. 対象工事	技術監理部が監理する屋根防水修繕工事	
2. 監督員検査の実施時期	仮設昇降足場が設置された状態で既存防水層撤去が完了し、部分的に新規防水工事が完了している時期	
3. 監督員検査の対象範囲	新規防水工事の各工程段階、既存防水層撤去完了段階の中から抜き取りを行い、監督員検査の対象範囲とする。	

※保全建築工事の監督員検査は原則1回とする。ただし、複数団地をまとめて発注している工事等においては、必要に応じ2回目を実施するものとする。
 指導内容や設計図書に定める品質管理の履行が不十分と総括監督員が判断し要請があった場合は、UR検査員による指導検査を追加実施するものとする。

<電気>

1. (保全電気工事)

1. 対象工事	技術監理部が監理する保全電気工事（自家用修繕・LED化・インターホン修繕・電灯幹線修繕・エレベーター修繕等）	
2. 監督員検査の実施時期	監督員検査は実施しない。（監督員は、保全工事共通仕様書に定められた保全工事重点監督要領による重点監督項目により施工品質等を確保するために重点的に監督を行い、確認結果を記録しUR担当の確認を受ける他、UR担当によるモデル施工を適宜実施する。）	
3. 監督員検査の対象範囲	-	

※指導内容や設計図書に定める品質管理の履行が不十分と総括監督員が判断し要請があった場合は、UR検査員による指導検査を追加実施するものとする。

<機械>

1. (屋内給水管（共用）修繕工事・屋外給水管修繕工事・直結増圧化工事等)

1. 対象工事	技術監理部が監理する屋内給水管（共用）修繕工事・屋外給水管修繕工事・直結増圧化工事等	
2. 監督員検査の実施時期	施工計画書等の提出書類及び先行住棟（団地）で工事が着手した時期	
3. 監督員検査の対象範囲	施工計画書等の確認及び各タイプの先行（モデル）配管が設計図書（施工図）のとおり施工されているか否かの確認を行うとともに、必要に応じて次段階以降における施工上の指導・注意を行い、監督員検査の対象範囲とする。	

1に関する監督員検査は原則1回とする。ただし、複数団地をまとめて発注している工事等においては、必要に応じ2回目を実施するものとする。
 指導内容や設計図書に定める品質管理の履行が不十分と総括監督員が判断し要請があった場合は、UR検査員による指導検査を追加実施するものとする。

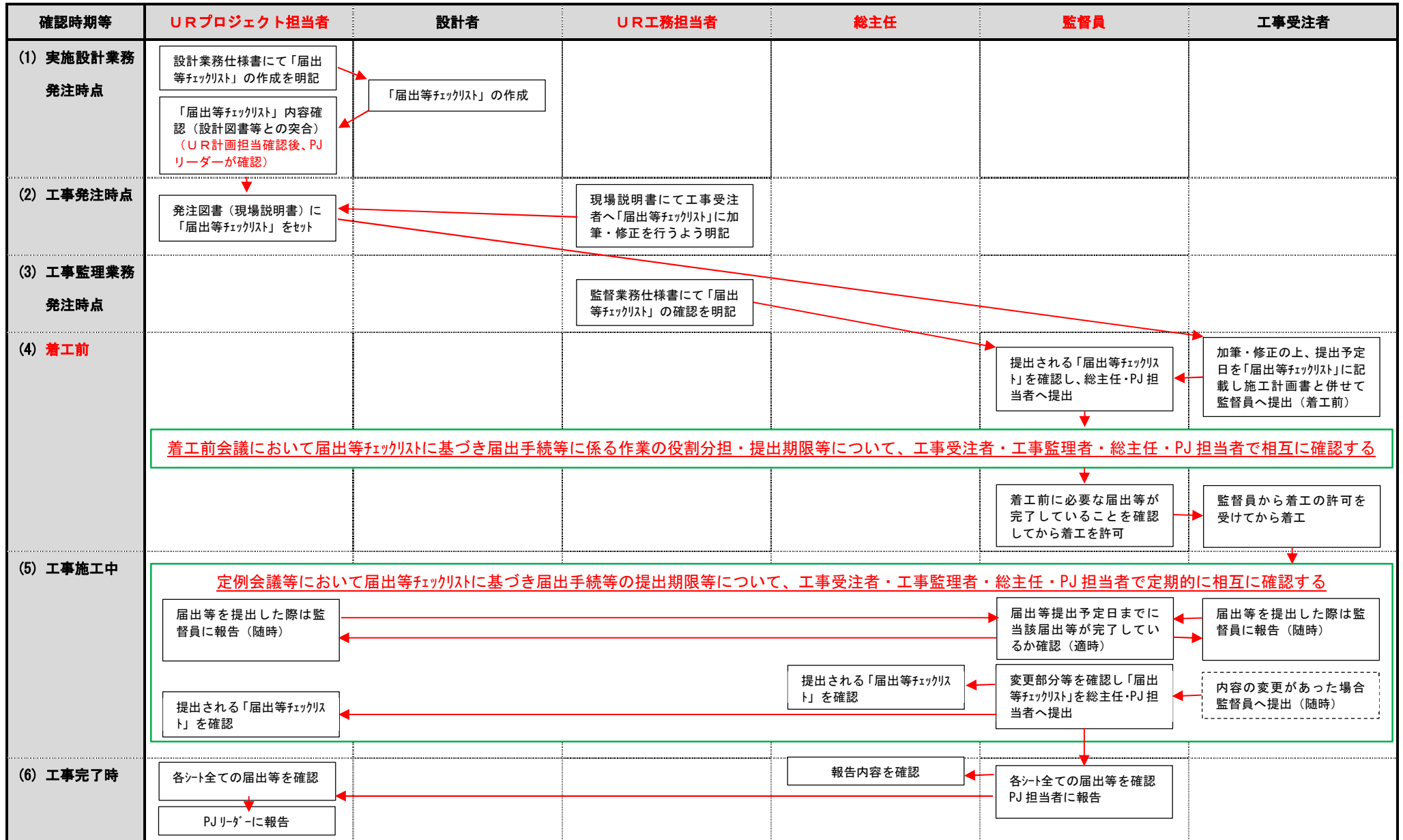
■監督員検査のエントリーについて

翌月の監督員検査を希望する場合、監督業務受託者は担当総主任へ検査日程を連絡する。

当月5日（5日が休業日の場合は翌営業日）迄に担当総主任は連絡員を通じ企画第1・2課（検査チームに検査計画表を提出し情報を共有する。

検査日の変更及び取り消しは随時受付可とする。

法令等に基づく届出等チェックリストに係る作業フロー図



参考：ご契約後にExcelデータをお渡しさせていただきます。

共通費実態調査（建築編） 実施要領

1. 共通費実態調査の趣旨

この調査は、UR都市機構が発注した保全工事において、以下の施工実態の把握を目的に行うものです。

- ① 適正な工事費算定に資する資料としての共通費の把握
- ② 適正な工事工期算定に資する資料としての作業日数の把握

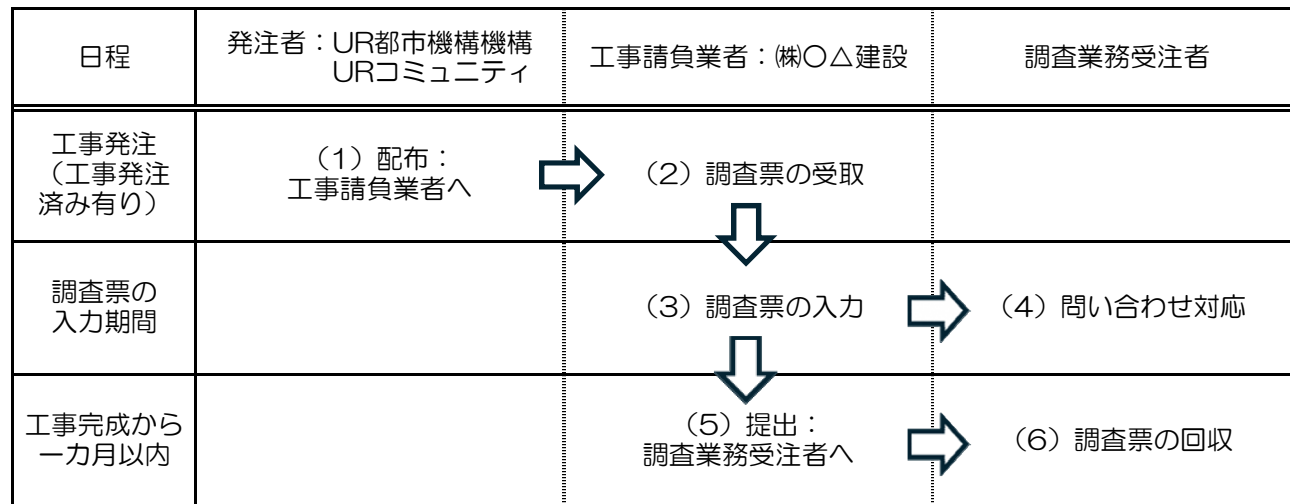
この調査票に入力された内容を他に漏らしたり、調査の目的以外に使用することは決してありませんので、格別のご協力をお願い申し上げます。

また、入力いただいた内容について確認をさせていただくことがございますので、電話や電子メールにてご連絡させていただきます。

2. 調査の流れ

本調査は、調査対象となった工事の実際にかかった費用（工事原価費用）を項目別（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費、作業日数等）に入力により実施いたします。

調査の流れ（調査票の配布から提出までの手順）は、以下の通りとなります。



3. 配布資料

配布資料は、Excelデータにて【保全建築工事調査票】を配布しています。各シートは、以下の通りです。データに不備があった場合は、5. 調査に関する問合せ先にご連絡ください。

Excelシートの内容…

実施要領（1）、実施要領（2）、表紙・目次、調査票、別表1、別表2、別表3、
（記入例）調査票、（記入例）別表1、（記入例）別表2、（記入例）別表3【外壁修繕】

① 実施要領（1）、（2）
調査概要や問合せ先、提出先等について説明を記載したものです。

② 表紙・目次
調査票の目次となっています。

③ 調査票、別表1～3
工事の概要、工事費、工事工期等について入力していただくものです。

- 1 工事全般に関する事項：御社の情報や受注した工事の概要等を入力していただく部分です。
- 2 工事原価等に関する事項：共通費の実態を把握するために必要である、特別な直接工事費等の情報を入力していただく部分です。
- 3 共通仮設費に関する事項：共通費のうち、共通仮設費の各種項目ごとに必要となった費用を入力するものですが、詳細に入力する部分もありますので、ご協力をお願いいたします。

○4 現場管理費に関する事項：共通費のうち、現場管理費の各種項目ごとに必要となった費用を入力するものですが、共通仮設費と同様に詳細に入力する部分もありますので、ご協力をお願いいたします。

別表1 現場管理費のうち、「従業員給与手当」について詳細な情報を入力していただくものです。個々の工事現場において直接雇用した従業員・作業員などの情報等も入力をお願いいたします。

別表2 各種光熱費の使用数量と合計額について入力をお願いいたします。

別表3 工事の実施工程を入力していただくものです。全体工期や、個々の工種、個別工期の入力に、ご協力をお願いいたします。

④ 各種記入例
調査票の記入例となります。入力の際に参考にさせていただくものです。

4. 記入要領

- ① 入力欄の右横に“記入上の注意”及び“内容説明”を記載しています。入力の際の参考にしてください。
- ② 入力していただく部分は「着色されたセル」です。入力した内容によって着色されたセルが増減する項目があります。なお、入力していただくと色が消え、未入力部分の確認ができます。
- ③ 数値と金額は、半角で入力してください。金額が発生していなかった場合は「0」を入力してください。なお、数式を用いて金額を入力する場合は、小数点以下が発生しない様、下記の式を用いてください。=ROUND(「入力したい式」,0)
- ④ 工期などの入力は、西暦年月日で入力します。入力例 2025/4/1（半角）
- ⑤ 本調査のExcelブック及び各シートを保護していますので、一部を除き行の挿入などはできません。
- ⑥ 本工事の費用について、「保全工事積算基準」の共通仮設費と現場管理費の両方に供する費用が合算で会計処理又は支払処理されている場合は、金額を分離して該当する共通仮設費又は現場管理費のそれぞれの項目の内訳に金額を入力してください。なお、上記の合算処理の場合で、適切な金額が算出できない場合は、今までの実績による比率等により金額を按分して入力してください。
- ⑦ 全ての入力終了しましたら、再度チェックいただいたうえで提出をお願いいたします。

5. 調査に関する問合せ先

<p>(1) 調査の目的、趣旨に関する問合せ先 独立行政法人都市再生機構 住宅経営部 保全企画課 TEL 045-650-0541（建築担当：亀井） 〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町6-50-1</p>
<p>(2) 調査票に関する問合せ先</p> <p>※決まり次第、連絡いたします。</p>

※実施要領（2）へ続きます

6. 調査票の提出先

調査票は、元請業者が電子メールにて提出してください。

調査票のExcelデータを、下記に示すメールアドレスに送信してください。
<返信用メールアドレス>

※決まり次第、連絡いたします。

注) 送信するファイルにはコード番号、会社名および工事名称をつけてください。
コード番号は、下記に示す<コード表>を参照してください。

例： 1-20 (株)〇△建設-機構団地1-1号棟他〇棟〇〇その他工事.xlsx
工種コード 支社コード 会社名 工事名称

<コード表>

工種コード	支社コード	
	職種名	各エリア・支社
1	保全建築工事	20 東京・北海道エリア
2	保全電気設備工事	30 千葉エリア
3	保全機械設備工事	40 神奈川エリア
		50 埼玉エリア
		70 中部支社
		80 西日本支社
		90 九州支社



※以下のような場合は、電子データをCD-R等に入れ、
調査業務受注者と協議の上、郵送してください。
・Excelデータが指定メールアドレスへ送信できない場合
・メールが使用できない場合
・調査票に入力した内容について補足資料がある場合等

封筒にて送付する際の宛先

※決まり次第、連絡いたします。

7. 調査票の提出期限

所定事項を入力した調査票は、**工事完了後一ヶ月以内**に提出してください。

8. 調査票の留意点

- ① 「調査票」、「別表1～3」に入力していただき、不明点があれば調査業務会社へご相談ください。
- ② 調査票のExcelデータを「6. 調査票の提出先」にお間違いないようご提出ください。
データは提出後も保管しておいてください。
- ③ データをご提出後に内容についてお問い合わせをさせていただく場合がございます。
- ④ 本調査中に調査票のExcelデータが更新される場合もあります。その際はお手数ですが、更新されたExcelデータを入力をお願いいたします。予めご了承ください。

共通費実態調査票（保全建築工事）
2025.1版

共通費実態調査票

(保全建築工事)

<p>0 1 工事全般に関する事項 ページ</p> <p>1. 御社の情報に関する事項</p> <p>① 受注者名 ・・・ 1</p> <p>② 入力者情報</p> <p>2. 当該工事の契約に関する情報</p> <p>① 工事名称 ・・・ 1</p> <p>② 本工事の発注支社の名称</p> <p>③ 施工体制</p> <p>④ 工事場所</p> <p>⑤ 工期（入力例：2025/6/30）</p> <p>⑥ 最終契約金額</p> <p>⑦ 契約保証費</p> <p>⑧ 現場状況等</p> <p>⑨ 建物概要</p> <p>3. 工事の施工管理体制等に関する事項</p> <p>① 週休2日促進工事の取組 ・・・ 2</p> <p>② 特別な経費等</p> <p>0 2 工事原価等に関する事項</p> <p>1. 工事原価に関する事項</p> <p>① 直接工事費 ・・・ 2</p> <p>② 共通仮設費（自動計算）</p> <p>③ 現場管理費（自動計算）</p> <p>④ 一般管理費等（自動計算）</p> <p>⑤ 各種負担金</p> <p>2. 他職種に関する事項</p> <p>① 他職種の有無等</p> <p>3. 直接工事費に関する事項</p> <p>① 各種処分費 ・・・ 3</p> <p>0 3 共通仮設費に関する事項</p> <p>1. 共通仮設費に関する事項</p> <p>① 準備費 ・・・ 3</p> <p>② 仮設建物費 ・・・ 4</p> <p>③ 工事施設費</p> <p>④ 環境安全費 ・・・ 5</p> <p>⑤ 動力用水光熱費</p> <p>⑥ 屋外整理清掃費</p> <p>⑦ 機械器具費 ・・・ 6</p> <p>⑧ 情報システム費</p> <p>⑨ その他 ・・・ 7</p>	<p>0 4 現場管理費に関する事項 ページ</p> <p>1. 現場管理費に関する事項</p> <p>① 労務管理費 ・・・ 8</p> <p>② 租税公課</p> <p>③ 保険料</p> <p>④ 従業員給与手当 ・・・ 9</p> <p>⑤ 施工図等作成費</p> <p>⑥ 退職金</p> <p>⑦ 法定福利費</p> <p>⑧ 福利厚生費</p> <p>⑨ 事務用品費</p> <p>⑩ 通信交通費</p> <p>⑪ 補償費 ・・・ 10</p> <p>⑫ その他</p> <p>別表</p> <p>④ 従業員給与手当 別表 1</p> <p>① 現場稼働日 ・・・ 11</p> <p>② 役職名</p> <p>③ 年代</p> <p>④ 勤務</p> <p>⑤ 雇用形</p> <p>⑥ 作業内</p> <p>⑦ 給与等総額</p> <p>⑤ 動力用水光熱費 別表 2 ・・・ 12</p> <p>実施工程表 別表 3 ・・・ 13</p>
--	--

01 工事全般に関する事項

1. 御社の情報に関する事項

□ : 入力セル

項目	入力欄	
① 受注者名	株式会社UR都市工業	
② 入力者情報	事務担当者	技術担当者
	氏名 機構 太郎	都市 太郎
	所属部署 総務部	工務部
	TEL 03-1234-5678	03-1234-7890
	tarok@urkougyo.co.jp	taro-t@urkougyo.co.jp

調査票の記入例を記載しています。
 受注されました工事によって編集、記載をお願いいたします。

2. 当該工事の契約に関する情報 ※税別で入力すること

項目	入力欄					
① 工事名称	当初契約工事名 機構団地1-1号棟他〇棟〇〇その他工事					
② 本工事の発注支社の名称	契約の相手方の名称 東日本賃貸住宅本部技術監理部企画第〇課					
③ 施工体制	一次協力業者	8 (1)				
	二次協力業者	10				
④ 工事場所	13 : 東京都	複数工事場所の「有・無」を選択 無				
	工期 (入力例 : 2025/6/30)	当初工事の着工日 2024年1月28日				
⑤ 最終契約金額	全ての工事の契約金額の合計額	388,676,000 円 (税別)				
⑥ 契約保証費	契約保証費	116,000 円 (税別)				
⑧ 現場状況等	建物使用状況	全面的に使用中				
	夜間作業	夜間作業無				
	休日作業	休日作業無				
	作業時間の制約	作業時間制限無				
⑨ 建物概要 (付属棟についても記載)	建物種類	棟数	住戸数	階数	構造	
	建物1	01:共同住宅	11	30	5	01:RC造
	建物2	01:共同住宅	6	50	5	01:RC造
	建物3	01:共同住宅	3	10	5	01:RC造
	建物4	02:共同住宅(店舗付)	4	40	5	01:RC造
	建物5	09:その他施設	18	0	1	06:その他の構造
	建物6	以下なし				
	建物7					
	建物8					
	建物9					
	建物10					
建物11						

- ← 御社の社名を入力してください。
例示：〇〇建設株式会社〇〇支店 〇〇建築・〇〇建設工事共同企業体
- ← 本調査票に入力した方の連絡先等を入力します。事務担当者及び技術担当者をそれぞれ入力します。いずれか片方の場合、「入力担当者名」に「-」(半角ハイフン)を入力します。
- ← 氏名は、本調査票の入力を行った方のフルネームとします。
- ← 担当者の所属部署について入力します。
- ← 電話番号の入力には、ハイフンをつけてください。例 01-2345-6789
- ← 担当者のE-Mailについて入力します。

- ← 金額を入力する欄では、該当する金額が無い場合は「0」を入力します。
金額は指定のない限り「税別」で入力します。
- ← 調査対象となる工事の請負契約書に記載されている工事名称を入力します。
- ← 調査対象となる発注部署の名称を入力します。
例：UR都市機構東日本賃貸住宅本部技術監理部企画第2課
- ← 協力業者の数を入力します。その中に警備会社が入っている場合は、数のあとに () をつけて別記入入力します。
例 一次協力会社が8社、そのうち1社が警備会社の場合… 8 (1)
- ← 工事場所の都道府県名を選択します。工事場所が複数ある場合は「有」を選択します。
- ← 当初工事の着手日には、当初契約工事の契約日の翌日または、余裕期間を用いた工事の場合はその着工日を入力します。全ての工事の完成日には、全ての工事が完成した工事の工期末を入力します。工期入力例：2025/6/30 (半角)
- ← 工事完成時の最終契約金額を入力します。(設計変更を含み、分割発注の場合は①工事名称 記載の全ての工事の合計)
- ← 契約保証(前払金保証会社の保証、銀行等の保証、保険会社との履行保証契約等)の費用を入力します。
- ← 工事対象の施設の利用状況を入力します。 監督員事務所の設置状況を入力します。
- ← 夜間作業について入力します。 現場事務所の設置状況を入力します。
- ← 休日作業について入力します。 工事用電力の確保状況を入力します。
- ← 作業期間の制約について入力します。 工事用水の確保状況を入力します。
- ← 改修建物の概要を入力します。
建物種類及び構造はセルのプルダウンメニューから選択します。(コード表参照)
※建物の概要が把握できるよう、主な建物の構造、階数、住戸数を入力します。
※地下部分がRC造で地上部分がS造の場合は、主な部分を優先しS造とします。
※建物種類、住戸数、構造、階数が同じ場合は、棟数を増やしてまとめます。
※11棟を超える場合や、詳細は、以下に記載をお願いいたします(建物12以降は、なるべく付属棟を記載してください)

建物1~2は〇〇団地、建物3~5は■団地、建物5は倉庫

01 工事全般に関する事項

3. 工事の施工管理体制等に関する事項 ※税別で記入すること

2ページ

項目	入力欄	
① 週休2日促進工事の取組	実施状況を選択 「有」の場合は、現場閉所（現場休息）の状況を選択	有 月単位の週休2日
② 特別な経費等	特別な経費等とは、調査対象工事の特別な事情により通常の工事に係る費用とは別に発生する増加費用のこと（施工条件が設計図書に明示された場合に限る）	
・上記以外で発注者が設計図書で指定した特別な費用の「有・無」の選択と費用	無	0円
	指定された内容	
特別な経費等の分離可否の選択		

- ← 工事現場における週休2日（4週8休）の実施について、「有・無・対象外」を選択します。
- ← 上記が「有」の場合は、「月単位の週休2日・通期の週休2日」を選択します。
- ← 金額入力欄では、該当する金額が無い場合は「0」を入力します。
「特別な経費等」に要した費用は、「02 1. 工事原価」に加算されますが、「02 1. ①直接工事費」、「03 共通仮設費」及び「04 現場管理費」の各調査項目に含めずに入力してください。ただし、各調査項目と費用の分離が困難な費用がある場合は、「特別な経費等の分離の可否」欄で「一部分離できない」「全て分離できない」を選択し、「分離できない」項目の費用の欄は「0」を入力します。
- ← 「発注者が設計図書で指定した特別な費用」の「有・無」及びその費用の総額を入力します。ただし、現場環境改善費用(旧基準のイメージアップ費用)に関する経費は「03 1. ⑨ その他 -4」で、情報システム費は「03 1. ⑧ 情報システム費」で入力します。
- ← 上記が「有」の場合は、指定された内容について入力します。
- ← 「特別な経費等」に要した費用について、「02、03及び04」の各調査項目費用との分離の可否を選択します。「特別な経費等」が全て「無」の場合は選択は不要です。

02 工事原価等に関する事項

1. 工事原価に関する事項 ※税別で入力すること

項目	入力欄	
① 直接工事費	283,000,000	円
② 共通仮設費	44,030,000	円
③ 現場管理費	32,850,000	円
工事原価	359,880,000	円
④ 一般管理費等	28,796,000	円
工事価格	388,676,000	円
⑤ 各種負担金	0	円

- ← 直接工事費の合計額を入力します。金額は他工種（02 2. ①の額）を含んだ額とします。各種負担金は直接工事費に含みません。なお、現場代理人等を除いて、自社社員が直接工事費の施工に従事した賃金(法定福利費等を含む)等も直接工事費に加算して下さい。（別表1の注意点参照）
- ← ②～④は関連項目の入力により自動計算されます。
- ← 各種負担金の合計額を入力します。無い場合は金額欄に「0」を入力します。

2. 他工種に関する事項 ※税別で入力すること

項目	入力欄			
① 他職種の有無等	工事内容に下記の職種が含まれている場合は「有」を選択			無
	▽上記が「有」の場合は工種ごとに「無」「下請」「自社」をプルダウンメニューから選択します			
保全電気設備工事	自社	12,300,000	円税別	2024年6月1日 ~ 2024年12月4日
		3,000,000	円税別	
保全機械設備工事	無		円税別	~
			円税別	

- ← 金額を入力する欄では、該当する金額が無い場合は「0」を入力します。
- ← 工事内容に他職種が含まれているかの「有・無」を選択します。なお、保全建築工事における他職種とは、保全電気設備工事、保全機械設備工事です。土木、造園工事等は入力不要です。
- ← 保全電気設備工事がある場合は、最終契約額（税別）と工期を入力します。 工期入力例：2025/6/30（半角）
- ← 上記最終契約額（税別）のうち「共通費」として計上した額を入力します。
- ← 保全機械設備工事がある場合は、最終契約額（税別）と工期を入力します。 工期入力例：2025/6/30（半角）
- ← 上記最終契約額（税別）のうち「共通費」として計上した額を入力します。

02 工事原価等に関する事項

3. 直接工事費に関する事項

※税別で入力すること

3ページ

項目	入力欄	
① 各種処分費		
発生材処分費	発生材の処分費用を入力します	123,000円
発生土処分費	発生土の処分費用を入力します	0円

金額を入力する欄では、該当する金額が無い場合は「0」を入力します。

- ← とりこわし工事に伴う発生材処分費を入力します。なお、改修工事等の部分的撤去が工事に含まれている場合の撤去に伴う発生材の処分費も合わせて入力してください。発生材の運搬費用は含みません。
- ← 建設発生土等の処分に要した費用を入力します。発生材の運搬費用は含みません。

03 共通仮設費に関する事項

本調査では、労働者を示す用語は以下の四種類とし、定義しています。

- I 現場従業員：元請企業の従業員で、「現場代理人」「監理技術者」「主任技術者」「担当技術者」等
- II 現場雇用従業員：当現場において、工事管理補助や事務補助を担う者として元請企業が直接雇用する「従業員」
- III 現場雇用労働者：当現場において、工事の施工に関する補助的作業要員として元請企業が直接雇用する「労働者」
- IV 現場労働者：下請契約（再下請けを含む）に基づき「現場労働に従事する労働者」

※従業員給与手当は別表1の注意書きを確認し、入力してください。

1. 共通仮設費に関する事項

※税別で入力すること

項目	入力欄	
① 準備費	0	
-1-1 敷地測量等	0円	
-1-2 敷地測量等	0円	
-2 敷地整理	0円	
-3 道路占用・使用料	0円	
-4 仮設用借地料	0円	
-5-1 その他(予備調査費)	0円	
-5-2 その他(各種移設費)	0円	
-5-3 その他	0円	その他の内容
-5-4 その他	0円	その他の内容
-5-5 その他	0円	その他の内容

共通仮設費の各項目へ入力する額は、別契約の関連工事業者が負担した額を除いて入力してください。

- 以下の各準備費について入力します。無い場合は金額欄に「0」を入力します。
- ← **設計図書に基づき実施した**、敷地測量・地盤調査に要した費用を入力します。
- ← 上記以外に、施工に先がけて現状地形・境界確認等に要した費用を入力します。ただし現場従業員が実施した場合はこれに該当しません。
- ← 小規模な整地及び除草等、工事用地の整理・清掃に要した費用を入力します。
- ← 施工のために必要とした道路占用・使用に要した費用を入力します。現状復旧費を含みます。
- ← 仮設物を設置する等のために敷地(駐車場等を含む)等の借り上げに要した費用(現状復旧費を含む)を入力します。
- ← 地下埋設物、近隣建物調査、騒音・振動等の環境調査等に要した費用を入力します。
- ← 施工のため、街路樹・標識等の公設物を移設、撤去・復旧等に要した費用を入力します。
- ← -1-1～-5-2の項目以外で準備費として計上した金額とその内容を入力します。無い場合は金額欄に「0」を入力します。

1. 共通仮設費に関する事項

※税別で入力すること

項目		入力欄			
② 仮設建物費		10,220,000	円		
-1-1 監督員事務所	1,300,000	円	設置面積	20.00	m ² 設置場所を選択 工事に地上に建設
			設置期間	10.0	か月
-2 電話新設費	20,000	円			
-2 現場事務所	5,000,000	円	設置面積	15.00	m ² 設置場所を選択 工事に地上に建設
			設置期間	10.0	か月
-3 倉庫・下小屋	3,000,000	円	設置面積	10.00	m ² 設置場所を選択 工事に地上に建設
			設置期間	10.0	か月
-4 宿 舎	0	円	設置面積		m ² 設置場所を選択
			設置期間		か月
-5-1 作業員施設(休憩等)	500,000	円	設置面積	15.00	m ² 設置場所を選択 工事に地上に建設
			設置期間	10.0	か月
-5-2 作業員施設(便所)	400,000	円	設置数	2	か所 設置場所を選択 工事に地上に建設
			設置期間	10.0	か月
-6-1 その他	0	円	その他の内容		
-6-2 その他	0	円	その他の内容		
-6-3 その他	0	円	その他の内容		
③ 工事施設費		1,150,000			
-1 仮囲い	350,000	円	設置規模	40	m 設置期間(か月) 10.0
-2 工事用道路	0	円	整備内容の選択		
-3 歩道構台・仮設建物構台	0	円			
-4 場内通信設備	200,000	円			
-5 工事用看板	600,000	円			
-6-1 その他	0	円	その他の内容		
-6-2 その他	0	円	その他の内容		
-6-3 その他	0	円	その他の内容		

以下の各仮設建物費について入力します。無い場合は金額欄に「0」を入力します。

← 監督員(工事監理業務の受託者含む)の事務所で備品類(机・ロッカー等、付帯設備等)を含む設置費用、設置規模、設置期間及び設置場所について入力します。なお、監督員事務所の動力用水光熱費は、⑤動力用水光熱費-6で入力します。

← 監督員事務所に要する費用のうち、監督員事務所に電話を新設するのに要した費用について入力します。

← 受注者(別契約の関連工事業者の負担分を除く)の事務所で備品類(机・ロッカー等、付帯設備等)を含む設置費用、設置規模、設置期間及び設置場所について入力します。

← 資材・危険物倉庫・置場等及び各種作業上屋の設置費用、設置規模、設置期間及び設置場所について入力します。

← 現場労働者及び現場雇用労働者のために必要に応じて設置又は借り上げた**宿舎**に関する費用、設置規模、設置期間及び設置場所について入力します。
 なお、当該工事のために現場近くに用意した借上げ社宅費用を入力します。従前より住んでいる社宅等は、04現場管理費に関する事項④従業員手当-3 I ~ II 厚生施設等に入力します。

← 現場労働者及び現場雇用労働者のための**休憩施設等**の設置費用、設置規模、設置期間及び設置場所について入力します。

← 現場労働者及び現場雇用労働者のための**便所**の設置費用、設置規模、設置期間及び設置場所について入力します。

← -1~-5の項目以外で仮設建物費として計上した金額とその内容を入力します。無い場合は金額欄に「0」を入力します

以下の各工事施設費について入力し、無い場合は金額欄に「0」を入力します。

← 敷地周囲等に設置した仮囲いに要した費用・設置規模(仮囲いの総延m)・設置期間(主となる仮囲いのみ)を入力します。

← 施工のために搬入路等を整備する必要があった場合は、その整備費用及び整備内容を入力します。無い場合は金額欄に「0」を入力します

← 施工のために歩道構台等を整備する必要(損料含む)があった場合は、その費用を入力します。無い場合は金額欄に「0」を入力します

← 場内通信設備の費用で、入退場管理システム、webカメラ、場内拡声等設置に要した費用を入力します。

← 工事用看板の設置(場内・外を問わず)に要した費用を入力します。

← -1~-5の項目以外で工事施設費として計上した金額とその内容を入力します。無い場合は金額欄に「0」を入力します。なお、仮囲い以外で設置したバリケードや安全柵等は、④環境安全費-6-2で入力します。

1. 共通仮設費に関する事項

※税別で入力すること

項目	入力欄	
④ 環境安全費	14,090,000	
-1 安全標識	0	円
-2 消火設備等	0	円
-3 安全管理・合図等の要員	13,000,000	円
		交通誘導員Aの延人・日
		0
		交通誘導員Bの延人・日
		650
		警備員の延人・日
		7
-4 隣接物等の養生補償復旧	150,000	円
-5-1 災害防止対策	400,000	円
		実施回数
		2
-5-2 災害防止対策	0	円
		実施回数
-6-1 安全保安・環境	0	円
-6-2 安全保安・環境	0	円
-7 測定費	0	円
-8 架空線防護等	540,000	円
-9-1 その他	0	円
		その他の内容
-9-2 その他	0	円
		その他の内容
-9-3 その他	0	円
		その他の内容
⑤ 動力用水光熱費	16,500,000	
-1 工事用電気設備	0	円
-1-1 工事用電気料金	4,500,000	円
		別表2へ入力願います。
-2 工事用給排水設備	0	円
-2-1 上水道使用料	6,000,000	円
		別表2へ入力願います。
-2-2 下水道使用料	0	円
		別表2へ入力願います。
-3 工事用ガス設備	0	円
-3-1 都市ガス使用料	6,000,000	円
		別表2へ入力願います。
-3-2 プロパンガス使用料	0	円
		別表2へ入力願います。
-3-3 ガソリン使用料	0	円
		別表2へ入力願います。
-3-4 軽油使用料	0	円
		別表2へ入力願います。
-3-5 灯油使用料	0	円
		別表2へ入力願います。
-4 上記以外の燃料費	0	円
-5-1 その他燃料費①	0	円
		別表2へ入力願います。
-5-2 その他燃料費②	0	円
		別表2へ入力願います。
-5-3 その他燃料費③	0	円
		別表2へ入力願います。
-6 監督員事務所	0	円
⑥ 屋外整理清掃費	520,000	
-1 屋外の後片付け	500,000	円
-2 上記に伴う処分費	20,000	円
-3 除雪	0	円
-4-1 その他	0	円
		その他の内容
-4-2 その他	0	円
		その他の内容
-4-3 その他	0	円
		その他の内容

以下の各環境安全費について入力します。無い場合は金額欄に「0」を入力します。

- ← 安全確保のため、標識等を設置（場内・外を問わず）するために要した費用を入力します。
- ← 消火器等の消火設備を設置（場内・外を問わず）するために要した費用を入力します。
- ← 交通誘導員A：交通誘導警備業務に係る「一級検定合格警備員」又は「二級検定合格警備員」の方。
- ← 交通誘導員B：交通の誘導に従事する方で、交通誘導員A以外の方。
- ← 警備員：工事現場（施設）の警備に従事する方。
- ← 地中埋設物及び隣地家屋等の養生防護並びに補償復旧に要した費用を入力します。
- ← 台風等の襲来に備えた対策で養生シート等の**全面架け替え**に要した費用及び実施回数を入力します。
- ← 台風等の襲来に備えた対策で**資材等の飛散防止対策等**に要した費用及び実施回数を入力します。
- ← **現場従業員・現場雇用労働者**の安全用品（安全靴・墜落制止用器具・感電防止手袋・防護服等）を入力します。
- ← **作業環境**の防災、保全・環境維持、安全・環境点検、用具備品に要した費用（粉塵・酸欠防止等の環境対策器具設置含む）。
- ← 騒音・振動・暑さ指数計測装置等の測定に関する、機械器具費及び設置等に要した費用を入力します。
- ← 施工のため、架空線（電線等）に保護カバー等を設置に要した費用を入力します。
- ← -1～-8の項目以外で環境安全費として計上した金額とその内容を入力します。無い場合は金額欄に「0」を入力します

以下の各動力用水光熱費について入力します。無い場合は金額欄に「0」を入力します。

- ← 工事用電力の確保（発電機含む）及び照明器具等の電気設備設置等に要した費用を入力します。保守・点検費用を含みます。なお、**発電機の燃料費は、⑤-1-1工事用電気料金で入力**します。
- ← ここでの入力不要です。別表へ入力願います。
- ← 工事用給排水の確保及び給排水設備設置等に要した費用を入力します。保守・点検費用を含みます。
- ← ここでの入力不要です。別表へ入力願います。
- ← 工事用ガスの引き込み及びガス設備設置等に要した費用を入力します。保守・点検費用を含みます。
- ← ここでの入力不要です。別表へ入力願います。
- ← 工事に伴い必要とした前記以外の燃料設置等に必要とした費用を入力します。
- ← ここでの入力不要です。別表へ入力願います。
- ← 監督員事務所の維持管理費用としての電気・携帯電話・ファックス・イントラ・インターネットの導入費及び使用料を入力します。

以下の各屋外整理清掃費について入力します。無い場合は金額欄に「0」を入力します。

- 注）現場環境改善費用（旧基準の**イメージアップ**費用）としての清掃費用は、1.共通仮設費に関する事項 ⑥その他 -4「現場環境改善費」に入力します。
- また、工事敷地へのアプローチ経路の清掃など、一般的な工事現場の屋外整理清掃と異なる費用がある場合は「01 3. ②特別な経費等」の「上記以外で発注者が設計図書で指定した特別な費用」に入力します。
- ← 屋外・現場敷地内（敷地周辺を含む）の後片付けに要した費用を入力します。なお、**発注者が指定した**、現場敷地内（敷地周辺を含む）以外の屋外清掃費は、**0 1 3. ②特別な経費等**に入力します。
- ← 上記で発生したゴミ等の処分に要した費用を入力します。（現場内で発生した生活ゴミ、端材等も含みます）
- ← 現場構内の除雪に要した費用を入力します。（除雪した雪を場外に搬出処分した場合は、その費用も含みます。）
- ← -1～-3の項目以外で屋外整理清掃費として計上した金額とその内容を入力します。無い場合は金額欄に「0」を入力します

項目	入力欄								
⑦ 機械器具費	320,000								
-1 測量機械器具	30,000		円	その内容				外壁測量	
-2 揚重機機械器具	(定置式揚重機)								
	無			無			無		
	台数	設置期間(か月)	(t)	台数	設置期間(か月)	(t)	台数	設置期間(か月)	(t)
	0								
	(移動式揚重機)								
	ラフクレーン(ラフター)クレーン			無			無		
	台数	設置期間(か月)	(t)	台数	設置期間(か月)	(t)	台数	設置期間(か月)	(t)
	1	0.1	25						
	240,000								
	(その他の揚重機)								
	無			無			無		
	台数	設置期間(か月)	(t)	台数	設置期間(か月)	(t)	台数	設置期間(か月)	(t)
	0								
-3 雑機械器具	50,000		円	その内容				ジェットヒーター	
-4-1 その他	0		円	その他の内容					
-4-2 その他	0		円	その他の内容					
-4-3 その他	0		円	その他の内容					
⑧ 情報システム費	300,000								
-1 情報共有システム	300,000								
-2 遠隔臨場システム	0								
-3 BIMシステム	0								
-4 建設キャリアアップシステム	0								
-5-1 その他	0		円	その他のシステム					
-5-2 その他	0		円	その他のシステム					

共通的な工事用機械器具に要する費用で、以下の各工事施設費について入力します。無い場合は金額欄に「0」を入力します。

← 敷地測量等を行った場合の測量機械器具に要した費用(損料)を入力します。外部委託等で人件費が含まれる場合は「1. 共通仮設費に関する事項① 準備費-1-1 敷地測量等」に入力します。
注) 機器の購入費用は含みません。

揚重機の選定は、揚重機を組立・解体するための揚重機を含みます。該当が無い場合は「無」を選択します。

← 定置式揚重機の種類を選択します。種類は3種類まで選択できます。

← 上記で「その他」を選択した場合に揚重機の種類を入力します。

← 上記で選定した定置式揚重機の定格総荷重別の「設置台数(台)」「設置期間(か月)」「定格総荷重(t)」を記入します。1種類の機種において、機種能力の違い及び設置期間の違いについて、3種類まで入力できます。

← 定置式揚重機の「設置、運用、撤去」に要した費用の総額を入力します。(消費税は含まない)

揚重機の選定は、揚重機を組立・解体するための揚重機を含みます。該当がない場合は「無」を選択します。

← 移動式揚重機の種類を選択します。種類は3種類まで選択できます。

← 上記で「その他」を選択した場合に揚重機の種類を入力します。

← 上記で選定した移動式揚重機の定格総荷重別の「設置台数(台)」「設置期間(か月)」「定格総荷重(t)」を記入します。1種類の機種において、機種能力の違い及び設置期間の違いについて、4種類まで入力できます。

← 移動式揚重機の「設置、運用、撤去」に要した費用の総額を入力します。(消費税は含まない)

揚重機の選定は、揚重機を組立・解体するための揚重機を含みます。該当がない場合は「無」を選択します。

← その他の揚重機の種類を選択します。種類は3種類まで選択できます。

← 上記で「その他」を選択した場合に揚重機の種類を入力します。

← 上記で選定したその他の揚重機の定格総荷重別の「設置台数(台)」「設置期間(か月)」「定格総荷重(t)」を記入します。1種類の機種において、機種能力の違い及び設置期間の違いについて、3種類まで入力できます。

← その他の揚重機の「設置、運用、撤去」に要した費用の総額を入力します。(消費税は含まない)

← ジェットヒーター、水中ポンプ、送風設備、除湿機等があれば、それらに要した費用(損料及び運転費)を入力します。無い場合は金額欄に「0」を入力します。

← -1~-3の項目以外で機械器具費として計上した金額とその内容を入力します。無い場合は金額欄に「0」を入力します。なお、高所作業車の費用は直接工事費に加算します。

以下の各情報システム費について入力します。無い場合は金額欄に「0」を入力します。

← 情報共有システム・アプリケーションに要した費用を入力します。

← 遠隔臨場システム・アプリケーションに要した費用を入力します。

← BIMシステム・アプリケーションに要した費用を入力します。

← 建設キャリアアップシステム(CCUS)に要した費用を入力します。

← -1~-4の項目以外で情報システム費として計上した金額とそのシステム名を入力します。無い場合は金額欄に「0」を入力します。

1. 共通仮設費に関する事項

※税別で入力すること

項目	入力欄			
⑨ その他	930,000			
-1 試験費等	0			
化学物質の濃度測定	0	円		
放射線透過試験(X線調査)	0	円		
-2 石綿等使用有無の調査	530,000			
石綿等使用有無の調査	530,000	円	石綿の有無 無	調査ヶ所数 15
-3 その他試験費	0	円		
-4 現場環境改善費	0			
発注者指定内容	0	円	内容	
上記以外の内容	0	円	内容	
-5 寒冷地保温対策	0			
発注者指定内容	0	円	内容	
上記以外の内容	0	円	内容	
-6 熱中症対策	400,000			
発注者指定内容	0	円	内容	
上記以外の内容	400,000	円	内容 休憩所(クーラー完備・保冷剤)	
猛暑による作業延伸日数	2	日	工事内容	〇〇工事〇〇作業

試験費等のうち、直接工事に含まれている場合は除きます。また、各項目に該当しない場合は金額欄に「0」を入力します。

← 化学物質(VOC)の濃度測定に要した費用を入力します。

← 放射線透過試験(X線調査)に要した費用を入力します。

← 石綿等使用有無について、発注者からの事前調査結果の貸与や設計図書への明示がない場合の事前調査に要した費用を入力します。また、石綿があった場合は有を入力します。また、調査ヶ所数を入力します。

現場環境改善費(周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施する費用)として、実施した内容と費用を入力します。無い場合は金額欄に「0」を入力します。

← 設計図書で指定された、現場環境改善のための費用及び内容を入力します。

← 前項以外で現場環境改善のために必要とした費用及び内容を入力します。

例：清掃活動、PR看板等設置、パンフレット・ビデオ・ホームページ等作成、現場見学会に要した費用等

寒冷地保温対策として、実施した内容及び必要とした費用を下記内容に従い入力します。無い場合は金額欄に「0」を入力します。

← 設計図書で指定された寒冷地保温対策に必要とした費用及び内容を入力します。無い場合は金額欄に「0」を入力します。

← 前項以外に実施した、寒冷地保温対策に要した費用及び内容を入力します。無い場合は金額欄に「0」を入力します。

← 設計図書で指定された熱中症対策に必要とした費用及び内容を入力します。無い場合は金額欄に「0」を入力します。

← 前項以外に実施した、熱中症対策に要した費用及び内容を入力します。ない場合は金額欄に「0」を入力します。ただし、直接工事費(外部足場に遮光ネットの設置)等の対策の費用は、「直接工事費」(02 2.①)に含んでください。

← 猛暑による作業延伸日数及び工事内容を入力します。ない場合は日数欄に「0」を入力します。

本調査では、労働者を示す用語は以下の四種類とし、定義しています。

- I 現場従業員：
元請企業の従業員で、「現場代理人」「監理技術者」「主任技術者」「担当技術者」等
 - II 現場雇用従業員：
当現場において、工事管理補助や事務補助を担う者として元請企業が直接雇用する「従業員」
 - III 現場雇用労働者：
当現場において、工事の施工に関する補助的作業要員として元請企業が直接雇用する「労働者」
 - IV 現場労働者：
下請契約（再下請けを含む）に基づき「現場労働に従事する労働者」
- ※従業員給与手当は別表1の注意書きを確認し、入力してください。

1. 現場管理費に関する事項 ※税別で入力すること

項目	入力欄		
① 労務管理費	1,100,000		
-1 募集・解散等	400,000	円	
-2 厚生費等	0	円	
-3 作業用具・被服等	0	円	
-4 食事・通勤等	0	円	
-5 安全・衛生	200,000	円	
-6 労災保険法以外の事業主負担	500,000	円	
-7-1 その他	0	円	その他の内容
-7-2 その他	0	円	その他の内容
② 租税公課	0		
-1 印紙・証紙代等	0	円	
-2-1 その他	0	円	その他の内容
-2-2 その他	0	円	その他の内容
③ 保険料	970,000		
-1 火災保険料	500,000	円	他に含む場合「有」選択 無 他に含む場合は、その保険の種類を選択してください。
-2 建設工事保険料	0	円	
-3 組立保険料	0	円	
-4 特約保険料	0	円	
-5 賠償責任保険料	400,000	円	
-6 法定外労災補償制度掛金	0	円	
-7 自動車保険料	70,000	円	
-8-1 その他	0	円	その他の内容
-8-2 その他	0	円	その他の内容

- II～IVを対象とした労務管理に要する費用を入力します。下記内容で該当しない場合は「0」とします。
- ← II～IVを対象に、募集・解散に係る手続き及び赴任、帰省に要した費用を入力します。ただし、013. ②特別な経費等の遠隔地からの労働者確保に関する費用は除く。
- ← II～IVを対象に、慰安、娯楽及び厚生に要した費用を入力します。
- ← II～IVを対象に、純工事費に含まれない作業用具、作業用被服等に要した費用を入力します。
- ← II～IVを対象に、賃金以外の食事、通勤等に要した費用等を入力します。
- ← II～IVを対象に、安全、衛生及び研修訓練等に要した費用を入力します。
- ← II～IVを対象に、労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担した費用を入力します。
- ← -1～-6の項目以外で労務管理の項目として計上した金額とその内容を入力します。無い場合は「0」とします
- 各種、租税公課を入力します。
- ← 契約書(下請契約含む)の印紙代及び申請・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税・自動車税等の租税公課及び諸官庁手続き費用等に要した費用を入力します。
- ← -1の項目以外で租税公課の項目として計上した金額とその内容を入力します。無い場合は「0」とします
- 各種保険料について、月割り計算のため算定式を用いて入力する場合は、以下の要領で入力してください。
=ROUND(年間費用÷12×必要月数(工期月数),0)
- ← 工事として火災保険に加入した場合の保険料の総額を入力します。工事期間中の保険料を入力します。なお、火災保険が下記各種保険等に含まれる場合は、該当する保険の費用に含めて入力してください。この場合の本項目は「0」とします。
- ← 工事として建設工事保険に加入した場合の保険料の総額を入力します。工事期間中の保険料を入力します。
- ← 工事として組立保険に加入した場合の保険料の総額を入力します。工事期間中の保険料を入力します。
- ← 工事として特約保険に加入した場合の保険料の総額を入力します。工事期間中の保険料を入力します。
- ← 工事として賠償責任保険に加入した場合の保険料の総額を入力します。工事期間中の保険料を入力します。
- ← 政府労災保険の上乗せ補償としての保険料を入力します。(法定外補償保険、使用者賠償責任保険、労働災害総合保険等)
- ← 自動車損害賠償責任保険、自家用自動車総合保険、車両保険等に加入している場合の工事期間中の保険料を入力します。
- ← -1～-7の項目以外で保険料の項目として計上した金額とその内容を入力します。無い場合は「0」とします。

1. 現場管理費に関する事項

※税別で入力すること

項目	入 力 欄	
④ 従業員給与手当	27,000,000	
-1 I 現場従業員	19,000,000	別表へ入力願います。
-2-1 II 現場雇用従業員	5,000,000	別表へ入力願います。
-2-2 III 現場雇用労働者	0	別表へ入力願います。
-2-3 外注人件費	3,000,000	別表へ入力願います。
-3 I ~ II 厚生施設等	0	円
⑤ 施工図等作成費	800,000	
-1 施工図作成	500,000	円
-2 完成図作成	300,000	円
-3 積算業務	0	円
-4 BIMに関する業務	0	円
-5-1 その他	0	円 その他の内容
-5-2 その他	0	円 その他の内容
⑥ 退職金	500,000	
-1 退職給付引当金繰入額	0	円
-2 退職金	500,000	円
⑦ 法定福利費	1,300,000	
-1 労災保険料	1,000,000	円
-2 雇用保険料	100,000	円
-3 健康保険料	200,000	円
-4 厚生年金保険料	0	円
-5 建設業退職金共済組合掛金	0	円
-6-1 その他	0	円 その他の内容
-6-2 その他	0	円 その他の内容
⑧ 福利厚生費	0	
-1 福利厚生	0	円
-2-1 その他	0	円 その他の内容
-2-2 その他	0	円 その他の内容
⑨ 事務用品費	400,000	
-1 事務用消耗品	100,000	円
-2 事務用備品費	300,000	円
-3 図書その他	0	円
-4-1 その他	0	円 その他の内容
-4-2 その他	0	円 その他の内容
⑩ 通信交通費	780,000	
-1 通信費	300,000	円
-2 交通費	400,000	円
-3 旅費	80,000	円
-4-1 その他	0	円 その他の内容
-4-2 その他	0	円 その他の内容

ここでの入力は不要です。別表へ入力願います。

← 現場従業員等の社宅や寮等の維持管理に要する費用を入力します。無い場合は「0」とします。

← **施工図作成等の外注費用を入力します。** 本支店の支援を受けた場合は「⑩-5-1 その他（原価性経費配賦額）」に入力します。現場従業員が施工図等を作成した場合は、別表の「従業員給与手当」として計上します。

← 施工図作成の外注費用（業務委託、CADオペレーター等の派遣社員の人件費）を入力します。

← 完成図や電子納品の作成の外注費用（業務委託、CADオペレーター等の派遣社員の人件費）を入力します。

← 積算業務の外注費用（業務委託、派遣社員の人件費）を入力します。

← BIMデータ作成業務の外注費用（業務委託、派遣社員の人件費）を入力します。BIMの「システム」に要した費用は「03 1. ⑧ 情報システム費」で入力します。

← -1~-4の項目以外で**その他書類作成業務等の外注費用**（業務委託、派遣社員の人件費）とその内容を入力します。無い場合は金額欄に「0」を入力します。

← 現場従業員の退職給付引当への繰入額について、工事原価で負担した額を入力します。

← 現場雇用従業員及び現場雇用労働者の退職手当について、工事原価で負担した額を入力します。

← I ~ IVを対象とした労災保険料の「事業主負担額」を入力します。還付金があれば差し引いた額となります。「法定外労災補償制度掛金」については、③保険料-6法定外労災補償制度掛金に入力します。

← I ~ IIIを対象とした雇用保険料の「事業主負担額」を入力します。

← I ~ IIIを対象とした健康保険料の「事業主負担額」を入力します。

← I ~ IIIを対象とした厚生年金保険料の「事業主負担額」を入力します。

← I、III ~ IVを対象とした建設業退職金共済組合掛金の「事業主負担額」を入力します。

← -1~-5の項目以外で法定福利費の項目として計上した金額とその内容を入力します。無い場合は「0」とします。

← Iを対象に、慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要した費用を入力します。

← -1の項目以外で福利厚生費の項目として計上した金額とその内容を入力します。無い場合は「0」とします。

← 事務用の消耗品（コピー用紙等、筆記具、帳簿・ノート類）の購入に要した費用を入力します。

← OA機器、複写機等のリース・レンタル料金及び修理費等に要した費用を入力します。

← 契約書・工事・完成図、工事・竣工写真、新聞、仕様書等、製図用品等の購入・製本等に要した費用を入力します。

← -1~-3の項目以外で事務用品費の項目として計上した金額とその内容を入力します。無い場合は「0」とします。

← 郵便料金、振込手数料、電話・携帯電話・ファクス・イントラ・インターネットの導入費及び使用料を入力します。

← I及びIIを対象に、本支店・発注者との連絡交通費（連絡車の燃料・使用料・修理費、タクシー代等）を入力します。

← I及びIIを対象に、赴任・赴任者の帰宅旅費、出張旅費（宿泊費等含む）を入力します。

← -1~-3の項目以外で通信交通費の項目として計上した金額とその内容を入力します。無い場合は「0」とします。

1. 現場管理費に関する事項

※税別で入力すること

10ページ

項目	入力欄	
⑪ 補償費	0	
-1 一般補償費	0円	
-2 完成工事補償引当金繰入額	0円	
-3-1 その他	0円	その他の内容
-3-2 その他	0円	その他の内容
⑫ その他	0	
-1 会議費	0円	
-2 諸会費	0円	
-3 式典費	0円	
-4 工事登録等の費用	0円	
-5-1 原価性経費配賦額	0	
-5-1-1 一般支援費	0円	
-5-1-2 実験・試験費等	0円	
-6 その他調査への協力	0円	その他の内容
-7-1 その他	0円	その他の内容
-7-2 その他	0円	その他の内容

← 工事施工に伴って通常発生する騒音・振動・濁水・工事車両通行等に対して、第三者に支払われた補償費を入力します。

← 完成工事に対して見積計上した、完成工事補償引当金の繰入額を入力します。

← -1～-2の項目以外で補償費の項目として計上した金額とその内容を入力します。無い場合は「0」とします。

← 上記「04現場管理費」のいずれにも属さない費用の入力項目です。無い場合は「0」とします。

← 来客接待、各種打合せ、その他会合等に要した費用を入力します。

← 協会費、組合費、町会費、協会の会費、賛助会等の会費及び近隣への慶弔費等に要した費用を入力します。

← 起工、地鎮、上棟、竣工等の式典(施設含む)に要した費用を入力します。

← 工事登録(CORINS)等に要した費用を入力します。

← 現場を支援した、人件費・物件・家賃・光熱水・通信・減価償却費等に要した費用です。

← 本支店等及び工事所・出張所等の支援(施工図等作成などの支援)を受けた場合の費用を入力します。

← 実験・試験等について、本支店・技術研究所等の支援を受けた場合の費用を入力します。

← 調査等の協力要請があり、協力を要した費用(移動費、日当等)を入力します。

← -1～-6の項目以外で必要とし計上した金額とその内容を入力します。無い場合は「0」とします。

④ 従業員給与手当 別表1 (税別で入力すること)

入力に当たっての注意点

※1 自社社員で直接工事の施工に従事した者(職人等)の賃金(法定福利費等含む。)等は、本別表には入力せず「調査票」2ページの「02 1. ①直接工事費」に加算して下さい。

※2 本別表の入力対象者は、以下の定義に基づいた者のみです。

- 1 I 現場従業員 : 元請企業の従業員で、「現場代理人」「主任技術者」「監理技術者」「担当技術者」等
- 2 II 現場雇用従業員 : 当現場において、工事管理補助や事務補助を担う者として元請企業が直接雇用する「従業員」
- 3 III 現場雇用労働者 : 当現場において、工事の施工に関する補助的作業要員として元請企業が直接雇用する「労働者」
- 4 外注人件費 : 人材派遣会社等との契約により派遣された人材で、現場事務所の事務員、工事管理業務等を担う者のことです。
 なお、施工図等作成(施工図作成、完成図作成、積算業務、BIMに関する業務等)の外注費用(業務委託及びCADオペレーター等の派遣社員の人件費)は「調査票8 ページ ⑤施工図等作成費」で入力します。

② 役職名等	③ 年代	④ 勤務	⑤ 雇用形態	⑥ 作業内容
主任技術者	10代	常勤	現場従業員	管理責任者
監理技術者	20代	非常勤	現場雇用従業員	工事管理
担当技術者	30代		現場雇用労働者	工事管理補助
本部(本・支店等)社員	40代		外注人件費	事務担当
その他	50代			品質・安全管理
	60代			作業補助
	70代以上			外注(事務)
				外注(技術)
				研修生等

入力に関する説明: 入力セルは [] の部分です。

- ① 現場稼働日数: 上段に「月」が表示されています。当月の現場稼働日数を入力します。
- ② 役職名: 当現場の事業所としての役職名をプルダウンメニューから選択します。なお、現場代理人(事業所所長)は入力済みです。また、現場代理人が、主任技術者若しくは監理技術者を兼務している場合は、兼務した役職の入力は不要です。
- ③ 年代: 工事に従事していた時点の年齢(年代)をプルダウンメニューから選択します。
- ④ 勤務: 該当する担当者が「常勤」か「非常勤」をプルダウンメニューから選択します。
- ⑤ 雇用形態: 当現場の事業所としての雇用形態をプルダウンメニューから選択します。入力に当たって上記の注意点※2に留意してください。
- ⑥ 作業内容: 当現場の事業所として従事した作業内容をプルダウンメニューから選択します。
 本部(本・支店等)社員は、現場の工事管理業務等支援を行う社員及び社内検査等を行う社員をそれぞれ「工事管理」「品質・安全管理」を選択してください。
- ⑦ 給与等総額: 当現場の事業所に勤務していた期間の給与等総額を入力します。日給の場合は、日給額×総従事日数=給与等総額として入力してください。
 なお、給与等総額には給与の他、諸手当(交通費、住宅手当、別居手当等)及び賞与(当該工事従事分)を含めた額になります。
 また、従事した工事現場が2以上にまたがる場合は、その業務内容で按分した額とします。
 外注人件費(人材派遣会社等に支払う人件費)は、事務系と技術系に区分して入力します。
 ※ 月割り計算のため算定式を用いて入力する場合は、以下の要領で入力してください。
 =ROUND(年間給与等総額÷12×必要月数(工期月数), 0)

No	② 役職名	③ 年代	④ 勤務	⑤ 雇用形態	⑥ 作業内容	⑦ 給与等総額(整数)	⑧ 月別現場従事日数											
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
							西暦(下二桁)自動→ 24 24 24 24 24 24 24 24 24 24 24 24											
							月 自動→ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12											
							① 現場稼働日数の入力→ 20 18 20 20 16 20 20 15 19 20 20 3											
1	現場代理人(所長)	50代	常勤	現場従業員	管理責任者	8,000,000	20	18	20	20	16	20	20	15	19	20	20	3
2	主任技術者	40代	常勤	現場従業員	工事管理	6,000,000	20	18	20	20	16	20	20	15	19	20	20	3
3	担当技術者	30代	常勤	現場従業員	工事管理	5,000,000	20	18	20	20	16	20	20	15	19	20	20	3
4	担当技術者	30代	常勤	現場雇用従業員	工事管理補助		20	18	20	20	16	20	20	15	19	20	20	3
5	担当技術者	20代	常勤	外注人件費	事務担当		20	18	20	20	16	20	20	15	19	20	20	3
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		

調査票の記入例を記載しています。受注されました工事によらずに編集、記載をお願いいたします。

⑤ 動力用水光熱費 別表2 次の項目を参考に、下記の表に使用量、料金を入力願います。(税別で入力すること)

項目	集計内容	単位
電気使用量	監督員事務所、現場事務所及び工事で使用した電気について集計。	KWh
都市ガス	監督員事務所及び現場事務所で使用した都市ガスについて集計	m3
プロパンガス	監督員事務所及び現場事務所で使用したプロパンガスについて集計。	t
ガソリン	乗用車(通勤用は除く)や建設機械(バックホー・ダンプ等)で使用したガソリンについて集計。	k1
軽油	乗用車(通勤用は除く)や建設機械(バックホー・ダンプ等)で使用したガソリンについて集計。	k1
灯油	監督員事務所及び現場事務所で使用した段冒頭の灯油について集計。	k1
上水道	監督員事務所、現場事務所及び工事で使用した上水道について集計。	m3
下水道	監督員事務所、現場事務所及び工事で使用した下水道について伝票に記載されている数値を集計。	m3
その他①～③	監督員事務所、現場事務所及び工事で使用した上記以外の光熱費について伝票に記載されている数値を集計。	各種

入力に関する説明：入力セルは [] の部分です。このシートの空白セルは [] のまま残して大丈夫です。監督員事務所以外の金額としてください。監督員事務所の動力用水光熱費は、⑤動力用水光熱費-6監督員事務所に入力します。

月別使用量 稼働日 項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	合計
	20日	18日	20日	20日	20日	20日	20日	20日	20日	20日	20日	20日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	
電気使用量 (KWh)	500	500	400	300	300	300	400	400	400	300	300	400													4500
使用料金 (円)	500,000	500,000	400,000	300,000	300,000	300,000	400,000	400,000	400,000	300,000	300,000	400,000													4,500,000
上水道 (m3)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100													1200
使用料金 (円)	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000													6,000,000
下水道 (m3)																									0
使用料金 (円)																									0
都市ガス (m3)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100													1200
使用料金 (円)	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000													6,000,000
プロパンガス (t)																									0
使用料金 (円)																									0
ガソリン (k1)																									0
使用料金 (円)																									0
軽油 (k1)																									0
使用料金 (円)																									0
灯油 (k1)																									0
使用料金 (円)																									0
その他①																									0
使用料金 (円)																									0
その他②																									0
使用料金 (円)																									0
その他③																									0
使用料金 (円)																									0

調査票の記入例を記載しています。
受注されました工事によって編集、記載を
願います。

エレベーター設置工事の工事監理に関する事項

1 工事監理に関する業務

(1) 工事監理基準の策定

エレベーター設置工事において、受託者は別添1「特に報告を求める事項」の他、工事監理に関する事項について、別添2「工事監理標準」を参考に、工事監理基準を定め、別冊3様式2「業務実施計画書」に工事監理基準として添付し、担当職員の確認を受けること。工事監理に係る確認方法、頻度等の業務量については受託者の責任において決定されるが、別添2と比較して明らかに業務内容及び業務量等が適切でないとは担当職員が判断した場合、管理技術者に対し、対象工事に係る工事監理の妥当性について説明を求める場合がある。

なお、工事監理基準の策定にあたっては、次の事項に留意する。

- ① 基礎ぐい工事に係る設計図書及び施工計画の内容の把握及び整合確認の方法
- ② ぐいの支持層への到達等の技術的判断方法等が基礎ぐい工事に係る施工計画に適切に定められていることについての確認方法
- ③ 基礎ぐい工事に係る設計図書及び施工計画の内容の工事監理基準等への反映

(2) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告

① 施工図等の検討及び報告

イ 検討にあたっては、設計図書との整合性の確認、納まりの確認、建築工事と設備工事との整合の確認等について、十分留意する。

ロ 「特に報告を求める事項」に係る部分に関する施工図について、特に留意して検討を行うこととする

ハ 施工図の検討をより効率的に行うために、施工図作成の基礎となる総合図を作成した場合についても検討を行うこととする。

② 工事材料、設備機器等の検討及び報告

「特に報告を求める事項」について、特に留意して行うこととする。

(3) 工事と設計図書との照合及び確認

① 設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事受注者等から提出される品質管理記録等の確認のいずれかの方法で行うこととする。

イ 「特に報告を求める事項」について、特に留意して行うこととする。

ロ 確認対象工事に応じた合理的方法については「工事監理ガイドライン」（平成21年9月1日国土交通省住宅局策定）、「基礎ぐい工事における工事監理ガイドライン」（平成28年3月4日国土交通省住宅局策定）及び「実務者のための工事監理

ガイドラインの手引き」(公益財団法人建築技術教育普及センター編集)による。

- ② 受託者は、その指示により工事受注者等に品質管理報告書を作成させる場合は、必要に応じてこれを確認するものとする。
- (4) 受注者は、「特に報告を求める事項」(対象工事が該当する項目のみ)について、施工品質等を確保するため特に入念に監理を行い、その結果を別添3「重点監督日誌(エレベーター設置)」に記録し担当職員から要求があった場合は速やかに提出しなければならない。

2 監督方法

- (1) 工事を行う際に、既存の主要構造部材の鉄筋及び設備配管等に損傷を与えないよう工事受注者へ指示・監督を行うとともに、特に入念な確認を行うこと。
- (2) 構造躯体の施工状況の立会い確認については、構造設計経験者を立ち合わせるものとする。
- (3) 基礎施工時の支持地盤等(杭基礎含む)の確認、構造躯体の施工状況の確認については、構造設計一級建築士が入念に行うこと。

3 安全管理等

受注者は、断水、断ガス及び停電工事がある場合、立会い確認等を行うものとする。

以上

【添付書類】

- 別添1 特に報告を求める事項
別添2 工事監理標準
別添3 重点監督日誌(エレベーター設置)

特に報告を求める事項

1. 「特に報告を求める事項」について

- (1) 「特に報告を求める事項」は表-1 から表-3 に示す内容をいう。
- (2) 本紙に記載なき事項については下記によるほか、対象工事の設計図書等によること。
 - ・ 工事監理ガイドライン
 - ・ 公共住宅建設工事共通仕様書
- (3) 「複数監督員が行う事項」とは、表-1 から表-3 のうち「複数確認」の欄に「○」の付いた監理項目をいう。

表-1：建築工事

区分	監理項目	確認内容	複数確認	
2 仮設工事	敷地状況、境界石の位置	境界杭の確認（必要に応じ、関係者の立合いを受け境界確認書の作成）		
		隣地との高低差	隣地との高低差を確認（主要出入口部の取り合い確認）	
		建築物等位置	境界と建築物等位置の確認	
		ベンチマークの設置状態、位置	ベンチマーク、仮ベンチマークの維持管理を確認（移動、沈下防止対策）	
3 土工事	支持地盤（直接基礎の場合）	床付け面の確認（かく乱又は盛土されていない地盤であること）	○	
		支持地盤の確認（地耐力試験報告書）	○	
4 地業工事	試験杭	地盤条件・施工上の留意事項の確認	○	
		工事施工者の施工体制（元請と下請の役割分担）の確認	○	
		杭の支持層への到達等に係る技術的判断、施工記録の確認方法、施工記録が確認できない場合の代替手法等の確認	○	
		杭長、位置、支持地盤の土質、支持地盤への根入れ深さ及び施工状況の確認	○	
		施工結果報告書の確認	○	
		既製コンクリート杭及び鋼杭（材料）	製造所名、規格、品質、種類、径、長さ、先端補強、標尺表示、外観（割れ・傷）の確認	○
			杭の位置（施工前の杭心・施工後の偏心量と杭頭の高さ）	○
		場所打ちコンクリート杭地業（材料）	鉄筋（規格・種類・径・品質証明）	○
			コンクリートの規格確認（受入確認）	○
			杭の載荷試験	載荷時間、沈下量、最大荷重、許容支持力の確認
	地盤の載荷試験	載荷時間、沈下量、最大荷重、許容支持力の確認	○	
	杭の位置（施工後の偏心量）	杭芯の位置測定、位置ずれに伴う補強要領等の確認（位置測定図、60mm以上の偏心は補強要領書等）	○	
5 鉄筋工事	鉄筋、スペーサー、溶接金物、貫通孔補強鉄筋（材料）	鉄筋の規格、種類、径の確認	○	
		品質証明の確認（規格証明書、タグプレート、ロールマーク）	○	
	圧接継手（試験）	外観の確認（ふくらみの形状・寸法・圧接面のずれ・圧接部の折れ曲り・鉄筋中心軸の偏心量・たれ・焼き割れ）		
	配筋	配筋状況の確認（施工範囲全体を見回わって出来形及び出来栄を確認）	○	

区分	監理項目	確認内容	複数確認
		あばら筋の加工形状の確認（接合する部材の寸法を考慮）	○
		組立の確認（結束、鉄筋位置、本数、最小かぶり厚さ、鉄筋主筋相互のあき、帯筋間隔等）	○
		あばら筋間隔、鉄筋の水平度と垂直度の確認	○
		継手の確認（位置、長さ、方法）	○
		定着の確認（位置、長さ、方法、余長、フック）	○
		貫通孔補強、開口補強、打ち継ぎ部の補強、打ち増し部の補強確認	○
		スペーサーの確認（形状、位置、間隔）	○
		差し筋の位置と長さ	○
6	コンクリート・型枠工事	コンクリートの受入れ、供試体採取	指定コンクリートであることの確認（種類、運搬時間、スランプ、フロー、空気量、塩化物量、コンクリート温度） ○ 圧縮強度用供試体の採取確認（テストピースの採取） ○
		コンクリートの打込み	打継ぎ面の処理確認（仕切り型枠、止水処理、清掃、レイタンスの除去） ○
		コンクリートの仕上がり	不良箇所（ひび割れ・たわみ・じゃんか・空洞・コールドジョイント）の有無確認 ○ 不良箇所（ひび割れ・たわみ・じゃんか・空洞・コールドジョイント）の補修確認 ○ タイル施工部位のコンクリート素地面について、はく離材の付着がないこと。その他、付着力低下の恐れがある仕上がりでないこと※ ※特に、使用型枠について、現場協議により「表面加工コンクリート型枠用合板」の使用を認める場合には、必ずコンクリート素地面をMCR工法又は目荒し工法により、タイル張付けモルタルの接着強度を確保させること。
		型枠（施工）	主要墨、部材断面、建入れの確認
7	鉄骨工事	鋼材	鋼材の確認（規格、材質、種類、断面寸法、品質証明） ○
		工場製作	溶接状態の確認 ○
		現場受入れ	製品の接合部確認（溶接） ○
		溶接部の試験	溶接部の外観確認（アンダーカット、ピット、オーバーラップ、割れ、クレーター、溶接ビード面形状、スラグ除去不良、すみ肉の脚長不足、突合せの余盛不足、突合せ溶接部食違い、ダイヤフラムとフランジのずれ、ブローホール、溶け込み不足、割れ、スラグ巻き込み） 溶接部の内部確認（超音波探傷試験） （ブローホール・溶け込み不足・割れ・スラグ巻き込み） 不合格となった溶接部の補修
		ボルト接合	高力ボルト接合部の確認（摩擦面の状態、ピンテールの破断、とも回りの有無、ナット回転量、ボルト余長、座金有無、戻り止めの方法） 普通ボルト接合部の確認（ボルト余長、座金有無、戻り止めの方法） ○
		鉄骨建方	アンカーボルトの確認（位置、定着長さ、固定、養生、柱底均しモルタルの厚さ） 建方精度の確認（柱の倒れ、スパン長さ、梁の湾曲、接合部精度） ○
9	防水工事	アスファルト防水（施工）	下地の確認（下地補修） ルーフィング張りの確認（端部・立上り・ドレン回り、押え金物の取付け） 押えコンクリート目地の確認 ○
		改質アスファルトシート防水（施工）	下地の確認（下地補修） ルーフィング張りの確認（端部・立上り・ドレン回り、押え金物の取付け） ○

区分	監理項目	確認内容	複数確認	
		押えコンクリート目地の確認		
	合成高分子系ルーフィングシート防水（施工）	下地の確認（下地補修）		
		ルーフィング張りの確認（端部・立上り・ドレン回り、押え金物の取付け）	○	
		施工後の確認（充填、硬化、接着）		
		施工計画書及び公共住宅建設工事共通仕様書等に定められた施工手順を確認		
	外壁からの雨漏れの有無の確認	漏水箇所の有無確認	○	
11	タイル工事	外壁タイル（施工）	タイル浮きの有無確認	
		外観の確認（割れ、欠け、目地の通り、平たんさ）		
	外壁タイルの接着力（引張接着強度）	接着力試験結果の確認（試験結果報告書）		
12	木工事	先行住宅（材料及び施工）	釘、ビスピッチの確認	
		軸組取付け間隔の確認		
		下地補強材の確認		
		軸組検討会チェックシートの確認		
13	屋根及びと い工事	長尺金属板葺・化粧スレート葺及び 厚形スレート葺き・粘土瓦葺（施 工）	下葺きの確認（重ね合わせ）	○
			各部の納まりの確認（留付け間隔、栈木の取付け）	
14	金属工事	先行住宅（材料及び施工）	ビスピッチの確認	
		軽量鉄骨天井、壁下地の取付け間隔の確認		
		下地補強材の確認		
		軸組検討会チェックシートの確認		
16	建具工事	先行住宅（材料及び施工）	組立、作動状態の確認	
		軸組検討会チェックシートの確認		
17	カーテンウ ォール工事	カーテンウォール工事の施工計画	施工計画書の確認	
18	塗装工事	先行住宅（材料及び施工）	軸組検討会チェックシートの確認	
20	内装工事	先行住宅（材料及び施工）	断熱範囲の確認	
		乾式遮音二重床下地材の固定状況の確認		
		軸組及び仕上検討会チェックシートの確認		
21	部品・その 他工事	先行住宅（材料及び施工）	固定状況の確認	
		軸組検討会チェックシートの確認		
22	PC工法に よる工事	PC工法（施工）	取付け金物の溶接後の外観、超音波探傷試験の確認	
		スリーブ接合のグラウト充填確認		

表-2：電気設備工事

区分	監理項目	確認内容
2 電力設備工事	先行住宅、共用部分の配管・配線施工及び関連工事との取合い	埋込み配管、隠蔽配管、電線・ケーブル接続の確認及び関連工事との取合い確認
	接地極の埋設	接地極の埋設方法の確認（接地極を省略する場合、大地抵抗率の測定検証）
	高圧ケーブルの接続及び端末処理	高圧ケーブルの接続及び端末処理の確認
	屋外灯・埋設物等施工及び関連工事との取合い	屋外灯・埋設物等位置や施工の確認及び関連工事との取合い確認
	防火区画貫通部の耐火処理方法	適合法による施工の確認
	外壁貫通部（ハンドホール内含む）の防水処理方法及びケーブル敷設状況	材料及び施工方法の確認
	機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け	機器の据付位置、施工方法の確認
	電力設備の絶縁抵抗値、接地抵抗値の確認及び動作試験	抵抗値の計測確認及び作動状況の確認
3 受変電設備工事	共用部分の配管・配線施工及び関連工事との取合い	埋込み配管、隠蔽配管、電線・ケーブル接続の確認及び関連工事との取合い確認
	防火区画貫通部の耐火処理方法	適合法による施工の確認
	外壁貫通部の防水処理方法	材料及び施工方法の確認
	機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け	機器の据付位置、施工方法の確認
	受変電設備の試験	各種試験計測の確認
4 電力貯蔵設備工事	共用部分の配管・配線施工及び関連工事との取合い	埋込み配管、隠蔽配管、電線・ケーブル接続の確認及び関連工事との取合い確認
	防火区画貫通部の耐火処理方法	適合法による施工の確認
	外壁貫通部の防水処理方法	材料及び施工方法の確認
	機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け	機器の据付位置、施工方法の確認
5 発電設備工事	共用部分の配管・配線施工及び関連工事との取合い	埋込み配管、隠蔽配管、電線・ケーブル接続の確認及び関連工事との取合い確認
	防火区画貫通部の耐火処理方法	適合法による施工の確認
	外壁貫通部の防水処理方法	材料及び施工方法の確認
	機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け	機器の据付位置、施工方法の確認
	現地総合試験・機器単体試験及び騒音測定	各種機器の動作状況・試験結果記録の確認及び騒音測定の確認
6 情報設備工事	先行住宅、共用部分の配管・配線施工及び関連工事との取合い	埋込み配管、隠蔽配管、電線・ケーブル接続の確認及び関連工事との取合い確認
	テレビアンテナの位置	テレビアンテナの位置・機種及び良否の検証
	テレビ・FM 共同受信設備のテレビ画像品位及び音質	ブースター系統最遠端子の端子電圧測定及び画像品位・音質の確認
	防火区画貫通部の耐火処理方法	適合法による施工の確認

区分	監理項目	確認内容
	外壁貫通部の防水処理方法	材料及び施工方法の確認
	機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け	機器の据付位置、施工方法の確認
	情報設備の総合動作	全設備の作動状況の確認
	インターホンオートドアロック設備の総合動作	全設備の作動状況の確認
	防犯カメラ設備の画像	防犯カメラ設備の画像（視界・画質・必要照度）の確認
	LAN 設備の試験調整及び外部接続	各種試験の計測確認及び統括事業者の試験報告書の確認
7 防災設備工事	先行住宅、共用部分の配管・配線施工及び関連工事との取合い	埋込み配管、隠蔽配管、電線・ケーブル接続の確認及び関連工事との取合い確認
	防火区画貫通部の耐火処理方法	適合工法による施工の確認
	外壁貫通部の防水処理方法	材料及び施工方法の確認
	機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け	機器の据付位置、施工方法の確認
	防災設備の総合動作	全設備の作動状況の確認
8 中央監視制御設備工事	共用部分の配管・配線施工及び関連工事との取合い	埋込み配管、隠蔽配管、電線・ケーブル接続の確認及び関連工事との取合い確認
	防火区画貫通部の耐火処理方法	適合工法による施工の確認
	外壁貫通部の防水処理方法	材料及び施工方法の確認
	機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け	機器の据付位置、施工方法の確認
	構造試験及び性能試験	各種試験の計測確認

表-3：機械設備工事

区分	監理項目	確認内容
2 衛生器具設備工事	機器の据付け・設置状況	据付け状態、管との接続状態、水量調整の確認
3 給水設備工事	先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合い	配管等の施工（隠ぺい部、埋設部（位置・寸法・材料・支持・接合状態・機器接続状態））及び関連工事との取り合いの確認
	水圧試験	配管に所定の水圧を加え、配管及び接続部に漏水のないことの確認
	貫通部処理	防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態を確認
	機器の据付け・設置状況	据付け位置、アンカーボルト取付け、固定支持金物、防振措置の確認
4 排水・通気設備工事	先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合い	配管等の施工（隠ぺい部、埋設部（位置・寸法・材料・支持・接合状態・機器接続状態））及び関連工事との取り合いの確認
	排水、通気設備の排水導通試験	配管内に管径に適したテストボールを投入し、配管端部からボールが排出することを確認
	貫通部処理	防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態を確認
5 給湯設備工事	先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合い	配管等の施工（隠ぺい部、埋設部（位置・寸法・材料・支持・接合状態・機器接続状態））及び関連工事との取り合いの確認
	水圧試験	配管に所定の水圧を加え、配管及び接続部に漏水のないことの確認
	貫通部処理	防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態を確認
	機器の据付け・設置状況	据付け位置、アンカーボルト取付け、固定支持金物、防振措置、転倒防止措置の確認
6 消火設備工事	先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合い	配管等の施工（隠ぺい部、埋設部（位置・寸法・材料・支持・接合状態・機器接続状態））及び関連工事との取り合いの確認
	水圧試験	配管に所定の水圧を加え、配管及び接続部に漏水のないことの確認
	貫通部処理	防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態を確認
7 ガス設備工事	先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合い等の確認	配管等の施工（隠ぺい部、埋設部（位置・寸法・材料・支持・接合状態・機器接続状態））及び関連工事との取り合いの確認
	貫通部処理	防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態を確認
10 暖冷房設備工事	先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合い	配管等の施工（隠ぺい部、埋設部（位置・寸法・材料・支持・接合状態・機器接続状態））及び関連工事との取り合いの確認
	貫通部処理	防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態を確認
	機器の据付け・設置状況	据付け位置、アンカーボルト取付け、固定支持金物、防振措置の確認
11 換気設備工事	先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合い	配管等の施工（隠ぺい部、埋設部（位置・寸法・材料・支持・接合状態・機器接続状態））及び関連工事との取り合いの確認
	機器の据付け・設置状況	据付け位置、アンカーボルト取付け、固定支持金物、防振措置の確認
	貫通部処理	防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態を確認
13 エレベーター設備工事	防犯カメラ設備の画像	防犯カメラ設備の画像（視界・画質・必要照度）の確認

工事監理標準（総則編） 平成27年版

工事監理標準とは、設計図書、国土交通省告示15号、工事監理ガイドライン及び関係法令等に基づき実施される工事監理について、独立行政法人都市再生機構が「特に報告を求める事項」、「複数監督員が行う事項」、その他の工事監理行為について、その標準案を示すものである。

工事監理者はこの工事監理標準を参考に、自らの責任において工事監理基準を定め、業務実施計画書とともに担当職員に提出し、確認を受けるものとする。

○工事監理標準の構成について

1. 各監理項目の確認数量は、建物規模100戸程度、先行住戸4戸程度を想定して作成している。ただし、運用にあたっては建物規模や難易度に応じた適切な数量を設定する必要がある。
2. 確認方法は、「立会確認」及び「書類確認」のいずれか又はそれぞれを併用して設計図書と照合する。

(1) 立会確認

- 1) 目視 おもに工事目的物の施工状況、出来形及び出来栄を確認することを目的とし、計測を伴わない確認方法とする。
- 2) 計測 計測器（スケール等）を用いた確認方法とする。

(2) 書類確認

- 1) 施工計画書 施工計画書、製作要領書、施工図、原寸図、製作図及び工作図等による確認方法とする。
- 2) 規格証明書 設計図書に定められた規格・基準等に適合していることを証明する資料（品質証明書、検査証明書、技量適格性証明書、合格证、認定証、経歴書等）による確認方法とする。
- 3) 試験成績書 機材（工事目的物に使用する材料、部品及び機器）の品質等を確認するために実施する試験及び検査の結果報告書による確認方法とする。
- 4) 施工記録書 受注者から提出される自主検査記録（施工（軸組・仕上）検討チェックシートを含む。）による確認方法とする。
- 5) 工事写真 受注者から提出される工事写真による確認方法とする。

3. 監理項目ごとの確認数量については、次のとおりとする。

◎：全数

○：2割程度（標準）

△：規格毎に2割程度（標準）

確認内容	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法								
				立会確認		書類確認						
				目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書	工 事 写 真		
内容①	●	施工前	全数	◎								
内容②		施工中 施工後	2割程度	○	○				○	○		
内容③		施工後	2割程度	△	△				△	△		

← 対象となる内容①を「目視」（◎）による立会確認により全数について行う。

← 対象となる内容②を、「目視」（○）または「計測」（○）による立会確認および「施工記録書」（○）または「工事写真」（○）による書類確認によって2割程度について確認を行う。

← 対象となる内容③を、機材等の規格毎に「目視」（△）または「計測」（△）による立会確認および「施工記録書」（△）または「工事写真」（△）による書類確認によって2割程度について確認を行う。

● 特に報告を求める事項 … 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法」として、立会い等により特に入念に監理を行い、その結果について報告が求められ
 ※ 複数監督員が行う事項 … 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員により実施される項目

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を求める事項	確認時期	確認数量	確認方法							(参考)		
						立会確認		書類確認					工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書	工 事 写 真			
1 一 般 共 通 事 項	1.1 工事受注者の施工品質管理	(1) 施工品質管理方法の確認		工事着手前	全数			◎					—	—	—
	1.2 契約に関する届出書類	(1) 着工時提出書類の確認(現場代理人届、監理技術者届ほか)		工事着手前	全数			◎					—	—	総則編1.1.8 技術者名簿の提出等
	※ 監理技術者の専任制等	(1) 資格者証の把握 ※1.2(1)と同じ		工事着手前	全数								—	—	総則編1.1.8 技術者名簿の提出等
		(2) 同一性の把握			全数								—	—	—
		(3) 常駐の把握			全数								—	—	—
	1.3 実施工程表	(1) 実施工程表の確認(生産工程表により、製品製作予定、検査予定、進捗率等の確認)		工事着手前	全数			◎					—	1.2.1 実施工程表	総則編1.4.1 実施工程表
	1.4 総合施工計画書	(1) 総合的な計画をまとめた総合施工計画書、全体施工計画書の確認		工事着手前	全数			◎					—	1.2.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等
	1.5 施工体制	(1) 施工体制台帳、施工体系図の確認		施工前・施工中	全数			◎					—	1.1.5 書類の書式等	総則編1.1.9 施工体制台帳の提出等
		(2) 下請負人届、下請負人一覧表の確認(建設業許可年月日の有効期限等確認)			全数			◎							
	※ 施工体制	(1) 施工体制台帳の把握 ※1.5(1)と同じ		工事施工中 当初及び変更時	全数								—	1.1.5 書類の書式等	総則編1.1.9 施工体制台帳の提出等
		(2) 施工体系図の把握 ※1.5(1)と同じ			全数								—	1.1.5 書類の書式等	総則編1.1.9 施工体制台帳の提出等
		(3) 施工体制の把握		工事施工中	全数								—	—	—
	※ 一括下請	(1) 施工体制台帳及び下請契約書 ※1.5(1)(2)と同じ		工事施工中	全数								—	1.1.5 書類の書式等	総則編1.1.9 施工体制台帳の提出等
	※ 標識等	(1) 工事カルテ登録の把握		工事着手前 変更時及び完了時	全数								—	1.1.4 工事実績情報の登録	総則編1.1.10 工事実績情報の登録
		(2) 建設業許可を示す標識の把握		工事着手前	全数								—	—	—
		(3) 建退共制度に関する掲示の把握		工事着手前	全数								—	—	—
		(4) 労災保険に関する掲示の把握		工事着手前	全数								—	—	—
	1.6 材料の規格(既定を受けた材料を含む)	(1) 使用材料報告書の確認		施工前・施工中 ・施工後	全数			◎					1.1	1.4 材料	総則編1.5 機材
	1.7 材料の品質、性能	(1) 試験成績書、規格証明書、機材の品質・性能基準、機材の判定基準等の確認		施工前	全数			◎					1.1	1.4 材料	総則編1.5 機材
	1.8 ホルムアルデヒド等の発散	(1) 室内環境測定計画書の確認		試験前	全数			◎					1.1	1.5.9 化学物質の室内濃度測定	総則編1.6.10 化学物質の室内濃度測定
(2) 室内環境測定報告書の確認			引渡し前	全数				◎	◎			1.1	1.5.9 化学物質の室内濃度測定	総則編1.6.10 化学物質の室内濃度測定	
1.9 既定を受けた工法	(1) 自主検査記録、試験成績書、規格証明書等に係る書類確認		施工前	全数			◎	◎	◎			1.2	—	—	
1.10 施工図、製作図	(1) 躯体の取り合いについて、躯体図・鉄骨図で躯体寸法及び納まりの確認		施工前	全数			◎					—	1.2.3 施工図等	総則編1.4.3 施工図等	
	(2) 内装の取り合いについて、平面詳細図で確認			全数			◎								
	(3) 建築・電気・機械の取り合いについて、プロット図又は総合図で確認			全数			◎								
	(4) その他製作図の確認 (ALC、ECP、タイル割り、石割り、造作、建具、製作金物、浴室ユニット、キッチンユニット、 家具ほか)			全数			◎								

別添2-1

● 特に報告を求める事項 … 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法」として、立会い等により特に入念に監理を行い、その結果について報告が求められ
 ※ 複数監督員が行う事項 … 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員により実施される項目

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法							(参考)			
						立会確認		書類確認					工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)	
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書	工 事 写 真				
1 一 般 共 通 事 項	※ 建設住宅性能評価	(1) 施工状況報告書の確認		工事着手前	全数								—	—	—	
		(2) 検査対象工程通知時の通知書の確認		工事施工中	全数									—	—	—
		(3) 基礎配筋		工事施工中	全数									—	—	—
		(4) 2階の床の躯体工事完了時の確認		工事施工中	全数									—	—	—
		(5) 3に7の自然倍数を加えた階の躯体工事完了時の確認		工事施工中	全数									—	—	—
		(6) 屋根工事完了時の確認		工事施工中	全数									—	—	—
		(7) 内装下地張りの直前の工事完了時の確認		工事施工中	全数									—	—	—
		(8) 竣工時の確認		工事施工中	全数									—	—	—
	1.11 完成図	(1) 完成工事との整合を確認		引渡し前	全数						◎		—	1.7.1 完成図	総則編1.8.4 完成図その他	

工事監理標準（建築編） 平成28年版

工事監理標準とは、設計図書、国土交通省告示15号、工事監理ガイドライン及び関係法令等に基づき実施される工事監理について、独立行政法人都市再生機構が「特に報告を求める事項」、「複数監督員が行う事項」、その他の工事監理行為について、その標準案を示すものである。

工事監理者はこの工事監理標準を参考に、自らの責任において工事監理基準を定め、業務実施計画書とともに担当職員に提出し、確認を受けるものとする。

○工事監理標準の構成について

1. 各監理項目の確認数量は、建物規模100戸程度、先行住戸4戸程度を想定して作成している。ただし、運用にあたっては建物規模や難易度に応じた適切な数量を設定する必要がある。
2. 確認方法は、「立会確認」及び「書類確認」のいずれか又はそれぞれを併用して設計図書と照合する。

(1) 立会確認

- 1) 目視 おもに工事目的物の施工状況、出来形及び出来栄を確認することを目的とし、計測を伴わない確認方法とする。
- 2) 計測 計測器（スケール等）を用いた確認方法とする。

(2) 書類確認

- 1) 施工計画書 施工計画書、品質計画書、製作要領書、施工図、原寸図、製作図及び工作図等による確認方法とする。
- 2) 規格証明書 設計図書に定められた規格・基準等に適合していることを証明する資料（品質証明書、検査証明書、技量適格性証明書、合格証、認定証、経歴書等）による確認方法とする。
- 3) 試験成績書 機材（工事目的物に使用する材料、部品及び機器）の品質等を確認するために実施する試験及び検査の結果報告書による確認方法とする。
- 4) 施工記録書 受注者から提出される自主検査記録（施工（軸組・仕上）検討チェックシートを含む。）及び機材搬入報告書による確認方法とする。
- 5) 工事写真 受注者から提出される工事写真による確認方法とする。

3. 監理項目ごとの確認数量については、次のとおりとする。

◎：全数

○：2割程度（標準）

△：規格毎に2割程度（標準）

確認内容	特に報告を求める事項	確認時期	確認数量	確認方法								
				立会確認		書類確認						
				目視	計測	施工計画書	規格証明書	試験成績書	施工記録書	工事写真		
内容①	●	施工前	全数	◎								
内容②		施工中 施工後	2割程度	○	○				○	○		
内容③		施工後	2割程度	△	△				△	△		

← 対象となる内容①を「目視」（◎）による立会確認により全数について行う。

← 対象となる内容②を、「目視」（○）または「計測」（○）による立会確認および「施工記録書」（○）または「工事写真」（○）による書類確認によって2割程度について確認を行う。

← 対象となる内容③を、機材等の規格毎に「目視」（△）または「計測」（△）による立会確認および「施工記録書」（△）または「工事写真」（△）による書類確認によって2割程度について確認を行う。

● 特に報告を求める事項 … 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法」として、立会い等により特に入念に監理を行い、その結果について報告が求められる項目
 ※ 複数監督員が行う事項 … 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員により実施される項目

区分	監理項目 (本字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (本字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)			
						立会確認		書類確認				工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)	
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書				工 事 写 真
1 一 般 共 通 事 項	1.1 工事受注者の施工品質管理	(1) 施工品質管理方法の確認		工事着手前	全数			◎					—	—	—
	1.2 契約に関する届出書類	(1) 着工時提出書類の確認(現場代理人届、監理技術者届ほか)		工事着手前	全数			◎					—	—	総則編1.1.8 技術者名簿の提出等
	1.3 実施工程表	(1) 実施工程表の確認(生産工程表により、製品製作予定、検査予定、進捗率等の確認)		工事着手前	全数			◎					—	1.2.1 実施工程表	総則編1.4.1 実施工程表
	1.4 総合施工計画書	(1) 総合的な計画をまとめた総合施工計画書、全体施工計画書の確認		工事着手前	全数			◎					—	1.2.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等
	1.5 施工体制	(1) 施工体制台帳、施工体系図の確認		施工前・施工中	全数			◎					—	(1.1.5 書類の書式等)	総則編1.1.9 施工体制台帳の提出等
		(2) 下請負人届、下請負人一覧表の確認(建設業許可年月日の有効期限等確認)			全数			◎							
	1.6 材料の規格(認定を受けた材料を含む)	(1) 使用材料報告書の確認		施工前・施工中 ・施工後	全数			◎					1.1	1.4 材料	総則編1.5 機材
	1.7 材料の品質、性能	(1) 試験成績書、規格証明書、機材の品質・性能基準、機材の判定基準等の確認		施工前	全数			◎					1.1	1.4 材料	総則編1.5 機材
	1.8 ホルムアルデヒド等の発散	(1) 室内環境測定計画書の確認		試験前	全数			◎					1.1	1.5.9 化学物質の濃度測定	総則編1.6.10 化学物質の室内濃度測定
		(2) 室内環境測定報告書の確認		引渡し前	全数				◎	◎			1.1	1.5.9 化学物質の濃度測定	総則編1.6.10 化学物質の室内濃度測定
	1.9 認定を受けた工法	(1) 自主検査記録、試験成績書、規格証明書等に係る書類確認		施工前	全数				◎	◎	◎		1.2	—	—
	1.10 施工図、製作図	(1) 躯体の取り合いについて、躯体図・鉄骨図で躯体寸法及び納まりの確認		施工前	全数			◎					—	1.2.3 施工図等	総則編1.4.3 施工図等
		(2) 内装の取り合いについて、平面詳細図で確認			全数			◎							
(3) 建築・電気・機械の取り合いについて、プロット図又は総合図で確認			全数				◎								
(4) その他製作図の確認 (ALC、ECP、タイル割り、石割り、造作、建具、製作金物、浴室ユニット、キッチンユニット、 家具ほか)			全数				◎								
1.11 完成図	(1) 完成工事との整合を確認		引渡し前	全数						◎		—	—	総則編1.8.4 完成図その他	

● 特に報告をを求める事項 … 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法」として、立会い等により特に入念に監理を行い、その結果について報告が求められる項目
 ※ 複数監督員が行う事項 … 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員により実施される項目

区分	監理項目 (本字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (本字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)				
						立会確認		書類確認				工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)		
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書				工 事 写 真	
2 仮 設 工 事	2.1 仮設工事の施工計画	(1) 施工計画書、仮設計画図等の確認		施工前	全数			◎					—	1.2.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等	
	2.2 敷地状況、境界石の位置	(1) 境界杭の確認 (必要に応じ、関係者の立会いを受け境界確認書の作成)	●	工事着手前	全数 2割程度	◎ ○					○ ○		2.1	2.2 縄張り、遣方、足場その他	総則編1.2.11 境界杭、測量杭等	
	2.3 隣地との高低差	(1) 隣地との高低差を確認 (主要出入口部の取り合い確認)	●	工事着手前	全数 2割程度	◎ ○					○ ○		2.1		総則編1.2.11 境界杭、測量杭等	
	2.4 建築物等位置	(1) 境界と建築物等位置の確認	●	工事着手前	全数 2割程度	◎ ○					○ ○		2.1		2.2 縄張り、遣方、足場その他	2.2 縄張り、遣方、足場その他
	2.5 ベンチマークの設置状態、位置	(1) ベンチマーク、仮ベンチマークの維持管理を確認 (移動、沈下防止対策)	●	工事着手前	全数 2割程度	◎ ○					○ ○		2.1			
	2.6 敷地の高さ(設計GLとの関係)	(1) 敷地内の高さ確認 (方眼線の方向、間隔による計測ポイントを決め、高さを測定し、設計GLと照合)		工事着手前	全数 2割程度	◎ ○					○ ○		2.1			調査編1.1.3 水準測量 2.2.2 地盤高の確認
	2.7 仮設材・周辺調査	(1) 仮囲い設置の確認 (2) 電柱・電線等障害物の確認 (3) 既存埋設配管等の確認		工事着手前	2割程度 2割程度 2割程度	○ ○ ○					○ ○ ○		—	—	総則編1.3.1 足場、その他 総則編1.2.12 地下埋設物等	
	2.8 安全対策等	(1) 仮囲い、足場の安全点検(定期的な安全パトロール) (2) 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置を確認 (3) 産業廃棄物処理の確認(処分場への追跡調査)		施工前・施工中	2割程度 2割程度 2割程度	○ ○ ○					○ ○ ○		—	2.2.4 足場その他	総則編1.3.1 足場、その他	

● 特に報告を求める事項 … 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法」として、立会い等により特に入念に監理を行い、その結果について報告が求められる項目
 ※ 複数監督員が行う事項 … 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員により実施される項目

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)			
						立会確認		書類確認				工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)	
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書				工 事 写 真
3 土 工 事	3.1 土工事の施工計画	(1) 施工計画書の確認		施工前	全数			◎				—	1.2.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等	
	3.2 根切り底の深さ、状態	(1) 根切り底の深さ確認		施工中・施工後	2割程度	○	○				○	○	3.2	3.2 根切り及び埋戻し	3.2 根切り及び埋戻し等
	3.3 支持地盤（直接基礎の場合）	(1) 床付け面の確認 (かぶ乱又は盛土)	● ※	施工中・施工後	全数	◎							3.2		
		(2) 支持地盤の確認 (地耐力試験報告書)	● ※	施工中・施工後	全数				◎						
	3.4 埋戻し土及び盛土(材料)	(1) 土質の確認		施工中・施工後	全数				◎				3.1		
			2割程度		○						○	○			
	3.5 埋戻し、余盛り(施工)	(1) 締固め工法 、建設機械(低騒音・低振動型機械)の確認		施工中・施工後	2割程度	○					○	○	3.2		
		(2) 転圧状況の確認 (埋戻し300mm毎に転圧)			2割程度	○	○				○	○			
		(3) 余盛り高さの確認			2割程度	○	○				○	○			
	3.6 建設発生土の処理計画	(1) 建設発生土の処理計画の確認(残土処分計画書)			施工前	全数			◎				—	3.2.5 建設発生土の処理	3.2.5 残土処分
	3.7 建設発生土の処理結果	(1) 建設発生土の処理報告の確認(残土処分報告書)			施工後	全数					◎		—		
	3.8 地中障害の処理	(1) 地中障害物処理方法の確認(発注者と協議)			処理前	全数					◎	◎	—	—	総則編1.2.12 地下埋設物等
2割程度			○			○									
3.9 山留め工事の施工計画	(1) 施工計画書の確認(工法、排水処理、山留め計算書等)			施工前	全数			◎				—	1.2.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等	
3.10 山留め工事の材料	(1) 山留め材料の確認(シートパイル、H鋼、セメントミルク)			施工前	2割程度	△	△				△	△	—	3.3 山留め	3.3 山留め
3.11 山留め工事の施工	(1) 山留め施工の確認(建込み、切梁、構台、ロードセル)			施工中	2割程度	○					○	—			
3.12 山留めの傾斜測定	(1) 山留壁の変位測定の確認(傾斜測定報告書)			施工中	2割程度	○	○				○	○	—		

● 特に報告を求める事項 … 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法」として、立会い等により特に入念に監理を行い、その結果について報告が求められる項目
 ※ 複数監督員が行う事項 … 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員により実施される項目

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)			
						立会確認		書類確認				工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)	
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書				工 事 写 真
4 地業 工事 ①	4.1 試験杭	(1) 施工計画書の確認、認定工法等の確認		施工前	全数			◎				—	4.2.2 試験杭	4.2.2 試験杭	
		(2) 杭長、位置、支持地盤の土質、支持地盤への掘入れ深さ及び施工状況の確認	● ※	施工中	全数	◎	◎					4.3			
		(3) 施工結果報告書の確認		施工後	全数					◎	◎	—			
	4.2 既製コンクリート杭及び鋼杭の工事計画	(1) 施工計画書の確認(専門工事業者、専任技術者の確認)		施工前	全数			◎	◎			—	1.2.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等	
	4.3 既製コンクリート杭及び鋼杭(材料)	(1) 製造所名、規格、品質、種類、径、長さ、先端補強、標尺表示、外観(割れ・傷)の確認	● ※	施工前	2割程度	△	△		△	△	△	4.1	4.3 既製コンクリート杭地業 4.4 鋼杭地業	4.3 既製コンクリート杭地業 4.4 鋼杭地業	
		(2) 継手部の溶接材料の確認(溶接棒の規格)			2割程度	△			△	△	△				
	4.4 既製コンクリート杭及び鋼杭(施工:共通)	(1) 資格の確認(溶接技能者)		施工中・施工後	2割程度	○		○	○		○	4.2			
		(2) 継手の状態(杭の軸線・溶接部・機械式継手)の確認 (溶接:カラーチェック、無溶接:ボルトのトルク)			2割程度	○	○			○	○				○
		(3) 杭頭の処理、補強			2割程度	○					○				○
		(4) 杭の位置(施工前の杭心・施工後の偏心量と杭頭の高さ)	● ※		2割程度	○	○			○	○				○
	4.5 既製コンクリート杭及び鋼杭(施工:打込み工法)	(1) プレボーリング併用の場合(掘削深さ・オーガー径・オーガーの垂直度・支持地盤・支持地盤への掘入れ深さの確認)		施工中・施工後	2割程度	○	○				○	○			4.2
		(2) 掘入れ(垂直度)			2割程度	○	○				○	○			
(3) 落下高さ、打撃回数、貫入量、高止まり量、リバウンド量、支持力の確認			2割程度		○	○				○	○				
4.6 既製コンクリート杭及び鋼杭(施工:セメントミルク工法)	(1) オーガー、杭本体の垂直度の確認		施工中・施工後	2割程度	○	○				○	○	4.2			
	(2) 支持地盤、オーガーの支持地盤への掘入れ深さの確認			2割程度	○	○				○	○				
	(3) 安定液の確認(安定液計量)			2割程度	○	○				○	○				
	(4) 根固め液の確認(水セメント比、浸透、注入量、管理試験) (試験用試料採取)			2割程度	○	○				○	○				
	(5) 杭周固定液の確認(浸透・注入量・管理試験) (試験用試料採取)			2割程度	○	○				○	○				
4.7 特定掘込杭工法	(1) 建築基準法に基づく掘込み工法として認定を受けた条件の確認		施工前・施工中・施工後	2割程度	○	○	○	○	○	○	4.2				

● 特に報告をを求める事項 … 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法」として、立会い等により特に入念に監理を行い、その結果について報告が求められる項目
 ※ 複数監督員が行う事項 … 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員により実施される項目

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)				
						立会確認		書類確認				工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)		
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書				工 事 写 真	
4 地 業 工 事 ②	4.8 場所打ちコンクリート杭地業の工事計画	(1) 施工計画書の確認(専門工業者、専任技術者の確認)		施工前	全数			◎	◎			—	1.2.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等		
	4.9 場所打ちコンクリート杭地業(材料)	(1) 鉄筋(規格・種類・径・品質証明)	● ※	施工前	2割程度	△			△			△	4.1	4.5 場所打ちコンクリート杭地業	4.5 場所打ちコンクリート杭地業	
		(2) コンクリートの規格確認(受入確認)	● ※		2割程度	△			△			△				
	4.10 場所打ちコンクリート杭地業(施工)	(1) 資格の確認(施工管理技術者)		● ※	施工中・施工後	2割程度	○		○	○		○	4.2	4.5 場所打ちコンクリート杭地業	4.5 場所打ちコンクリート杭地業	
		(2) 鉄筋かご組立の確認(径・本数・長さ・間隔・継手長さ・帯筋・スペーサー・補強リング・溶接)				2割程度	○	○				○				○
		(3) 位置、掘削深さ、径、支持地盤、支持地盤への掘入れ深さの確認 (孔壁測定、支持地盤の土質試料採取)				2割程度	○	○				○				○
		(4) 鉄筋継手の重ね長さの主筋の結束の確認				2割程度	○	○				○				○
		(5) スライム処理の確認(1次スライム:バケツ、2次スライム:エアリフト)				2割程度	○	○				○				○
		(6) コンクリート打設の確認(トレミー管の先端位置・コンクリートの天端位置)				2割程度	○	○				○				○
		(7) 工法別確認事項 Ⅰ)アースドリル工法(安定液の品質管理・掘削孔の垂直度) Ⅱ)ベント工法(上部ケーシングチューブの垂直度・鉄筋かごの共上がり) Ⅲ)リバースサーキュレーション工法(泥水管理・掘削機の水平と垂直度)				2割程度	○	○				○				○
	4.11 砂利、砂(材料)	(1) 砂利、砂の確認(規格・種類・粒度) (建築物の接地圧(直接基礎)を受ける部分に再生クラッシュラン使用不可)		● ※	施工前	2割程度				○		○	4.1	4.6.2 材料	4.6.2 材料	
	4.12 砂利、砂(施工)	(1) 敷き込み厚さの確認		● ※	施工中・施工後	2割程度	○	○				○	○	4.2	4.6.3 砂利及び砂地業	4.6.3 砂利及び砂地業
		(2) 敷均し及び締固めの確認(使用機器1層毎の転圧厚さ・ゆるみ・ひび割れ)				2割程度	○	○				○	○			
(3) 仕上げの確認(天端高さ・厚さ・平坦さ)			2割程度			○	○				○	○				
4.13 捨てコンクリート(材料)	(1) コンクリート配合計画書(強度・スランプ等)の確認			施工前	全数			◎				4.1	4.6.2 材料	4.6.2 材料		
4.14 捨てコンクリート(施工)	(1) 仕上げの確認(天端高さ・厚さ・平坦さ)			施工中・施工後	2割程度	○					○	○	4.2	4.6.4 捨てコンクリート地業	4.6.4 捨てコンクリート	
4.15 杭の載荷試験	(1) 載荷時間、沈下量、最大荷重、許容支持力の確認		● ※	施工中・施工後	全数	◎	◎			◎	◎	◎	4.3	4.2.3 杭の載荷試験	4.2.3 杭の載荷試験	
4.16 地盤の載荷試験	(1) 載荷時間、沈下量、最大荷重、許容支持力の確認		● ※	施工中・施工後	全数	◎	◎			◎	◎	◎	4.3	4.2.4 地盤の載荷試験	4.2.4 地盤の載荷試験	
4.17 杭の位置(施工後の傾心量)	(1) 杭心の位置測定、位置ずれに伴う補強要領等の確認 (位置測定図、60mm以上の偏心は補強要領書等)		● ※	施工中・施工後	全数	◎	◎				◎	◎	4.2	4.3 既製コンクリート杭地業 4.4 鋼杭地業 4.5 場所打ちコンクリート杭地業	4.3 既製コンクリート杭地業 4.4 鋼杭地業 4.5 場所打ちコンクリート杭地業	

● 特に報告を求める事項 … 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法」として、立会い等により特に入念に監理を行い、その結果について報告が求められる項目
 ※ 複数監督員が行う事項 … 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員により実施される項目

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)			
						立会確認		書類確認				工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)	
						目視	計測	施工計画書	規格証明書	試験成績書	施工記録書				工事写真
5 鉄筋工事①	5.1 鉄筋工事の施工計画	(1) 施工計画書の確認		施工前	全数			◎				—	1.2.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等 5.4.2 圧接継手計画書 5.5.2 計画書	
	5.2 鉄筋、スパーサー、溶接金物、貫通孔補強鉄筋(材料)	(1) 鉄筋の規格、種類、径の確認	●※	施工前	2割程度	△	△					△	5.1	5.2 材料	5.2 材料
		(2) 品質証明の確認 (規格証明書、タグプレート、ロールマーク)	●※		2割程度				△						
		(3) スパーサーの材質、形状、寸法確認 (ドーナツ、サイコロ、バー型ほか)			2割程度	△	△					△			
		(4) 貫通孔補強鉄筋の確認(規格証明書、構造計算書)			2割程度	△	△		△			△			
		(5) 溶接金網の規格、径、網目の形状・寸法の確認			2割程度	△	△					△			
	5.3 鉄筋継手(技量資格)	(1) 資格者の確認 (圧接技能者、圧接継手管理技士、ガス圧接超音波探傷検査技量資格者、機械式継手管理技士、溶接継手管理技士等)		施工前	2割程度	○		○	○		○	5.2	—	5.4.3 継手管理技士 5.5.3 継手管理技士	
	5.4 圧接継手(施工)	(1) 圧接作業条件確認(降雨・強風)		施工中・施工後	2割程度	○							5.2	5.4.4 圧接一般 5.4.5 鉄筋の加工 5.4.6 圧接端面 5.4.8 圧接作業 5.4.3 圧接部の品質	5.4.5 圧接作業
		(2) 施工前試験(外観試験・超音波探傷試験)		施工前(本工事前)	2割程度	○	○			○	○	○	—		
		(3) 圧接端面の確認(平滑処理、面取り、鉄筋冷間直角切断機の使用)		施工中・施工後	2割程度	○					○	○	5.2		
		(4) 径の異なる鉄筋の圧接確認			2割程度	○	○				○	○			
		(5) 圧接の位置及び隣接する鉄筋の圧接位置との間隔確認			2割程度	○	○				○	○			
	5.5 圧接継手(試験)	(1) 外観の確認 (ふくらみの形状・寸法・圧接面のずれ・圧接部の折れ曲り・鉄筋中心軸の偏心量・たれ・焼き割れ)	●	圧接完了後 又は コンクリート打設前	全数					◎			5.3	5.4.9 圧接完了後の試験	5.4.8 圧接完了後の試験
		(2) 超音波探傷試験の確認 (内部欠陥(不溶着部))		圧接完了後 又は コンクリート打設前	全数					◎					
		(3) 引張試験の確認 (試験片抜取り後の処置)		圧接完了後 又は コンクリート打設前	全数					◎					
(4) 不合格となった圧接部の修正 (外観試験の不合格部の修正) (抜取試験による不合格部の修正)			圧接完了後 又は コンクリート打設前	全数	◎	◎				◎	◎				
5.6 機械式継手(材料)	(1) 材料の規格確認(評定書、規格証明書)		施工前	2割程度	△			△		△	—	5.5.2 機械式継手	5.5.4 機械式継手		
5.7 機械式継手(施工)	(1) 工法、外観の確認 (グラウト式の場合の注入状況又はトルク式の場合のマーキングずれ)		施工完了後又は コンクリート打設前	2割程度	○	○				○	○	5.2			
5.8 溶接継手(材料)	(1) 材料の規格確認		施工前	2割程度	△			△		△	—	5.5.3 溶接継手	5.5.5 溶接継手		
5.9 溶接継手(施工)	(1) 工法、外観、溶接長さの確認		施工中・施工後	2割程度	○	○				○	○	5.2			

● 特に報告を求める事項 … 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法」として、立会い等により特に入念に監理を行い、その結果について報告が求められる項目
 ※ 複数監督員が行う事項 … 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員により実施される項目

区分	監理項目 (本字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (本字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)				
						立会確認		書類確認				工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)		
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書				工 事 写 真	
5 鉄筋工事 ②	5.10 溶接継手(試験)	(1) 外観検査、超音波探傷試験の確認(第三者機関による試験結果報告書)		施工完了後 又は コンクリート打設前	全数					◎			—	—	5.5.6 検査	
	5.11 配筋	(1) 配筋状況の確認(施工範囲全体を見回って出来形及び出来栄を確認)	● ※	配筋完了後 又は コンクリート打設前	全数	◎								5.2	5.3 加工及び組立	5.3 加工及び組立て
		(2) 加工寸法等の確認(種類、径、長さ、折り曲げ等)	● ※		2割程度		○					○	○			
		(3) あばら筋の加工形状の確認(適合する部材の寸法を考慮)	● ※		2割程度		○					○	○			
		(4) 組立の確認(結束、鉄筋位置、本数、最小かぶり厚さ、鉄筋主筋相互のあき、帯筋間隔等)	● ※		2割程度		○					○	○			
		(5) あばら筋間隔、鉄筋の水平度と垂直度の確認	● ※		2割程度		○					○	○			
		(6) 継手の確認(位置、長さ、方法)	● ※		2割程度		○					○	○			
		(7) 定着の確認(位置、長さ、方法、余長、フック)	● ※		2割程度		○					○	○			
		(8) 貫通孔補強、開口補強、打ち継ぎ部の補強、打ち出し部の補強確認	● ※		2割程度		○					○	○			
		(9) スペースの確認(形状、位置、間隔)	● ※		2割程度		○					○	○			
		(10) 差し筋の位置と長さ	● ※		2割程度		○					○	○			
6.1 コンクリート工事の施工計画	(1) 施工計画書(工区割り、圧送機械、圧送施工技能士等)の確認			施工前	全数			◎	◎				—	1.2.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等	
	(2) コンクリート施工計画報告書の確認			全数			◎									

● 特に報告を求める事項 … 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法」として、立会い等により特に入念に監理を行い、その結果について報告が求められる項目
 ※ 複数監督員が行う事項 … 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員により実施される項目

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)			
						立会確認		書類確認				工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)	
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書				工 事 写 真
6 コン クリ ート ・ 型 枠 工 事 ①	6.2 コンクリート(材料)	(1) 生コン工場の確認 (JIS認証工場、納入実績、納入に要する時間等)		施工前	全数			◎				6.1	6.3 コンクリートの材料及び調合	6.3 コンクリートの材料及び調合	
		(2) 配合計画書の確認			全数			◎							
		(3) セメントの確認(種別、品質)			全数			◎							
		(4) 骨材の確認(規格、種類、吸水率、アルカリシリカ反応、塩化物量、粗骨材の最大寸法)			全数			◎							
		(5) 水の確認(規格・品質)			全数			◎							
		(6) 混和材料の確認(規格・種類)			全数			◎							
		(7) 圧縮強度用供試体の養生方法確認			全数			◎							
	6.3 コンクリートの受入れ、供試体採取	(1) 指定コンクリートであることの確認(種類、運搬時間、スランプ、フロー、空気量、塩化物量、コンクリート温度)	● ※	コンクリート受入時	2割程度	○	○				○	○	6.2 6.3	6.9.2 フレッシュコンクリートの試験	6.9.2 受入れ時の試験
		(2) 圧縮強度用供試体の採取確認(テストピースの採取)	● ※		2割程度	○					○	○			
	6.4 コンクリートの打込み	(1) 資格者の確認(圧送施工技能士等)		打設前	2割程度	○		○	○		○	○	6.2	6.6 コンクリートの工事現場内運搬並びに打込み及び締固め	6.6 コンクリートの工事現場内運搬並びに打込み及び締固め
		(2) 打込み箇所の清掃、型枠散水、落下高さ、打込み順序、打継ぎ時間の確認			2割程度	○					○	○			
		(3) 打継ぎ面の処理確認(仕切り型枠、止水処理、清掃、レイタンスの除去)	● ※		2割程度	○					○	○			
		(4) 締固め、コンクリート押えの確認		2割程度	○					○	○				
	6.5 コンクリートの養生	(1) 養生温度、初期養生、寒冷期の保温、曇中の養生の確認		打設中・打設後	2割程度	○					○	○	6.2	6.7 養生	6.7 養生
		(2) コンクリート打設中の鉄筋保護の養生確認			2割程度	○					○	○			
		(3) 打設後の散水養生確認			2割程度	○					○	○			
		(4) 型枠脱型時期の確認		2割程度	○				○						
	6.6 コンクリートの仕上がり	(1) 型枠支柱存置期間の確認		型枠取外し後	2割程度	○				○			6.2	6.9.6 構造体コンクリートの仕上がり及びかぶり厚さの確認	6.9.6 構造体コンクリートの仕上がり
		(2) 部材断面の寸法、平坦さの確認			2割程度	○	○				○	○			
		(3) 部材位置、開口部位置、目地位置の確認			2割程度	○	○				○	○			
		(4) 不良箇所(ひび割れ・たわみ・じゃんか・空洞・コールドジョイント)の有無確認	● ※		2割程度	○					○	○			
(5) 不良箇所(ひび割れ・たわみ・じゃんか・空洞・コールドジョイント)の補修確認		● ※	2割程度		○					○	○				
(6) タイル施工部位のコンクリート素地面について、はく離材の付着がないこと。その他、付着力低下の恐れがある仕上がりでないこと※ ※特に、使用型枠について、現場協議により「表面加工コンクリート型枠用合板」の使用を認める場合には、必ずコンクリート素地面をMCR工法又は目荒し工法により、タイル張付けモルタルの接着強度を確保させること。		●	2割程度	○		○				○	○				
6.7 構造体コンクリートの強度試験	(1) 圧縮強度、管理材齢の確認		試験後	全数				◎				6.3	6.9 試験	6.9 試験	
	(2) コンクリート施工結果報告書の確認			全数					◎						

● 特に報告を求める事項 … 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法」として、立会い等により特に入念に監理を行い、その結果について報告が求められる項目
 ※ 複数監督員が行う事項 … 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員により実施される項目

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)			
						立会確認		書類確認				工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)	
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書				工 事 写 真
6 コンクリート・ 型枠工事②	6.8 型枠工事の施工計画	(1) 施工計画書の確認(支保工転用計画等)		施工前	全数			◎				—	1.2.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等	
	6.9 型枠(材料)	(1) 型枠の確認(種類・品質)		施工前	2割程度	○			○		○	6.1	6.8 型枠	6.8 型枠	
		(2) 構造スリット材の規格確認(機材の品質判定基準)			2割程度	○			○			—			
	6.10 型枠(施工)	(1) 主要量、部材断面、垂入れの確認	●	施工中・施工後	2割程度	○	○			○	○	6.2			6.8 型枠
	(2) 目地、構造スリットの確認(位置・形状)		2割程度		○	○			○	○					
	(3) 埋め込み金物の確認(難具、アンカーボルト、インサート、スリーブ)		2割程度		○	○			○	○					
	(4) セパレータの確認(種類・間隔)		2割程度		○	○			○	○					
7 鉄骨工事①	7.1 鉄骨工事の施工計画	(1) 製作工場(グレード等)の確認		施工前	全数				◎			—	1.2.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等	
		(2) 製作要領書、施工計画書の確認			全数				◎						
	7.2 鋼材	(1) 鋼材の確認(規格、材質、種類、断面寸法、品質証明)	● ※	施工前	2割程度	△	△		△		△	7.1	7.2 材料	7.2 材料	
		(2) 高力ボルト、普通ボルト、アンカーボルトの確認(規格、種類、寸法、ねじ形状)			2割程度	△	△		△		△				
		(3) 溶接材料の確認(鋼材の組合せ適否・保管)			2割程度	△			△		△				
		(4) デッキプレートの確認(規格・材質・種類・品質証明)			2割程度	△	△		△		△				
	7.3 技術者等	(1) 資格者の確認 (溶接施工管理技術者、溶接技能者、溶融亜鉛めっき高力ボルト接合の施工管理技術者、錆付け技能者、専門検査会社の非破壊試験検査技術者、建築鉄骨超音波検査技術者等)		施工前	2割程度	○			○		○	7.2	7.1.4 施工管理技術者	7.1.4 施工管理技術者	
	7.4 工場製作	(1) 製品の加工確認(形状、寸法、ボルト孔の径、スリーブ、開口部の補強)		建方前	2割程度	○	○				○	○	7.2	7.3 工作一般	7.3 工作一般
		(2) 溶接状態の確認	● ※		2割程度	○				○	○	○			
		(3) 庫内面の確認(まくれ・ひずみ・へこみ・錆の状態)			2割程度	○					○	○			
	(4) スタッドボルトの確認(径、本数、配置)		2割程度		○					○	○				
	(5) 錆止めの確認(塗膜範囲、塗布量)		2割程度		○					○	○				
7.5 現場受入れ	(1) 製品の加工確認(形状、寸法、ボルト孔の径、スリーブ、開口部の補強)		建方前	2割程度	○	○		○		○	○	—			
	(2) 製品の接合部の確認(溶接)	● ※			○				○		○				○
	(3) キズ等の有無の確認				○					○					○
7.6 現場溶接	(1) 溶接作業条件の確認(作業場所の気温、降雨、降雪、風)		施工前	全数	◎					◎	◎	7.2	7.6 溶接接合	7.6 溶接接合	
	(2) 溶接着手前の確認 (隙間・食違い、ダイヤフラムとフランジのずれ、ルート間隔、開先角度、組立、エンドタブ)			2割程度	○	○				○	○				
	(3) 溶接作業中の確認 (予熱、溶接順序、溶接姿勢、溶接棒径、ワイヤ径、溶接電流、アーク電圧、入熱、パス間温度、スラグの清掃、裏はつり)			2割程度	○	○				○	○				

● 特に報告をを求める事項 … 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法」として、立会い等により特に入念に監理を行い、その結果について報告が求められる項目
 ※ 複数監督員が行う事項 … 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員により実施される項目

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)				
						立会確認		書類確認				工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)		
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書				工 事 写 真	
7 鉄骨 工事 ②	7.7 溶接部の試験	(1) 溶接部の外観確認 (アンダーカット、ピット、オーバーラップ、割れ、クレーター、溶接ビード面形状、スラグ除去不良、すみ肉の脚長不足、突合せの余盛不足) (突合せ溶接部食違い、ダイヤフラムとフランジのずれ)	●	施工後	全数					◎			7.3	7.6.11 溶接部の試験	7.6.11 溶接の試験	
		(2) 溶接部の内部確認(超音波探傷試験) (フローホール・溶け込み不足・割れ・スラグ巻き込み)	●	施工後	全数					◎						
		(3) 不合格となった溶接部の補修 (外観(欠陥の補修状態)、内部欠陥(欠陥の補修状態))	●	施工後	全数	◎	◎				◎	◎				
	7.8 ボルト接合	(1) 高力ボルト接合部の確認 (摩擦面の状態、ピンテールの破断、とも回りの有無、ナット回転量、ボルト余長)	● ※	施工前 施工中 施工後	2割程度	○	○					○	○	7.2	7.2.2 高力ボルト 7.4 高力ボルト接合	7.4 高力ボルト接合
		(2) 普通ボルト接合部の確認 (ボルト余長、座金有無、戻り止めの方法)	● ※	施工前 施工中 施工後	2割程度	○	○					○	○	7.2	7.2.3 普通ボルト 7.5 普通ボルト接合	7.5 普通ボルト接合
	7.9 スタッド溶接(材料)	(1) 頭付きスタッドの規格確認(種類、寸法)		施工前	2割程度	△			△			△	7.1	7.7 スタッド溶接及びデッキプレート溶接	7.7 スタッド溶接及びデッキプレート溶接	
	7.10 スタッド溶接(施工)	(1) スタッドボルトの確認(径、本数、配置)		施工前・施工中 ・施工後	2割程度	○	○				○	○	7.2 7.3			
		(2) 外観の確認(アンダーカット・仕上り高さ・傾き)		施工中 施工後	2割程度	○	○				○	○				
		(3) 打撃曲げ試験の確認(曲げ角度・割れ)			2割程度	○	○				○	○				
		(4) 不合格スタッド溶接の補修状態			2割程度	○	○				○	○				
	7.11 鉄骨端方	(1) アンカーボルトの確認(位置、定着長さ、固定、養生、柱底均しモルタルの厚さ)	● ※	施工前 施工中 施工後	2割程度	○	○					○	○	7.2	7.10 工事現場施工	7.10 工事現場施工
		(2) 端方精度の確認(柱の倒れ、スパン長さ、梁の湾曲、接合部精度)	● ※		2割程度	○	○					○	○			
7.12 耐火被覆(材料)	(1) 工法及び材料規格の確認(吹付け、耐火板、耐火巻付け)		施工前	全数				◎				7.1	7.9 耐火被覆	7.9 耐火被覆		
				2割程度	△			△			△					
7.13 耐火被覆(施工)	(1) 下地の確認(浮き錆、付着油の除去)		施工中・施工後	2割程度	○					○	○	7.2				
	(2) 被覆の厚さ、ピンの長さ、耐火表示等の確認			2割程度	○	○			○	○	○					
7.14 錆止め塗装(材料)	(1) 規格・種類の確認		施工前	2割程度	△			△			△	7.1	7.8 錆止め塗装	7.8 錆止め塗装		
7.15 錆止め塗装(施工)	(1) 未塗装範囲の確認		施工中・施工後	2割程度	○					○	○	7.2				
	(2) 塗装損傷部分の補修確認			2割程度	○					○	○					
7.16 溶融亜鉛めっき	(1) めっき付着量、溶接部の割れ、仕上り状態、傷の補修状態の確認		施工中・施工後	2割程度	○	○	○		○	○	○	7.2	7.12 溶融亜鉛めっき工法	7.12 溶融亜鉛めっき工法		
	(2) 溶融亜鉛めっき高力ボルトの確認 (摩擦面の処理、錆付け(マーキングのずれ、ナット回転量、ボルト余長))			2割程度	○	○	○		○	○	○					

● 特に報告を求める事項 … 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法」として、立会い等により特に入念に監理を行い、その結果について報告が求められる項目
 ※ 複数監督員が行う事項 … 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員により実施される項目

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)		
						立会確認		書類確認				工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書			
8 コン クリ ート ブロ ック ・A L C パ ネ ル ・ 押 出 成 形 セ メ ン ト 板 工	8.1 各種工事の施工計画	(1) 製作要領書、施工計画書の確認		施工前	全数			◎				—	1.2.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等
	8.2 コンクリートブロック(材料)	(1) コンクリートブロックの確認(規格、種類、寸法)		施工前	2割程度	△			△		△	8.1	8.2 補強コンクリートブロック造	8.2 補強コンクリートブロック造
		(2) モルタルの確認(規格、種類、割合)			2割程度	△			△		△			
	8.3 コンクリートブロック(施工)	(1) 配筋の確認(径、間隔)		施工中・施工後	2割程度	○	○			○	○	8.2	8.3 コンクリートブロック帳壁及び 塀	8.3 コンクリートブロック帳壁及び 塀
		(2) まぐさ受け補強の確認			2割程度	○	○			○	○			
	8.4 ALCパネル(材料)	(1) ALCパネル等の確認(規格、種類、寸法、耐火材料等)		施工前	2割程度	△			△		△	8.1	8.4 ALCパネル	8.4 ALCパネル
		(2) 取付け金物の確認(規格、種類、寸法)			2割程度	△			△		△			
	8.5 ALCパネル(施工)	(1) 確認(取付け金物、耐火材料の充填、開口補強材、錆止め、溶接部の処理、自重受け、埋込みアンカー、取付け金物の耐火処理)の確認		施工中・施工後	2割程度	○	○			○	○	8.2	8.4 ALCパネル	8.4 ALCパネル
		(2) 欠損部の補修確認			2割程度	○				○	○	—		
	8.6 押出成形セメント板(材料)	(1) 押出成形セメント板等の確認(規格、種類、寸法、耐火材料等)		施工前	2割程度	△			△		△	8.1	8.5 押出成形セメント板(ECP)	8.5 押出成形セメント板(ECP)
		(2) 取付け金物の確認(規格、種類、寸法)			2割程度	△			△		△			
	8.7 押出成形セメント板(施工)	(1) 確認(取付け金物、耐火材料の充填、開口補強材、錆止め、溶接部の処理、自重受け、埋込みアンカー、取付け金物の耐火処理)の確認		施工中・施工後	2割程度	○	○			○	○	8.2	8.5 押出成形セメント板(ECP)	8.5 押出成形セメント板(ECP)
(2) 欠損部の補修確認			2割程度		○				○	○	—			

● 特に報告をを求める事項 … 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法」として、立会い等により特に入念に監理を行い、その結果について報告が求められる項目
 ※ 複数監督員が行う事項 … 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員により実施される項目

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)			
						立会確認		書類確認				工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)	
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書				工 事 写 真
9 防 水 工 事 ①	9.1 防水工事の施工計画	(1) 施工計画書の確認		施工前	全数			◎				—	1.2.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等	
	9.2 アスファルト防水(材料)	(1) 規格、種類、厚さの確認		施工前	2割程度	△			△		△	9.1	9.2 アスファルト防水	9.2 アスファルト防水	
	9.3 アスファルト防水(施工)	(1) 下地の確認(下地補修)	●	施工中・施工後	2割程度	○				○	○	—			
		(2) 下地の乾燥状態の確認(含水率測定)			2割程度	○	○				○	○			9.2
		(3) ルーフィング張りの確認(端部・立上り・ドレン回り、押え金物の取付け)	● ※		2割程度	○	○				○	○			—
		(4) 外断熱範囲の確認			2割程度	○	○				○	○			—
		(5) 押えコンクリート目地の確認	●		2割程度	○	○				○	○			—
		(6) 押えコンクリート溶接金網の確認			2割程度	○					○	○			—
	9.4 改質アスファルト防水(材料)	(1) 規格、種類、厚さの確認		施工前	2割程度	△			△		△	9.1	9.3 改質アスファルトシート防水	9.3 改質アスファルトシート防水	
	9.5 改質アスファルト防水(施工)	(1) 下地の確認(下地補修)	●	施工中・施工後	2割程度	○				○	○	—			
		(2) 下地の乾燥状態の確認(含水率測定)			2割程度	○	○				○	○			9.2
		(3) ルーフィング張りの確認(端部・立上り・ドレン回り、押え金物の取付け)	● ※		2割程度	○	○				○	○			—
		(4) 外断熱範囲の確認			2割程度	○	○				○	○			—
		(5) 押えコンクリート目地の確認	●		2割程度	○	○				○	○			—
		(6) 押えコンクリート溶接金網の確認			2割程度	○					○	○			—
	9.6 合成高分子系ルーフィングシート防水(材料)	(1) 規格、種類、厚さの確認		施工前	2割程度	△			△		△	9.1	9.4 合成高分子系ルーフィング シート防水	9.4 合成高分子系ルーフィング シート防水	
	9.7 合成高分子系ルーフィングシート防水(施工)	(1) 下地の確認(下地補修)	●	施工中・施工後	2割程度	○				○	○	—			
		(2) 下地の乾燥状態の確認(含水率測定)			2割程度	○	○				○	○			9.2
		(3) ルーフィング張りの確認(端部・立上り・ドレン回り、押え金物・固定金具の取付け)	● ※		2割程度	○	○				○	○			—
		(4) 外断熱範囲の確認			2割程度	○	○				○	○			—
	9.8 塗膜防水(材料)	(1) 規格、種類の確認		施工前	2割程度	△			△		△	9.1	9.5 塗膜防水	9.5 塗膜防水	
		(2) 指定材料の規格確認(機材の品質判定基準)			2割程度	△			△		△	—			
	9.9 塗膜防水(施工)	(1) 下地の確認(下地補修)		施工中・施工後	2割程度	○				○	○	—			
		(2) 下地の乾燥状態の確認(含水率測定)			2割程度	○	○				○	○	9.2		
(3) 使用量及び膜厚の確認			2割程度		○	○				○	○	—			

● 特に報告をを求める事項 … 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法」として、立会い等により特に入念に監理を行い、その結果について報告が求められる項目
 ※ 複数監督員が行う事項 … 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員により実施される項目

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)			
						立会確認		書類確認				工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)	
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書				工 事 写 真
9 防水 工事 ②	9.10 シーリング(材料)	(1) 規格、種類の確認		施工前	2割程度	△			△		△	9.1	9.7 シーリング	9.7 シーリング	
	9.11 シーリング(施工)	(1) 施工時の気象確認		施工前・施工中 ・施工後	全数	◎				◎	◎	9.2			
		(2) 目地寸法の確認(幅、深さ)		施工中・施工後	2割程度	○	○			○	○				
		(3) 接着力の確認(引張接着性試験、簡易接着性試験)		施工後	2割程度	○	○			○	○				
9.12 外壁からの雨漏れの有無の確認	(1) 漏水箇所の有無の確認	● ※	降雨翌日 (外壁仕上げ前)	全数	◎				◎	◎	—	—	6.8.9 仕上施工前におけるひび割 れ補修		
10 石工 工事	10.1 石工事の施工計画	(1) 施工計画書の確認		施工前	全数			◎				—	1.2.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等	
	10.2 石(材料)	(1) 石材の確認(規格、種類、形状、色調、仕上げ)		施工前	2割程度	△			△		△	10.1	10.2 材料	10.2 材料	
		(2) モルタルの確認(規格、種類、割合)			2割程度	△			△		△				
		(3) 取付け金物の確認(規格、種類、形状)			2割程度	△	△		△		△				
	10.3 石(施工)	(1) 下地の確認(鉄筋、アンカー、取付け金物、錆止め)		●	施工前 施工中 施工後	2割程度	○	○			○	○	10.2	10.3 外壁湿式工法 10.4 内壁空積工法 10.5 乾式工法 10.6 床及び階段の石張り 10.7 特殊部位の石張り	10.3 内壁空積工法 10.4 乾式工法 10.5 床及び階段の石張り
		(2) 裏面処理の確認				2割程度	○	○			○	○			
		(3) 取付けの確認(取付け金物、裏込めモルタル、だぼの固定)				2割程度	○	○			○	○			
(4) 施工計画書及び公共住宅建設工事共通仕様書等に定められた施工手順を確認			2割程度			○				○	○				
11.1 タイル工事の施工計画	(1) 施工計画書の確認		施工前	全数			◎				—	1.2.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等		
11.2 タイル(材料)	(1) タイル製品の確認(規格、種類、形状、色調、裏足の形状及び寸法)			施工前	2割程度	△			△		△	11.1	11.2 セメントモルタルによる陶磁 器質タイル張り 11.3 接着剤による陶磁器質タイ ル張り	11.2 セメントモルタルによる陶磁 器質タイル張り 11.3 接着剤による陶磁器質タイ ル張り	
	(2) 張付けモルタル・接着剤の確認(規格、種類、割合)				2割程度	△			△		△				
	(3) 目地材の確認(規格、種類)				2割程度	△			△		△				
11.3 タイル(施工)	(1) 下地の確認(コンクリート素地面の状況、下地モルタル浮き、伸縮調整目地)		●	施工中・施工後	2割程度	○				○	○	11.2	11.2 セメントモルタルによる陶磁 器質タイル張り 11.3 接着剤による陶磁器質タイ ル張り	11.2 セメントモルタルによる陶磁 器質タイル張り 11.3 接着剤による陶磁器質タイ ル張り	
	(2) タイル浮きの有無確認				2割程度	○				○	○				
	(3) 外観の確認(割れ、欠け、目地の通り、平たんさ)				2割程度	○				○	○				
11.4 タイル型枠先付け(施工)	(1) 取付け状態の確認			施工中・施工後	2割程度	○				○	○	11.2	11.4 陶磁器質タイル型枠先付け	11.4 陶磁器質タイル型枠先付け	
	(2) タイル浮きの有無確認				2割程度	○				○	○				
	(3) 外観の確認(割れ、欠け、目地の通り、平たんさ)				2割程度	○				○	○				
11.5 外壁タイルの接着力(引張接着強度)	(1) 接着力試験結果の確認(試験結果報告書)	●		施工後	全数				◎	◎	◎	11.3	11.1.5 施工後の確認及び試験	11.1.5 施工後の確認及び試験	
			2割程度	○	○										

● 特に報告をを求める事項 … 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法」として、立会い等により特に入念に監理を行い、その結果について報告が求められる項目
 ※ 複数監督員が行う事項 … 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員により実施される項目

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)				
						立会確認		書類確認				工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)		
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書				工 事 写 真	
1 2 木 工 事	12.1 木工事の施工計画	(1) 施工計画書の確認		施工前	全数			◎				—	1.2.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等		
	12.2 先行住宅(材料及び施工)	(1) 木材の確認(規格、樹種、形状、寸法、含水率)		●	施工前 施工中 施工後	全数	◎	◎		◎	◎	◎	12.1	—	12.2 材料 12.4 施工	
		(2) 金物の確認(規格、形状、寸法、防錆処理)				全数	◎			◎	◎	◎	—			
		(3) 釘、ビスピッチの確認				全数	◎	◎			◎	◎	—			
		(4) 軸組取付け間隔の確認				全数	◎	◎			◎	◎	—			
		(5) 下地補強材の確認				全数	◎	◎			◎	◎	—			
		(6) 表面仕上げの確認				全数	◎				◎	◎	12.2			
		(7) 防塵、防錆、防虫、防蟻処理(塗布量)の確認				全数	◎			◎	◎	◎	—			
		(8) 軸組検討会チェックシートの確認				●	全数					◎				—
	12.3 木材(先行住宅以外の材料)	(1) 木材の確認(規格、樹種、形状、寸法、含水率)			施工前	2割程度	△	△		△	△	△	12.1	12.2 材料	12.2 材料	
		(2) 金物の確認(規格、形状、寸法、防錆処理)				2割程度	△			△	△	△				
	12.4 木材(先行住宅以外の施工)	(1) 釘、ビスピッチの確認			施工中・施工後	2割程度	○	○			○	○	12.2	12.4 鉄筋コンクリート造等の内部 間仕切軸組及び床組	12.4 施工	
(2) 軸組取付け間隔の確認			2割程度	○		○				○	○					
(3) 下地補強材の確認			2割程度	○		○				○	○					
(4) 表面仕上げの確認			2割程度	○						○	○					
(5) 防塵、防錆、防虫、防蟻処理(塗布量)の確認			2割程度	○				○		○	○					
1 3 屋 根 及 び と い 工 事	13.1 屋根及びとい工事の施工計画	(1) 施工計画書の確認		施工前	全数			◎				—	1.2.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等		
	13.2 長尺金属板葺・化粧スレート葺及び厚形スレート葺・折板葺・粘土瓦葺(材料)	(1) 規格、材質、寸法、厚さの確認		施工前	2割程度	○	○		○		○	○	13.1	13.2 長尺金属板葺 13.3 折板葺 13.4 粘土瓦葺	13.2 長尺金属板葺 13.3 化粧スレート葺及び厚形ス レート葺き 13.4 粘土瓦葺	
		(2) 留付け金物の確認(材質、形状、防錆処理)			2割程度	○	○		○		○	○				
		(3) 下葺材の確認(規格、種類)			2割程度	○	○		○		○	○				
	13.3 長尺金属板葺・化粧スレート葺及び厚形スレート葺・折板葺・粘土瓦葺(施工)	(1) 下葺きの確認(重ね合わせ)		●	施工中・施工後	2割程度	○	○			○	○	13.2			
		(2) 各部の納まりの確認(留付け間隔、桟木の取付け)		●		2割程度	○	○			○	○				
	13.4 とい(材料)	(1) 規格、材質、材種、寸法、径、厚さの確認			施工前	2割程度	○	○		○	○	○	13.1	13.5 とい	13.5 とい	
	13.5 とい・防火区画貫通部の処理(施工)	(1) 防火区画貫通部の処理			施工中・施工後	2割程度	○				○	○	13.2			
		(2) 防露巻き処理の確認				2割程度	○	○				○				○
		(3) ルーフトレン、掃除口の確認				2割程度	○					○				○
13.6 といの漏水試験	(1) 漏水試験結果の確認			施工後	全数				◎			13.3				

● 特に報告を求める事項 … 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法」として、立会い等により特に入念に監理を行い、その結果について報告が求められる項目
 ※ 複数監督員が行う事項 … 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員により実施される項目

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)				
						立会確認		書類確認				工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)		
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書				工 事 写 真	
1 4 金 属 工 事	14.1 金属工事の施工計画	(1) 施工計画書の確認		施工前	全数			◎				—	1.2.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等		
	14.2 先行住宅(材料及び施工)	(1) 軽量鉄骨天井、壁下地の確認(規格、材質、種類、形状、寸法)	●	施工前 施工中 施工後	全数	◎	◎		◎		◎	◎	14.1	—	14.4 軽量鉄骨壁下地 14.5 軽量鉄骨天井下地	
		(2) ビスピッチの確認	●		全数	◎	◎				◎	◎	—			
		(3) 軽量鉄骨天井、壁下地の取付け間隔の確認	●		全数	◎	◎				◎	◎	—			
		(4) 下地補強材の確認	●		全数	◎	◎				◎	◎	—			
		(5) 軸組検討会チェックシートの確認	●		全数						◎		—			
	14.3 軽量鉄骨天井、壁下地(先行住宅以外の材料)	(1) 規格、材質、種類、形状、寸法の確認			施工前	2割程度	○	○				○	○	14.1	14.5 軽量鉄骨壁下地 14.4 軽量鉄骨天井下地	
	14.4 軽量鉄骨天井、壁下地(先行住宅以外の施工)	(1) ビスピッチの確認		施工中・施工後	2割程度	○	○					○	○	—		
		(2) 軽量鉄骨天井、壁下地の取付け間隔の確認			2割程度	○	○						○			○
		(3) 下地補強材の確認			2割程度	○	○						○			○
		(4) 廊下等有効幅、天井高さ確認			2割程度	○	○						○			○
		(5) 開口補強部の確認(開口部の種類・補強)			2割程度	○	○						○			○
		(6) 溶接部の確認(スラグ除去・防錆処理)			2割程度	○	○						○			○
		(7) 天井下地材の補強の確認(ブレース・吊材の配置)			2割程度	○	○						○		○	
14.5 金属成形板張り(材料)	(1) 材質、種類、形状、寸法、表面処理の確認			施工前	2割程度	○	○		○			○	14.1	14.6 金属成形板張り	—	
14.6 金属成形板張り(施工)	(1) 割付、下地の確認			施工中・施工後	2割程度	○	○					○	○	14.2	—	
14.7 アルミニウム製笠木(材料)	(1) 材質、種類、形状、寸法、表面処理の確認			施工前	2割程度	○	○		○			○	14.1	14.7 アルミニウム製笠木	—	
14.8 アルミニウム製笠木(施工)	(1) 固定金具間隔、固定度の確認			施工中・施工後	2割程度	○	○					○	○	14.2	—	
14.9 手すり及びタラップ(材料)	(1) 材質、種類、形状、寸法、表面処理の確認			施工前	2割程度	○	○		○			○	14.1	14.8 手すり及びタラップ	—	
14.10 手すり及びタラップ(施工)	(1) 位置、固定度、手すりの高さの確認			施工中・施工後	2割程度	○	○					○	○	14.2	—	
14.11 あと施工アンカー(材料)	(1) 材質、形状、寸法の確認			施工前	2割程度	○	○		○			○	14.1	14.1.3 あと施工アンカー	14.1.3 あと施工アンカー	
14.12 あと施工アンカー(施工)	(1) 削孔深さ、清掃、埋め込み深さ、グラウト充填の確認			施工中・施工後	2割程度	○	○					○	○	14.2	—	
1 5 左 官 工 事	15.1 左官工事の施工計画	(1) 施工計画書の確認		施工前	全数			◎				—	1.2.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等		
	15.2 モルタル等(材料)	(1) モルタル等の確認(種別、品質、割合)		施工前	2割程度	△			△			△	15.1	15.2 モルタル塗り	15.2 モルタル塗り	
		(2) 指定材料の規格確認(機材の品質・性能基準)			2割程度	△			△			△				
	15.3 モルタル塗り・せつこうプラスター塗り(施工)	(1) 下地の確認(目荒らし・水洗い)		施工中・施工後	2割程度	○						○	○	15.2	15.3 床コンクリート直均し仕上げ	
(2) 仕上りの確認(むら・接層・平たんさ)			2割程度		○							○	○			
15.4 床コンクリート直均し仕上げ	(1) 仕上りの確認(むら・平たんさ)			施工中・施工後	2割程度	○						○	○	15.3 床コンクリート直均し仕上げ	15.3 床コンクリート直均し仕上げ	

● 特に報告をを求める事項 … 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法」として、立会い等により特に入念に監理を行い、その結果について報告が求められる項目
 ※ 複数監督員が行う事項 … 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員により実施される項目

区分	監理項目 (本字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (本字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)			
						立会い確認		書類確認				工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)	
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書				工 事 写 真
1 6 建 具 工 事	16.1 建具工事の施工計画	(1) 施工計画書の確認		施工前	全数			◎				—	1.2.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等	
	16.2 先行住宅(材料及び施工)	(1) 建具の材質、形状、表面処理、仕上げ等の確認		施工前 施工中 施工後	全数	◎	◎		◎		◎	◎	16.1 16.2	—	16.2 アルミニウム製建具 16.3 樹脂製建具 16.4 鋼製建具 16.6 木製建具・その他 16.7 建具用金物
		(2) ガラスの規格、形状、厚さの確認			全数	◎	◎		◎		◎	◎			
		(3) シーリング材、ガスケット(規格、種類、防火性能)			全数	◎			◎		◎	◎			
		(4) 指定材料の規格確認(機材の品質・性能基準)			全数	◎			◎		◎	◎			
		(5) アンカーの状態確認			全数	◎	◎				◎	◎			
		(6) 枠廻りの防火区画の処理確認(モルタル詰め、ロックウール詰め)			全数	◎					◎	◎			
		(7) 機能の確認(特定防火設備の自動閉鎖装置)			全数	◎					◎	◎			
		(8) 組立、作動状態の確認	●		全数	◎					◎	◎			
		(9) 網入ガラスの小口防錆処理確認			全数	◎					◎	◎			
		(10) 軸組及び仕上検討会チェックシートの確認	●		全数						◎				
	16.3 建具(先行住宅以外の材料)	(1) 材質、形状、機能、性能の確認 (2) ガラスの規格、形状、厚さの確認 (3) 指定材料の規格確認(機材の品質・性能基準)		施工前	2割程度	○	○		○		○	16.1	16.2 アルミニウム製建具 16.3 樹脂製建具 16.4 鋼製建具 16.5 鋼製軽量建具 16.6 ステンレス製建具 16.7 木製建具 16.8 建具用金物	16.2 アルミニウム製建具 16.3 樹脂製建具 16.4 鋼製建具 16.5 ステンレス製建具 16.6 木製建具・その他 16.7 建具用金物	
16.4 建具(先行住宅以外の施工)	(1) アンカーの状態確認(溶接アンカー間隔) (2) 枠廻りの防火区画の処理確認(モルタル詰め、ロックウール詰め) (3) 機能の確認(特定防火設備の自動閉鎖装置) (4) 組立、作動状態の確認		施工中・施工後	2割程度	○	○			○	○	16.2	16.2 アルミニウム製建具 16.3 樹脂製建具 16.4 鋼製建具 16.5 鋼製軽量建具 16.6 ステンレス製建具 16.7 木製建具 16.8 建具用金物	16.2 アルミニウム製建具 16.3 樹脂製建具 16.4 鋼製建具 16.5 ステンレス製建具 16.6 木製建具・その他 16.7 建具用金物		
16.5 ガラス(先行住宅以外の材料)	(1) ガラスの規格、形状、厚さの確認		施工前	2割程度	○	○		○		○	16.1	16.14 ガラス	16.8 ガラス		
16.6 ガラス(先行住宅以外の施工)	(1) 網入ガラスの小口防錆処理の確認		施工中・施工後	2割程度	○				○	○	—				
16.7 ガラスブロック(材料)	(1) 規格、種類、形状の確認		施工前	2割程度	○	○		○		○	16.1	16.14.5 ガラスブロック積み	—		
16.8 8ガラスブロック(施工)	(1) 目地寸法、力量間隔の確認		施工中・施工後	2割程度	○				○	○	16.2				

● 特に報告をを求める事項 … 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法」として、立会い等により特に入念に監理を行い、その結果について報告が求められる項目
 ※ 複数監督員が行う事項 … 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員により実施される項目

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)			
						立会確認		書類確認				工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)	
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書				工 事 写 真
17 カー テン ウ ォ ール 工 事	17.1 カーテンウォール工事の施工計画	(1) 施工計画書の確認	●	施工前	全数			◎				—	1.2.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等	
	17.2 メタルカーテンウォール(材料)	(1) 金属(規格、材質、形状、寸法、板厚、色)の確認		施工前	2割程度	○	○		○			○	17.1	17 カーテンウォール工事	—
		(2) シーリング、ガラス、断熱材、取付け金物(規格、種類、寸法)の確認			2割程度	○	○		○			○			
	17.3 メタルカーテンウォール(製作)	(1) 取付け金物(表面処理)の確認		施工前	2割程度	○	○				○	○	17.2		
		(2) 形状、寸法、仕上げ、取付けの固定度			2割程度	○	○				○	○			
	17.4 メタルカーテンウォール(施工)	(1) 取付け(躯体付け金物の強度と精度、溶接後の錆止め、耐火被覆、防火区画の処理)の確認		施工中・施工後	2割程度	○	○				○	○	17.2		
	17.5 PCカーテンウォール(材料)	(1) コンクリート(品質、種類、強度、スランプ、単位水量、割合)の確認		施工前	2割程度	○	○		○			○	17.1		
	(2) 鉄筋(規格、種類、径)の確認			2割程度	○	○		○			○				
	(3) 補強鉄線、シーリング、耐火目地材、取付け金物(規格、種類、寸法)の確認			2割程度	○	○		○			○				
	17.6 PCカーテンウォール(製作)	(1) 取付け金物(表面処理)の確認		施工前	2割程度	○	○				○	○	17.2		
		(2) 形状、寸法、仕上げ、取付けの固定度			2割程度	○	○				○	○			
		(3) 鉄筋の組立(配筋状態、兼手、定着、かぶり厚さ)の確認			2割程度	○	○				○	○			
	17.7 PCカーテンウォール(施工)	(1) 取付け(躯体付け金物の強度と精度、溶接後の錆止め、耐火被覆、防火区画の処理)の確認		施工中・施工後	2割程度	○	○				○	○	17.2		
18 塗 装 工 事	18.1 塗装工事の施工計画	(1) 施工計画書の確認		施工前	全数			◎				—	1.2.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等	
	18.2 先行住宅(材料及び施工)	(1) 規格、種類、色、防火材料の指定又は認定の確認		施工中・施工後	全数	◎			◎			◎	18.1 18.2	—	17章 塗装工事
		(2) 下地の確認(乾燥、汚れ、平滑さ)			全数	◎					◎	◎			
		(3) 塗料種類、塗り回数 の確認			全数	◎					◎	◎			
		(4) 外観(色調・塗りむら) の確認			全数	◎					◎	◎			
	(5) 軸組及び仕上検討会チェックシートの確認		全数							◎					
	18.3 塗装(先行住宅以外の材料)	(1) 規格、種類、色、防火材料の指定又は認定の確認		施工中・施工後	2割程度	△			△		△	18.1	18章 塗装工事	17章 塗装工事	
	18.4 塗装(先行住宅以外の施工)	(1) 下地の確認(乾燥、汚れ、平滑さ)		施工中・施工後	2割程度	○				○	○	18.2			
		(2) 塗料種類、塗り回数 の確認			2割程度	○				○	○				
		(3) 色調・塗りむらの確認			2割程度	○				○	○				
19 仕 上 塗 材 工 事	19.1 仕上塗材工事の施工計画	(1) 施工計画書の確認		施工前	全数			◎				—	1.2.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等	
	19.2 仕上塗材(材料)	(1) 規格、種類、色、防火材料の指定又は認定の確認		施工前	2割程度	△			△		△	—	15章5節 仕上塗材仕上げ	18章 仕上塗材工事	
	19.3 仕上塗材(施工)	(1) 下地の確認(乾燥、汚れ、平滑さ)		施工中・施工後	2割程度	○				○	○	15.2			
	(2) 塗料種類、塗り回数			2割程度	○				○	○					
		(3) 模様・色調・つや の確認			2割程度	○				○	○				

● 特に報告を求める事項 … 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法」として、立会い等により特に入念に監理を行い、その結果について報告が求められる項目
 ※ 複数監督員が行う事項 … 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員により実施される項目

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)			
						立会確認		書類確認				工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)	
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書				工 事 写 真
2 0 内 装 工 事 ①	20.1 内装工事の施工計画	(1) 施工計画書の確認		施工前	全数			◎				—	1.2.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等	
	20.2 先行住宅(材料及び施工)	(1) 仕上げ材の規格、種類、厚さの確認	●	施工前 施工中 施工後	全数	◎	◎		◎		◎	◎	19.1 19.2	—	19.11 断熱及び防露 19.3 乾式遮音二重床下地 19.9 せつこうボード、その 他のボード及び合板張り 19.4 複合フローリング張り 19.5 畳敷き 19.6 ビニル床シート 19.7 ビニル床タイル 18.10 壁紙張り
		(2) 断熱範囲の確認	●		全数	◎	◎				◎	◎			
		(3) 指定材料の規格確認(機材の品質判定基準)			全数	◎	◎		◎		◎	◎			
		(4) 乾式遮音二重床下地材の固定状況の確認	●		全数	◎					◎	◎			
		(5) 乾式遮音二重床下地材の水廻りパラフィン塗布の確認			全数	◎					◎	◎			
		(6) ボードビスピッチの確認			全数	◎	◎				◎	◎			
		(7) 耐水ボード仕様範囲の確認			全数	◎					◎	◎			
		(8) ボードの仕上り状態(目地通り・不陸・目違い)、異種下地処理の確認			全数	◎					◎	◎			
		(9) 仕上りの確認			全数	◎					◎	◎			
		(10) 軸組及び仕上検討会チェックシートの確認	●		全数						◎				
	20.3 断熱、防露(材料)	(1) 規格、種類、厚さの確認		施工前	2割程度	△	△		△		△	△	19.1	19.9 断熱・防露	19.11 断熱及び防露
	20.4 断熱(施工)	(1) 範囲、厚さの確認		施工中・施工後	2割程度	○	○				○	○	19.2		
	20.5 乾式遮音二重床下地(材料)	(1) 規格、種類、厚さの確認		施工前	2割程度	△	△		△		△	△	—	—	19.3 乾式遮音二重床下地
		(2) 指定材料の規格確認(機材の品質判定基準)			2割程度	△	△		△		△	△			
	20.6 乾式遮音二重床下地(施工)	(1) 固定状況の確認		施工中・施工後	2割程度	○					○	○	—	—	
(2) 水廻りのパラフィン塗布の確認			2割程度		○					○	○				
20.7 せつこうボード、その他のボード及び合板張り(材料)	(1) 規格、種類、厚さの確認		施工前	2割程度	△	△		△		△	△	19.1	19.7 せつこうボード、その他ボ ード及び合板張り	19.9 せつこうボード、その他 のボード及び合板張り	
20.8 せつこうボード、その他のボード及び合板張り(施工)	(1) ボードビスピッチの確認		施工中・施工後	2割程度	○	○				○	○	—			
	(2) 耐水ボード仕様範囲の確認			2割程度	○					○	○	19.2			
20.9 ビニル床シート・ビニル床タイル・ゴム床タイル張り(材 料)	(1) 規格、種類、厚さ、色、模様の確認		施工前	2割程度	△			△			△	19.1	19.2 ビニル床シート、ビニル床 タイル及びゴム床タイル張り	19.6 ビニル床シート 19.7 ビニル床タイル	
	20.10 ビニル床シート・ビニル床タイル・ゴム床タイル張り(施 工)	(1) 下地(乾燥、平滑さ)の確認	施工中・施工後	2割程度	○	○				○	○	19.2			
	(2) 仕上り状態(ふくれ、はがれ)の確認			2割程度	○					○	○				

● 特に報告を求める事項 … 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法」として、立会い等により特に入念に監理を行い、その結果について報告が求められる項目
 ※ 複数監督員が行う事項 … 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員により実施される項目

区分	監理項目 (本字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (本字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)		
						立会確認		書類確認				工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書			
20 内 装 工 事 ②	20.11 カーペット敷き(材料)	(1) 規格、種類、厚さ、色、模様、防火性能の確認		施工前	2割程度	△			△		△	19.1	19.3 カーペット敷き	—
	20.12 カーペット敷き(施工)	(1) 下地面の清掃、接着性の確認		施工中・施工後	2割程度	○				○	○	19.2		
	20.13 合成樹脂塗床(材料)	(1) 規格、種類、色の確認		施工前	2割程度	△			△		△	19.1	19.4 合成樹脂塗床	19.8 合成樹脂塗り床
	20.14 合成樹脂塗床(施工)	(1) 下地の確認(不陸・清掃・含水率等)		施工前	2割程度	○				○	○	19.2		
		(2) 塗付け、仕上げの種類確認		施工中・施工後	2割程度	○				○	○			
	20.15 フローリング張り(材料)	(1) 規格、種類、寸法、厚さの確認		施工前	2割程度	○			○		○	19.1	19.5 フローリング張り	19.4 複合フローリング張り
	20.16 フローリング張り(施工)	(1) 仕上げ、養生の確認		施工中・施工後	2割程度	○				○	○	19.2		
	20.17 畳敷き(材料)	(1) 種類、防虫処理の確認		施工前	2割程度	△			△		△	19.1	19.6 畳敷き	19.5 畳敷き
	20.18 畳敷き(施工)	(1) 畳ごしらえ、敷きこみの確認		施工中・施工後	2割程度	○				○	○	19.2		
	20.19 壁紙張り(材料)	(1) 規格、種類、色、模様、防火性能の確認			施工前	2割程度	△			△		△	19.1	19.8 壁紙張り
	(2) 接着剤(規格・種類)の確認		2割程度			△			△		△			
20.20 壁紙張り(施工)	(1) 不燃性表示マークの確認			施工中・施工後	2割程度	○				○	○	19.2		
	(2) 仕上り状態(しわ、ふくれ、はがれ)の確認				2割程度	○					○		○	

● 特に報告を求める事項 … 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法」として、立会い等により特に入念に監理を行い、その結果について報告が求められる項目
 ※ 複数監督員が行う事項 … 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員により実施される項目

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)			
						立会確認		書類確認				工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)	
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書				工 事 写 真
2 1 部 品 ・ そ の 他 工 事	21.1 各種工事の施工計画	(1) 製作要領書、施工計画書の確認		施工前	全数			◎				—	1.2.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等	
	21.2 先行住宅(材料及び施工)	(1) 規格、材質、種類の確認		●	施工前 施工中 施工後	全数	◎	◎		◎		◎	—	—	20.2.2 浴室ユニット 20.2.3 キッチンキャビネット
		(2) 指定材料の規格確認(機材の品質・性能基準)				全数	◎	◎		◎		◎			
		(3) 固定状況の確認				全数	◎				◎	◎			
		(4) 可動部の作動確認				全数	◎				◎	◎			
		(5) 軸組及び仕上検討会チェックシートの確認				全数					◎				
	21.3 ユニットバス・キッチンキャビネット(材料)	(1) 規格、種類、形状の確認			施工前	2割程度	△	△		△		△	—	—	20.2.2 浴室ユニット 20.2.3 キッチンキャビネット
		(2) 指定材料の規格確認(機材の品質・性能基準)				2割程度	△			△		△			
	21.4 ユニットバス・キッチンキャビネット(施工)	(1) 固定状況の確認			施工中・施工後	2割程度	○				○	○	—	—	20.2.2 浴室ユニット 20.2.3 キッチンキャビネット
		(2) 可動部の作動確認				2割程度	○					○			
21.5 手すりユニット(材料)	(1) 材質、種類、形状、寸法、表面処理の確認			施工前	2割程度	○	○		○		○	—	14.8 手すり及びタラップ	20.2.5 手すりユニット 20.2.6 補助手すり	
	(2) 指定材料の規格確認(機材の品質・性能基準)				2割程度	○			○		○				
21.6 手すりユニット(施工)	(1) 手すりの位置、固定状況、高さの確認			施工中・施工後	2割程度	○				○	○	—	—	—	
	21.7 各種部品(材料) フリーアクセスフロア可動間仕切、移動間仕切、トイレ ブース、階段滑り止め、床目地樑、黒板及びホワイトボ ード、鏡、表示、煙突ライニング、ブラインド、ロール スクリーン、カーテン及びカーテンレール	(1) 規格、材質、種類の確認		施工前	2割程度	△	△		△		△	20.1	—	—	
21.8 各種部品(製品、施工)	フリーアクセスフロア可動間仕切、移動間仕切、トイレ ブース、階段滑り止め、床目地樑、黒板及びホワイトボ ード、鏡、表示、煙突ライニング、ブラインド、ロールスク リーン、カーテン及びカーテンレール	(1) 取付け金物(表面処理)の確認		施工前	2割程度	△	△				△	△	20章 ユニット及びその他の工事	—	
		(2) 形状及び仕上げ、寸法、取付けの固定度の確認		施工前 施工中 施工後	2割程度	△	△				△	△			—
		(3) 取付け(躯体付け金物の強度と精度・溶接後の錆止め)の確認		施工中・施工後	2割程度	○	○				○	○			—

● 特に報告を求める事項 … 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法」として、立会い等により特に入念に監理を行い、その結果について報告が求められる項目
 ※ 複数監督員が行う事項 … 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員により実施される項目

区分	監理項目 (本字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (本字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)								
						立会確認		書類確認				工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)						
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書				工 事 写 真					
2 2 P C 工 法 に よ る 工 事	22.1 PC工事の施工計画	(1) 製造工場の確認		施工前	全数				◎			—	1.2.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等						
		(2) 施工計画書の確認			全数			◎												
	22.2 PC工法(材料)	(1) 鉄筋の確認(種類、径、規格証明書、タグプレート)及びトラス筋の確認		施工前	2割程度				△		△	△	20.1	20.3.2 材料 20.3.3 製作 20.3.4 養生その他	21章 PC工法による工事					
		(2) コンクリートの配合、強度試験結果確認			2割程度				△	△	△	△	—							
	22.3 PC工法(製品)	(1) 検査済み表示の確認		施工前	2割程度	○					○	○	20.2							
		(2) 取付け金物(表面処理)の確認			2割程度	○	○					○						○		
		(3) 形状及び仕上げ、寸法、取付けの固定度の確認			2割程度	○	○					○	○							
		(4) ひび割れ・欠損の有無の確認			2割程度	△						△	△					—		
		(5) 工場製造自主検査記録			2割程度							△						—		
	22.4 PC工法(施工)	(1) 組立て位置、建入れ精度(水平・垂直)、ひび割れ・破損の有無の確認		施工中、施工後	2割程度	○	○				○	○	—							
		(2) 取付け(躯体付け金物の強度と精度)の確認			2割程度	○	○					○	○							20.2
		(3) 取付け金物の溶接後の外観、錆止め、超音波探傷試験の確認	●		2割程度	○	○				○	○	○							—
(4) スリーブ接合のグラウト充填確認		●	2割程度		○						○	○	—							

工事監理標準（電気編） 平成27年版

工事監理標準とは、設計図書、国土交通省告示15号、工事監理ガイドライン及び関係法令等に基づき実施される工事監理について、独立行政法人都市再生機構が「特に報告を求める事項」、「複数監督員が行う事項」、その他の工事監理行為について、その標準案を示すものである。

工事監理者はこの工事監理標準を参考に、自らの責任において工事監理基準を定め、業務実施計画書とともに担当職員に提出し、確認を受けるものとする。

○工事監理標準の構成について

1. 各監理項目の確認数量は、建物規模100戸程度、先行住戸4戸程度を想定して作成している。ただし、運用にあたっては建物規模や難易度に応じた適切な数量を設定する必要がある。

2. 確認方法は、「立会確認」及び「書類確認」のいずれか又はそれぞれを併用して設計図書と照合する。

(1) 立会確認

- 1) 目視 おもに工事目的物の施工状況、出来形及び出来栄を確認することを目的とし、計測を伴わない確認方法とする。
- 2) 計測 計測器（スケール等）を用いた確認方法とする。

(2) 書類確認

- 1) 施工計画書 施工計画書、品質計画書、製作要領書、施工図、原寸図、製作図及び工作図等による確認方法とする。
- 2) 規格証明書 設計図書に定められた規格・基準等に適合していることを証明する資料（品質証明書、検査証明書、技量適格性証明書、合格証、認定証、経歴書等）による確認方法とする。
- 3) 試験成績書 機材（工事目的物に使用する材料、部品及び機器）の品質等を確認するために実施する試験及び検査の結果報告書による確認方法とする。
- 4) 施工記録書 受注者から提出される自主検査記録（施工（軸組・仕上）検討チェックシートを含む。）及び機材搬入報告書による確認方法とする。
- 5) 工事写真 受注者から提出される工事写真による確認方法とする。

3. 監理項目ごとの確認数量については、次のとおりとする。

◎：全数

○：2割程度（標準）

△：規格毎に2割程度（標準）

確認内容	特に報告を求める事項	確認時期	確認数量	確認方法								
				立会確認		書類確認						
				目視	計測	施工計画書	規格証明書	試験成績書	施工記録書	工事写真		
内容①	●	施工前	全数	◎								
内容②		施工中 施工後	2割程度	○	○				○	○		
内容③		施工後	2割程度	△	△				△	△		

← 対象となる内容①を「目視」（◎）による立会確認により全数について行う。

← 対象となる内容②を、「目視」（○）又は「計測」（○）による立会確認及び「施工記録書」（○）又は「工事写真」（○）による書類確認によって2割程度について確認を行う。

← 対象となる内容③を、機材等の規格毎に「目視」（△）又は「計測」（△）による立会確認及び「施工記録書」（△）又は「工事写真」（△）による書類確認によって2割程度について確認を行う。

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法							(参考)		
						立会確認		書類確認					工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年版)
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書	工 事 写 真			
1 ・ 一 般 共 通 事 項	1.1 機材	(1) 規格、仕様、性能、塗装色、関係法令適合品表示、ホルムアルデヒド等の発散、防火区画貫通部に用いる材料の確認(認定を受けた材料含む)		施工前	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎		1.1 機材	【一般共通事項 1.4.2】 機材の品質等 【一般共通事項1.4.3】 機材の搬入 【一般共通事項1.4.4】 機材の検査等 【一般共通事項1.4.5】 機材の検査に伴う試験	【総則編1.5機材】 【電気編1.1.7】 機材の確認及び試験 【電気編1.2.2】 現場塗装の種類及び工法
	1.2 施工	(1) 認定を受けた工法、隠ぺい部、埋設部(位置・寸法・材料・勾配・支持・接合状態・機器接続状態)の確認		施工前・施工中・施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	1.2 施工	【一般共通事項1.5.2】 一工程の施工の確認及び報告	【電気編1.1.5】 施工の確認及び報告
		(2) 資格(電気保安技術者)の確認		施工前・施工中	全数			◎					1.2 施工	【一般共通事項1.3.2】 電気保安技術者	—
		(3) 完成状態(据付け・取付け・耐震固定・防火区画貫通部の処理)、機器の個別運転調整、動力系統のシーケンス、始動、手元操作による単体運転、関連機器間の調整(遠方発停・インターロック・故障表示を含む)の確認		施工前・施工中・施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	1.2 施工	【一般共通事項1.5.3】 施工の検査等	【電気編1.1.5】 施工の確認及び報告
		(4) 関連工事の確認(土工事、地業工事、コンクリート工事、左官工事、鉄骨(鋼材)工事は建築工事に準ずる)		施工前・施工中・施工後	全数			◎					1.2 施工	【一般共通事項1.5.2】 施工の立会い等 【一般共通事項2.2.1】 一般事項 【一般共通事項2.4.1】 一般事項 【一般共通事項2.6.1】 一般事項	【電気編1.1.5】 施工の確認及び報告
		(5) 【公共住宅建設工事共通仕様書電気編1.1.5】「施工の確認及び報告」の2に示す事項の施工が設計図書に適合することの確認		施工前・施工中・施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—	—	【電気編1.1.5】 施工の確認及び報告
	1.3 材料及び施工品質	(1) 製作図の確認(露出部、見えがかり部の塗装色、ハンドホールの性能規格、ボール灯の強度計算含む)		製作前	全数			◎	◎	◎			—	—	【電気編1.1.9】 製作図面の提出
		(2) 取扱い説明書の確認(納入の方法含む)		製作前	全数			◎					—	—	【電気編1.1.11】 取扱説明書
	1.4 試験	(1) 性能試験に係る確認(絶縁抵抗、耐電圧、接地抵抗など【公共住宅建設工事共通仕様書電気編1.1.8】「工事の試験」に示す事項の試験)		施工後	全数	◎	◎	◎		◎	◎	◎	1.3 試験	【一般共通事項1.5.3】 施工の検査等 【一般共通事項1.5.4】 施工の検査に伴う試験	【電気編1.1.8】 工事の試験
		(2) 総合性能機能試験に係る確認(停復電総合、防災総合、自動制御設備総合、中央監視盤設備総合、セキュリティ設備、水槽関連設備総合(関連工事間の運動制御)、計量観音)		施工後	全数	◎	◎	◎		◎	◎	◎	1.3 試験	【一般共通事項1.5.3】 施工の検査等 【一般共通事項1.5.4】 施工の検査に伴う試験	【電気編1.1.8】 工事の試験

区分	監視項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法							(参考)		
						立会確認		書類確認					工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書	工 事 写 真			
2・電力設備工事	2.1 機材	(1) 電線類の確認 ・電線類(規格・種類・太さ) ・バスダクト及び附属品(規格・種類・容量・プラグイン) ・ライティングダクト(規格・種類・容量)		施工前	2割程度	△	△	△	△		△		2.1 機材	【電力設備工事1.20.1】 試験	—
		(2) 電線保護物類の確認 ・金属管、合成樹脂管、金属製可とう電線管、金属び(規格・種類・太さ) ・プルボックス、金属ダクト、トラフ(材質・形式・構造・寸法) ・ケーブルラック(規格・材質・エキスパンションジョイント)		施工前	2割程度	△	△	△	△		△		2.1 機材	【電力設備工事1.20.1】 試験	—
		(3) 配線器具(規格、種類、容量)の確認		施工前	2割程度	△	△	△	△		△		2.1 機材	—	—
		(4) 照明器具(規格、落下防止処理、振れ止め、安定器種類、光源色)の確認 ・質量の大きい機器及び取付け方法の特殊な機器の取付け(取付け詳細図の確認)		施工前	2割程度	△	△	△	△		△		2.1 機材	【電力設備工事1.20.1】 試験	【電気編2.30.3】 機器の取付け及び接続
		(5) 分電盤(規格、材質、寸法)の確認 ・OA盤の分電盤部(端子盤部)、実験盤、開閉器箱含む ・耐熱形分電盤の耐熱性能含む		施工前	全数			◎	◎	◎	◎		2.1 機材	【電力設備工事1.20.1】 試験	—
		(6) 制御盤(規格、材質、寸法、換気装置) ・電気自動車用充電装置含む(器具類の試験を除く) ・消防防災用制御盤の耐熱性能含む		施工前	全数			◎	◎	◎	◎		2.1 機材	【電力設備工事1.20.1】 試験	—
		(7) 電熱装置(温度検出部、降雪検出部、水分検出部)の確認 ・発熱線等含む		施工前	2割程度	△	△	△	△	△	△		2.1 機材	【電力設備工事1.20.1】 試験	—
		(8) 電保護設備の確認 ・突針支持管(規格・材質・形状・寸法) ※構造耐力上安全である旨の計算書等の確認 ・引下げ導線(材質・種類・寸法)		施工前	2割程度	△	△	△	△	△	△		2.1 機材	【電力設備工事1.20.1】 試験	—
		(9) 接地の確認 ・接地端子箱(材質・種類・形状・寸法) ・埋設標(材質・文字)		施工前	2割程度	△	△	△	△	△	△		2.1 機材	—	—
		(10) 外線材料の確認 ・電柱(規格・種類・寸法・積載荷重) ・装柱材料(規格・材質・種類・寸法) ・がいし(規格・種類・寸法) ・地中ケーブル(種類・太さ) ・マンホール、ハンドホール(形状・寸法・配筋・埋設標・ケーブル支持材・耐荷重) ※耐荷重は各種類ごとの強度計算書(床板・側板・底板)、配筋図及び鉄筋の規格証明書、コンクリートの計画調合書の確認		施工前	2割程度	△	△	△	△	△	△		2.1 機材	【電力設備工事1.20.1】 試験	【電気編2.28.3】 マンホール及びハンドホールの敷設
2.2 施工	(1) 共通事項の確認 (先行住宅、共用部分) ・電線・ケーブルの接続(端処理・接続状態・耐火・耐熱ケーブルの接続) ・電線と機器の接続(張力・緩み防止・ターミナルプラグの状態) ・電線の色別(電気方式・接地線) ・関連工事との取合い ・高圧ケーブルの接続及び端処理の確認		●	施工前・施工中 ・施工後	2割程度	○	○	○			○	○	2.2 施工	【電力設備工事2.18.1】 施工の立会い	—
	(2) 電線類及び電線保護物類の確認 ・電線(種類・太さ) ・隠す配管、露出配管、埋込み配管(屈曲箇所・曲げ半径及び角度・支持間隔) ・位置ボックス、プルボックス(用途表示・支持金物・電線の損傷防止処理)		●	施工前・施工中 ・施工後	2割程度	○	○	○			○	○	2.2 施工	【電力設備工事2.18.1】 施工の立会い	—
	(3) ケーブル配線の確認 ・ケーブルラック配線(荷重・離隔・耐震支持) ・二重天井内配線(ケーブル集合時の許容電流・弱電流配線との接触防止・水配管及びダクトとの接触防止・支持間隔) ・二重床内配線(損傷防止・マーキング・弱電流配線との接触防止)			施工前・施工中 ・施工後	2割程度	○	○	○			○	○	2.2 施工	【電力設備工事2.18.1】 施工の立会い	—

区分	監視項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法							(参考)			
						立会確認		書類確認					工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)	
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書	工 事 写 真				
2・電力設備工事	2.2 施工	(4) 架空配線の確認 ・建柱(位置・掘入れ深さ・根かせ位置) ・架線(太さ・離隔・ちょう梁の方式・ケーブル支持間隔・引込口の止水処理) ・支線(許容引張力・支線ガード)		施工前・施工中 ・施工後	2割程度	○	○	○			○	○	2.2 施工	【電力設備工事2.18.1】 施工の立会い	—	
		(5) 地中配線の確認 ・掘削・埋戻し(深さ・幅・埋戻し土の種類) ・マンホール・ハンドホール(掘削寸法・止水処理・ケーブル支持物・防錆・用途表示) ・管路(埋設深さ・ガス及びび水管等との離隔・建物引込み箇所止水処理・防食処理・埋設 保護シート)		施工前・施工中 ・施工後	全数 2割程度			◎				◎	◎	2.2 施工	【電力設備工事2.18.1】 施工の立会い	—
		(6) 接地の確認 ・接地極(接続・離隔・埋設深さ)の確認 ・接地極の埋設方法の確認(接地極を省略する場合、大地抵抗率の測定検証) ・D種接地及びC種接地の表示の指示	●	施工前・施工中 ・施工後	全数	◎	◎	◎				◎	◎	2.2 施工	【電力設備工事2.18.1】 施工の立会い	【電気編2.29.14】 接地極位置等の指示
		(7) 電灯・コンセント設備の確認 ・照明器具(脱落防止措置) ・コンセント(接地極の位置・防水形コンセントの形状) ・屋外灯・埋設物等位置や施工の確認及び関連工事との取合い確認	●	施工前・施工中 ・施工後	全数 2割程度			◎				◎	◎	2.2 施工	【電力設備工事2.18.1】 施工の立会い	—
		(8) 動力設備の確認 ・配線(電動機への接続状態・付属ケーブルの接続状態) ・機器(操作・保守スペース・相回転)		施工前・施工中 ・施工後	全数 2割程度			◎				◎	◎	2.2 施工	【電力設備工事2.18.1】 施工の立会い	—
		(9) 電熱設備の確認 ・発熱線(温度上昇・止水処理)		施工前・施工中 ・施工後	全数 2割程度			◎				◎	◎	2.2 施工	【電力設備工事2.18.1】 施工の立会い	—
		(10) 雷保護設備の確認 ・接地極(接続・離隔・埋設深さ) ・受雷部(取付け・接続) ・引下げ導線、避雷導線(接続)		施工前・施工中 ・施工後	全数	◎	◎	◎				◎	◎	2.2 施工	【電力設備工事2.18.1】 施工の立会い	—
	(11) 据付け(アンカーボルト、点検スペース、防振措置)の確認		施工後	全数	◎	◎	◎				◎	◎	2.2 施工	【電力設備工事2.18.1】 施工の立会い	—	
	2.3 材料及び施工品質	(1) 防火区画貫通部の耐火処理方法(適合工法による施工)の確認	●	施工後	全数	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	—	【電力設備工事2.18.2】 施工の試験	—
		(2) ハンドホール内含む外壁貫通部の防水処理方法及びケーブル敷設状況(材料及び施工方法)の確認	●	施工前・施工中 ・施工後	全数 2割程度			◎	◎	◎	◎	◎	◎	—	【電力設備工事2.18.2】 施工の試験	—
		(3) 機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け(機器の据付位置、施工方法)の確認	●	施工前・施工中 ・施工後	全数 2割程度			◎				◎	◎	—	【電力設備工事2.18.2】 施工の試験	—
2.4 試験	(1) 各種試験に係る確認 ・照明器具(点灯・照度測定(測定箇所の指示)・照限制御装置の総合動作試験) ・コンセント(漏れ・回路) ・分電盤、制御盤、OA分電盤、開閉器箱(動作特性・シーケンス・外観・構造) ・動力設備(相回転・突停・連動・インターロック・警報回路の動作・限時継電器及び保護継電器の制定・電流計赤指針の設定)		施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	2.3 試験	【電力設備工事2.18.2】 施工の試験	—	
	(2) 電力設備の絶縁抵抗値、接地抵抗値の確認及び動作試験による確認 ・抵抗値の計測確認及び作動状況の確認 ・絶縁耐力試験 ・発熱線等の導通試験及び絶縁抵抗試験	●	施工後	全数	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	—	【電力設備工事2.18.2】 施工の試験	—	

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法							(参考)			
						立会確認		書類確認					工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)	
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書	工 事 写 真				
3 ・ 受 変 電 設 備 工 事	3.1 機材	(1) 規格、材質、寸法、給線距離、換気装置の確認 保護継電器の整定等 ・保護継電器(地絡、過電流)の保護協調曲線の確認		施工前	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎		3.1 機材	【受変電設備工事2.3.2】 保護継電器の整定等	—	
		(2) ダクト、ラックその他の工作物の塗装色の協議		施工前	2割程度	△		△					—	—	【電気編3.12.5】 塗装	
	3.2 施工	(1) 据付けの確認 ・ アンカーボルト、点検スペース、防護措置			施工後	全数	◎	◎	◎			◎	◎	3.2 施工	【受変電設備工事2.3.1】 施工の立会い	—
		(2) 配線の確認 ・ 機器への接続			施工前・施工中 ・施工後	全数			◎			◎	◎	3.2 施工	【受変電設備工事2.3.1】 施工の立会い	—
		(3) 共用部分の配管・配線施工及び関連工事との取合い(立会い箇所)の指示 ・埋込み配管、隠蔽配管、電線・ケーブル接続の確認及び関連工事との取合い確認	●	施工前・施工中 ・施工後	2割程度	○	○	○				○	○	—	【受変電設備工事2.3.1】 施工の立会い	—
	3.3 材料及び施工品質	(1) 防火区画貫通部の耐火処理方法(適合工法による施工)の確認	●		施工後	全数	◎		◎	◎	◎	◎	◎	—	—	—
		(2) 外壁貫通部の防水処理方法(材料及び施工方法)の確認	●		施工前・施工中 ・施工後	全数			◎	◎	◎	◎	◎	—	—	—
		(3) 機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け(機器の据付位置、施工方法)の確認	●		施工前・施工中 ・施工後	全数			◎			◎	◎	—	—	—
	3.4 試験	(1) 各種試験計測の確認 ・ 配線遮断器、計器、継電器、遮断器、変圧器、コンデンサ、避雷器(動作・温度)	●		施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	3.3 施工	—	—
		(2) 受変電設備の機材単体の試験 ・構造試験、性能試験(絶縁抵抗、耐電圧、継電器特性、総合動作、接地抵抗)			施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—	—	【電気編3.11.1】 機材の試験
		(3) キュービクル式配電盤、高圧スイッチギヤ等の試験			施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—	【受変電設備工事1.14.1】 試験	【電気編3.11.1】 機材の試験
		(4) 工事の試験に係る確認			施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—	—	【電気編3.15.1】 工事の試験
	3.5 受変電設備用付属品	(1) 自家用電気室用付属品の確認 ・掲示板の記載内容の指示			引渡し前	全数	◎		◎				—	—	【電気編3.10.3】 自家用電気室用付属品	

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法							(参考)			
						立会確認		書類確認					工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)	
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書	工 事 写 真				
4 (電力貯蔵設備工事)	4.1 機材	(1) 規格、材質、寸法、絶縁距離、換気装置の確認確認		施工前	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎		4.1 機材	—	—	
	4.2 施工	(1) 据付けの確認 ・アンカーボルト、点検スペース、防護措置		施工後	全数	◎	◎	◎			◎	◎	4.2 施工	—	—	
		(2) 配線の確認 ・機器への接続		施工前・施工中 ・施工後	全数	◎	◎	◎			◎	◎	4.2 施工	—	—	
		(3) 共用部分の配管・配線施工及び関連工事との取合い(立会い箇所)の指示 ・埋込み配管、隠蔽配管、電線・ケーブル接続の確認及び関連工事との取合い確認	●	施工前・施工中 ・施工後	2割程度	○	○	○			○	○	—	【電力貯蔵設備工事3.3.1】 施工の立会い	—	—
	4.3 材料及び施工品質	(1) 防火区画貫通部の耐火処理方法(適合工法による施工)の確認	●	施工後	全数	◎		◎	◎	◎	◎	◎	—	—	—	
		(2) 外壁貫通部の防水処理方法(材料及び施工方法)の確認	●	施工前・施工中 ・施工後	全数 2割程度			◎	◎	◎	◎	◎	—	—	—	
		(3) 機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け(機器の据付位置、施工方法)の確認	●	施工前・施工中 ・施工後	全数 2割程度			◎			◎	◎	—	—	—	
	4.4 試験	(1) 直流電源装置(動作)の試験に係る確認			施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	4.3 試験	【電力貯蔵設備工事2.3.1】 試験	—
		(2) 交流無停電電源装置(並列冗長運転・バイパス切替・全負荷・電圧補償時間)の確認			施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	4.3 試験	—	—
		(3) 直流電源装置(動作)、UPSの試験に係る確認 ・構造試験、性能試験(電圧電流特性、効率、耐電圧、動作、UPS容量)			施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—	【電力貯蔵設備工事2.3.1】 試験	【電気編4.4.1】 機材の試験

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)				
						立会確認		書類確認				工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)		
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書				工 事 写 真	
5 発 電 設 備 工 事	5.1 機材	(1) 発電装置の確認 ①共通 ・規格、寸法、連続定格出力、絶縁距離、配管材料(規格・材質・太さ) ②発電機 ・規格、形式 ③原動機 ・規格、形式、構造 ④配電盤 ・規格、材質、寸法、絶縁距離、換気装置		施工前	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎		5.1 機材	—	—	
		(2) 補機附属装置(規格、材質、寸法)の確認		施工前	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	5.1 機材	—	—	
	5.2 施工	(1) 据付けの確認 ・アンカーボルト、防振措置、支持、煙道と煙突の接続 ディーゼル発電装置等の施工(基礎の強度)の確認 ・基礎コンクリート打設前に基礎図の協議		施工後	全数	◎	◎	◎			◎	◎	5.2 施工	—	【電気編5.13.1】 基礎	
		(2) 配管・配線の確認 ・配管(接続・支持・防振継手) ・電線類(規格・種類・太さ) ・機器への接続		施工前・施工中 ・施工後	2割程度	○	○	○			○	○	5.2 施工	—	—	
		(3) 共用部分の配管・配線施工及び関連工事との取合い(立会い箇所の指示) ・埋込み配管、隠蔽配管、電線・ケーブル接続の確認及び関連工事との取合い確認	●	施工前・施工中 ・施工後	2割程度	○	○	○			○	○	—	【発電設備工事2.7.1】 施工の立会い	—	—
	5.3 材料及び施工品質	(1) 防火区画貫通部の耐火処理方法(適合工法による施工)の確認	●	施工前・施工中 ・施工後	全数 2割程度			◎	◎	◎	◎	◎	—	—	—	
		(2) 外壁貫通部の防水処理方法(材料及び施工方法)の確認	●	施工前・施工中 ・施工後	全数 2割程度			◎	◎	◎	◎	◎	—	—	—	
		(3) 機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け(機器の据付位置、施工方法)の確認	●	施工前・施工中 ・施工後	全数 2割程度			◎			◎	◎	—	—	—	
	5.4 試験	(1) 始動停止、充気、充電、燃料消費率、振動、保安装置、圧力、ばい煙測定、騒音測定に係る確認			施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	5.3 試験	【発電設備工事2.7.2】 ディーゼル発電設備等の試験	—
		(2) 現地総合試験・機器単体試験及び騒音測定に係る確認 ・各種機器の動作状況・試験結果記録の確認及び騒音測定の確認 ・原動機と発電機を組合せた状態の性能試験(過回転耐力試験、調速機試験、保安装置試験、始動停止試験、速度特性試験、負荷試験、燃料消費率試験) ②・原動機、配電盤、補機付属装置、防災電源、系統連系、燃料電池発電装置、熱併給発電装置(コージェネレーション装置)の確認 ・小出力発電装置の構造試験、性能試験(絶縁抵抗、耐電圧、継電器特性、総合動作、起動・停止、効率・損失、出力率(連系運転時)、交流出力電流・電圧ひずみ率(連系・自立運転時)、保護装置特性、単独運転検出機能)	●		施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—	【発電設備工事1.10.1】 ディーゼル発電装置等の試験 【発電設備工事1.10.2】 燃料電池発電装置の試験 【発電設備工事1.10.3】 熱併給発電装置の試験 【発電設備工事1.10.6】 小出力発電装置の試験	—
(3) ①太陽光発電装置の確認 ・最大出力50kW以上の設備及び自家用電気工作物との連系をする場合の工事の試験 ②太陽光発電装置の機器単体試験 ・JIS C 8955「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に規定されている強度(構造耐力上安全である旨の計算書等)の確認 ③太陽光発電装置の試験 ・太陽光発電装置の施工の試験 ・構造試験、性能試験(電気出力特性、絶縁抵抗、継電器特性)、機能試験(総合動作) ④太陽光発電装置の支持構造物の試験 ・構造耐力上安全である旨の計算書等の確認 ・構造試験(外観、外形寸法、構造)				施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—	【発電設備工事1.10.4】 太陽光発電装置の試験	【電気編5.8.1】 一般事項 【電気編5.11.1】 機器単体試験 【電気編5.16.2】 太陽光発電装置の試験	

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法							(参考)			
						立会確認		書類確認					工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)	
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書	工 事 写 真				
5 ・ 発 電 設 備 工 事	5.4 試験	①ディーゼル発電装置、ガスエンジン発電設備、ガスタービン発電設備及びマイクロガスタービン発電設備の機器単体試験 ・製造者の社内規格による試験方法により、設計図書に示されている構造であることの確認 ・JEM1354「エンジン駆動陸用同期発電機」及びJEC2131「ガスタービン駆動同期発電機」による性能試験 (4) ②原動機、配電盤及び補機附属装置等の試験 ③ディーゼル発電装置等の現地総合試験 ・ディーゼル発電装置等工事の現地総合試験に係る確認 ④ディーゼル発電装置等の騒音測定の確認(測定箇所の指示)		施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—	【発電設備工事1.10.1】 ディーゼル発電装置等の試験 【発電設備工事2.7.2】 ディーゼル発電設備等の試験	【電気編5.10.1】 機器単体試験 【電気編5.16.1】 ディーゼル発電装置等の現地総合試験
		①風力発電装置の試験 ・構造試験、性能試験(絶縁抵抗、絶縁耐力、運転試験、保護装置試験、動作試験、騒音)、機能試験(総合動作) (5) ②風力発電装置の支持構造物の試験 ・構造耐力上安全である旨の計算書等の確認		施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—	【発電設備工事1.10.5】 風力発電装置の試験 【電気編5.12.1】 風力発電装置の試験 【電気編5.16.3】 風力発電装置の試験

区分	監視項目 (太字:告示15号 工事監視ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監視ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)			
						立会確認		書類確認				工事 写真	工事監視 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)
						目 視	計 測	施工 計画 書	規格 証明 書	試験 成績 書	施工 記録 書				
(情報6 設・通 信工 事・情 報災 害設 備工 事)	6.1 機材	(1) 電線類(規格・種類・太さ)の確認		施工前	2割程度	△	△	△	△		△	6.1 機材	—	—	
		電線保護物類の確認 ・金属管類、合成樹脂管、金属製可とう電線管、金属び(規格・種類・太さ) ・プルボックス(材質・形式・構造・寸法) ・ケーブルラック(規格・材質・寸法)		施工前	2割程度	△	△	△	△		△	6.1 機材	—	—	
		配線器具の確認 ・通信用プラグユニット、コネクタ(規格・形式)		施工前	2割程度	△	△	△	△		△	6.1 機材	—	—	
		端子盤・機器収納ラックの確認 ・規格、材質、寸法、木板厚 ・端子類(規格・種類)		施工前	2割程度	△	△	△	△		△	6.1 機材	—	—	
		自動火災報知装置の確認 ・受信機、自動閉鎖装置、非常警報装置、ガス漏れ火災警報装置		施工前	全数	◎	◎	◎	◎		◎	6.1 機材	—	—	
		ガス漏れ火災警報装置の確認 ・受信機、検知器(構成)		施工前	全数	◎	◎	◎	◎		◎	6.1 機材	—	—	
		その他の装置(標内情報通信網装置、標内交換装置、情報表示装置、映像・音響装置、拡声装置、誘導支援装置、テレビ装置、監視カメラ装置、駐車管理装置、防犯・入退室管理装置(構成)の確認 ・インターホンオートドアロック装置(動作フローチャート及びインターホン配線図の確認) ・テレビ・FM共同受信設備(アンテナ位置並びに特殊アンテナの必要性若しくは受信良否、衛星放送電波到来方向の仰角及び方位角付近の障害物の確認) ・防犯カメラ設備(荷重の大きい防犯カメラ及び取付方法が特殊な防犯カメラの取付詳細図の確認) ・標内交換設備(電話機取付位置の協議) ・情報表示設備(荷重の大きい情報表示設備及び取付方法が特殊な情報表示設備の取付詳細図の確認) ・映像・音響設備(荷重の大きい映像・音響設備及び取付方法が特殊な映像・音響設備の取付詳細図の確認) ・誘導支援設備(検出部の取付詳細図の確認)		施工前	2割程度	△	△	△	△		△	6.1 機材	【通信・情報設備工事2.14.2】 機器の据付け 【通信・情報設備工事2.15.2】 機器の取付け 【通信・情報設備工事2.16.2】 機器の取付け 【通信・情報設備工事2.21.2】 機器の取付け	【電気編6.10.2】 機器 【電気編6.24.1】 アンテナ設置 【電気編6.30.2】 施工	
		(8) テレビ電波障害防除設備の確認(事前調査の地点の協議)		施工前	全数	◎	◎	◎	◎		◎	—	【通信・情報設備工事2.20.2】 事前調査	【気編6.25.9】 事前調査	
6.2 施工	(1) 共通事項の確認(先行住宅、共用部分) ・電線・ケーブルの接続(端処理・接続状態・耐熱ケーブルの接続) ・電線と機器の接続(張力・緩み防止・ターミナルプラグの状態) ・電線の色別(電気方式・接地線) ・関連工事との取り合い(立会い・箇所の指示)	●	施工後	2割程度	○	○	○			○	○	6.2 施工	【通信・情報設備工事2.28.1】 施工の立会い	—	
	電線類及び電線保護物類の確認 ・隠ぺい配管、露出配管、埋込み配管(屈曲箇所・曲げ半径及び角度・支持間隔) ・管の接続(管相互・異種管) ・位置ボックス、プルボックス(用途表示・支持金物・電線の損傷防止処理)	●	施工前・施工後	2割程度	○	○	○			○	○	6.2 施工	—	—	
	ケーブル配線(光ファイバーケーブルを除く)の確認 ・ケーブルラック配線(荷重・離隔・耐震支持) ・二重天井内配線(ケーブル集合時の許容電流・水配管及びダクトとの接触防止・支持間隔) ・二重床内配線(損傷防止・マーキング・融電流配線との接触防止)		施工前・施工中 ・施工後	2割程度	○	○	○			○	○	6.2 施工	—	—	
	4) 光ファイバーケーブル配線(屈曲半径・支持・固定・防護処理、張力、止水処理)の確認		施工前・施工中 ・施工後	2割程度	○	○	○			○	○	6.2 施工	—	—	
	5) 床上配線(ワイヤプロテクタの大きさ、固定、引き出し箇所の保護)の確認		施工前・施工中 ・施工後	2割程度	○	○	○			○	○	6.2 施工	—	—	
	6) 架空配線の確認 ・支柱(位置・挿入深さ・根かせ位置) ・架線(太さ・離隔・ちよう架の方式・ケーブル支持間隔・引込口の止水処理) ・支線(許容引張力・支線ガード)		施工前・施工中 ・施工後	2割程度	○	○	○			○	○	6.2 施工	—	—	

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)			
						立会確認		書類確認				工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)	
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書				工 事 写 真
(情報6 設・通 工事・ ・情 防 災 設 備 工 事)	6.2 施工	(7) 地中配線 ・掘削・埋戻し(深さ・幅・埋戻し土の種類) ・マンホール、ハンドホール(掘切り寸法・配筋・型枠・止水処理・ケーブル支持物・防錆・用途 表示) ・管路(埋設深さ・ガス及び水配管等との離隔・建物引込み箇所止水処理・防食処理・埋設 標識シート)		施工前・施工中 ・施工後	全数			◎			◎	◎	6.2 施工	-	-
					2割程度	○	○								
		(8) 接地極(接続・離隔・埋設)の確認		施工前・施工中 ・施工後	全数	◎	◎	◎			◎	◎	6.2 施工	-	-
		(9) 据付け(アンカーボルト、点検スペース、防震措置)の確認		施工後	全数	◎	◎	◎			◎	◎	6.2 施工	-	-
		(10) テレビアンテナの位置確認(テレビアンテナの位置・機種及び不良の検証)	●	施工前・施工中 ・施工後	全数	◎	◎	◎	◎		◎	◎	-	-	-
	6.3 材料及び施工品質	(1) 防火区画貫通部の耐火処理方法(適合工法による施工)の確認	●	施工後	全数	◎		◎	◎	◎	◎	◎	-	-	-
		(2) 外壁貫通部の防水処理方法(材料及び施工方法)の確認	●	施工前・施工中 ・施工後	全数			◎	◎	◎	◎	◎	-	-	-
		2割程度	△												
	(3) 機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け(機器の据付位置、施工方法)の確認	●	施工前・施工中 ・施工後	全数			◎			◎	◎	-	-	-	
	2割程度	△	△												
6.4 試験	(1) 構内情報通信網(送受信機能・通信機能)の各種試験に係る確認 ・情報設備の総合動作(全設備の作動状況の確認) ・LAN設備の試験調整及び外部接続(各種試験の計測確認及び一括事業者の試験報告書の 確認) ・構内情報通信網装置の形式試験(構造、性能試験(絶縁抵抗、耐電圧)、機能試験(動作)) ・UTPケーブル伝送品質の測定 ・パケット送受信機能(試験箇所の指示)	●	施工後	全数			◎	◎	◎	◎	◎	6.3 試験	【通信・情報設備工事1.21.1】 試験 【通信・情報設備工事2.28.2】 施工の試験	-	
		2割程度	○	○											
	(2) 構内交換(基本機能・サービス機能・付加サービス機能)の各種試験に係る確認 ・電気通信回線に接続する端末機器(電気通信事業法に適合する旨を証明する資料の確認) ・構内交換装置の試験		施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	6.3 試験	【通信・情報設備工事1.21.1】 試験 【通信・情報設備工事2.28.2】 施工の試験	-	
	(3) 拡声、情報表示、誘導支援(動作)の各種試験に係る確認 ・インターホンオートドアロック設備の総合動作(全設備の作動状況の確認) ・マルチサイン装置の構造試験、性能試験(動作、絶縁抵抗、耐電圧、防水)、機能試験(総合 試験) ・出退表示装置の構造試験、性能試験(電圧変動、温度上昇、絶縁抵抗、耐電圧、動作)、機能 試験(総合試験) ・時刻表示装置の構造試験、性能試験(出力信号、調針、絶縁抵抗、耐電圧、消費電流、精 度、コイルの直流抵抗、電圧変動、防水、子時計の極性・動作、時刻補正機構、警報機構)、機 能試験(総合試験) ・映像・音響装置及び拡声装置の形式試験(構造試験、性能試験(特性、出力、絶縁抵抗、耐 電圧、動作、インピーダンス、残響時間、伝送周波数特性)) ・誘導支援装置の形式試験(構造試験、性能試験(電圧変動、絶縁抵抗、動作)、機能試験(綜 合試験)) ・情報表示(時刻表示)設備の試験	●	施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	6.3 試験	【通信・情報設備工事1.21.1】 試験 【通信・情報設備工事2.28.2】 施工の試験	【電気編6.10.2】 機器 【電気編6.27.2】 施工	
	(4) テレビ(出力レベル・電界強度)の各種試験に係る確認 ・テレビ・FM共同受信設備のテレビ画像品位及び音質・出力レベル(プースター系統最遠端子 の端子電圧測定及び画像品位・音質の確認) ・テレビ電波障害防除設備の形式試験(電界強度、構造試験、性能試験(特性))	●	施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	6.3 試験	【通信・情報設備工事1.21.1】 試験 【通信・情報設備工事2.28.2】 施工の試験	【電気編6.25.8】 試験	
(5) 監視カメラ(視界・画質・操作・映像切替)の各種試験に係る確認 ・防犯カメラ設備の画像(視界・画質・必要照度)の確認 ・監視カメラ装置の形式試験(構造試験、性能試験(特性、絶縁抵抗、耐電圧)、機能試験(総合 試験))	●	施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	6.3 試験	【通信・情報設備工事1.21.1】 試験 【通信・情報設備工事2.28.2】 施工の試験	【電気編6.30.2】 施工		

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法							(参考)					
						立会確認		書類確認					工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)			
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書	工 事 写 真						
(情報・6 設・通 工事・ 情報 設備 工事)	6.4 試験	駐車場管制、防犯、拡声(動作)の各種試験に係る確認 ・駐車場管制装置の構造試験、性能試験(絶縁抵抗、耐電圧、動作、防水)、機能試験(総合試験) ・防犯・入退室管理装置の構造試験、性能試験(電圧変動、絶縁抵抗、検出動作)、機能試験(総合動作試験)		施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	6.3 試験	【通信・情報設備工事1.21.1】 試験 【通信・情報設備工事2.28.2】 施工の試験	—	
		自動火災報知、ガス漏れ火災報知(動作)の各種試験に係る確認 ・防災設備の総合動作 ・自動火災報知装置、自動閉鎖装置(自動閉鎖機構)、非常警報装置(非常ベル、自動式サイレン)及びガス漏れ火災警報装置(関係法令に適合する旨を証明する資料の確認) ・煙感知器動作、自動閉鎖装置動作、連動制御器動作	●	施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	6.3 試験	【通信・情報設備工事1.21.1】 試験 【通信・情報設備工事2.28.2】 施工の試験	—
		光ファイバケーブル配線(接続損失)の試験に係る確認 ・光ファイバケーブル伝送損失の測定		施工後	全数			◎	◎	◎	◎	◎				6.3 試験	【通信・情報設備工事2.28.2】 施工の試験	—
		端子盤・機器収容ラック等の試験に係る確認 ・通信用SPDの試験 ・構造試験、性能試験(絶縁抵抗) ・接地抵抗の測定		施工後	全数	◎	◎	◎		◎	◎	◎				—	【通信・情報設備工事1.21.1】 試験	【電気編6.4.2】 通信用SPD

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法							(参考)			
						立会確認		書類確認					工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)	
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書	工 事 写 真				
7 ・ 中 央 監 視 制 御 設 備 工 事	7.1 機材	(1) 電線類(規格・種類・太さ)の確認		施工前	2割程度	△	△	△	△	△	△	△	7.1 機材	—	—	
		(2) 警報盤、簡易型監視制御装置、監視制御装置(構成)の確認		施工前	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	7.1 機材	—	—
	7.2 施工	(1) 据付けの確認 ・アンカーボルト、点検スペース、防振措置		施工後	全数	◎	◎	◎			◎	◎	7.2 施工	—	—	
		(2) 配線の確認 機器への接続 ・配線の確認 ・共用部分の配管(埋込み配管、隠蔽配管)・配線施工(電線・ケーブル接続) ・関連工事との取合い(立会い箇所)の指示	●	施工前・施工中 ・施工後	2割程度	○	○	○			○	○	7.2 施工	【中央監視制御設備工事 2.3.1】 施工の立会い	—	—
	7.3 材料及び施工品質	(1) 防火区画貫通部の耐火処理方法(適合工法による施工)の確認	●	施工後	全数	◎		◎	◎	◎	◎	◎	—	—	—	
		(2) 外壁貫通部の防水処理方法(材料及び施工方法)の確認	●	施工前・施工中 ・施工後	全数 2割程度			◎	◎	◎	◎	◎	—	—	—	
		(3) 機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け(機器の据付位置、施工方法)の確認	●	施工前・施工中 ・施工後	全数 2割程度			◎			◎	◎	—	—	—	
	7.4 試験	(1) 監視制御装置(動作)の確認			施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	7.3 試験	—	—
		(2) 構造試験及び性能試験(各種試験の計測に係る確認 ・中央監視制御装置の試験(機器単体の試験) ・警報盤の試験(構造試験、性能試験(動作、絶縁抵抗、耐電圧)) ・監視制御装置の試験(構造試験、性能試験(動作、絶縁抵抗、耐電圧)、機能試験(総合試験)) ・光ファイバケーブル伝送損失の測定	●		施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—	【中央監視制御設備工事 2.3.2】 施工の試験 【電力設備工事2.18.2】 施工の試験 【通信・情報設備工事2.28.2】 施工の試験	【電気編8.5.1】 試験

工事監理標準（機械編） 平成27年版

工事監理標準とは、設計図書、国土交通省告示15号、工事監理ガイドライン及び関係法令等に基づき実施される工事監理について、独立行政法人都市再生機構が「特に報告を求める事項」、
「複数監督員が行う事項」、その他の工事監理行為について、その標準案を示すものである。

工事監理者はこの工事監理標準を参考に、自らの責任において工事監理基準を定め、業務実施計画書とともに担当職員に提出し、確認を受けるものとする。

○工事監理標準の構成について

1. 各監理項目の確認数量は、建物規模100戸程度、先行住戸4戸程度を想定して作成している。ただし、運用にあたっては建物規模や難易度に応じた適切な監理項目・確認数量を設定する必要がある。
2. 確認方法は、「立会確認」及び「書類確認」のいずれか又はそれぞれを併用して設計図書と照合する。

(1) 立会確認

- 1) 目視 おもに工事目的物の施工状況、出来形及び出来栄を確認することを目的とし、計測を伴わない確認方法とする。
- 2) 計測 計測器（スケール等）を用いた確認方法とする。

(2) 書類確認

- 1) 施工計画書 施工計画書、品質計画書、製作要領書、施工図、原寸図、製作図及び工作図等による確認方法とする。
- 2) 規格証明書 設計図書に定められた規格・基準等に適合していることを証明する資料（品質証明書、検査証明書、技量適格性証明書、合格証、認定証、経歴書等）による確認方法とする。
- 3) 試験成績書 機材（工事目的物に使用する材料、部品及び機器）の品質等を確認するために実施する試験及び検査の結果報告書による確認方法とする。
- 4) 施工記録書 受注者から提出される自主検査記録（施工（軸組・仕上）検討チェックシートを含む。）及び機材搬入報告書による確認方法とする。
- 5) 工事写真 受注者から提出される工事写真による確認方法とする。

3. 監理項目ごとの確認数量については、次のとおりとする。

◎：全数

○：2割程度（標準）

△：規格毎に2割程度（標準）

確認内容	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法								
				立会確認		書類確認						
				目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書	工 事 写 真		
内容①	●	施工前	全数	◎								
内容②		施工中 施工後	2割程度	○	○				○	○		
内容③		施工後	2割程度	△	△				△	△		

← 対象となる内容①を「目視」（◎）による立会確認により全数について行う。

← 対象となる内容②を、「目視」（○）または「計測」（○）による立会確認および「施工記録書」（○）または「工事写真」（○）による書類確認によって、それぞれ2割程度について確認を行う。

← 対象となる内容③を、機材等の規格毎に「目視」（△）または「計測」（△）による立会確認および「施工記録書」（△）または「工事写真」（△）による書類確認によって、それぞれ2割程度について確認を行う。

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)		
						立会確認		書類確認				工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 機械編 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書			
1. 一般 共通 事項	1.1 工事受注者の品質管理基準の確認	(1) 施工品質管理方法の確認		工事着手前	全数			◎				—	—	総 1.4.2 施工計画書等
	1.2 契約に関する届出書類の確認	(1) 着工時提出書類の確認(現場代理人届、監理技術者届ほか) (2) 下請負人届、下請負人一覧表の確認(建設業許可年月日の有効期限等確認)		工事着手前 施工前 施工中	全数			◎				—	—	総 1.1.8 技術者名簿の提出等 —
	1.3 実施工程表	(1) 実施工程表の確認		工事着手前	全数			◎				—	1.2.1 実施工程表	総 1.4.1 実施工程表 機 1.1.7 施工計画書等
	1.4 総合施工計画書	(1) 総合的な計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書(品質計画含む)の確認		工事着手前	全数			◎				—	1.2.2 施工計画書	総 1.4.2 施工計画書等 機 1.1.7 施工計画書等
	1.5 施工体制	(1) 施工体制台帳、施工体系図の確認		施工前 施工中	全数			◎				—	1.1.5 書類の書式等	総 1.1.9 施工体制台帳の提出等
	1.6.1 機材(一般共通)	(1) 設計図書に定める品質及び性能を有することの確認	機材搬入前	全数				◎	◎			給排水空調 1.1	1.4.2 機材の品質等	総 1.5.2 機材の品質等 機 1.1.3 機材他各章による
		(2) 規格(認定を受けた材料を含む)の確認	機材搬入前	全数				◎	◎			給排水空調 1.1	1.4.2 機材の品質等	総 1.5.2 機材の品質等 機 1.1.3 機材他各章による
		(3) 仕様、性能、塗装色、関係法令適合品表示の確認	機材搬入前	全数				◎	◎			給排水空調 1.1	1.4.2 機材の品質等	総 1.5.2 機材の品質等 機 1.1.3 機材他各章による
		(4) ホルムアルデヒド等の発散の確認	機材搬入前	全数				◎	◎			給排水空調 1.1	—	総 1.5.1 環境への配慮 機 1.1.3 機材
		(5) 防火区画貫通部に用いる材料(認定を受けた材料)の確認	機材搬入前	全数				◎	◎			給排水空調 1.1	—	—
	1.6.2 機材(配管材料)	(1) 仕様、性能の確認	機材搬入前	全数				◎	◎			給排水空調 2.1-1)	1.4.2 機材の品質等	総 1.5.2 機材の品質等
		(2) 管及び継手(規格・材質・用途・構造)の確認	機材搬入前	全数				◎	◎			給排水空調 2.1-1)	1.4.2 機材の品質等	総 1.5.2 機材の品質等
		(3) 管端防食継手(規格・材質・種類・形式・構造・識別塗装)の確認	機材搬入前	全数				◎	◎			給排水空調 2.1-1)	1.4.2 機材の品質等	総 1.5.2 機材の品質等
	1.6.3 機材(配管付属品)	(1) 一般用弁及び栓(規格・材質・形式・構造・ライニング・呼び圧力)の確認	機材搬入前	全数				◎	◎			給排水空調 2.1-2)	1.4.2 機材の品質等	総 1.5.2 機材の品質等
		(2) 量水器(方式・用途・検定の合格)の確認	機材搬入前	全数				◎	◎			給排水空調 2.1-2)	1.4.2 機材の品質等	総 1.5.2 機材の品質等
		(3) スリーブ(材質・寸法・施工部位・貫通部の外径)の確認	施工前	全数				◎	◎			給排水空調 2.1-2)	1.4.2 機材の品質等	総 1.5.2 機材の品質等
		(4) 防食材(規格・仕様・材質・厚さ)の確認	施工前	全数				◎	◎			給排水空調 2.1-2)	1.4.2 機材の品質等	総 1.5.2 機材の品質等
		(5) 養生材(仕様・材質・仕上げ・支持強度)の確認	施工前	全数				◎	◎			給排水空調 2.1-2)	1.4.2 機材の品質等	総 1.5.2 機材の品質等
	1.6.4 機材(計器その他)	(1) 規格、材質、取付け配管用途、構造、破壊時の流出防止構造、使用圧力・温度の確認	施工前	全数				◎	◎			給排水空調 2.1-3)	1.4.2 機材の品質等	総 1.5.2 機材の品質等
	1.6.5 機材(機材の搬入)	(1) 機材の検査	機材搬入時	2割程度		△	△					給排水空調・昇降機 1.1他各項目による	1.4.5 機材の検査等	—
1.7 施工(工法)	(1) 認定を受けた工法の確認		全数	施工前			◎	◎	◎	◎	◎	給排水空調 1.2-1)	—	—
1.8 製作図・施工図	(1) 使用する機器の製作図面の確認(露出部、見えがかり部の塗装色を含む)	機材搬入前	全数				◎	◎	◎			—	1.2.3 施工図等 1.4.2 機材の品質等	機 1.1.5 製作図面の提出
	(2) 建築・電気・機械の取り合いについて、プロット図又は総合図で確認	施工前	全数				◎					—	1.2.3 施工図等	総 1.4.3 施工図等
1.9 完成図その他	(1) 完成工事との整合及び保全に関する資料(目録を含む。)の確認		全数	完成時			◎	◎	◎	◎		—	1.7.1 完成時の提出書類 1.7.3 保全に関する資料	機 1.1.6 完成図その他
	(2) 取扱い説明書の確認(納入の方法含む)		全数	完成時			◎	◎	◎	◎		—	1.7.1 完成時の提出書類 1.7.3 保全に関する資料	機 1.1.6 完成図その他

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法							(参考)				
						立会確認		書類確認					工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 機械編 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年版)		
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書	工 事 写 真					
2. 衛生器具設備工事	2.1 機材(衛生器具)	(1) 規格、仕様、種類、仕上げの確認		機材搬入前	全数					◎	◎			給排水空調 5.1-1)	1.4.2 機材の品質等	総 1.5.2 機材の品質等	
	2.2 施工(器具付け、接続)	(1) 取付け状態、管との接続状態、水量調整の確認	●	器具取付け後	全数						◎	◎		給排水空調 5.2-1)・1.3-1)	1.3.2 総合調整	—	
					2割程度	○											
		(2) アンカーボルト取付けの確認			器具取付け後	全数						◎	◎		給排水空調 5.2-2)	—	—
2割程度						○											
3. 給水設備工事	3.1.1 機材(ポンプ)	(1) 仕様、性能の確認		機材搬入前	全数					◎	◎			給排水空調 5.1-2)	1.4.2 機材の品質等	機 3.2.15 給水システム 総 1.5.2 機材の品質等	
	3.1.2 機材(タンク)	(1) 仕様、性能、形状、寸法、吐水口空間の確保		機材搬入前	全数					◎	◎			給排水空調 5.1-4)	1.4.2 機材の品質等	機 3.2.19 水槽 総 1.5.2 機材の品質等	
	3.2.1 施工(配管及び関連工事に関すること)	(1) 先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合いの確認 (先行住宅)	●	先行住宅の軸組完了時	全数	◎	◎								—	—	—
		(2) 先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合いの確認 (共用部分)	●	配管完了後	全数	◎	◎								—	—	—
		(3) 風べい部、埋設部(位置・寸法・材料・勾配・支持・接合状態・機器接続状態)の確認	●	配管完了後 機器据付け後	全数							◎	◎		給排水空調 1.2-1)	—	—
					2割程度	○	○										
		(4) 配管の固定・支持状況(支持間隔・支持・覆れ止め・埋込深さ・結露防止・絶縁処理)の確認		配管完了後	2割程度	○	○					○	○		給排水空調 2.1-6)	—	機 3.3.4 吊り及び支持
		(5) 鋼管ねじ精度の確認		ねじ加工時	2割程度	△	△					△	△		—	—	機 3.3.3 管の接合
		(6) さや管ヘッダー配管システムでさや管と樹脂管を同時に施工する場合の押し引きの確認		配管完了後 (釘打ち完了後)	2割程度	○	○					○	○		—	—	機 3.3.1 配管工法
		(7) ウォーターハンマー防止の措置の確認		施工後	2割程度							○	○		給排水空調 2.1-4)	—	—
		(8) 建物導入部配管の可とう性、建物エキスパンションジョイント部の状態の確認		配管完了後	全数	◎						◎	◎		給排水空調 2.1-4)	—	—
	(9) 仕組管継手の固定及びガイド、絶縁継手の設置箇所、管端防食管継手の使用箇所の確認		配管完了後	2割程度	○						○	○		給排水空調 2.1-4)	—	—	
	3.2.2 施工(管の接合)	(1) ポリエチレン管、架橋ポリエチレン管、ポリブデン管におけるメカニカル接合の締付け等の確認		配管完了後	2割程度	○	○					○	○		給排水空調 2.1-5)	—	機 3.3.3 管の接合
		(2) 使用工具、切断面の状態、管内の異物の除去、管端面の養生の確認		施工中	2割程度	○						○	○		給排水空調 2.1-5)	—	—
		(3) 接合(ねじ接合・溶接接合・フランジ接合の状態)の確認		施工中	2割程度	△	△					△	△		給排水空調 2.1-5)	—	—
		(4) 接着剤の塗布状態、差込み長さの確認		施工中	2割程度	△	△					△	△		給排水空調 2.1-5)	—	—
	3.2.3 施工(埋設配管)	(1) 給水管と排水管の位置、点検口柵の設置、衝撃防護措置の確認		施工後	2割程度							○	○		給排水空調 2.1-7)	—	—
		(2) 埋設深さ、地中埋設機、地中埋設テープの確認		施工後	2割程度							○	○		給排水空調 2.1-7)	—	—
		(3) 防食処理の確認		施工後	2割程度							○	○		給排水空調 2.1-7)	—	—
3.2.4 施工(貫通部の処理)	(1) 防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態の確認	●	施工後	全数							◎	◎		給排水空調 1.2-2)	—	—	
				2割程度	○												
	(2) モルタル又はロックウールによる開口部埋戻しの確認		施工後	2割程度							○	○		給排水空調 2.1-8)	—	—	
(3) 不燃材料以外の配管の貫通部工法、管産金の取付け、隙間のシーリング、躯体との絶縁の確認		施工後	2割程度							○	○		給排水空調 2.1-8)	—	—		

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法							(参考)			
						立会確認		書類確認					工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 機械編 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)	
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書	工 事 写 真				
3. 給水設備工事	3.2.5 施工(機器)	(1) 据付け位置、アンカーボルト取付け、固定支持金物、防護措置の確認	●	施工後	全数	◎	◎				◎	◎	給排水空調 5.2-2)	—	—	
		(2) 据付け状態、保角距離及び保守管理距離の確認		施工後	全数	◎	◎				◎	◎	給排水空調 1.2-2)・5.2-2)	—	—	
	3.3 試験・検査	(1) 配管に所定の水圧を加え、配管及び接続部に漏水のないことの確認(水圧試験)	●	施工後	全数					◎	◎	◎	給排水空調 2.1-9)	—	機 3.3.7 試験、消毒	
					2割程度	○	○									
		(2) 漏水試験の確認		器具取付け後 泥吐き完了後	全数					◎	◎	◎	給排水空調 2.1-9)	—	機 3.3.7 試験、消毒	
					2割程度	○										
(3) ポンプの性能試験(ポンプ本体の水圧試験、電動機の絶縁抵抗及び絶縁耐力を含む)の確認			機器据付け後	全数					◎	◎	◎	給排水空調 5.1-2)	1.4.6 機材の検査に 伴う試験	機 3.3.7 試験、消毒		
(4) 機器類の騒音測定の確認			機器据付け後	全数				◎	◎	◎	◎	給排水空調 1.3-1)	1.3.2 総合調整	機 3.3.7 試験、消毒		
(5) 戸別給水用減圧弁の2次側の圧力測定の確認		施工後	全数					◎	◎	◎	—	—	機 3.3.7 試験、消毒			
	(6) 水質試験の確認		施工後	全数					◎		◎	給排水空調 1.3-1)	1.3.2 総合調整	機 3.3.8 水質試験		
4. 排水・通気設備工事	4.1.1 機材(ポンプ)	(1) 仕様、性能の確認		機材搬入前	全数				◎	◎			給排水空調 5.1-2)	1.4.2 機材の品質等	総 1.5.2 機材の品質等	
	4.1.2 機材(排水金具)	(1) 規格、材質、構造、仕上げ、トランプの防水高さ及び有効面積の確認		機材搬入前	全数				◎	◎			給排水空調 5.1-7)	1.4.2 機材の品質等	—	
	4.2.1 施工(配管及び関連工事に関する)	(1) 先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合いの確認(先行住宅)	●	先行住宅の 軸組完了時	全数	◎	◎						—	—	—	
		(2) 先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合いの確認(共用部分)	●	配管完了後	全数	◎	◎						—	—	—	
		(3) 漏れ部(位置・寸法・材料・勾配・支持・接合状態・機器接続状態)の確認	●	配管完了後 機器据付け後	全数						◎	◎		給排水空調 1.2-1)	—	—
					2割程度	○	○									
		(4) 配管の固定・支持状況(支持間隔・支持・揺れ止め・結露防止・絶縁処理)の確認		配管完了後	2割程度	○	○					○	○	給排水空調 2.1-6)	—	機 4.3.5 吊り及び支持
	(5) 配管の勾配(配管の種類による勾配)の確認		配管完了後	2割程度	○	○					○	○	給排水空調 2.1-6)	—	機 4.3.2 勾配	
	4.2.2 施工(管の接合)	(1) 使用工具、切断面の状態、管内の異物の除去、管端面の養生の確認		施工中	2割程度	○						○	○	給排水空調 2.1-5)	—	—
		(2) 接合の確認		施工中	2割程度	△	△				△	△	給排水空調 2.1-5)	—	—	
(3) 接着剤の塗布状態、差込み長さの確認			施工中	2割程度	△	△				△	△	給排水空調 2.1-5)	—	—		
4.2.3 施工(貫通部の処理)	(1) 防火区画貫通部の耐火処理及び防壁貫通部の状態の確認	●	施工後	全数						◎	◎	給排水空調 1.2-2)	—	—		
				2割程度	○											
	(2) モルタル又はロックウールによる開口部埋戻しの確認		施工後	2割程度							○	○	給排水空調 2.1-8)	—	—	
(3) 不燃材料以外の配管の貫通部工法、管底金の取付け、隙間のシーリング、躯体との絶縁の確認		施工後	2割程度							○	○	給排水空調 2.1-8)	—	—		
4.3 試験・検査	(1) 濡れ、乾りの確認(浸透試験)	●	施工後	全数	◎	◎					◎	◎	給排水空調 2.1-9)	—	機 4.3.7 試験、検査	
	(2) 漏水、漏気配管(満水・漏水試験)の確認		施工中 施工後	全数						◎	◎	◎	給排水空調 2.1-9)	—	機 4.3.7 試験、検査	
				2割程度	○	○										
(3) 洗濯機用排水パンの目皿締め付部分からの漏水がないことの確認		機器据付け後	全数						◎	◎	◎	給排水空調 2.1-9)	—	機 4.3.7 試験、検査		

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法							(参考)				
						立会確認		書類確認					工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 機械編 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)		
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書	工 事 写 真					
5. 給湯 設備 工事	5.1 機材(給湯機器)	(1) 仕様、性能の確認		機材搬入前	全数				◎	◎				給排水空調 5.1-2)	1.4.2 機材の品質等	総 1.5.2 機材の品質等	
	5.2.1 施工(配管及び関連工事に関すること)	(1) 先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合いの確認 (先行住宅)	●	先行住宅の 軸組完了時	全数	◎	◎								—	—	—
		(2) 先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合いの確認 (共用部分)	●	配管完了後	全数	◎	◎								—	—	—
		(3) 漏べい部(位置・寸法・材料・勾配・支持・接合状態・機器接続状態)の確認	配管完了後 機器据付け後	●		全数					◎	◎			給排水空調 1.2-1)	—	—
			2割程度	○	○												
		(4) 配管の固定・支持状況(支持間隔・支持・揺れ止め・結露防止・差違処理)の確認		配管完了後	2割程度	○	○				○	○			給排水空調 2.1-6)	—	機 5.3.3 吊り及び支持
		(5) さや管ヘッダー配管システムでさや管と樹脂管を同時に施工する場合の押し引きの確認		配管完了後 (釘打ち完了後)	2割程度	○	○				○	○			—	—	機 5.3.1 配管工法 (機 3.3.1 配管工法)
	(6) ウォーターハンマー防止の措置の確認		施工後	2割程度						○	○			給排水空調 2.1-4)	—	—	
	5.2.2 施工(管の接合)	(1) ポリエチレン管、架橋ポリエチレン管、ポリブデン管におけるメカニカル接合の据付け等の確認		配管完了後	2割程度	○	○				○	○			給排水空調 2.1-5)	—	機 5.3.2 管の接合 (機 3.3.3 管の接合)
		(2) 使用工具、切断面の状態、管内の異物の除去、管端面の養生の確認		施工中	2割程度	○					○	○			給排水空調 2.1-5)	—	—
	5.2.3 施工(貫通部の処理)	(1) 防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態の確認	●	施工後	全数						◎	◎			給排水空調 1.2-2)	—	—
					2割程度	○											
		(2) モルタル又はロックウールによる開口部埋戻しの確認		施工後	2割程度						○	○			給排水空調 2.1-8)	—	—
	5.2.4 施工(機器)	(1) 据付け位置、アンカーボルト取付け、固定支持金物、防護措置、転倒防止措置の確認	●	施工後	全数						◎	◎			給排水空調 5.2-2)	—	—
					2割程度	○	○										
		(2) 据付け状態、保角距離の確認	●	施工後	全数						◎	◎			給排水空調 1.2-2)・5.2-2)	—	—
					2割程度	○	○										
	5.3 試験・検査	(1) 配管に所定の水圧を加え、配管及び接続部に漏水のないことの確認(水圧試験)	●	施工後	全数					◎	◎	◎			給排水空調 2.1-9)	—	機 5.3.5 試験、検査 (機 3.3.7 試験、消毒)
2割程度					○	○											
(2) 通湯試験、機器作動試験の確認			機器据付け後	全数					◎	◎	◎			給排水空調 1.2-2)・2.1-9)	—	機 5.3.5 試験、検査	
				2割程度	○												
(3) 浴槽の湯張り試験を行い、接続管及び排水口からの漏水のないことの確認			浴槽据付け後	全数					◎	◎	◎			—	—	機 5.3.5 試験、検査	
				2割程度	○	○											

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法							(参考)			
						立会確認		書類確認					工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 機械編 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)	
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書	工 事 写 真				
6. 消 火 設 備 工 事	6.1.1 機材(ポンプ)	(1) 仕様、性能の確認		機材搬入前	全数				◎	◎			給排水空調 5.1-2)	1.4.2 機材の品質等	総 1.5.2 機材の品質等	
	6.1.2 機材(タンク)	(1) 仕様、性能、形状、寸法、吐水口空間の確保		機材搬入前	全数				◎	◎			給排水空調 5.1-4)	1.4.2 機材の品質等	総 1.5.2 機材の品質等	
	6.1.3 機材(消火機器)	(1) 規格、材質、構造、形状、寸法、仕上げの確認		機材搬入前	全数				◎	◎			給排水空調 5.1-5)	1.4.2 機材の品質等	—	
	6.2.1 施工(配管及び関連工事に関すること)	(1) 先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合いの確認 (先行住宅)	●	先行住宅の 軸組完了時	全数	◎	◎							—	—	—
		(2) 先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合いの確認 (共用部分)	●	配管完了後	全数	◎	◎							—	—	—
		(3) 覆べい部、埋設部(位置・寸法・材料・勾配・支持・接合状態・機器接続状態)の確認	●	配管完了後 機器据付け後	全数						◎	◎		給排水空調 1.2-1)	—	—
		(4) 配管の固定・支持状況(支持間隔・支持・揺れ止め・埋込深さ・結露防止・絶縁処理)の確認		配管完了後	2割程度	○	○				○	○		給排水空調 2.1-6)	—	機 6.3.3 支持間隔 (機 3.3.4 吊り及び支持)
		(5) 鋼管ねじ精度の確認		ねじ加工時	2割程度	△	△				△	△		—	—	機 6.3.2 管の接合 (機 3.3.3 管の接合)
		(6) 建物導入部配管の可とう性、建物エキスパンションジョイント部の状態の確認		配管完了後	全数	◎					◎	◎		給排水空調 2.1-4)	—	—
	6.2.2 施工(管の接合)	(1) 使用工具、切断面の状態、管内の異物の除去、管端面の養生の確認		施工中	2割程度	○					○	○		給排水空調 2.1-5)	—	—
		(2) 接合(ねじ接合・溶接接合・フランジ接合の状態)の確認		施工中	2割程度	△	△				△	△		給排水空調 2.1-5)	—	—
	6.2.3 施工(埋設配管)	(1) 埋設深さ、地中埋設部の確認		施工後	2割程度						○	○		給排水空調 2.1-7)	—	—
		(2) 防食処理の確認		施工後	2割程度						○	○		給排水空調 2.1-7)	—	—
	6.2.4 施工(貫通部の処理)	(1) 防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態の確認	●	施工後	全数	◎					◎	◎		給排水空調 1.2-2)	—	—
		(2) モルタル又はロックウールによる開口部埋塞の確認		施工後	2割程度						○	○		給排水空調 2.1-8)	—	—
		(3) 不燃材料以外の配管の貫通部工法、管底金の取付け、隙間のシーリング、躯体との絶縁の確認		施工後	2割程度						○	○		給排水空調 2.1-8)	—	—
	6.2.5 施工(機器)	(1) 据付け位置、アンカーボルト取付け、固定支持金物の確認		施工後	全数	◎	◎				◎	◎		給排水空調 5.2-2)	—	—
		(2) 据付け状態、防護措置、保有害距離の確認		施工後	全数	◎	◎				◎	◎		給排水空調 1.2-2)・5.2-2)	—	—
6.3 試験・検査	(1) 配管に所定の水圧を加え、配管及び接続部に漏水のないことの確認(水圧試験)	●	施工後	全数	◎	◎			◎	◎	◎		給排水空調 2.1-9)	—	機 6.3.5 試験、検査 (機 3.3.7 試験、消毒)	
	(2) ポンプの性能試験(ポンプ本体の水圧試験、電動機の絶縁抵抗及び絶縁耐力を含む)の確認		機器据付け後	全数					◎	◎	◎		給排水空調 5.1-2)	1.4.6 機材の検査に 伴う試験	機 6.3.5 試験、検査 (機 3.3.7 試験、消毒)	

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法							(参考)			
						立会確認		書類確認					工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 機械編 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年版)	
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書	工 事 写 真				
7. ガス設備工事	7.1 機材(ガス工事機材)	(1) 都市ガス設備(規格・仕様・材質・種類・構造)の確認		機材搬入前	全数				◎	◎			給排水空調 6.1-1)	1.4.2 機材の品質等	総 1.5.2 機材の品質等	
		(2) 液化石油ガス設備(規格・材質・種類・仕上げ)の確認		機材搬入前	全数				◎	◎			給排水空調 6.1-2)	1.4.2 機材の品質等	総 1.5.2 機材の品質等	
	7.2.1 施工(配管及び関連工事に関すること)	(1) 先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合いの確認(先行住宅)	●	先行住宅の軸組完了時	全数	◎	◎						—	—	—	
		(2) 先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合いの確認(共用部分)	●	配管完了後	全数	◎	◎						—	—	—	
		(3) 漏べい部、埋設部(位置・寸法・材料・勾配・支持・接合状態・機器接続状態)の確認	●	配管完了後 機器据付け後	全数						◎	◎		給排水空調 1.2-1)	—	—
			2割程度	○	○											
		(4) 配管の固定・支持状況(支持間隔・支持・絶縁処理)の確認		配管完了後	2割程度	○	○				○	○		給排水空調 2.1-6)	—	機 7.2.10 吊り及び支持 (機 3.3.4 吊り及び支持)
		(5) 建物導入部配管の可とう性、建物エキスパンションジョイント部の状態の確認		配管完了後	全数	◎					◎	◎		給排水空調 2.1-4)	—	—
	(6) 袖管継手の固定及びガイド、絶縁継手の設置箇所の確認		配管完了後	2割程度	○					○	○		給排水空調 2.1-4)	—	—	
	7.2.2 施工(管の接合)	(1) 使用工具、切断面の状態、管内の異物の除去、管端面の養生の確認		施工中	2割程度						○	○		給排水空調 2.1-5)	—	—
		(2) 接合(おじ接合・溶接接合・フランジ接合の状態)の確認		施工中	2割程度						○	○		給排水空調 2.1-5)	—	—
	7.2.3 施工(埋設配管)	(1) 地中埋設種、地中埋設テープの確認		施工後	2割程度						○	○		給排水空調 2.1-7)	—	—
	7.2.4 施工(貫通部の処理)	(1) 防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態の確認	●	施工後	全数						◎	◎		給排水空調 1.2-2)	—	—
			2割程度	○												
		(2) モルタル又はロックウールによる開口部埋戻しの確認		施工後	2割程度						○	○		給排水空調 2.1-8)	—	—
	(3) 不燃材料以外の配管の貫通部工法、管底金の取付け、隙間のシーリング、躯体との絶縁の確認		施工後	2割程度						○	○		給排水空調 2.1-8)	—	—	
7.2.5 施工(機器)	(1) アンカーボルト取付け、防護措置、保有害距離の確認		施工後	2割程度						○	○		給排水空調 1.2-2)・5.2-2)	—	—	
7.2.6 施工(都市ガス設備)	(1) 取付け状態、電気工作物との離隔距離、防錆の塗布状態		施工後	2割程度						○	○		給排水空調 6.2-1)	—	—	
	(2) 非破壊検査の適用箇所、支持、固定、埋設深さ、防食処理の確認		施工後	2割程度						○	○		給排水空調 6.2-1)	—	—	
7.2.4 施工(液化石油ガス設備)	(1) 取付け状態、電気工作物との離隔距離、転倒防止措置、調整器の設置位置、衝撃防止措置の確認		施工後	全数						◎	◎		給排水空調 6.2-2)	—	—	
	(2) 防錆の塗布状態、支持、固定、埋設深さ、防食処理の確認		施工後	2割程度						○	○		給排水空調 6.2-1)	—	—	
7.3 試験・検査	(1) 配管(気密、耐圧、試験圧力値、保持時間、点火)の確認		施工後	全数					◎	◎	◎		給排水空調 6.3	—	機 7.2.16 試験、検査 機 7.3.11 試験、検査	
8. さく井設備工事	8.1 一般事項	(1) 掘削位置、井内壁とケーシングパイプ層間との隙間、深さ、孔径の確認		施工中	全数	◎	◎			◎	◎	◎	給排水空調 7.1	1.1.1 一般事項	機 8.1.1 一般事項	
		(2) 電気検層用、ケーシングとスクリーンの種類及び据付け、砂利充てん、濾水状態、泥水濃度の確認		施工中	全数	◎	◎			◎	◎	◎	給排水空調 7.1	1.1.1 一般事項	機 8.1.1 一般事項	
	8.2 施工(スクリーン)	(1) スクリーンの据付け位置の確認		施工中	2割程度					○	○		給排水空調 7.1	2.1.4 スクリーン	機 8.2.4 スクリーン	
	8.3 試験・検査	(1) 揚水(予備揚水・段階揚水・連続揚水・水位回復)、水質の確認		施工後	全数					◎	◎	◎		給排水空調 7.2	1.3.2 総合調整	機 8.2.8 揚水試験 機 8.2.9 水質試験
2割程度			○	○												

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法							(参考)		
						立会確認		書類確認					工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 機械編 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書	工 事 写 真			
9. 浄化槽設備工事	9.1.1 機材(現場施工型浄化槽)	(1) 材質、構成、型式、構造、防錆処理の確認		機材搬入前	全数				◎	◎			給排水空調 8.1-1)	1.4.2 機材の品質等	—
	9.1.2 機材(ユニット型浄化槽)	(1) 材質、構成、寸法の確認		機材搬入前	全数				◎	◎			給排水空調 8.1-2)	1.4.2 機材の品質等	—
	9.2 施工	(1) 配管・機器の据付け状態、設置完了後の槽の清掃状態、配管接続部の接続状態の確認		施工後	2割程度	○	○				○	○	給排水空調 8.2	—	—
	9.3 試験・検査	(1) 水廻り、満水、動作、漏水、試験圧力値、保持時間、機器及び制御装置の異常、騒音測定、総合運転の確認		施工後	全数						◎	◎	給排水空調 8.3	2.2.2 試験	機 9.2.35 試験
10. 暖冷房設備工事	10.1 機材(空調機器)	(1) 規格、仕様、性能、材質、板厚の確認		機材搬入前	全数				◎	◎			給排水空調 3.1-1))	1.4.2 機材の品質等	総 1.5.2 機材の品質等
	10.2.1 施工(配管及び関連工事に関すること)	(1) 先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合いの確認 (先行住宅)	●	先行住宅の軸組完了時	全数	◎	◎						—	—	—
		(2) 先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合いの確認 (共用部分)	●	配管完了後	全数	◎	◎						—	—	—
		(3) 漏れい部、埋設部(位置・寸法・材料・勾配・支持・接続状態・機器接続状態)の確認	●	配管完了後 機器据付け後	全数						◎	◎	給排水空調 1.2-1)	—	—
		(4) 配管の固定・支持状況(支持間隔・支持・漏れ止め・結露防止・絶縁処理)の確認		配管完了後	2割程度	○	○				○	○	給排水空調 2.1-6)	—	機 10.3.3 支持間隔
		(5) 配管の勾配の確認		配管完了後	2割程度	○	○				○	○	給排水空調 2.1-6)	—	—
	10.2.2 施工(管の接合)	(1) ポリエチレン管、架橋ポリエチレン管、ポリブデン管におけるメカニカル接合の据付け等の確認		配管完了後	2割程度	○	○				○	○	給排水空調 2.1-5)	—	機 10.3.2 管の接合 (機 3.3.3 管の接合)
		(2) 使用工具、切断面の状態、管内の異物の除去、管端面の養生の確認		施工中	2割程度	○					○	○	給排水空調 2.1-5)	—	—
		(3) 接着剤の塗布状態、差込み長さの確認		施工中	2割程度	△	△				△	△	給排水空調 2.1-5)	—	—
	10.2.3 施工(貫通部の処理)	(1) 防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態の確認	●	施工後	全数						◎	◎	給排水空調 1.2-2)	—	—
		(2) モルタル又はロックウールによる開口部埋戻しの確認		施工後	2割程度						○	○	給排水空調 2.1-8)	—	—
	10.2.4 施工(機器)	(1) 据付け位置、アンカーボルト取付け、固定支持金物、防護措置の確認	●	施工後	全数						◎	◎	給排水空調 3.2-1)	—	—
	10.3 試験・検査	(1) 配管に所定の水圧(空気圧)を加え、配管及び接続部に漏れのないことの確認(水圧試験等)		機器据付け後	全数					◎	◎	◎	給排水空調 2.1-9)	—	機 10.3.10 試験、検査
				機器据付け後	2割程度	○	○							給排水空調 2.1-9)	—
		(2) 冷媒配管の耐圧試験の確認		機器据付け後	全数					◎	◎	◎	給排水空調 2.1-9)	—	—
			機器据付け後	2割程度	○	○							給排水空調 1.3	1.3.2 総合調整	機10.3.11 総合調整
(3) システムを運転し、機器が正常に動作すること並びに機器及び配管接続部周辺に漏れい等のないことの確認			機器据付け後	全数					◎	◎	◎	給排水空調 1.3	1.3.2 総合調整	機10.3.11 総合調整	
			機器据付け後	2割程度	○								給排水空調 1.3	1.3.2 総合調整	機10.3.11 総合調整

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法							(参考)		
						立会確認		書類確認					工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 機械編 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書	工 事 写 真			
11. 換気設備工事	11.1.1 機材(ダクト・ダクト付属品)	(1) 仕様、性能、規格、材質、厚さの確認		機材搬入前	全数				◎	◎			給排水空調 2.1-1)・3.1-2)	1.4.2 機材の品質等	総 1.5.2 機材の品質等
		(2) 管及び継手(規格・材質・用途・構造)の確認		機材搬入前	全数				◎	◎			給排水空調 2.1-1)	1.4.2 機材の品質等	総 1.5.2 機材の品質等
		(3) 可とう性、耐圧強度、耐食性、耐久性の確認		機材搬入前	全数				◎	◎			給排水空調 3.1-2)	1.4.2 機材の品質等	総 1.5.2 機材の品質等
	11.1.2 機材(制気口及びダンパー)	(1) 材質、構造、寸法、板厚、色、開口率、作動温度、緩衝材の有無の確認		機材搬入前	全数				◎	◎			給排水空調 3.1-2)	1.4.2 機材の品質等	総 1.5.2 機材の品質等
	11.1.3 機材(機器類)	(1) 規格、仕様、性能、材質、板厚の確認		機材搬入前	全数				◎	◎			給排水空調 3.1-1)	1.4.2 機材の品質等	総 1.5.2 機材の品質等
	11.2.1 施工(配管及び関連工事に関すること)	(1) 先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合いの確認 (先行住宅)	●	先行住宅の 軸組完了時	全数	◎	◎						—	—	—
		(2) 先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合いの確認 (共用部分)	●	配管完了後	全数	◎	◎						—	—	—
		(3) 漏べい部(位置・寸法・材料・勾配・支持・接合状態・機器接続状態)の確認	●	配管完了後 (機器据付け後)	全数						◎	◎	給排水空調 1.2-1)	—	—
		(4) 配管の固定・支持状況(支持間隔・支持・揺れ止め・結露防止・絶縁処理)の確認		配管完了後	2割程度	○	○				○	○	給排水空調 2.1-6)	—	機 11.3.2 支持間隔
		(5) 配管の勾配(配管の種類による勾配)の確認		配管完了後	2割程度	○	○				○	○	給排水空調 2.1-6)	—	機 11.3.2 支持間隔
	11.2.3 施工(管の接合)	(1) 使用工具、切断面の状態、管内の異物の除去、管端面の養生の確認		施工中	2割程度	○					○	○	給排水空調 2.1-5)	—	—
		(2) 接着剤の塗布状態、差込み長さ、はげ部及び接続部のシールの確認		施工中	2割程度	△					△	△	給排水空調 2.1-5)	—	—
	11.2.4 施工(貫通部の処理)	(1) 防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態の確認	●	施工後	全数						◎	◎	給排水空調 1.2-2)	—	—
		(2) モルタル又はロックウールによる開口部埋戻しの確認		施工後	2割程度						○	○	給排水空調 2.1-8)	—	—
	11.2.5 施工(機器)	(1) 据付け位置、アンカーボルト取付け、固定支持金物、防護措置の確認	●	施工後	全数						◎	◎	給排水空調 3.2-1)	—	—
		(2) 隙隙(機器間・窓・ガラス)の確認		施工後	全数						◎	◎	給排水空調 3.2-1)	—	—
	11.2.7 施工(制気口及びダンパー)	(1) 吹出口、吸込口(取付け状態)の確認		施工後	2割程度	○	○				○	○	給排水空調 3.2-3)	—	—
		(2) ダンパー(操作スペース・点検口の位置・火災時に脱落のない取付け)の確認		施工後	2割程度	○	○				○	○	給排水空調 3.2-3)	—	—
11.3 試験・検査	(1) 換気量の運転試験及び風量測定の確認		機器据付け後	全数					◎	◎	◎	給排水空調 1.3	1.3.2 総合調整	機 11.3.4 試験	
					2割程度	○	○								

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法							(参考)			
						立会確認		書類確認					工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 機械編 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)	
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書	工 事 写 真				
12 共通 工事 (塗装、 防錆及 び防露・ 保温工 事)	12.1.1 機材(塗装)	(1) 規格、種類、塗装箇所、塗り回数 の確認		機材搬入前	全数			◎	◎	◎			給排水空調 2.2-2)	1.4.2 機材の品質等	総 1.5.2 機材の品質等	
	12.1.2 機材(防錆)	(1) 規格、保護皮膜の種類、膜厚、塗り回数 の確認		機材搬入前	全数			◎	◎	◎			給排水空調 2.2-3)	1.4.2 機材の品質等	総 1.5.2 機材の品質等	
	12.1.3 機材(防露・保温)	(1) 種類、規格、材質、保温材厚さ、耐熱性の確認		機材搬入前	全数			◎	◎	◎			給排水空調 2.2-1)	1.4.2 機材の品質等	総 1.5.2 機材の品質等	
	12.2.1 施工(塗装)	(1) 塗装箇所、塗り回数 の確認		施工後	2割程度	○					○	○	給排水空調 2.2-2)	—	—	
	12.2.2 施工(防錆)	(1) 膜厚、塗り回数 の確認		施工後	2割程度	○					○	○	給排水空調 2.2-3)	—	—	
	12.2.3 施工(防露・保温)	(1) コンクリート・シンダー埋込み及び土中の防食施工記録の確認		施工後	2割程度						○	○	—	—	機 12.3.4 施工	
		(2) テープの巻き回数、結露処理、見切り部の保護 の確認		施工後	2割程度	○					○	○	給排水空調 2.2-1)	—	—	
(3) ラッキングの継目シールの状態 の確認			施工後	2割程度	○					○	○	給排水空調 2.2-1)	—	—		
13 エレ ベーター 設備工 事	13.1 機材(エレベーター)	(1) 仕様、構造、形状、寸法 の確認		機材搬入前	全数			◎	◎	◎			昇降機 2.1-1)	1.4.2 機材の品質等	総 1.5.2 機材の品質等	
		(2) 性能、兼出口(形状・位置) の確認		機材搬入前	全数			◎	◎	◎			昇降機 2.1-1)	1.4.2 機材の品質等	総 1.5.2 機材の品質等	
	13.2.1 施工(エレベーター)	(1) 固定、取付け状態、耐震措置、電気配線、換気設備 の確認		機器据付け後	全数						◎	◎	昇降機 2.2-1)	—	—	
	13.2.2 施工(身体障害者付加仕様)	(1) 機能、材質、形状、寸法、シンボルマーク、仕上げ、かご出入口検出装置の方式 の確認		機器据付け後	全数	◎	◎				◎	◎	昇降機 2.2-1)	—	—	
		(2) 視覚障害者用装置、点字銘板 の確認		機器据付け後	全数	◎					◎	◎	昇降機 2.2-1)	—	—	
	13.2.3 施工(非常用エレベーター付加仕様)	(1) 標識及び表示灯、非常スイッチ(位置・形状) の確認		機器据付け後	全数	◎					◎	◎	昇降機 2.2-1)	—	—	
		(2) 管制運転フロー、呼び出し装置、乗降ロビーの接離設備の位置 の確認		機器据付け後	全数	◎					◎	◎	昇降機 2.2-1)	—	—	
	13.2.4 施工(防犯カメラ)	(1) 防犯カメラ設備の画像(視界・画質・必要照度)の確認	●	機器据付け後	全数	◎					◎	◎	—	—	—	
	13.3 試験・検査	(1) 電動機のJISによる試験成績書の確認		機器据付け後	全数						◎	◎	◎	—	2.2.2.1 電動機	機 13.2.5 試験・検査
		(2) 昇降機の検査標準(JIS)による試験成績書の確認		機器据付け後	全数						◎	◎	◎	—	2.2.13 試験	機 13.2.5 試験・検査
(3) 着床精度、戸の開閉状態、セーフティシューの作動、始動電流値、管制運転、群管理機能、かご内照度、安全装置作動状態、自動放送装置 の確認			機器据付け後	全数							◎	◎	◎	昇降機 2.3-2)	—	—
			機器据付け後	2割程度	○	○								—	—	—
(4) 自動通報装置の確認		機器据付け後	全数							◎	◎	—	—	—		

(監督員) 重点監督日誌 (エレベーター設置) 工事名称 _____

(記載要領：監理した結果、指摘事項のない場合も、指摘がなかった旨を記入する。)

重点監理項目	立会い確認の箇所及び指摘箇所
	棟 _____ 階 _____
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> キープラン等 </div>

番号	指摘事項	指摘者名	指摘日	対策・処理内容	確認者名	確認日

監督員検査行為 計画・実施チェックシート

○ 印…各監督項目について実施を要する監督行為
 ※○印…各監督項目について工事共通仕様書に定められた監督行為

行番号	工事区分 (節)	工程 (架)	種別 (検査)	確認項目・内容 (監督要点)	検査行為		確認時期 (実施時期)	単位	数量	頻度	確認回数	実施状況		監督記録No
					立会い	書類審査						実施日	実施者 (主任監督)	
土木工事 土木工事共通事項														
1	基礎工事	基礎工事	基礎工事 床掘り、掘削など	施工状況確認 ①床掘り、掘削などの深さ(高さ)、床付け状況の確認 ②掘削法面の安定、山留めの高さなどの地山の確認	○		施工中			1回/1施工箇所				
2			埋戻し	施工状況確認 ①埋戻し箇所の熟材、廃物、水くずなどを撤去状況 ②埋戻し材の含水比 ③1層の仕上げ厚さ ④締固め状況	○		施工中							
3	基礎工事	基礎工事	基礎工事	①特記または監督要の指示 ②湧水及び地裏水の状況など	※○		施工前							
4			基礎工事	施工状況確認 ①床付け面の状況 ②締固め、初層のムラの状況 ③木材の樹皮 ④その他	○		施工中				1~2回/1施工箇所			
5			基礎工事	基礎工完了時の確認 ①使用材料 ②厚さ ③幅 ④延長など (土台基礎については、施工管理基準の項目の他、各節材寸法、充てん、部材接合部の添削なども確認する。)										
6			基礎工事	打込時の確認(打込杭) ①使用材料 ②長さ ③溶接部の適合 ④杭の支持力	○		施工中				1回/10本			
7			基礎工事	打込完了の確認(打込杭) ①懸垂量 ②偏心量	○		施工後				1回/10本			
8			基礎工事	掘削完了の確認(中掘杭) ①掘削長さ ②杭の先端土質	○		施工後				1回/10本			
9			基礎工事	施工完了の確認(中掘杭) ①基礎高 ②偏心量	○		施工後				1回/10本			
10			基礎工事	杭端処理の確認	○		施工後				1回/10本			
11			基礎工事	安全性、地震状態、工法の適用性、支持力などの必要な諸条件についての確認 試験結果の試験報告書の確認	※○		施工中				発生時			
12			基礎工事	鋼管杭などの溶接に従事する溶接工の資格証明書の写しの確認	※○		施工前							

実施状況は検査行為(立会い、書類審査または確認)を行った確認回数を記入する。また監督記録は、この欄に記入する実施日・実施者(主任技術者)ごとに作成する。

「検査行為の立会い・確認頻度」【別冊資料4】を参照のうえ、工事内容に即した工事区分、工程、種別、確認項目・内容、検査行為及び確認時期を計画する。

頻度は「検査行為の立会い・確認頻度」【別冊資料4】を参照のうえ、入札状況(一般または低入札(重点監督))に即した頻度を確認項目・内容ごとに記入する。

監督記録(編)

(H25様式・立会、確認用)

工事名称: _____

No. _____

監理項目 : 監督員検査行為チェックリスト(案)の、					検査行為等の、				
章	行番号	節	条	枝番	監督要点	検査行為	実施日	実施者	結果

立会い等の箇所及び指摘箇所		
箇所(路線名等)		
位置(測点番号等)		

番号	指摘事項	指摘者名	指摘日	対策・処理内容	確認者名	確認日

監督記録(土木編)

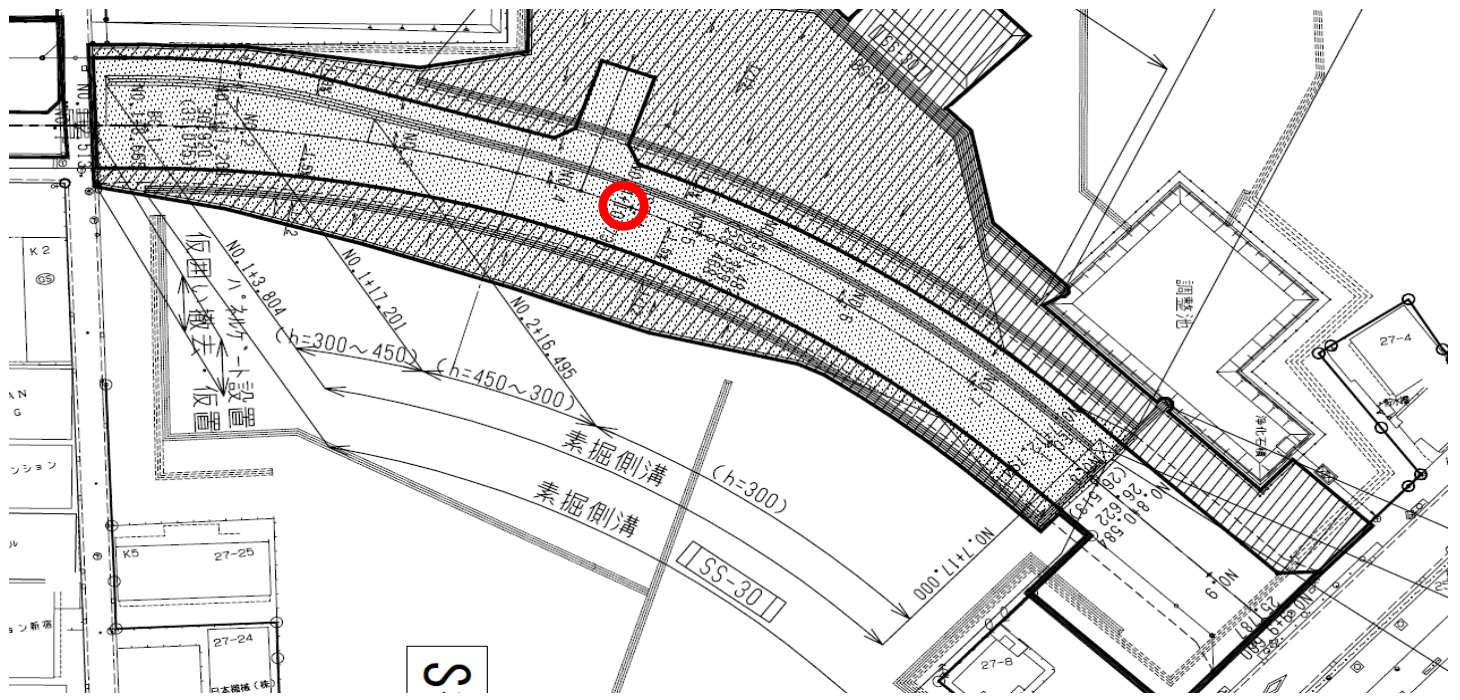
(H25様式・立会、確認用)

工事名称: ●●団地基盤整備その他工事

No. 1-2

監理項目: 監督員検査行為チェックリスト(案)の、					検査行為等の、				
章	行番号	節	条	枝番	監督要点	検査行為	実施日	実施者	結果
5章 道路	198	地盤改良工	路床改良工		施工状況確認 ①安定処理対象土に草木根、レキなどの処理状況 ②排水処置 ③所定の安定材を散布、混合状況、混合回数、混合深さ ④転圧状況 ⑤養生状況 ⑥埋設物の影響	立会い	R1.6.10	●●●●	①草木、木根などの混入がないことを確認した ②不陸が整正されていることを確認した ③60kg/m ³ 、BH攪拌、深さ75cm、混合回数1回で、均一に混合されていることを確認した ④11tブルでの転圧を確認した ⑤2日間を予定 ⑥埋設物なし
⇒6章 舗装	256	道路土工	路床安定処理工	施工					

立会い等の箇所及び指摘箇所	
箇所(路線名等)	区画道路1号
位置(測点番号等)	No.4+10.0



立会い等の箇所を示すほか、立会い写真等を添付する！(別紙でもよい)

番号	指摘事項	指摘者名	指摘日	対策・処理内容	確認者名	確認日
1	養生期間を確認	●●●●	R1.6.10	2日間養生後、タイヤローラでの締固めを確認した	●●●●	R1.6.10

技術者変更承諾申請書

独立行政法人都市再生機構○○本部等
本部長等 ○○ ○○ 殿

受託者 住所
氏名 株式会社○○○○
○○ ○○ 印 ※1

契約名称：

○年○月○日付けをもって締結した上記の契約に関して、以下のとおり技術者を変更したく、ご承諾をお願いします。

項目	申請内容
担当分野・職責	○○設備主任担当技術者
変更前技術者名 所属・役職	ふりがな 氏名： (生年月日： 年 月 日) 所属・役職：
変更後技術者名 所属・役職	ふりがな 氏名： (生年月日： 年 月 日) 所属・役職：
変更の必要性	○○○
変更後技術者の資格	資格名：○○○○○○○○○○○○○○○○※3 登録番号： 取得年月日：

○年○月○日

技術者変更承諾書

株式会社○○○○
○○ ○○ 殿

独立行政法人都市再生機構○○本部等
本部長等 ○○ ○○
(公 印 省 略)

契約名称：

○年○月○日付けで申請のあった上記の契約に関する技術者の変更について、承諾したので通知する。

【別冊 4】 検査行為の立会い・確認頻度

土木工事編 (土木工事監督技術基準 (平成28年版) による)

- 第1章 土木工事共通事項
- 第2章 整地
- 第3章 整地 (調整池構造物工)
- 第4章 排水
- 第5章 道路
- 第6章 舗装
- 第7章 鋼橋上部
- 第8章 コンクリート橋上部
- 第9章 河川工事

造園工事編 (造園工事監督技術基準 (平成28年版) による)

- 第1章 造園工事共通事項
- 第2章 基盤整備
- 第3章 植栽
- 第4章 施設整備
- 第5章 グラウンド・コート整備
- 第6章 自然育成

除却工事編 (除却工事監督技術基準 (平成28年版) による)

- 第1章 一般共通事項
- 第2章 解体施工
- 第3章 建設副産物の処理
- 第4章 特別管理産業廃棄物等の処理等
- 第5章 アスベスト含有建材の除去等

保全工事編 (保全工事監督技術基準 (平成28年版) による)

- 第2章 保全工事共通事項
- 第3章 基盤整備
- 第4章 植栽
- 第5章 排水
- 第6章 施設整備
- 第7章 道路
- 第8章 舗装
- 第9章 グラウンド・コート整備
- 第10章 除却

検査行為の立会い・確認頻度

○ 印……各監督項目について実施を要する監督行為
 ※○印……各監督項目について工事共通仕様書に定められた監督行為

土木工事編（1章 土木工事共通事項）

節	条	枝番	監 督 要 点	検査行為			実 施 時 期	立会い・確認頻度		基礎整備工事 共通仕様書	備 考	
				立会 い	書類 審査	確認		一般施工	重点監督			
共通的工程	構造物土工	床掘り、掘削 など	施工状況確認 ①床掘り・掘削などの深さ（高さ）、床付け状況の確認 ②掘削法面の安定、山留めの変位などの地山の挙動の確認	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所	1回/1施工箇所	1.1.1.1		
		埋戻し	施工状況確認 ①埋戻し箇所の残材、廃物、木くずなどを撤去状況 ②埋戻し材の含水比 ③1層の仕上がり厚さ ④締固め状況	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所	1回/1施工箇所	1.1.1.2		
基礎工	一般事項		①特記または監督員の指示がある場合、構造物の基礎地盤について支持力の確認 ②湧水及び地表水の状況などの調査結果の確認	-	-	※○	施工前	1回/1施工箇所 または 土質の変化ごと	1回/1施工箇所 または 土質の変化ごと	1.2.1		
			施工状況確認 ①床付け面の状況 ②締固め、粒度のムラの状況 ③木材の樹皮 ④その他	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所	1~2回/1施工箇所	1.2.2.2~1.2.2.3		
			基礎工完了時の確認 ①使用材料 ②厚さ ③幅 ④延長など （土台基礎については、施工管理基準の項目の他、各部材寸法、充てん、部材接合部の隙間なども確認する。）	-	-	○	施工後	1回/80m または 1回/1施工箇所	1回/40m または 1回/1施工箇所	1.2.2		
	既製杭工		打込時の確認（打込杭） ①使用材料 ②長さ ③溶接部の適否 ④杭の支持力		-	-	○	施工中	1回/10本	1回/5本	1.2.3.3 1.2.3.5 1.2.3.8	
			打込完了の確認（打込杭） ①基準高 ②偏心量		-	-	○	施工後	1回/10本	1回/5本	1.2.3.3 1.2.3.5 1.2.3.8	
			掘削完了の確認（中掘杭） ①掘削長さ ②杭の先端土質		-	-	○	施工後	1回/10本	1回/5本	1.2.3.3 1.2.3.5 1.2.3.8	
			施工完了の確認（中掘杭） ①基準高 ②偏心量		-	-	○	施工後	1回/10本	1回/5本	1.2.3.3 1.2.3.5 1.2.3.8	
			杭頭処理の確認		-	-	○	施工後	1回/10本	1回/5本	1.2.3.6	
			試験杭	安全性、地層状態、工法の適用性、支持力などの必要な諸条件についての確認		-	-	※○	施工中	発生の都度	発生の都度	1.2.3.4(4)
			試験結果の試験報告書の確認		-	※○	-	施工後	-	-	1.2.3.4(5)	
		鋼管杭及びH鋼杭 (鋼管杭及びH鋼杭)	鋼管杭などの溶接に従事する溶接工の資格証明書の写しの確認		-	※○	-	施工前	-	-	1.2.3.8(3)	
	鋼管杭の上杭の建込み状況確認			-	-	※○	施工中適時	1回/10本	1回/5本	1.2.3.8(3)		
鋼管杭及びH鋼杭の溶接完了後、溶接箇所の欠陥の有無の確認			-	-	○	施工前	1回/10本	1回/5本	1.2.3.8(3)			
報告書	報告書の確認（杭番号、杭径、杭長、根入れ深度、支持力、杭頭カット量、杭心ずれ、杭頭高の測定記録、工法別特記事項及びその他必要と認められる事項）		-	※○	-	施工後	-	-	1.2.3.9			

土木工事編（1章 土木工事共通事項）

節	条	枝	番	監	督	要	点	検査行為			実施時期	立会い・確認頻度		基礎整備工事 共通仕様書	備考	
								立会 い	書類 審査	確認		一般施工	重点監督			
(基礎工)	場所打杭工	施工					施工状況確認 ①品質規格 ②運搬時間 ③打設順序 ④天候、気温	○	-	-	施工中適時	1回/1構造物	1~2回/1構造物	1.2.4		
								-	-	○	施工後	1回/10本	1回/5本	1.2.4.3(6)		
								-	-	○	施工後	30%/1構造物	60%/1構造物	1.2.4.3(7)		
								-	-	○	施工後	1回/10本	1回/5本	1.2.4.3(12)		
								-	-	○	施工後	1回/10本	1回/5本	1.2.4.8		
	泥水処理			泥水処理の確認 ①水質汚濁に係る環境基準 ②都道府県公害防止条例	-	○	-	施工後	-	-	1.2.4.7					
					-	※○	-	施工後	-	-	1.2.4.8					
木杭工							杭径、杭長、根入れ深度、支持力、杭ピッチ、杭頭高の測定記録、その他必要と認められる事項の確認	○	-	-	施工後	1回/80m または 1回/1施工箇所	1回/40m または 1回/1施工箇所	1.2.5		
コンク リート工 事	一般事項						「コンクリートの耐久性向上」仕様書によるアルカリ骨材反応抑制対策、塩化物総量規制の確認	-	-	○	施工前	-	-	1.3.1.1(3)		
	レディーミク ストミクス トコンクリート	工場の選定				工場の選定資料の確認	-	※○	-	施工前	-	-	1.3.2.1(1)			
							-	※○	-	施工前	-	-	1.3.2.1(2)(3)			
							-	※○	-	施工前	-	-	1.3.2.3(7)			
	受入れ拒否						受入れを拒否した場合の原因及び結果の確認	-	※○	-	施工中	-	-	1.3.2.3(7)		
	運搬・打込み・ 継目・養生	準備					重要構造物または監督員の指示による構造物のコンクリートを打込む前の確認 ①型枠、配筋、かぶり ②打込み設備及び型枠内を清掃状況 ③コンクリート中に雑物の混入の防止 ④吸水するおそれのある場所の吸水状況 ⑤滞留水の排除状況 ⑥その他	○	-	-	施工前	1回/1構造物	1回/1構造物	1.3.3.1		
								○	-	-	施工中	1回/1構造物	1回/1構造物	1.3.3.3		
		養生						養生により品質に影響がある場合の養生状況の確認 ①養生期間 ②散水、保護状況 ③その他	○	-	-	施工中	1回/1構造物	1回/1構造物	1.3.3.6	
		組立て					鉄筋の組立て状況の確認 ①ピッチ、鉄筋径 ②鉄筋のかぶり ③スペーサの配置、数 ④継手位置方法、重ね長さ ⑤泥、油の付着 ⑥その他、配筋状況	-	-	※○	施工後	30%/1構造物	60%/1構造物	1.3.7.3		
		ガス圧接					資格証明書の確認	-	※○	-	施工前	-	-	1.3.7.5(1)		
施工前試験							外観検査	○	-	-	施工中	発生の都度	発生の都度	1.3.7.5(7)		
	○							-	-	施工後	30%/1構造物	60%/1構造物	1.3.7.5(7)			
	○							-	-	施工後	30%/1構造物	60%/1構造物	1.3.7.5(7)			
型枠及び支保	一般事項					重要な構造物の型枠及び支保についての、コンクリートを打込む前の確認	※○	-	-	施工前	1回/1構造物	1回/1構造物	1.3.8.1~1.3.8.4			
	型枠					型枠取り外し後、型枠縮付け材などにより生じたコンクリート面の穴の確認	○	-	-	施工後	1回/1施工箇所	1回/1施工箇所	1.3.8.5			

土木工事編（1章 土木工事共通事項）

節	条	枝番	監 督 要 点	検査行為			実施時期	立会い・確認頻度		基盤整備工事 共通仕様書	備考
				立会い	書類 審査	確認		一般施工	重点監督		
擁壁工	一般事項	裏込め	砕石、割栗石などの裏込め透水材の施工状況確認 ①突固め ②間隙充てん ③その他	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所	1~2回/1施工箇所	1.4.1.3	
	現場打擁壁工		1.3（コンクリート工事）の規定による。	-	-	-	-	-	-	1.4.3	
	プレキャスト 擁壁工		据付け完了後の埋め戻し前の確認（不可視部分の出来形） ①製品の水平度鉛直度及び通り ②接続金具の取付け状態 ③クラック、角欠けなど	○	-	-	施工前	1回/8.0m または 1回/1施工箇所	1回/4.0m または 1回/1施工箇所	1.4.4	
	ブロック積 （張）擁壁工	工法一般	施工状況確認 ①コンクリートブロックの汚れ状況 ②胴込め及び裏込めコンクリートと組積材の間に隙間の状況 ③合端付近に空隙、平滑状況 ④練積みの胴込め及び裏込めコンクリートを打設時の裏型枠使用状況 ⑤裏込めコンクリートの所定の厚さ確認 ⑥裏型枠を抜き取り後の隙間 ⑦擁壁背面の盛土または埋戻し状況 ⑧その他	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所	1~2回/1施工箇所	1.4.5.1	
		コンクリート ブロック積み	施工状況確認 ①積み方 ②目地仕上げ ③裏込め材の流出、地山の漏水や浸食などの確認 ④沈下、壁面の変形などの確認	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所	1~2回/1施工箇所	1.4.5.2	
		コンクリート ブロック張り （空張り）	施工状況確認 ①空張りの場合の割栗石及び間隙充てん材状況 その他、本章各節の規定による	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所	1~2回/1施工箇所	1.4.5.3	
	石積（張）擁 壁工	工法一般	施工状況確認 ①石材の汚れ状況 ②胴込め及び裏込めコンクリートと組積材の間に隙間の状況 ③合端付近に空隙、平滑状況 ④目地仕上げ、幅 ⑤練積みの胴込め及び裏込めコンクリートを打設時の裏型枠使用状況 ⑥裏込めコンクリートの所定の厚さ確認 ⑦裏型枠を抜き取り後の隙間 ⑧擁壁背面の盛土または埋戻し状況 ⑨裏込め材の流出、地山の漏水や浸食などの確認 ⑩沈下、壁面の変形などの確認 ⑪割石積みの場合の積み方の確認 ⑫その他	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所	1~2回/1施工箇所	1.4.6.1	
補強土壁工		施工状況確認 ①補強材の位置、水平、たるみ、凹凸、固定の確認 ②面状補強材の継ぎ目の有無の確認 ③面状補強材の重ね合せ幅（5cm程度）の確認 ④盛土材の敷均し、締固めの手順、状況の確認 ⑤盛土に先行して組立てる壁面工の段数（2段まで）の確認 ⑥補強材と壁面工の連結部、面状補強材の盛土のり面や接合部での巻込みにおける折れ、曲がり、ゆるみの確認 ⑦壁面工の直線性、変形の確認 ⑧その他	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所	1~2回/1施工箇所	1.4.8		

土木工事編（1章 土木工事共通事項）

節	条	枝 番	監 督 要 点	検査行為			実 施 時 期	立会い・確認頻度		基礎整備工事 共通仕様書	備考	
				立会 い	書類 審査	確認		一般施工	重点監督			
地盤改良工	六価クロム溶出試験		「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」による試験結果の確認	-	※○	-	施工前 施工後	-	-	1.5.1.1		
			軟弱地盤盛土	盛土工施工時の沈下量、地盤の沈下、盛土側方地盤の隆起などを測定結果の確認	-	○	-	施工中	-	-	1.5.2.2	
				沈下量確認方法を特記により沈下板で行う場合の配置図の確認	-	※○	-	施工前	-	-	1.5.2.4	
				特記によるその他の動態観測（間隙水圧測定など）の確認	-	○	-	施工中	-	-	1.5.2.8	
			沈下量の管理、盛土量の管理	-	○	-	施工中	-	-	1.5.2.7		
	サンドマット		施工状況確認 ①砂のまき出し状況 ②その他	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所 または 1~2回/1施工箇所	1回/100m または 1~2回/1施工箇所	1.5.3.2		
			処理完了の確認 ①使用材料 ②幅 ③延長 ④施工厚さ	-	-	※○	施工後	1回/1工事	1回/1工事	1.5.3.2		
	安定シート・ネット		施工状況確認 ①安定シートの隙間 ②重機、礫などによるシートまたはネットの破損 ③その他	○	-	-	施工中	1回/80m または 1回/1施工箇所	1回/40m または 1~2回/1施工箇所	1.5.3.3		
			処理完了の確認 ①使用材料 ②幅 ③延長	-	-	※○	施工後	1回/1工事	1回/1工事	1.5.3.3		
	安定処理工		施工状況確認 ①安定処理対象土に草木根、レキなどの処理状況 ②排水処置 ③混合状況 ④均し、締固めの状況 ⑤養生状況 ⑥その他	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所 または 1~2回/1施工箇所	1回/100m または 1~2回/1施工箇所	1.5.3.4		
			処理完了の確認 ①使用材料 ②幅 ③延長 ④施工厚さ ⑤基準高	-	-	※○	施工後	1回/工法	1回/工法	1.5.3.4		
	置換工		施工状況確認 ①掘削面の状況 ②仕上り厚さなど	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所 または 1~2回/1施工箇所	1回/100m または 1~2回/1施工箇所	1.5.3.5		
			置換え完了の確認 ①使用材料 ②幅 ③延長 ④置換え厚さ	-	-	※○	施工後	1回/1工事	1回/1工事	1.5.3.5		
			安定材に生石灰を用いこれを貯蔵する場合の確認	○	-	-	施工中	1回/1工事	1回/1工事	1.5.3.5		

土木工事編（1章 土木工事共通事項）

節	条	枝番	監 督 要 点	検査行為			実 施 時 期	立会い・確認頻度		基礎整備工事 共通仕様書	備考
				立会 い	書類 審査	確認		一般施工	重点監督		
(地盤改良工)	パーチカルド レーン工	一般事項	試験打ちを実施した施工深度の決定及び貫入能力の確認 自動記録計の精度及びバケット容量の確認	※○	-	-	施工前	発生の都度	発生の都度	1.5.4.1(6)	
			自動記録計により印字された記録紙の確認	-	※○	-	施工中	-	-	1.5.4.1(7)	
			施工時の確認 ①使用材料 ②打込長さ	-	-	○	施工時	1回/200本	1回/100本	1.5.4	
			施工完了時の確認 ①施工位置 ②杭径	-	-	○	施工後	1回/200本	1回/100本	1.5.4	
			ボーリングによる調査が特記された場合の調査結果確認	-	※○	-	施工後	-	-	1.5.4.2	
	袋詰式サンド ドレーン	打設による使用量の確認	-	○	-	施工中	-	-	1.5.4.3		
			ペーパードレーン (フイバードレーン、プラスチックボ ードドレーンなど)	-	○	-	施工中	-	-	1.5.4.4(1)	
	縮固め改良工 (サンドコンパ クションバイ ル)	打設を完了したペーパードレーンの頭部を保護の確認	○	-	-	施工中	1回/200本	1回/100本	1.5.4.4(3)		
			施工時の確認 ①使用材料 ②打込長さ	-	-	○	施工中	1回/200本	1回/100本	1.5.5	
		施工完了時の確認 ①施工位置 ②杭径	-	-	○	施工後	1回/200本	1回/100本	1.5.5		
		試験打ちを実施した施工深度の決定及び貫入能力の確認 自動記録計の精度及びバケット容量の確認	※○	-	-	施工前	発生の都度	発生の都度	1.5.5.6		
		自動記録計により印字された記録紙の確認	-	※○	-	施工中	-	-	1.5.5.7		
	固結工(深層混 合処理)	一般事項	動態観測を行なった場合の確認 (ハイル打設時に地表部へのヒービング、側方部への押し出し)	-	※○	-	施工中	-	-	1.5.5.9	
			改良効果確認のための土質調査及び試験が特記された場合の結果	-	※○	-	施工後	-	-	1.5.5.10	
固結工に用いる安定材の量、安定処理した土の強度に係る配合試験の結果確認			※○	-	-	施工前	-	-	1.5.6.1(3)		
固結工に用いる安定材の量、安定処理した土の強度に係る配合試験の結果確認を机上とする場合			-	※○	-	施工前	-	-	1.5.6.1(4)		
粉体噴射攪拌 スラリー攪拌	施工状況確認 ①打設前の打設位置の確認 ②攪拌軸の鉛直性の確認 ③施工中の振動などの影響範囲 ④周辺地盤や他の構造物などに影響 ⑤現場における硬化材の保管状況 ⑥その他	○	-	-	施工中	1回/200本	1回/100本	1.5.6.1			
		施工時の確認 ①使用材料 ②深度	-	-	○	施工時	1回/200本	1回/100本	1.5.6.1		
		施工完了時の確認 ①基準高 ②位置・間隔 ③杭径	-	-	○	施工後	1回/200本	1回/100本	1.5.6.1		
	改良材投入量及び攪拌機の深度のオシログラフによる確認	※○	-	-	施工中	1回/200本	1回/100本	1.5.6.2			
		-	※○	-	施工中	-	-	1.5.6.2(2)			
	高圧噴射攪拌	施工状況確認 ①ロッドの所要回転速度 ②水、空気などの圧力 ③硬化材の量 ④スライム排出状況 ⑤その他	○	-	-	施工中	1回/200本	1回/100本	1.5.6.1		
		改良深度の確認	-	○	-	施工後	-	-	1.5.6.3(2)		
	生石灰バイル	施工状況 ①バイル頭部の埋戻し状況 ②その他	○	-	-	施工中	1回/200本	1回/100本	1.5.6.4		

土木工事編（1章 土木工事共通事項）

節	条	枝番	監 督 要 点	検査行為			実施時期	立会い・確認頻度		基礎整備工事 共通仕様書	備考	
				立会 い	書類 審査	確認		一般施工	重点監督			
(地盤改良工)	固結工(薬液注入)	現場注入試験	注入試験結果の確認	-	※○	-	施工前	-	-	1.5.7.2		
		注入にあたっての措置	チャート紙の1ロール使用毎の確認 チャート紙をやむを得ず切断する場合	※○	-	-	施工中	発生の都度	発生の都度	1.5.7.3		
			施工中の立会い ①使用材料 ②注入深度の検尺 ③注入の施工状況 ④チャート紙記録の適切 ⑤大規模注入工事（注入量500KL以上）プラントにおける、タンクからミキサー迄の間の流量積算管理状況	-	-	○	施工中	1回/20本 チャート紙は全数	1回/10本 チャート紙は全数	1.5.7.3		
			ゲルタイム（硬化時間）の確認	-	※○	-	施工中	-	-	1.5.7.3		
			試験注入および本注入後におけるの注入効果の確認	-	○	-	施工後	-	-	1.5.7.3		
			施工状況確認 ①地下埋設物に近接して薬液の注入を行う場合の流出防止措置状況 ②注入量－注入圧の状況 ③施工時の周辺状況 ④労働安全衛生法その他の法令の定めるところに従う、安全教育の徹底、保護具の着用の励行、換気の徹底など労働災害の発生の防止 ⑤その他	○	-	-	施工後	-	-	1.5.7.3		
			薬液の保管 ①薬液の流出、盗難などの防止の措置 ②消防法、毒物及び劇物取締法、労働安全衛生法などの定める保管状況	○	-	-	施工中	適時	適時	1.5.7.4		
			残土、残材及び排水などの処理 施工状況確認 ①薬液を注入した地盤から発生する掘削残土の処分状況 ②残材の処理状況	○	-	-	施工中 施工後	1回/20本	1回/10本	1.5.7.6		
				注入機器の洗浄水、薬液注入箇所からの湧水などの排水を公共用水域へ排水する場合の水質基準の確認	-	※○	-	施工中 施工後	-	-	1.5.7.6	
			地下水などの水質の監視	水質検査結果の確認 水質検査は公的機関またはこれと同等の能力及び信用を有する機関で行なう。	-	※○	-	施工中	-	-	1.5.7.7	
仮設工	土留工	鋼矢板、親杭 横矢板	特記による試掘による埋設物の確認	○	-	-	施工前	発生の都度	発生の都度	1.7.2.2		
			施工状況確認 ①埋設物などの影響 ②ぶれ、よじれ、倒れを防止対策、隣接の鋼矢板などが共下がり対策状況 ③ウオータージェットを用いる場合の貫入状況確認 ④タイロッド・腹起しあるいは切梁・腹起しの取付け状況 ⑤腹起しの矢板と十分に密着状況 ⑥腹起しの支持状況 ⑦横矢板と掘削土壁との間に隙間、固定状況 ⑧仮設アンカーの削孔施工時の地下埋設物や周辺家屋などの影響 ⑨盛替時の矢板の変状 ⑩土留存置期間中の地盤及び部材の変形、湧水などの点検状況 ⑪土留めの撤去時の工事目的及び周囲構造物などに支障	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所	1～2回/1施工箇所	1.7.2.2		
			設置完了の確認 ①使用材料 ②高さ ③幅 ④長さ ⑤深さ ⑥その他	-	-	○	施工後	1回/1工事 または 1回/100m	1回/1工事 または 1回/100m	1.7.2.2		
			H鋼杭、鋼矢板などの引き抜き跡（空洞）の充てん状況	※○	-	-	施工後	1回/1工事	1回/1工事	1.7.2.2		
	建て込み簡易土留	施工状況確認 ①建て込み状況 ②土留材と背面土に空間状況 ③引抜き状況 ④パネル部分の埋戻しと締固め状況 ⑤その他	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所	1～2回/1施工箇所	1.7.2.3			
		設置完了の確認 ①使用材料 ②高さ ③幅 ④長さ ⑤深さ ⑥その他	-	-	○	施工後	1回/1工事 または 1回/100m	1回/1工事 または 1回/100m	1.7.2.3			

土木工事編（1章 土木工事共通事項）

節	条	枝番	監 督 要 点	検査行為			実施時期	立会い・確認頻度		基礎整備工事 共通仕様書	備考
				立会 い	書類 審査	確認		一般施工	重点監督		
(仮設工)	水替工		施工前の検討の確認 ①土質の確認 ②クイックサンド、ボイリングの検討 ③湧水や雨水の流入水量 ④その他	-	○	-	施工前	-	-	1.7.3	
			運転日報の確認	-	○	-	施工中	-	-	1.7.3	
	地下水位低下 工	一般事項	施工状況確認 ①周辺環境の確認、観測状況 ②ポンプなどの稼働状況 ③排水に伴う近接構造物などへの影響を防止するための施工管理、防護処置 ④沈砂槽の貯留状況 ⑤その他	○	-	-	施工中	1回/1セット	1回/1セット	1.7.4	
			運転日報の確認	-	○	-	施工中	-	-	1.7.4	
		ウエルポイ ント	検水井の設置の地下水位と揚水量の確認	-	※○	-	施工中	-	-	1.7.4	
伐開、伐木	伐開、伐木工		施工状況確認 ①排水勾配 ②集水管における上流端の土砂流入防止措置 ③集水管接続部の状況	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所	1~2回/1施工箇所	1.8.2	
			施工状況確認 ①中詰石の配置、空隙の状況 ②法肩及び法尻の屈折部の状況 ③かこの連結、開口部繋結の状況	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所	1~2回/1施工箇所	1.8.3	
		伐開、除根、除草作業終了後の確認	-	-	※○	施工後	1回/1工事	1回/1工事	1.8.1		

節	条	枝番	監 督 要 点	検査行為			実 施 時 期	立会い・確認頻度		基盤整備工事 共通仕様書	備 考
				立会 い	書類 審査	確認		一般施工	重点監督		
整地土工	一般事項	防災対策	工区内外の排水状態、土砂流出、危険箇所などの把握	○	-	-	施工中適時	2～3回/1工事	2～3回/1工事	2.1.1.3	
		地質調査	地質調査を行った場合の確認	-	※○	-	発生の都度	-	-	2.1.1.4	
	掘削工		土質の確認	-	-	○	施工中適時 (土質の変化時)	1回/土質の変化ごと	1回/土質の変化ごと	2.1.2	
			施工状況確認 ①湧水などの処理状況 ②掘削工の施工中の地山の挙動	○	-	-	施工中適時	1回/掘削完了	1回/掘削完了	2.1.2	
	盛土工(敷均し・締めめ工)	締めめ管理	締めめ管理の確認	-	-	※○	施工中適時	1回/土質ごと	1回/土質ごと	2.1.3.2	
			施工状況確認 ①締めめ機種、まき出し厚さ及び締めめ回数 ②敷均し、締めめ状況、締めめ機械 ③盛土材、基準密度で管理する場合の含水比 ④盛土箇所へ管渠などがあるときの影響 ⑤排水状況 ⑥盛土材が高含水比の粘性土の場合の含水比の低下状況 ⑦盛土材が高含水比の粘性土の使用状況	○	-	-	施工中適時	2～3回/1工事	4～6回/1工事	2.1.3.3	
	敷地整地工		施工状況確認 ①敷地整地の範囲の確認 ②表面排水状況 ③仕上げ面下の発生材などの混入状況 ④重機の作業跡の状況 ⑤建築物に接する法肩及び法尻の水平部分の設置	○	-	-	施工中適時	1回/1工事	1回/1工事	2.1.4	
宅地仕上げ工		施工状況確認 ①宅地仕上げの範囲の確認 ②表面を平滑性、周辺地盤、道路、建物などの構造物などとのなじみ状況 ③表面排水状況 ④その他、敷地整地工の規定	○	-	-	施工中適時	1回/1工事	1回/1工事	2.1.5		
地盤改良工			1.5（地盤改良工）の規定による。	-	-	-	-	-	2.2		
法面工	法面整形工	法面整形 法面削取	施工状況確認 ①仕上げ状況 ②ゆるんだ転石、岩塊などは、落石などの危険の確認 ③崩壊の危険性 ④締めめ状況	○	-	-	施工中適時	1回/1施工箇所	1回/1施工箇所	2.3.1	
			法線設置状況の確認	-	-	※○	施工後	1回/1法線	1回/1法線	2.3.1	

節	条	枝番	監 督 要 点	検査行為			実 施 時 期	立会い・確認頻度		基盤整備工事 共通仕様書	備 考
				立会 い	書類 審査	確認		一般施工	重点監督		
（法面工）	植生工	種子散布	肥料などが特記に示されていない場合	-	※○	-	施工前	-	-	2.3.2.1(3)	
			吹付けの施工完了後の保護養生確認	○	-	-	施工中適時	1回/1工事	1回/1工事	2.3.2.1(3)	
			工事完了引渡しまでに、発芽不良または枯死した場合の原因の把握	-	○	-	発見後	-	-	2.3.2.1(3)	
			再度施工した場合	-	-	○	施工後	発生の都度	発生の都度	2.3.2.1(3)	
			法面の土壌硬度試験及び土壌試験（PH）の確認	-	※○	-	施工前	-	-	2.3.2.1(3)	
		施工状況確認 ①吹付面の浮土、その他の雑物を取除き、凹凸の整正状況 ②吹付面が乾燥している場合の散水状況 ③吹付けの均一性	○	-	-	施工中適時	1回/1工事	1回/1工事	2.3.2.1(3)		
		植生基材吹付	肥料などが特記に示されていない場合	-	※○	-	施工前	-	-	2.3.2.1(3)	
			施工状況確認 ①吹付面の浮土、その他の雑物を取除き、凹凸の整正状況 ②吹付けの均一性	○	-	-	施工中適時	1回/1工事	1回/1工事	2.3.2.1	
		植生マット	材料、肥料袋などの品質の確認。	-	※○	-	施工前	-	-	2.3.2.3	
			施工状況確認 ①法面の凹凸状況 ②マットの固定状況	○	-	-	施工中適時	1回/1工事	1回/1工事	2.3.2.3	
	法面芝付	造園編3.1.4の規定による。	-	-	-	-	-	-	2.3.2.4		
	法面吹付工	施工状況確認 ①吹付け厚さが均等性 ②吹付面が岩盤の場合のごみ、泥土及び浮石などの除去状況 ③吹付面が吸水性の場合の吸水状況 ④吹付面が土砂の場合の土砂の散乱状況 ⑤補強用金網の間隔、固定状況 ⑥その他	○	-	-	施工中適時	1回/1工事	1回/1工事	2.3.3		
		法面芝付	造園編3.1.4の規定による。	-	-	-	-	-	-	2.3.2.4	
	法枠工	表面処理	施工状況確認 ①施工面の締固め、平滑性 ②緩んだ転石、岩塊などの除去	○	-	-	施工中適時	1回/1施工箇所	1回/1施工箇所	2.3.4.2	
掘削時に切過ぎた場合で、粘性土で締固め整形を行なった場合			※○	-	-	施工後	発生の都度	発生の都度	2.3.4.2(2)		
基礎工及び 枠工の施工		施工状況確認 ①沈下、滑動、不陸、その他法枠工の安定性 ②枠をかみ合わせ、滑動状況 ③アンカーピンの設置状況	○	-	-	施工中適時	1回/1施工箇所	1回/1施工箇所	2.3.4.3		
中詰め		施工状況確認 ①枠内の土砂詰めの高さ、締固め状況 ②土のうの土砂充てん、固定状況など ③玉石などのクラッシャーランなどの充てん状況 ④コンクリート板などの法面との空隙状況、モルタルなどで充てん状況	○	-	-	施工中適時	1回/1工事	1回/1工事	2.3.4.4		
擁壁工	擁壁工	1.4(擁壁工)の規定による。	-	-	-	-	-	2.4			
整地付属 物工	沈下板設置工	施工状況確認 ①沈下板の設置位置の確認 ②設置位置の平坦性、垂直性 ③ロットなどの標示	○	-	-	施工中適時	1回/1工事	1回/1工事	2.5.1		
		測定結果の確認	-	※○	-	施工中適時	発生の都度	発生の都度	2.5.1.6		

土木工事編（4章 排水）

節	条	枝番	監 督 要 点	検査行為			実施時期	立会い・確認頻度		基盤整備工事 共通仕様書	備考
				立会 い	書類 審査	確認		一般施工	重点監督		
一般事項	施工一般		設計図書との対比（不可視部分の出来形） ①基礎、基礎地盤の状況 ②管（函）底高、管（函）の通り、屈曲 ③基礎工と管（函）下面の空洞 ④マンホールまたは樹などの接続状況 ⑤管（函）の一部を切断した場合の損傷 ⑥受け口の方向、中心、勾配、漏水、不陸、偏心など ⑦継目部の付着、水密性	-	-	○	施工中適時	1回/1施工箇所	1~2回/1施工箇所	4.1.2	
	支持力		基礎地盤の支持力確認	-	※○	-	施工前	-	-	4.1.3	
			施工中の躯体沈下を確認する場合	-	※○	-	施工中	-	-	4.1.3.4	
雨水・汚 水本管工	排水土工	一般事項	施工状況確認 ①床掘り深さ ②掘り過ぎた場合の措置 ③埋戻しの際の周囲の石塊、じんあい、その他有機物の状況 ④埋戻し状況、埋戻し厚、機種 ⑤偏心・偏圧 ⑥構造物への影響	○	-	-	施工中適時	1回/1施工箇所	1回/1施工箇所	4.2.1	
			その他1.1.1（構造物土工）の規定による。	-	-	-	-	-	-	4.2.1	
	基礎改良工		1.5.3（地盤改良）の規定による。	-	-	-	-	-	-	4.2.2	
	管基礎工		1.2.2（基礎材）の規定による。	-	-	-	-	-	-	4.2.3	
		砂基礎	①一層の仕上がり厚の確認 ②締固め、空隙状況	○	-	-	施工中適時	1回/1施工箇所	1回/1施工箇所	4.2.3.4	
	管布設工	鉄筋コンク リート管	施工状況確認 ①管接合状況 ②ゴム輪の状態、保管状況 ③滑剤の使用	○	-	-	施工中適時	1回/1施工箇所	1回/1施工箇所	4.2.4.2	
		硬質塩化ビニ ル管	施工状況確認 ①ゴム輪の方向性、設置状況 ②接合部の清掃状況 ③接続状況	○	-	-	施工中適時	1回/1施工箇所	1回/1施工箇所	4.2.4.2	
	土留工		1.7.2（土留工）の規定による。	-	-	-	-	-	-	4.2.5	
	水替工		1.7.3（水替工）の規定による。	-	-	-	-	-	-	4.2.6	
	雨水・汚 水マン ホール工	基礎改良工		1.5.3（表層安定処理工）の規定による。	-	-	-	-	-	-	4.3.1
組立式マン ホール工		施工状況確認 ①据付け前の接合面の泥、油などの清掃状況 ②底版の据付けにあたっては水平性 ③躯体ブロックと直壁及び斜壁は連結ボルトなど設置、くい違い状況	○	-	-	施工中適時	1回/1施工箇所	1回/1施工箇所	4.3.3		
現場打マン ホール工			施工状況確認 ①コンクリート側塊の接合状況 ②漏水、ズレなど ③目地仕上げ状況	○	-	-	施工中適時	1回/1施工箇所	1回/1施工箇所	4.3.4	
			現場打部分については、1.3（コンクリート工事）の規定による。	-	-	-	-	-	-	4.3.4	
土留工			1.7.2（土留工）の規定による。	-	-	-	-	-	-	4.3.6	
水替工			1.7.3（水替工）の規定による。	-	-	-	-	-	-	4.2.7	

土木工事編（4章 排水）

節	条	枝番	監 督 要 点	検査行為			実施時期	立会い・確認頻度		基盤整備工事 共通仕様書	備考
				立会 い	書類 審査	確認		一般施工	重点監督		
雨水・汚 水取付管 工	取付管布設工 と取付管 との接続	本管と取付管 との接続	施工状況確認 ①穿孔部の位置、穿孔機械 ②接合材、接合方法、水密性 ③接合材が管の内面にはみ出していないかの確認 ④取付けの布設勾配、なかだるみの状況 ⑤埋戻し、締固め状況 ⑥管の損傷、漏水、仕上げ、管の通り ⑦その他	○	-	-	施工中適時	1回/1施工箇所	1回/1施工箇所	4.4.2.1	
			本管との取付けで、管1本あたり2箇所を越える場合	-	※○	-	施工前	-	-	4.4.2.1(7)	
		既設の下水管 及びマンホー ルへの接続	既設管底及びマンホール高さを測量し設計高さとの照査の確認	-	-	※○	施工前	-	-	4.4.2.2(1)	
			仮締切りなどを設けて接続を行った場合の撤去状況	-	※○	-	施工後	-	-	4.4.2.2(2)	
		施工後の本管の状況	○	-	-	施工後	1回/1施工箇所	1回/1施工箇所	4.4.2.2(3)		
	土留工		1.7.2（土留工）の規定による。	-	-	-	-	-	-	4.4.3	
	水替工		1.7.3（水替工）の規定による。	-	-	-	-	-	-	4.4.4	
雨水・汚 水樹工	樹設置工		施工状況確認 ①接合状況 ②漏水、ズレなど ③目地仕上げ ④高さ ⑤樹に接合する取付管の管口仕上げ状況	○	-	-	施工中適時	1回/1施工箇所	1回/1施工箇所	4.5.2	
	作業残土処理 工		1.1.1-3（作業残土処理）の規定による。	-	-	-	-	-	-	4.5.1	
雨水浸透 施設	施工一般		施工状況確認 ①雨水浸透施設の有害なものは流入状況 ②自然の地山の浸透能力の損失 ③敷砂及び充てん材の土砂の混入状況 ④充てん材の投入及び敷均し時の浸透樹及び浸透管などに影響	○	-	-	施工中適時	1回/1施工箇所	1回/1施工箇所	4.6.3	
	透水性シート		透水性シートの破損、継目の隙間の確認	-	-	○	施工中適時	1回/1施工箇所	1回/1施工箇所	4.6.7	
空隙貯留 施設工	施工一般		施工状況確認 ①雨水浸透施設の有害なものは流入状況 ②敷砂及び充てん材の土砂の混入状況 ③充てん材の投入及び敷均し時の浸透樹及び浸透管などに影響	○	-	-	施工中適時	1回/1施工箇所	1回/1施工箇所	4.7.2	
	シート工	透水性シート	4.6.7（透水性シート）の規定による。	-	-	-	-	-	-	4.7.5.1	
		防水性シート	防水性シートの確認 ①漏水 ②シートの破損	-	-	※○	施工中適時	1回/1施工箇所	1回/1施工箇所	4.7.5.2	
カルバー ト工	排水土工		4.2.1（排水土工）の規定による。	-	-	-	-	-	-	4.8.1	
	基礎改良工		1.5.3（表層安定処理工）の規定による。	-	-	-	-	-	-	4.8.2	
	既製杭工		1.2.3（既製杭工）の規定による。	-	-	-	-	-	-	4.8.3	
			1.2.4（場所打杭工）の規定による。	-	-	-	-	-	-	4.8.4	
	プレキャスト カルバート工		施工状況確認 ①継手面の清掃及びパッキン材の点検 ②接合後の継手部の挿入状況 ③目地材の充てん ④P C鋼材による縦連結の場合の緊張力、シース内のグラウト材充てん状況 ⑤ボルトによる縦連結の場合の締付け状況 ⑥切欠穴の無収縮モルタルで十分に充てん、表面の平坦性	○	-	-	施工後	1回/1施工箇所	1回/1施工箇所	4.8.6	
	土留工		1.7.2（土留工）の規定による。	-	-	-	-	-	-	4.8.7	
	水替工		1.7.3（水替工）の規定による。	-	-	-	-	-	-	4.8.8	

土木工事編（4章 排水）

節	条	枝番	監 督 要 点	検査行為			実施時期	立会い・確認頻度		基盤整備工事 共通仕様書	備考	
				立会 い	書類 審査	確認		一般施工	重点監督			
推進工	推進工一般		土質、環境、地下埋設物などの調査結果の確認	-	※○	-	施工前	-	-	4.9.1.1		
			調査測定及び観測の確認 ①土質、地下水の調査 ②推進用鉄筋コンクリート管の方向測量 ③路面及び近接構造物の沈下測定 ④ジャッキ圧の測定 ⑤ジャッキ支圧壁の状況 ⑥立坑土留壁の変形 ⑦推進用鉄筋コンクリート管の状況 ⑧測量結果 ⑨その他監督員が指示する事項	-	○	-	施工中適時	-	-	4.9.1.3		
		固結工 (薬液注入)	1.5.10（固結工：薬液注入）の規定による。	-	-	-	-	-	-	-	4.9.1.4	
	推進設備工一般	立坑		立坑設置後の標示板、照明などの安全管理状況	○	-	-	施工中適時	1回/立坑		4.9.2.1(2)	
				土留壁の寸法確認			○	施工後	1回/立坑	1回/立坑	4.9.2.1	
		設備	施工状況確認 ①推進台の高さ、方向、据付け状況 ②発進坑口の構造 ③発進設備、推進設備、つり降し及び資材搬入設備、ずり搬出設備、給排水設備、昇降設備 ④支圧壁の土留壁との緊結状況、支圧面の推進方向に直角性、平滑性	○	-	-	施工中適時	1回/立坑			4.9.2.2	
		設備搬処理	1.9.2（設備搬処理）の規定による。	-	-	-	-	-	-	-	4.9.2.3	
	刃口推進工	一般事項		刃口の形式及び構造の確認	○	-	-	搬入時	発生の都度		4.9.3.2(2)	
		推進		施工状況確認 ①発進口の地山の安定状況 ②掘削状況、地盤のゆるみ、沈下、陥没 ③管の中心測量、水準測量 ④作業を中止する場合の切羽面の処置 ⑤発進にあたっての管端のアタッチメント、スパーサー、ジャッキ、支圧壁の各々の接合点の点検、油圧状況、方向の確認 ⑥管の接合時の接合用滑材、カラー、シール材の確認	○	-	-	施工中適時	1回/立坑	1回/立坑	4.9.3.2	
		裏込め注入	施工状況確認 ①裏込め注入の調査検討 ②注入用機械の検査、整備 ③裏込め注入時の圧力 ④注入管取付孔にモルタルを充てん、仕上げ状況 ⑤その他	○	-	-	施工中適時	1回/1施工箇所	1~2回/1施工箇所	4.9.3.3		

節	条	枝番	監 督 要 点	検査行為			実施時期	立会い・確認頻度		基盤整備工事 共通仕様書	備考	
				立会 い	書類 審査	確認		一般施工	重点監督			
道路土工	道路土工	掘削一般	2章1節（整地土工）の規定による。	-	-	-	-	-	-	5.2.1.3		
		盛土一般	2章1節（整地土工）の規定による。	-	-	-	-	-	-	5.2.1.4		
		路体盛土	盛土の確認		-	-	-	整地土工による	-	-	5.2.1.4(1)	
			施工状況確認 ①一層の仕上がり厚さ ②路体盛土工の主材料が岩塊、玉石である場合の空隙を細かい材料で充てん状況 ③粒径30cm程度のものを使用する場合の使用箇所 ④構造物の隣接箇所や狭い箇所の路体盛土工の施工機械 ⑤現場発生土などを用いる場合の材料	○	-		施工中適時	2～3回/1工事	4～6回/1工事	5.2.1.4(1)		
		路床盛土	盛土の確認		-	-	-	整地土工による	-	-	5.2.1.4(2)	
			施工状況確認 ①一層の仕上がり厚さ ②盛土材料の最大寸法 ③構造物の隣接箇所や狭い箇所の路体盛土工の施工機械 ④現場発生土などを用いる場合の材料 ⑤片切り、片盛りの接続部の勾配、緩和区間	○	-		施工中	2～3回/1工事	4～6回/1工事	5.2.1.4(2)		
路床の排水	路床の施工中に降雨や湧水の排水状況	○	-	-	施工中適時	発生の都度	発生の都度	5.2.1.5				
地盤改良工	路床安定処理工		6.4.1（路床安定処理工）の規定による。	-	-	-	-	-	5.3.1			
擁壁工			1.4（擁壁工）の規定による。	-	-	-	-	-	5.4.1～5.4.8			
カルバート工			4.8（カルバート工）の規定による。	-	-	-	-	-	5.5.1～5.5.8			
路面排水工	側溝工など	構造物土工	1.1.1（構造物土工）の規定による。	-	-	-	-	-	5.6.1.1			
		側溝	施工状況確認 ①基礎、モルタルの状況 ②材料の損傷 ③敷設目地、伸縮目地の状況 ④現場打側溝の表面、凹凸、むら、目地のよじれなどの状況 ⑤交差点部の滞水状況	○	-	-	施工中適時	1回/1施工箇所	1回/1施工箇所	5.6.3		
雨水取付管工	取付管布設工		4.6.2（取付管布設工）の規定による。	-	-	-	-	-	5.7.2			
安全施設工	一般事項		警察などによる立会いがある場合	○	-	-	施工前	発生の都度	発生の都度	5.8.1.1		
	構造物土工		1.1.1（構造物土工）の規定による。	-	-	-	-	-	5.8.2.1			

節	条	枝番	監 督 要 点	検査行為			実 施 時 期	立会い・確認頻度		基盤整備工事 共通仕様書	備考
				立会 い	書類 審査	確認		一般施工	重点監督		
(安全施設 工)	路側防護柵工	一般事項	施工状況確認 ①土中埋込み式の打込み機、オーガーボーリングなどの使用機械 ②建込み状況 ③地下埋設物、既設舗装の影響 ④土中埋込み式の支柱の設置穴の締固め ⑤ガードレールのビームの取付け、ボルト、ナットで締付け状況 ⑥ガードケーブルの端末支柱コンクリートの強度、土砂を締固め状況 ⑦ガードケーブルねじれ、張力	○	-	-	施工中適時	1回/1 施工箇所	1回/1 施工箇所	5.9.4.1	
	道路付属物工		施工状況確認 ①設置場所、建込角度、安全、誘導効果の確認 ②視線誘導標の支柱の傾き、支柱の頭部に損傷 ③地下埋設物に破損や障害 ④穴を掘り埋戻す方法によって施工する場合の穴の底部を締固め状況	○	-	-	施工中適時	1回/1 施工箇所	1回/1 施工箇所	5.8.5	
標識工	一般事項		警察などによる立会いがある場合	○	-	-	施工前	発生の都度	発生の都度	5.9.1.1	
	構造物土工		1.1.1（構造物土工）の規定による。	-	-	-	-	-	-	5.9.2	
	標識設置工		施工状況確認 ①地下埋設物、既設舗装の影響 ②標識板の向き、角度、標識板との支柱の通り、傾斜、支柱上端のキャップの有無 ③付近の構造物、道路交通への支障状況	○	-	-	施工中適時	1回/1 施工箇所	1回/1 施工箇所	5.9.4	
道路付属 施設工	街渠ブロック 工	縁石工	施工状況確認 ①基礎、敷モルタルの状況 ②縁石ブロックなどの線形、高さ ③アスカーブの施工の既設舗路面などが清浄、乾燥状況 ④アスカーブの施工時の気温、天候	○	-	-	施工中適時	1回/1 施工箇所	1回/1 施工箇所	5.10.1	

節	条	枝 番	監 督 要 点	検査行為			実 施 時 期	立会い・確認頻度		基盤整備工事 共通仕様書	備 考	
				立会 い	書類 審査	確認		一般施工	重点監督			
一般事項	施工一般		路床及び路盤の支持力の確認	-	○	-	施工前	-	-	6.1.2.3		
車道舗装 工	すきとり土工		5.2.1（道路土工）の規定による。	-	-	-	-	-	-	6.2.1		
	舗装準備工	路床整正	受注者が路床面に異常を発見したときの路床面の有害物を除去状況	※○	-	-	施工前	-	-	6.2.2.1		
		路盤整正	受注者が路床面に異常を発見したときの下層路盤面の浮石その他の有害物を除去状況	※○	-	-	施工前	-	-	6.2.2.2		
		舗装準備工の 確認	ブルーフローリングの確認	-	-	○	施工中適時	1回/1施工箇所	1回/1施工箇所	6.2.2		
	橋面防水工	一般事項	橋面防水工に加熱アスファルト混合物を用いて施工する場合は、6.2.4（アスファルト舗装工）の規定による。	-	-	-	-	-	-	6.2.3.1(1)		
			橋面防水工にグースアスファルト混合物を用いて施工する場合は、舗装施工便覧の規定及び特記の規定による。	-	-	-	-	-	-	6.2.3.1(2)		
			橋面防水工に特殊な材料及び工法を用いて施工を行う場合は、特記による。	-	-	-	-	-	-	-	6.2.3.1(3)	
			橋面防水工の施工は、道路橋床版防水層便覧第6章（材料・施工）の規定及び6.2.4（アスファルト舗装工）の規定による。	-	-	-	-	-	-	-	6.2.3.1(4)	
		排水の確認	床版面に滞水箇所の有無の調査	-	-	※○	施工前	1回/1施工箇所	1回/1施工箇所	6.2.3.2		
	床版面の整備	床版面の清掃状況、ごみ、泥、油などの異物の有無、表面を乾燥状況	○	-	-	施工前	発生の都度	発生の都度	6.2.3.3			
アスファルト 舗装工	粒状路盤材の 施工（下層路 盤）	施工状況確認 ①使用材料 ②敷均し、締固め状況 ③天候、含水比	○	-	-	施工中適時	1回/1施工箇所	1回/1施工箇所	6.2.4.1(2)			
		ブルーフローリングの確認	-	-	○	施工中適時	1回/1施工箇所	1回/1施工箇所	6.2.4			
	セメント及び 石灰安定処理 の施工（下層 路盤）	安定処理混合物の一軸圧縮試験の確認	-	※○	-	施工前	-	-	6.2.4.1(3)			
		施工状況確認 ①路床の整正の状態 ②安定処理材料の整形状況 ③安定処理材料の散布、混合状況 ④締固め時の含水比、時間 ⑤1層の仕上がり厚さ ⑥一日の作業工程が終わったときの横断施工目地の状態 ⑦継目の位置 ⑧養生の状況	○	-	-	施工中適時	1回/1施工箇所	1回/1施工箇所	6.2.4.1(3)			
	粒度調整路盤 材の施工	施工状況確認 ①使用材料 ②敷均し、締固め状況 ③天候、含水比	○	-	-	施工中適時	1回/1施工箇所	1回/1施工箇所	6.2.4.2(2)			
	セメント及び 石灰安定処理 の施工（上層 路盤）	セメント及び石灰安定処理の施工（下層路盤）の規定による。	-	-	-	-	-	-	6.2.4.2(3)			
	加熱アスファ ルト安定処理 工	施工状況確認などは6.2.4.3(表層及び基層)の規定による。	-	-	-	-	-	-	6.2.4.2(4)			

節	条	枝番	監督要点	検査行為			実施時期	立会い・確認頻度		基盤整備工事 共通仕様書	備考
				立会い	書類 審査	確認		一般施工	重点監督		
(車道舗装工)	(アスファルト舗装工)	基層及び表層	施工状況確認 (基盤面の整備) ①上層路盤面または基層面の乾燥状況、浮石、ゴミ、その他の有害物を除去清掃状況 ②コンクリート床版上の舗装を行う場合の床版面を十分に清掃、ごみ、泥、油などの異物の除去及び表面の乾燥状態 ③鋼床版上の舗装を行う場合のケレン状況	○	-	-	施工中適時	1回/1施工箇所	1回/1施工箇所	6.2.4.3(1)	
			施工状況確認 (混合物) ①混合所の設備の確認 ②混合作業の確認 ③混合物の貯蔵の確認 ④加熱アスファルト混合物の運搬方法の確認 ⑤加熱アスファルト混合物の運搬時のシート類の着用の確認	○	-	-	施工中適時	1回/1施工箇所	1回/1施工箇所	6.2.4.3(4)	
			施工状況確認 (プライムコート、タックコート) ①瀝青材の散布状況 ②プライムコートを施工後、交通を開放する場合における粗目砂などの散布状況 ③交通によりプライムコートがはく離した場合の、再度プライムコート施工状況 ④養生方法の確認	○	-	-	施工中適時	1回/1施工箇所	1回/1施工箇所	6.2.4.3(5)	
			施工状況確認 (舗設) ①使用材料 ②天候 ③敷均し機械の確認 ④敷均し温度及び1層の仕上がり厚さ ⑤機械仕上げ、締固めが不可能な箇所の施工方法 ⑥締固め機械の確認 ⑦締固め状況 ⑧継目の状況	○	-	-	施工中適時	1回/1施工箇所	1回/1施工箇所	6.2.4.3(5)	
排水性舗装工	一般事項		本項に記載なき事項は6.2.4 (アスファルト舗装工) の規定による。	-	-	-	-	-	-	6.2.6.1(2)	
			排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧第7章ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章9-3-1排水機能を有する舗装」の規定、「舗装再生便覧2-7施工」の規定によるものとする。	-	-	-	-	-	-	-	6.2.6.1(3)
	施工	施工状況確認 ①継目の施工にあたっての継目をよく清掃、加温、密着、混合物が飛散状況 ②6.2.4 (アスファルト舗装工) の規定による。 標準的な1日あたりの施工工程の施工計画書に記載の確認	○	-	-	施工中適時	1回/1施工箇所	1回/1施工箇所	6.2.6.5		
透水性舗装工	一般事項		土質の確認または試験	-	※○	-	施工後	-	-	6.2.7.1	
	施工		施工状況確認 ①フィルター層の厚さ、均等性、路床土の混入、締固め ②その他、6.2.4 (アスファルト舗装工) による。	○	-	-	施工中適時	1回/1施工箇所	1回/1施工箇所	6.2.7.4	
			施工箇所の透水能力の確認	※○	-	-	施工後	1回/1施工箇所	1回/1施工箇所	6.2.7.4(11)	
コンクリート舗装工	材料		コンクリートについては、1.3.1 (コンクリート工事) の規定による。	-	-	-	-	-	-	6.2.8	
	舗設		施工状況確認 (型枠) (コンクリート運搬荷卸し) ①型枠の設置状況確認 (清掃状況、曲がり、ねじれ、仕上がり厚さ、高さを確保するもの) ②型枠の取外し時期 ③コンクリートの運搬方法、舗設時間の確認 ④打込み状況	○	-	-	施工中適時	1回/1施工箇所	1回/1施工箇所	6.2.8.2(1) 6.2.8.2(2)	
			施工状況確認 (コンクリート敷均し) ①使用機械の確認 ②材料の分離状況 ③敷均し状況 ④舗設を中止せざるを得ないときの目地の構造、設置状況	○	-	-	施工中適時	1回/1施工箇所	1回/1施工箇所	6.2.8.2(3) 6.2.8.2(4)	
			施工状況確認 (コンクリートの締固め) ①締固め機械の確認 ②締固め状況	○	-	-	施工中適時	1回/1施工箇所	1回/1施工箇所	6.2.8.2(5)	
			施工状況確認 (鉄網) ①鉄網の設置状況 (重ね長、結束)	○	-	-	施工中適時	1回/1施工箇所	1回/1施工箇所	6.2.8.2(6)	

節	条	枝	番	監 督 要 点	検査行為			実 施 時 期	立会い・確認頻度		基盤整備工事 共通仕様書	備 考
					立会 い	書類 審査	確認		一般施工	重点監督		
(車道舗装工)	(コンクリート舗装工)	(舗設)		施工状況確認（表面仕上げ） ①施工方法の確認 ②仕上げ面の平坦、緻密、堅硬な表面、縦方向の凹凸	○	-	-	施工後	1回/1施工箇所	1回/1施工箇所	6.2.8.3	
				施工状況確認（目地の施工） ①他の部分との平坦性 ②面取り ③施工状況 ④膨張目地のバー端部付近のひび割れの確認 ⑤膨張目地のダウエルバーの錆止めペイント、瀝青材料などの塗布、先端のキャップの確認 ⑥突合せ目地の新しいコンクリートが付着状況	○	-	-	施工後	1回/1施工箇所	1回/1施工箇所	6.2.8.4	
				施工状況確認（養生） ①養生状況確認（養生方法、強度確認試験）	○	-	-	施工中適時	1回/1施工箇所	1回/1施工箇所	6.2.8.5	
	ブロック舗装工		造園編4.5.5（インターロッキングブロック舗装）4.5.7（レンガ・タイル系舗装）4.5.8（石材系舗装）の規定による。	-	-	-	-	-	-	-	6.2.10	
	薄層カラー舗装工		6.2.4（アスファルト舗装工）の規定による。	-	-	-	-	-	-	-	6.2.9	
歩道舗装工	一般事項		本章に記載なき事項は造園編4.5.1～8（園路広場整備工）及び5章（グラウンド・コート整備）の規定による。	-	-	-	-	-	-	-	6.3.1	
地盤改良工	路床安定処理工	六価クロム溶出試験	特記に「六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）」の対象工事と記載された場合の試験結果の確認 （「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」により六価クロム溶出試験）	-	※○	-	施工中適時	-	-	-	6.4.1.1	
		施工	施工状況確認 ①安定処理対象土に草木根、レキなどの処理状況 ②排水処置 ③所定の安定材を散布、混合状況、混合回数、混合深さ ④転圧状況 ⑤養生状況 ⑥埋設物の影響	○	-	-	施工中適時	1回/1施工箇所	1回/1施工箇所	6.4.1.2		
		処理完了の確認 ①使用材料 ②幅 ③延長 ④施工厚さ ⑤基準高	-	-	○	施工後	1回/1施工箇所	1回/1施工箇所	6.4.1.2			
	置換工	1.5.3.5（置換工）の規定による。	-	-	-	-	-	-	-	-	6.4.2	
道路付属施設工	区画線工		所轄警察署との打合せ内容の確認とその措置	-	○	-	施工前 施工中適時	-	-	-	6.5.1.3	
			施工状況確認 ①設置路面の水分、泥、砂じん、ほこりの取除き状況 ②ガラスビーズを散布する場合の、ガラスビーズの片寄り、固着状況 ③溶融式、高視認性区画線のプライマー塗布状況 ④溶融式、高視認性区画線の施工を気温5℃以下行なう場合の路面の予熱状況 ⑤区画線の消去時の路面への影響、塗料粉塵の飛散防止状況	○	-	-	施工中適時	1回/1施工箇所	1回/1施工箇所	6.5.1		
	視覚障害者誘導用ブロック設置工	施工状況確認 ①「視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説」の規定の適用 ②ブロックの不陸や不等沈下状況 ③端末部及び曲線部で隙間の半ブロックまたはコンクリートなどの使用状況	○	-	-	施工後	1回/1施工箇所	1回/1施工箇所	6.5.2			
			詳細な設置位置についての将来管理者などの立会い	○	-	-	施工前 施工中適時	発生の都度	発生の都度	6.5.2.6		

節	条	枝番	監督要点	検査行為			実施時期	立会い・確認頻度		基盤整備工事 共通仕様書	備考
				立会い	書類 審査	確認		一般施工	重点監督		
舗装補修工	一般事項		本節に定めのない事項については、本章各編の規定による。	-	-	-	-	-	-	6.6.1.1	
			施工中の安全かつ円滑な交通を確保状況	○	-	-	施工中適時	1回/1施工箇所	1回/1施工箇所	6.6.1.2	
			工事期間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行なった場合	-	○	-	施工後			6.6.1.3	
			発生材の処理については、総則編2.1.11 (工事現場発生品) の規定による。	-	-	-	-	-	-	6.6.1.4	
切削オーバー レイ工	路面切削工		路面切削工については、6.6.2 (路面切削工) の規定による。	-	-	-	-	-	-	6.6.3.1	
	切削面の整備		オーバーレイ工に先立って施工面の有害物を除去状況	○	-	-	施工前	1回/1施工箇所	1回/1施工箇所	6.6.3.2	
	舗設		本章各項目の規定による。	-	-	-	-	-	-	6.6.3.3	
舗装打換え工	舗設		本章各項目の規定による。	-	-	-	-	-	-	6.6.4	
アスファルト 舗装補修工			施工状況確認 ①施工面の有害物を除去状況 ②わだち掘れ補修施工箇所における既設舗装の不良部分の除去、不陸の修正などの処置状況 ③わだち掘れ補修の瀝青材散布状況 ④パッチング施工での舗装の破損部分の整形状態、清掃状況、既設舗装面と平坦性 ⑤パッチングの施工のタックコート材塗布状況 ⑥クラック処理の施工状況	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所	1回/1施工箇所	6.6.5	
			パッチングの施工に使用した合材数量など	-	※○	-	施工後	-	-	6.6.5.9	
歩道補修工			6.6.4 (舗装打換え工) の規定による。	-	-	-	-	-	-	6.6.6	
区画線工			6.5.1 (区画線工) の規定による。	-	-	-	-	-	-	6.6.7	
その他			路上再生路盤工及び路上表層再生工については、それぞれ日本道路協会制定「路上再生路盤工法技術指針(案)」、「路上表層再生工法技術指針(案)」の規定によるものとする。	-	-	-	-	-	-	6.6.8	

節	条	枝 番	監 督 要 点	検査行為			実 施 時 期	立会い・確認頻度		基盤整備工事 共通仕様書	備 考
				立会 い	書類 審査	確認		一般施工	重点監督		
一般事項	適用		適用便覧の確認 ①道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅱ鋼橋編） ②道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編） ③鋼道路橋施工便覧 ④鋼道路橋設計便覧 ⑤道路橋支承便覧 ⑥鋼道路橋舗装・防食便覧 ⑦道路照明施設設置基準・同解説 ⑧防護柵の設置基準・同解説 ⑨立体横断施設技術基準・同解説 ⑩鋼道路橋の細部構造に関する資料集 ⑪道路橋床板防水便覧 ⑫鋼道路橋の疲労設計便覧	-	○	-	施工中適時	-	-	7.1.1	
工場製作工	桁製作工	原寸	原寸図の確認	-	※○	-	工作前	-	-	7.2.3.1(1)	
		工作	板取りに関する資料の確認	-	※○	-	施工前	-	-	7.2.3.2(1)	
			主要部材の自動ガス切断法等による切断面の品質の確認	-	○	-	施工前	-	-	7.2.3.2(3)	
			工作状況の確認 ①面取り状況 ②鋼材の断面の表面のあらさ	○	-	-	施工中適時	1回/1構造物	1回/1構造物	7.2.3(4) 7.2.3(5)	
			ボルト孔の径の確認	-	○	-	施工後	-	-	7.2.3.2(6)	
		溶接施工試験	溶接施工試験の確認	-	※○	-	試験後	-	-	7.2.3.4	
		材片の組合せ 精度	材片の組合せ精度の確認	-	○	-	施工後	-	-	7.2.3.6	
		溶接の検査	突合せ継手の内部欠陥に対する検査の確認	-	※○	-	施工後	-	-	7.2.3.12(1)	
			不合格となった継手の範囲の確認	-	※○	-	施工後	-	-	7.2.3.12(1)	
			割れの検査の確認	-	○	-	施工後	-	-	7.2.3.12(2)	
			溶接ビードの外観、形状の検査の確認	-	○	-	施工後	-	-	7.2.1.12(3)	
		欠陥部の補修	欠陥部の補修方法、補修の確認	-	※○	-	施工後	-	-	7.2.3.13	
		ひずみ取り	部材の変形が生じた場合の方法と確認	-	※○	-	施工後	-	-	7.2.3.14	
		仮組立て	仮組立ての確認	○	-	-	施工後	1回/1構造物	1回/1構造物	7.2.3.15	
仮組立て時の ボルト孔の精 度	ボルト孔のずれ、ボルト孔の貫通ゲージの貫通率及び停止ゲージの停止率などの確認	-	○	-	施工後	-	-	7.2.3.16			
工場塗装工	一般事項	塗装作業者の経験の確認	-	※○	-	施工前	-	-	7.2.13.1		
	さび落とし清掃 一般	素地調整種別に応じた仕様の確認	-	○	-	施工前	-	-	7.2.13.3		
	検査	塗膜厚検査（塗膜厚測定記録）の確認	-	※○	-	施工後	-	-	7.2.13		
		出荷証明書、塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色彩、数量を明記）の確認記録の確認	-	※○	-	施工前	-	-	7.2.13.2(4)		

節	条	枝番	監 督 要 点	検査行為			実 施 時 期	立会い・確認頻度		基盤整備工事 共通仕様書	備 考
				立会 い	書類 審査	確認		一般施工	重点監督		
(工場製作工)	検査路製作工	部材の検査	出来形の確認	-	○	-	施工後	施工管理基準による	施工管理基準による	7.2.4	
	鋼製伸縮継手製作工	部材及び仮組立ての検査	出来形の確認	-	○	-	施工後	施工管理基準による	施工管理基準による	7.2.5	
	落橋防止装置製作工	部材の検査	出来形の確認	-	○	-	施工後	施工管理基準による		7.2.6	
	鋼製排水管製作工	部材の検査	出来形の確認	-	○	-	施工後	施工管理基準による	施工管理基準による	7.2.7	
	橋梁用防護柵製作工	部材及び仮組立ての検査	出来形の確認	-	○	-	施工後	施工管理基準による	施工管理基準による	7.2.8	
	橋梁用高欄製作工	部材の検査	出来形の確認	-	○	-	施工後	施工管理基準による	施工管理基準による	7.2.9	
	横断歩道橋製作工		本章各節による。	-	-	-	-	-	-	7.2.10	
	鋳造費		出来形の確認	-	○	-	施工後	施工管理基準による	施工管理基準による	7.2.11	
	アンカーフレーム製作工	仮組立ての検査	出来形の確認	-	○	-	施工中適時	施工管理基準による	施工管理基準による	7.2.12	
鋼橋架設工	一般事項		架設時の部材の応力と変形などの検討 架設に用いる仮設備及び架設用機材の安全と工事目的物の品質・性能が確保できるだけの規模と強度の確認	-	○	-	施工前	-	-	7.4.1	
	材料		仮設構造物材料の品質・性能を確認（仮設物の設置条件（設置時期、荷重頻度など）、関係法令、部材の腐食、変形等の有無に対する条件（既往の使用状態など））	-	○	-	施工前	-	-	7.4.2	
			仮設構造物の変位、許容変位置の点検、調整	-	○	-	施工中適時	-	-	7.4.2.2	
	地組工		施工状況確認 ①仮置きをする場合の地面からの高さ ②仮置き中の防護 ③仮置き中の部材が汚損、腐食対策	-	○	-	施工中適時	発生の都度	発生の都度	7.4.3.1	
			橋の形状が設計に適合性の確認	-	○	-	施工前	-	-	7.4.3.2.3(3)	
	架設工	クレーン架設	施工状況確認 ①ベント設置位置の地耐力の確認 ②架設した主桁の横倒れ防止の処置 ③その他	○	-	-	施工中適時	1回/1構造物	1回/1構造物	7.4.4	
		ケーブルクレーン架設	施工状況確認 ①アンカーフレーム方向、位置 ②ベント設置位置の地耐力の確認 ③その他	○	-	-	施工中適時	1回/1構造物	1回/1構造物	7.4.5	
		ケーブルエレクション架設	施工状況の確認 ①ケーブルエレクション設備、アンカー設備、鉄塔基礎は、ケーブルクレーン架設の規定による。 ②架設時の部材に応力と変形に伴う悪影響 ③本体構造物の斜吊架取付け部の耐力の検討 ④斜吊中の部材の応力と変形の検討 ⑤その他	○	-	-	施工中適時	1回/1構造物	1回/1構造物	7.4.6	
		架設工（架設桁架設）	施工状況の確認 ①ベント設備・基礎は、クレーン架設の規定による。 ②横取り中の無理な応力の監視 ③その他	○	-	-	施工中適時	1回/1構造物	1回/1構造物	7.4.7	
	支承工		道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章支承の施工による。	-	-	-	-	-	-	7.4.10	

節	条	枝番	監 督 要 点	検査行為			実 施 時 期	立会い・確認頻度		基盤整備工事 共通仕様書	備 考
				立会 い	書類 審査	確認		一般施工	重点監督		
(鋼橋架設工)	現場継手工工	本締めボルト	施工状況の確認 ①摩擦接合のすべり係数、接触面を塗装、処理 ②部材と連結板の密着 ③ボルト軸力の導入方法 ④使用機械、締め付け方法 ⑤軸力の管理 ⑥その他	○	-	-	施工中適時	1回/1 構造物	1回/1 構造物	7.4.11.1 7.4.11.2 7.4.11.3	
			ボルトの締め付け機、測定器具などの検定、精度の確認	-	○	-	施工後	-	-	7.4.11.3(6)	
			トルシア形高力ボルト、耐力点法の締め付けボルト軸力試験結果の確認	-	○	-	施工後	-	-	7.4.11.4(4)	
			締め付け、出来形の確認	-	※○	-	施工後	-	-	7.4.11.7	
		現場溶接	施工状況の確認 ①溶接・溶接材料の清掃・乾燥状態 ②開先の状態、材片の拘束状態 ③防風設備、予熱、気象状況 ④その他	○	-	-	施工中適時	1回/1 構造物	1回/1 構造物	7.4.11.9	
橋梁現場 塗装工	現場塗装工	一般事項	7.2.13.1（一般事項）の規定による。	-	-	-	-	-	-	7.5.1.1	
		塗料	7.2.13.2（塗料）の規定による。	-	-	-	-	-	-	7.5.2.1	
		さび落とし清掃一般	7.2.13.3（さび落とし清掃一般）の規定による。	-	-	-	-	-	-	7.5.2.2	
		塗装一般	塗装一般については、7.2.13.1（一般事項）の規定によるものとする。	-	-	-	-	-	-	7.5.2.3	
		現場塗装	海上輸送部材・海岸部に架設された部材及び塩分付着の疑いがある場合の塩分測定結果確認	-	○	-	施工後	-	-	7.5.3.8	
			施工状況の確認（下塗り） ①現場塗装を行なう時期 ②架設後に前回までの塗膜を損傷した場合の補修塗装状況 ③現場塗装前の下塗り塗膜の状態を調査 ④被塗装面の素地調整状態の確認 ⑤下塗り塗料の塗り重ね時の、先に塗布した塗料の乾燥（硬化）状態	○	-	-	施工中適時	1回/1 構造物	1回/1 構造物	7.5.3.13	
			施工状況の確認（中塗り、上塗り） ①被塗装面、塗膜の乾燥及び清掃状態を確認 ②海岸地域、大気汚染の著しい地域などの環境状況	○	-	-	施工中適時	1回/1 構造物	1回/1 構造物	7.5.1.5(6) 7.5.3.14	
		検査	①現場塗装終了後塗膜厚の確認 ②塗膜厚測定記録の確認	-	※○	-	施工後	-	-	7.5.3.16	
記録	施工管理記録の確認	-	※○	-	施工中適時	-	-	7.5.3.17(1)			
	塗装記録表の確認	-	○	-	施工後	-	-	7.5.3.17(2)			
橋梁付属 木工	伸縮装置工		伸縮装置の据付け位置の確認 漏水防止の方法の確認	-	※○	-	施工中適時	施工管理基準による 施工管理基準による	7.7.1		

節	条	枝	番	監 督 要 点	検査行為			実 施 時 期	立会い・確認頻度		基盤整備工事 共通仕様書	備 考
					立会 い	書類 審査	確認		一般施工	重点監督		
一般事項	適用			適用便覧の確認 ①道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編Ⅲコンクリート橋編） ②道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編） ③道路橋支承便覧 ④プレストレストコンクリート工法設計施工指針 ⑤コンクリート道路橋設計便覧 ⑥コンクリート道路橋施工便覧 ⑦防護柵の設置基準・同解説 ⑧道路照明施設設置基準・同解説 ⑨プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリート道路橋設計・施工指針 ⑩プレビーム合成了橋設計施工指針	-	○	-	施工中適時	-	-	8.1.1.1	
工場製品 輸送工	一般事項			8.3（工場製品輸送工）の規定による。	-	-	-	-	-	-	8.3.1	
P C 橋工	一般事項			施工状況確認 ①シースの構造、強度 ②定着具及び接続具の構造及び強さ ③P C 鋼材両端のねじの適合 ④その他	○	-	-	施工中適時	1回/1 構造物	1回/1 構造物	8.4.1.2 ～8.4.1.7	
				プレストレス導入（横締め）の確認	-	-	○	施工後	5%/総ケーブル数	10%/総ケーブル数	8.4.1.2 ～8.4.1.7	
				プレストレス導入（縦締め）の確認	-	-	○	施工後	10%/総ケーブル数	20%/総ケーブル数	8.4.1.2 ～8.4.1.7	
				P C 鋼線・鉄筋組立ての確認（工場製作を除く） ①使用材料 ②設計図書との対比	-	-	○	施工後	30%/1 構造物	60%/1 構造物	8.4.1 ～8.4.3	
				コンクリート打設時の確認（工場製作を除く） ①品質規格 ②運搬時間 ③打設順序 ④天候、気温	○	-	-	施工中適時	1回/1 構造物	1回/1 構造物	8.4.1 ～8.4.3	
	プレテンション 桁製作工 （購入工）			プレテンション桁の規定 ①P C 鋼材についた油、土及びごみなどコンクリートの付着を害するおそれのあるものの清掃、除去 ②プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度の確認 ③振動数の多い振動機の使用 ④蒸気養生の時間、温度 ⑤各P C 鋼材が一様にゆるめられるようにしたもの ⑥プレテンション方式の桁の表示事項（工事名または記号、コンクリート打設月日、通し番号） ⑦その他	-	○	-	施工中適時	-	-	8.4.2.2	
	ポストテン ションT（Ⅰ） 桁製作工			製作状況の確認 ①型枠の取りはずし時期 ②締固め状況 ③コンクリートの施工状況 ④P C 鋼材の清掃、油、土及びごみなどの付着状況 ⑤シースの継手部の構造、強度 ⑥P C 鋼材またはシースの位置 ⑦定着具の配置、保護 ⑧プレストレッシング時のコンクリートの圧縮強度 ⑨プレストレッシング時の定着部付近のコンクリートの強度 ⑩P C 鋼材を順次引張る順序及び引張力 ⑪グラウトの施工状況 ⑫主桁製作台の確認	-	○	-	施工中適時	-	-	8.4.3.1 ～8.4.3.4	
				引張装置のキャリブレーション結果の確認	-	○	-	施工前	-	-	8.4.3.4	

節	条	枝 番	監 督 要 点	検査行為			実 施 時 期	立会い・確認頻度		基盤整備工事 共通仕様書	備 考
				立会 い	書類 審査	確認		一般施工	重点監督		
(PC橋工)	(ポストテンションT(I)桁製作工)		PC鋼材のプレストレスの管理に用いる摩擦係数及びPC鋼材の見かけのヤング係数を求める試験結果の確認	-	○	-	施工前	-	-	8.4.3.4(3)	
			緊張管理計画書の確認	-	※○	-	施工前	-	-	8.4.3.4(5)	
			緊張管理計画書で示された荷重計の示度と、PC鋼材の拔出し量の測定値との関係が許容範囲を超える場合の原因と措置	-	※○	-	施工中適時	-	-	8.4.3.4(6)	
			プレストレスの施工管理の確認 (道路橋示方書・Ⅲコンクリート橋編20.8PC鋼材工及び緊張工)	-	※○	-	施工中適時	-	-	8.4.3.4(8)	
	プレキャストセグメント製作工(購入工)		8.4.2(プレテンション桁製作工(購入工))の規定による。	-	-	-	-	-	-	8.4.4	
プレキャストセグメント主桁組立工		施工状況確認 ①ブロック取卸し時の損傷、保護状況 ②プレキャストブロックの接合面のレイタンス、ごみ、油などの除去状況 ③プレキャストブロックを接合する場合のブロックの位置、形状及びダクトの一致、プレストレス中のくい違いやねじれの状況 ④グラウト施工前の接着剤の硬化の確認	○	-	-	施工中適時	1回/1構造物	1回/1構造物	8.4.5.2 ~8.4.5.4		
		PCケーブル及びPC緊張の施工については、8.4.3(ポストテンションT(I)桁製作工)の規定による。	-	-	-	-	-	-	8.4.5.3		
支承工	支承の掘付工	7.4.10(支承工)の規定による。	-	-	-	-	-	-	8.4.6		
架設工 (クレーン架設)		7.4.4(架設工(クレーン架設))、7.4.1(一般事項)及び7.4.2(材料)の規定による。	-	-	-	-	-	-	8.4.7		
架設工 (架設桁架設)		7.4.7(架設工(架設桁架設))、7.4.1(一般事項)及び7.4.2(材料)の規定による。	-	-	-	-	-	-	8.4.8		
床板・横組工		横締め鋼材・横締め緊張・横締めグラウトがある場合の施工については、8.4.3(ポストテンション桁製作工)の規定によるものとする。	-	-	-	-	-	-	8.4.9		
橋梁付属物工	一般事項	7.7(橋梁付属物工)による。	-	-	-	-	-	-	8.5.1		

節	条	枝	番	監 督 要 点	検査行為			実 施 時 期	立会い・確認頻度		基盤整備工事 共通仕様書	備 考	
					立会 い	書類 審査	確認		一般施工	重点監督			
築堤工	一般事項			この節に記載のない事項は、2章整地の規定による。	-	-	-	-	-	-	9.1.1.1		
				水位、潮位の観測を実施した場合の確認	-	○	-	施工中適時	-	-	9.1.1.2		
				特記に示された現地土及び岩の分類の境界の確認	※○	-	-	施工中適時	発生の都度	発生の都度	9.1.1.4		
				工事施工中の滞水を生じないような排水状態の確認	○	-	-	施工中適時	1回/1施工箇所	1回/1施工箇所	9.1.1.5		
				建設発生土については、総則編2.1.12（建設副産物）の規定による。	-	-	-	-	-	-	9.1.1.6		
	伐開、除根、 除草				発生材の処理状況確認（2.1.12建設副産物の規定による）	-	-	-	-	-	-	9.1.2.1 ～9.1.2.2	
					伐開、除根、除草作業終了後の確認	-	-	※○	施工後	1回/1工事	1回/1工事	9.1.2.3	
	掘削				土質の確認	-	-	○	施工中適時 (土質の変化時)	1回/土質の変化ごと	1回/土質の変化ごと	9.1.3	
	盛土工				施工状況確認 ①締固め機種、まき出し厚さ及び締固め回数 ②敷均し、締固め状況、締固め機械 ③盛土材、基準密度で管理する場合の含水比 ④盛土箇所に管渠などがあるときの影響 ⑤排水状況 ⑥盛土材が高含水比の粘性土の場合の含水比の低下状況 ⑦盛土材が高含水比の粘性土の使用状況	-	-	○	施工中適時	2～3回/1工事	4～6回/1工事	9.1.4	
					盛土施工 ①盛土地盤の表面の掻き起こし状況、地盤と盛土の一体性の確保 ②盛土工の作業終了時または作業を中断する場合の措置 ③採取場の維持及び修復状況 ④その他	○	-	-	施工中適時	2～3回/1工事	4～6回/1工事	9.1.4.1 9.1.4.5 9.1.4.8	
段切りの確認					-	-	○	施工後	1回/1施工箇所	1回/1施工箇所	9.1.4.2		
締固め管理の確認					-	-	※○	施工中	1回/土質ごと	1回/土質ごと	9.1.4.3		
土の採取場の地形などの実測資料の確認					-	※○	-	施工前	-	-	9.1.4.8		
砂防土工における斜面对策としての盛土工（押え盛土）を行う場合の盛土量、盛土の位置ならびに盛土基礎地盤の特性などについて現状の状況などを照査の確認					-	○	-	施工前	-	-	9.1.4.9		
法面整形工								施工状況確認 ①ゆるんだ転石、岩塊などの撤去状況 ②盛土部法面整形の施工の締固め状況 ③平場仕上げ部の平坦性、締固め、排水状況 ④その他	○	-	-	施工中適時	2～3回/1工事
作業残土処理				2.1.1（作業残土処理）による。	-	-	-	-	-	-	9.1.6		

節	条	枝番	監督要点	検査行為			実施時期	立会い・確認頻度		基盤整備工事 共通仕様書	備考
				立会い	書類 審査	確認		一般施工	重点監督		
護岸・ 水制工	法覆護岸工	一般事項	施工状況確認 ①コンクリート施工方法の確認 ②法覆護岸工の裏込め材の締固め機械、施工状況 ③法覆護岸工の遮水シートの法面の平滑性、シートの重ね合わせ及び端部の接着状況 ④法覆護岸工の目地の位置、仕上げ ⑤その他	○	-	-	施工中適時	1回/1施工箇所	1回/1施工箇所	9.2.1.1	
		コンクリート ブロック工	1.4.5（ブロック積（張）擁壁工）の規定による。	-	-	-	-	-	-	9.2.1.3	
		護岸付属物工	1.3（コンクリート工事）の規定による。	-	-	-	-	-	-	9.2.1.4	
		石張り・石積 み工	1.4.6（石積（張）擁壁工）の規定による。	-	-	-	-	-	-	9.2.1.5	
		法砕工	2.3.4（法砕工）の規定による。	-	-	-	-	-	-	9.2.1.6	
	水制工	一般事項	河床変動を抑止する水制群中の各水制の設置方法及び順序を選定確認	-	※○	-	施工前	-	-	9.2.2.1	
		作業土工	1.1.1（構造物土工）の規定による。	-	-	-	-	-	-	9.2.2.2	
		元付工	1.3（コンクリート工事）の規定による。	-	-	-	-	-	-	9.2.2.4	
	水門・樋 門及び樋 管	施工	掘削完了の確認		○	-	-	施工後	発生の都度	発生の都度	-
仮締切り内の排水状況				○	-	-	施工中適時	1回/1施工箇所	1回/1施工箇所	-	
基礎部分に予期しない湧水がある場合				○	-	-	施工前	発生の都度	発生の都度	-	
構造物の土工については、1.1.1（構造物土工）の規定による。				-	-	-	-	-	-	-	
扉及び開閉装 置		7.2（工場製作工）の規定による。	-	-	-	-	-	-	-	-	
水門及び 鋼矢板の 塗装		7.2.13（工場塗装工）及び7.5.3（現場塗装工）の規定による。	-	-	-	-	-	-	-		
錆落とし清掃		7.2.13.3（さび落とし清掃一般）の規定による。	-	-	-	-	-	-	-		
塗装		7.2.13（工場塗装工）及び7.5.3（現場塗装工）の規定による。	-	-	-	-	-	-	-	-	
		水門など重要構造物の非没水部は7.5.3.17（記録）による。	-	-	-	-	-	-	-	-	

造園工事編（1章 造園工事共通事項）

節	条	枝番	監 督 要 点	検査行為			実施時期	立会い・確認頻度		基盤整備工事 共通仕様書	備考	
				立会い	書類 審査	確認		一般施工	重点監督			
共通的工程	仮設工事	仮設計画	次の事項に関する仮設計画書の確認 ①仮設材料及び仮設期間 ②既存樹木などの保護に関する仮設処置 ③居住者などに対する工事中の安全管理 ④その他工事に必要な仮設処置	-	-	※○	施工前	-	-	1.1.1.1		
		造形	主要な造形を構造物などの完成まで存置する場合、また、それをき損もしくは亡失した場合の設置位置、高さ、幅などの確認	-	-	※○	施工中	発生の都度	発生の都度	1.1.1.2		
保存物件の保護	既存樹木などの保護	既存樹木などの保護の確認 ①既存樹木の林縁部に損傷を与えないよう、策を設ける場合 ②独立した保存樹木にカラーテープ及び注意札などで標示する場合 ③枝葉及び根の保護にガードフェンスなどを設置する場合 ④立ち入りや残材の廃棄を禁止する注意札を設置する場合 ⑤根元回りに排水処置をする場合 ⑥樹木周囲の地盤高を変更し、かつ旱天時にかん水をする場合		○	-	-	施工中	1回/1施工箇所		1.1.2.1		
		良質土の保護	施工状況確認 ①路圧からの保護 ②流亡、飛散しないための養生	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所		1.1.2.2		
土工	構造物土工など	土木編1.1.1の規定による。				同左	同左	同左		1.1.3.1(1)		
	地表面の保護	植生保存地、急しゅん傾斜地における床掘り、掘削で生じる発生土による堆積からの地表面保護の確認	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所			1.1.3.1(2)		
	基礎工	土木編1.2.1～1.2.2の規定による。				同左	同左	同左		1.1.3.2(1)		
		切込砂利、砕石基礎工、割栗石基礎工の施工状況確認 ①床付け面の状況 ②締固め、粒度のムラの状況 ③その他		○	-	-	施工中	1回/1施工箇所			1.1.3.2(3)	
		木杭打ちの施工状況確認 ①木材の樹皮 ②根入れ深度 ③杭頭高の測定記録 ④その他必要と認められる事項の確認		○	-	-	施工中	1回/80m または 1回/1施工箇所			1.1.3.2(3)	
	コンクリート工事	コンクリート レディーミクストコンクリート 工場の選定資料の確認	-	○	-	施工前	-			1.1.4.1(2)		
		レディーミクストコンクリート 受入れを拒否した場合の原因及び結果の確認	-	○	-	施工中	-			1.1.4.1(2)		
		コンクリートの打込み、継目及び養生については、土木編1.3.3及び1.3.7の規定による。				同左	同左	同左		1.1.4.1(3)		
型枠		重要な構造物の型枠及び支保についての、コンクリートを打込む前の確認	○	-	-	施工前	1回/1構造物			1.1.4.2(2)		
		型枠取り外し後、型枠締付け材などにより生じたコンクリート面の穴の確認	○	-	-	施工後	1回/1施工箇所			1.1.4.2(2)		
						同左	同左	同左		1.1.4.3		
	鉄筋					同左	同左	同左		1.1.4.3		
防腐処理	木材の防腐処理	防腐処理剤の品質を証明する資料の確認	-	○	-	施工前	-			1.1.5.1		
仮設工	仮設工	土木編1.7.2の規定による。				同左	同左	同左		1.2.1		
	水替工	土木編1.7.3の規定による。				同左	同左	同左		1.2.2		
伐開・伐木工	伐開・伐木工	土木編1.8.1～1.8.3の規定による。				同左	同左	同左		1.3.1		

造園工事編 (2章 基盤整備)

節	条	枝番	監 督 要 点	検査行為			実 施 時 期	立会い・確認頻度		基盤整備工事 共通仕様書	備考
				立会 い	書類 審査	確認		一般施工	重点監督		
施設撤去工	構造物取壊し 工		監督実施内容表2.(5)の規定による。							2.1.1	
	法面施設撤去 工		監督実施内容表2.(5)の規定による。							2.1.2	
	伐採工		伐採樹木の発生材処理の確認 作業終了後、次の作業に着手する前の施工状況の確認	-	○	-	施工中	-	-	2.1.3.1	
敷地造成工	一般事項	施工計画	次の事項に関する施工計画の確認 ①既存樹木など保存物件の保護に関する計画 ②植物の育成に適した土壌を有効に利用する計画 ③築山造成における土量の配分、運搬経路、植栽との取合いなどを考慮した造成計画	-	-	○	施工前	-	-	2.2.1.1	
		施工図	築山造成を含む工事における築山景姿図などの施工図の確認	-	-	※○	施工前	-	-	2.2.1.2	
		表面仕上げ	表面排水の法屑への流出防止を目的とした処理の施工状況確認	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所		2.2.1.4	
		防災対策	土木編2.1.1.3の規定による。				同左	同左	同左	2.2.1.5	
	整地工	表面仕上げ	施工状況確認 ①残材、転石などの撤去 ②不陸の解消 ③計画高さ ④排水勾配 ⑤敷地内汚水枒への雨水流入阻止	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所		2.2.2.2	
		掘削工	土木編2.1.2の規定による。				同左	同左	同左	2.2.3	
	盛土工	土木編2.1.3.2~2.1.3.3の規定による。				同左	同左	同左	2.2.4		
	路床盛土工	土木編5.2.1.4の規定による。				同左	同左	同左	2.2.5		
	法面整形工	土木編2.3.1の規定による。				同左	同左	同左	2.2.6		
	路床安定処理 工	土木編6.4.1.1~6.4.1.2の規定による。				同左	同左	同左	2.2.8		
植栽基盤工	植栽基盤工	一般事項	施工状況確認 ①土壌の固結防止 ②固結した土壌の壊砕	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所		2.3.1.1(2)	
		工法など	施工状況確認 ①耕うん、締固め状況 ②土壌の状況 ③表面排水勾配、有効土層底盤部における排水状況	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所		2.3.1.2	
	人工地盤工	一般事項	施工計画 監督実施内容表1.(2)の規定によるほか、下記による ①躯体等既存物の養生計画の確認	-	-	○	施工前	-	-	2.3.3.1(1)	
		工法	施工状況確認 ①防水シート及び防根シート施工におけるすき間や折れ ②客土後すぐに植栽を行わない場合の養生方法	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所		2.3.3.3	
	造成工	工法	景姿図に基づいた確認 ①位置 ②高さ ③景姿の周囲との調和	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所		2.3.4.2(1)	
			築山の表面仕上げの確認 ①締固めの程度 ②各種排水施設の位置及び表面排水勾配を考慮した景姿	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所		2.3.4.2(2)	

造園工事編（2章 基盤整備）

節	条	枝番	監 督 要 点	検査行為			実 施 時 期	立会い・確認頻度		基盤整備工事 共通仕様書	備 考	
				立 会 い	書 類 審 査	確 認		一 般 施 工	重 点 監 督			
法面工	法面ネット工	工法	施工状況の確認 ①ネットの継ぎ目 ②ネットの固定	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所		2.4.1.2		
		法枠工	土木編2.3.4の規定による。				同左	同左	同左		2.4.2	
	植生工	種子散布	土木編2.3.2.1の規定による。				同左	同左	同左		2.4.4.1	
		植生マット	土木編2.3.2.3の規定による。				同左	同左	同左		2.4.4.2	
		法面芝付	切土法面の張芝、盛土法面の筋芝は、3.1.4.4（地被類植栽工 芝類）の規定による。				同左	同左	同左		2.4.4.3	
擁壁工	一般事項	裏込め	砕石、割栗石などの裏込め透水材の施工状況確認 ①突固め ②間隙充てん	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所		2.5.1		
		工法一般	施工状況確認 ①石材の汚れ状況 ②胴込め及び裏込めコンクリートと組積材の隙間の状況 ③合端付近の空隙、平滑状況 ④目地仕上げ、幅 ⑤練積みの胴込め及び裏込めコンクリートを打設時の裏型枠使用状況 ⑥裏込めコンクリートの厚さ ⑦裏型枠を抜き取り後の隙間 ⑧擁壁背面の盛土または埋戻し状況 ⑨裏込め材の流出、地山の漏水や浸食 ⑩沈下、壁面の変形など ⑪割石積みの場合の積み方	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所		2.5.1		
	自然石張	工法	伸縮目地設置位置の確認 ①地盤の変化する箇所 ②擁壁の高さが著しく異なる箇所 ③構造工法を異にする箇所	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所			2.5.2.2	
			施工状況確認 ①水抜パイプ設置状況 ②練積み擁壁における水抜パイプ設置状況	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所			2.5.2.2	
			施工状況確認 ①目地の割付、目地幅 ②深目地の仕上げ ③根石、すみ石及び天端石（かさ石）の大きさ ④目当たりの積上げ高さ量の確認	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所			2.5.3.2	
	レンガウォール	工法	レンガ材の確認 ①付着物の除去 ②レンガ材の吸水等事前準備	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所			2.5.4.2	
			施工状況確認 ①目地の割付 ②化粧目地の仕上げ ③目地の深さ ④目当たりの積上げ高さ量の確認	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所			2.5.4.2	
	タイル貼り ウォール	施工	施工状況確認 ①下地処理については、公共住宅共通仕様書（H25年版）の角関連条項による。 ②タイル下塗りの浮き、ひび割れ等の検査及び補修 ③夏季の屋外タイル張り、下地の散水等 ④吸水性のあるタイル、適度の水浸し ⑤タイル張りに先立ち、下地モルタルの適度な水浸し又は吸水調整剤の塗布 ⑥塗りつけ場所が3℃以下の場合の処置 ⑦タイル張り工法による張付け材料の塗り厚	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所			2.5.5.2(1)～(2)	
			モザイクタイル張り工法の施工状況確認 ①張付けモルタルの塗りつけ方法、1回の塗りつけ面積の限度 ②タイルモルタル塗付け後タイルを張り付けるまでの時間 ③タイル張りつけ後の施工法	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所			2.5.5.2(3)	
			マスク張り工法の施工状況確認 ①張付けモルタル、混和剤の使用 ②張付け方法、表張り紙のはがし方法及び化粧目地の方法	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所			2.5.5.2(4)	
密着張り工法の施工状況確認 ①張付けモルタルの塗りつけ方法、1回の塗りつけ面積の限度 ②タイルモルタル塗付け後タイルを張り付けるまでの時間 ③タイル張りつけ方法、化粧目地の施工法			○	-	-	施工中	1回/1施工箇所			2.5.5.2(5)		
改良圧着張り工法の施工状況確認 ①張付けモルタルの塗りつけ方法、1回の塗りつけ面積の限度 ②タイルモルタル塗付け後タイルを張り付けるまでの時間 ③タイル張りつけ方法、化粧目地の施工法			○	-	-	施工中	1回/1施工箇所			2.5.5.2(16)		
改良積み上げ張り工 ①張付け方法 ②1日の張付け高さ ③化粧目地の施工法			○	-	-	施工中	1回/1施工箇所			2.5.5.2(7)		
接着剤張り工法の施工状況確認 ①張付け用材料 ②施工時の天候、気温による施工の中止 ③張付け材料の使用量			○	-	-	施工中	1回/1施工箇所			2.5.5.2(8)		

造園工事編 (2章 基礎整備)

節	条	枝番	監 督 要 点	検査行為			実 施 時 期	立会い・確認頻度		基礎整備工事 共通仕様書	備考
				立会 い	書類 審査	確認		一般施工	重点監督		
(擁壁工)	構造物土工		土木編1.1.1の規定による。	同左			同左	同左		2.5.6	
	場所打擁壁工			同左			同左	同左		2.5.7	
	プレキャスト 擁壁工		土木編1.4.4の規定による。	同左			同左	同左		2.5.8	
	コンクリート ブロック工		土木編1.4.5の規定による。	同左			同左	同左		2.5.9	
			施工状況の確認 ①目地の仕上げ ②日当たり積上高さ量の確認	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所		2.5.9.1	
	石積(張)工		土木編1.4.6の規定による。	同左			同左	同左		2.5.10	
	小型石積工		1章造園工事共通事項 擁壁工 自然石積の規定及び土木編1.4.6の規定による。	同左			同左	同左		2.5.11	
		玉石積	施工状況確認 ①石の大小、形の組合せ ②深目地の仕上げ ③日当たりの積上げ高さ量の確認	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所		2.5.11.1	
	水替工		土木編1.7.3の規定による。	同左			同左	同左		2.5.12	

造園工事編（3章 植栽）

節	条	枝番	監 督 要 点	検査行為			実 施 時 期	立会い・確認頻度		基盤整備工事 共通仕様書	備 考
				立会 い	書類 審査	確認		一般施工	重点監督		
植栽工	高木植栽工	一般事項	次の事項に関する施工計画の確認 ①植栽地内の踏み固めなどを考慮した施工機械、規格の選定 ②植栽材料の搬入量と植栽工程の調整 ③屋外緑化等人工地盤の植栽を行う場合は、2.3.3（人工地盤工）の規定による。	-	-	○	施工前	-	-	3.1.1.1(1)	
			配植図の確認 ①真木活木の区別 ②高木低木の組合せ ③樹木と架線、照明灯などほかの工作物との位置関係	-	-	※○	施工前	-	-	3.1.1.1(2)	
			樹木の裏表	-	-	※○	施工中	発生の都度	発生の都度	3.1.1.1(2)	
		材料	材料品質の確認 ①樹勢、樹姿、枝葉の繁茂状態、病虫害の有無及び根系の状態、寸法基準の確認 ②樹高、幹回り（芝付き寸法含む）、枝張り（葉張り）の形状寸法	○	-	-	施工前	1回/1樹種別		3.1.1.2	
		工法	樹木を現場搬入後、速やかな植込みが不可能な場合の、仮植え、保護、養生などの確認	-	-	※○	施工中	1回/1樹種別		3.1.1.3(1)	
			植穴の施工状況確認 ①植穴の大きさ ②不良土、がれき、その他樹木の生育に害のあるものの除去	○	-	-	施工中	1回/1樹種別		3.1.1.3(2)	
			植付けの施工状況確認 ①樹木の小運搬、立込み時の樹幹、樹枝などへの損傷防止処置 ②大高木の植付け時のクレーン吊バンドによる樹皮への損傷防止処置 ③幹巻き、根巻きの状況 ④樹木の向き ⑤根ばち内への客土の投入状況 ⑥植付け後の剪定、整姿の状況 ⑦根巻き材料の除去等処置状況	○	-	-	施工中	1回/1樹種別		3.1.1.3(3)	
			樹木支柱の施工状況確認 ①樹木と支柱との結合部分の状況 ②太木相互の取付け部分の状況 ③唐竹相互の結束部分、連節の状況 ④地下支柱の植物根系阻害に配慮した設置状況 ⑤生垣支柱の唐竹の連節状況 ⑥水ぎめを行う場合の、本結束施工時期	○	-	-	施工中	1回/1樹種別		3.1.1.3(4)	
		植穴試験	植穴試験結果の確認	-	※○	-	施工中	発生の都度	発生の都度	3.1.1.4(2)	
		中低木植栽工		3.1.1（高木植栽工）の規定による。		同左		同左	同左	3.1.2	
特殊樹木植栽工		3.1.1（高木植栽工）の規定による。		同左		同左	同左	3.1.3			
地被類植栽工	一般事項	施工計画は、3.1.1.1（高木植栽工 一般事項）の規定による。		同左		同左	同左	3.1.4.1(1)			
		配植図の確認 ①植栽位置 ②植付け株数 ③混植の場合の各種の組合せ	-	-	※○	施工前	-	-	3.1.4.1(2)		
	材料	材料品質の確認 ①球根は病虫害及び外傷の有無 ②苗は病虫害、根くずれ、葉折れ及び乾燥の有無	○	-	-	施工前	1回/1樹種別		3.1.4.2(1)		
	草本類、 つる性類	施工状況確認 ①地ごしらえにおける耕うん深さ、混入物の除去、水勾配 ②草花類の植付けにおける植付け株数、かん水時期、活着促進方法 ③播種の時期、播種方法、管理、萌芽促進方法 ④球根類の植付けにおける活着促進方法、植付け時期、植付け深さ、植付け箇所の目印表示 ⑤宿根草のコンテナ栽培品の植込み深さ	○	-	-	施工中	1回/1樹種別		3.1.4.2(2)		
	ササ類	施工状況確認 ①地ごしらえにおける耕うん深さ、混入物の除去、水勾配 ②m2当たり植付け株数、かん水時期	○	-	-	施工中	1回/1樹種別		3.1.4.3(2)		
	芝類	施工状況確認 ①地ごしらえにおける耕うん深さ、混入物の除去、水勾配 ②目地幅、転圧機種、目土量、かん水、狭小な場所での仕上げ ③斜面、法面張芝における、芝片1枚当たり芝ぐし量、芝の配置、目地形状 ④筋芝における表面仕上げ、芝の配置、筋芝の間隔、天端の処理	○	-	-	施工中	1回/1樹種別		3.1.4.4(2)		

造園工事編（3章 植栽）

節	条	枝番	監 督 要 点	検査行為			実 施 時 期	立会い・確認頻度		基盤整備工事 共通仕様書	備 考	
				立会 い	書類 審査	確認		一般施工	重点監督			
(植栽工)	播種工		法面 施工状況確認 ①かきこし深さ ②種子の均一なまき付け ③衣土の打固め状況	○	-	-	施工中	1回/1樹種別		3.1.5.2		
			発芽または、枯死予防のための保護養生	○	-	-	施工後	-	-	3.1.5.3		
	花壇植栽工	3.1.4.2(地被類植栽工 草本類、つる性類)の規定による。				同左	同左	同左		3.1.6		
	構造物土工	土木編1.1.1の規定による。				同左	同左	同左		3.1.8		
	樹名板工		施工状況確認 ①バランスを考慮した配置 ②幹装着式の固定状況 ③立看板式の設置高さ、設置角度	○	-	-	施工中	1回/1樹種別		3.1.9		
移植工	一般事項	配植図	配植図の確認 ①真木添木の区別 ②高木低木の組合せ ③樹木と架線、照明灯などほかの工作物との位置関係	-	-	※○	施工前	-	-	3.2.1.2		
			樹木の裏表	-	-	※○	施工中	発生の都度	発生の都度	3.2.1.2		
		根回し工		施工状況確認 ①樹種及び移植予定時期 ②形成層の環状はく皮 ③環状はく皮処置の状況 ④根の切断角度、切断箇所の状態 ⑤剪定後の切口への殺菌癒合剤塗布 ⑥枝抜き・摘葉 ⑦風よけ支柱の取付け ⑧根回しの跡の根ばち径	○	-	-	施工中	1回/1樹種別		3.2.2	
		高木移植工	移植人力工法	高木移植 ①植穴、植付け、樹木支柱については、3.1.1.3(高木植栽工 工法)の規定による。 ②植穴試験については、3.1.1.4(高木植栽工 植穴試験)の規定による。				同左	同左	同左	3.2.3.3(1)	
	樹木運搬における施工状況確認 ①吊り上げ時の樹体への負荷 ②吊り上げ時の樹幹や根ばちの保護 ③運搬時の樹体の養生			○	-	-	施工中	1回/1樹種別		3.2.3.3(2)		
				掘取りにおける施工状況確認 ①高木の根ばち形状 ②細根の発生状況 ③掘下げ方法 ④太根の切断状況 ⑤高木の根巻き状況 ⑥余刺枝の切り取り ⑦剪定の状況 ⑧剪定後の切口への殺菌癒合剤塗布 ⑨掘取り前のかん水	○	-	-	施工中	1回/1樹種別		3.2.3.3(3)	
				根の切断については、3.2.2(根回し工)の規定による。				同左	同左	同左	3.2.3.3(3)	
				特殊機械工法 地ごしらえについては、2.3(植栽基盤工)の規定による。				同左	同左	同左	3.2.3.4(1)	
				植穴については、3.1.1.3(高木植栽工 工法)の規定による。				同左	同左	同左	3.2.3.4(1)	
				植付けにおける施工状況確認 ①樹木立込み時の樹幹、樹枝の保護 ②根ばちの高さ ③樹木の向き ④植付け密度 ⑤埋戻し工法及び水ばち形状 ⑥仮支柱の設置状況 ⑦根ばち内への客土の投入状況 ⑧幹巻き材の設置状況	○	-	-	施工中	1回/1樹種別		3.2.3.4(1)~(2)	
			樹木支柱については、3.1.1.3(高木植栽工 工法)の規定による。				同左	同左	同左	3.2.3.4(3)		
			植穴試験については、3.1.1.4(高木植栽工 植穴試験)の規定による。				同左	同左	同左	3.2.3.4(4)		
			樹木運搬における施工状況確認 ①掘取りに先立つ根回し、余刺枝の切除、剪定整枝、葉抜き、腐朽枝の切除、つる物の切除 ②運搬1サイクル工程時間 ③運搬時の幹、枝、表皮、根ばちの保護養生 ④運搬中の倒木、重機の転倒防止の処置	○	-	-	施工中	1回/1樹種別		3.2.3.4(5)		
中低木移植工			中低木移植工については下記によるほか、3.1.1(高木移植工)の規定による。				同左	同左	同左	3.2.4		
			低木の根ばち形状の確認	○	-	-	施工中	1回/1樹種別		3.2.4		
	構造物土工	土木編1.1.1の規定による。				同左	同左	同左		3.2.6		
			樹名板工	3.1.9(樹名板工)の規定による。				同左	同左	3.2.7		
樹木整容工			樹木整容工について 保全編4.3の規定による。				同左	同左	同左	保:4.3		
道路植栽工	道路植栽工		3.1.1(高木植栽工)の規定による。				同左	同左	同左	3.4.1		

造園工事編（4章 施設整備）

節	条	枝番	監 督 要 点	検査行為			実 施 時 期	立会い・確認頻度		基礎整備工事 共通仕様書	備考	
				立 会 い	書 類 審 査	確 認		一般施工	重点監督			
給水設備工	一般事項		屋外設備編2.1.1の規定による。				同左		同左	4.1.1.1		
	構造物土工		土木編1.1.1の規定による。				同左		同左	4.1.2		
雨水排水設備工	構造物土工		土木編1.1.1及び4.2.1の規定による。				同左		同左	4.2.1		
	側溝工	工法	施工状況確認 ①L型側溝、U型側溝及びV型側溝の目地幅、目地仕上げ ②現場打側溝は、土木編5.6.3の規定による。	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所		4.2.2.2		
	集水枳工		土木編4.5.2の規定による。				同左		同左	4.2.3		
	管基礎工		土木編4.2.3の規定による。				同左		同左	4.2.4		
	管渠工	工法	管の敷設及び継手については、土木編4.1.2～4.1.3及び4.2.4の規定による。				同左		同左	同左	4.2.5.2(1)	
			本管と取付管との接合については、土木編4.4.2.1の規定による。				同左		同左	同左	4.2.5.2(2)	
組立式マンホール工		土木編4.3.3の規定による。				同左		同左	同左	4.2.6		
汚水排水設備工	構造物土工		土木編1.1.1及び4.2.1の規定による。				同左		同左	4.3.1		
	管基礎工		土木編4.2.3の規定による。				同左		同左	4.3.2		
	管渠工	工法	管の敷設及び継手については、土木編4.1.2～4.1.3及び4.2.4の規定による。				同左		同左	同左	4.3.3.2	
			本管と取付管との接合については、土木編4.4.2.1の規定による。				同左		同左	同左	4.3.3.2	
組立式マンホール工		土木編4.3.3の規定による。				同左		同左	4.3.4.2			
電気設備工	一般事項		屋外設備編の規定による。				同左		同左	4.4.1		
	構造物土工		土木編1.1.1の規定による。				同左		同左	4.4.2		
	照明設備工		ハンドホール、分電盤基礎、分電盤、設置板、設置棒、照明灯基礎、照明灯については、屋外設備編の規定による。				同左		同左	4.4.3		
	電線管路工		電線管等、電線については、屋外設備編の規定による。				同左		同左	4.4.4		
園路広場整備工	一般事項	施工図	施工図の確認 ①インターロッキングブロック、タイル、コンクリート平板などの割付け ②建物、道路、園地施設などの構造物との取合い ③種類の異なる舗装相互間における取合い ④仕上げ高さ及び表面排水勾配の検討 ⑤裸地や芝生地との端部の取まり	-	-	○	施工前	-	-	4.5.1.1		
			仕上り厚さなど	出来形の確認 ①路床及び路盤 仕上げ高さ、仕上げ厚さ、幅 ②表層 仕上げ厚さ、幅、面積 表面排水勾配の確認	-	-	○	施工中	1回/1施工箇所		4.5.1.3(1)～(2)	
			表面排水勾配の確認	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所		4.5.1.3(3)		
	転圧、散水	施工状況確認 ①転圧機種の選定 ②転圧の方向、順序 ③散水用水の水質	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所			4.5.1.4		
	混合	施工状況確認 ①混合機種の選定 ②1層あたりの仕上がり厚さ ③混合の回数 ④混合の方向 ⑤路床、路盤など先行層面への損傷	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所			4.5.1.5		
	すきとり土工		土木編6.2.1の規定による。				同左		同左	4.5.2.1		
舗装準備工		土木編6.2.2の規定による。				同左		同左	4.5.3			

節	条	枝番	監 督 要 点	検査行為			実 施 時 期	立会い・確認頻度		基礎整備工事 共通仕様書	備考		
				立 会 い	書 類 審 査	確 認		一 般 施 工	重 点 監 督				
(園路広 場整備 工)	アスファルト 系舗装工 工法		路盤については下記によるほか、土木編6.2.4の規定による、また、仕上げ厚さ及び転圧については、4.5.1.3~4.5.1.4（園路広場整備工 一般事項 仕上げ厚さなど、転圧、散水）の規定による。	同左			同左			4.5.4.2			
			路盤の施工状況確認 ①水締め状況 ②打継ぎをする場合の路盤面終端部のかき起こし状況	○	-	-	施工中	1回/1 施工箇所			4.5.4.2		
			造園アスファルト舗装については、土木編6.2.4.3の規定による、また、仕上げ厚さ及び転圧については、4.5.1.3~4.5.1.4（園路広場整備工 一般事項 仕上げ厚さなど、転圧、散水）の規定による。	同左			同左					4.5.4.3(1)	
			造園アスファルト薄層カラー舗装については下記によるほか、土木編6.2.4.3の規定による、また、仕上げ厚さ及び転圧については、4.5.1.3~4.5.1.4（園路広場整備工 一般事項 仕上げ厚さなど、転圧、散水）の規定による。	同左			同左					4.5.4.3(2)	
			造園アスファルト薄層カラー舗装の施工状況確認 ①やむを得ず舗装作業を中断する場合の継目の設定位置	○	-	-	施工中	1回/1 施工箇所				4.5.4.3(2)	
			透水性アスファルト舗装については、土木編6.2.7.1及び6.2.7.4の規定による。	同左			同左					4.5.4.3(3)	
コンクリート 系舗装工	インターロ ッキング舗装		割付けの施工状況確認 ①割付けによって生じる端数の位置、収まり	○	-	-	施工中	1回/1 施工箇所			4.5.5.1(2)		
			路床・路盤の施工状況確認 ①転圧機種の選定 ②路床土上がり面の支持力 ③路盤の厚さ、支持力、平坦性、構造物周辺での沈下	○	-	-	施工中	1回/1 施工箇所				4.5.5.1(2)	
			路床、路盤の工事が完了した時点での立会い・確認	※○	-	-	施工後	1回/1 施工箇所				4.5.5.1(2)	
	造園コンク リート舗装		サンドクッション、目地、ブロックの施工状況確認 ①サンドクッションの仕上げ厚さ ②目地の通り ③目地の乾燥状態 ④目地砂の充てん状況 ⑤ブロックの表面勾配、平坦性、端部の収まり	○	-	-	施工中	1回/1 施工箇所				4.5.5.1(2)	
			マンホールや縁石回りの取め方の確認	-	-	※○	施工中	1回/1 施工箇所				4.5.5.1(2)	
			施工状況確認 ①目地の間隔 ②ハケ引き仕上げの最終仕上げ ③曲線部分の仕上げ ④表面勾配	○	-	-	施工中	1回/1 施工箇所				4.5.5.2(2)	
平板舗装		コンクリートの打込み、敷均し、締固め、表面仕上げ、型枠、養生は、土木編6.2.8.2~6.2.8.5の規定による。	同左			同左				4.5.5.2(2)			
施工状況確認 ①端部処理 ②伸縮目地位置 ③目地の幅、目地の通り、目地砂の充てん状況 ④表面勾配、勾配の方向	○	-	-	施工中	1回/1 施工箇所				4.5.5.3(2)				
土系舗装工	工法		施工状況確認 ①砂舗装における敷均し厚さ、仕上げ厚さ・高さ ②砕石及び石灰岩ダスト舗装における敷均し厚さ、仕上げ厚さ・高さ ③化粧砂の厚さ ④表層安定剤散布の状況 ⑤遊戯施設周辺におけるれきその他の障害物の除去、水はけの状況	○	-	-	施工中	1回/1 施工箇所			4.5.6.2		
レンガ・タイ ル系舗装工	レンガ舗装		施工状況確認 ①端部処理 ②伸縮目地位置 ③目地の幅、目地の通り ④舗装表面の仕上げ ⑤表面勾配、勾配の方向	○	-	-	施工中	1回/1 施工箇所			4.5.7.1(2)		
	タイル舗装		施工状況確認 ①端部処理 ②目地の幅 ③舗装表面の仕上げ ④タイル張付け後目地詰めまでの時間 ⑤目地の深さ ⑥目地詰め後のタイル面清掃 ⑦伸縮目地におけるバックアップ材、コーキング材種類の確認 ⑧タイルとベースコンクリートの伸縮目地の位置 ⑨表面勾配、勾配の方向 ⑩床用タイル張りにおける、ならしモルタル、張付けモルタルの厚さ ⑪床用タイル張りにおける、ならしモルタルの養生時間 ⑫床用タイル張りにおける、タイルの圧着の深さ ⑬床用タイル張りにおける、張付けモルタル1回の塗付け面積、張り時間	○	-	-	施工中	1回/1 施工箇所			4.5.7.2(2)		
			現場調査目地材の配合、セメント種類の確認	-	-	○	施工前	1回/1 施工箇所			4.5.7.2(2)		

造園工事編（4章 施設整備）

節	条	枝番	監督要点	検査行為			実施時期	立会い・確認頻度		基礎整備工事 共通仕様書	備考	
				立会い	書類 審査	確認		一般施工	重点監督			
(園路広 場整備 工)	石材系舗装工	砂利	砂利洗出しの施工状況確認 ①下塗りモルタルの厚さ ②表面仕上げ	○	-	-	施工中	1回/1 施工箇所		4.5.8.1(2)		
			砂利埋込みの施工状況確認 ①下塗りモルタルの厚さ ②砂利の間隔、配置 ③表面仕上げ	○	-	-	施工中	1回/1 施工箇所		4.5.8.1(2)		
	小鋪石、鉄平 石、青石、丹 波石		施工状況確認 ①石相互のなじみ、高さ、目地 ②伸縮目地位置	○	-	-	施工中	1回/1 施工箇所		4.5.8.2(2)		
			型枠については、土木編1.3.8.1～1.3.8.5の規定による。				同左	同左	同左	4.5.8.2(2)		
	アスファルト 舗装工		土木編6.2.4の規定による。				同左	同左	同左	4.5.9		
	排水性アス ファルト舗装		土木編6.2.6の規定による。				同左	同左	同左	4.5.10		
	区画線工		土木編6.5.1の規定による。				同左	同左	同左	4.5.11		
	視覚障害者誘 導用ブロック		土木編6.5.2の規定による。				同左	同左	同左	4.5.12		
	構造物土工		土木編1.1.1の規定による。				同左	同左	同左	4.5.13		
	園路縁石工	工法		コンクリート縁石ブロックの加工処理が必要な場合	-	-	※○	施工前	1回/1 施工箇所		4.5.14.2	
施工状況確認 ①コンクリート縁石の曲線部の半径のとり方 ②樹木植栽以降に縁石を設置した場合の当該施設内樹木の保護 ③植樹穴内部のきょう雑物の残留				○	-	-	施工中	1回/1 施工箇所		4.5.14.2		
修景施設 整備工	一般事項		一般事項については、4.5.1（園路広場整備工 一般事項）の規定による。				同左	同左	同左	4.6.1.1		
			工法については、4.7.3.2～4.7.3.3（遊戯施設整備工 遊具組立設置工 工法）の規定による。				同左	同左	同左	4.6.1.3		
	構造物土工		土木編1.1.1の規定による。				同左	同左	同左	4.6.2		
	石組工	工法		施工状況確認 ①自然石の配分及び配置における材種、形状、色合い、周囲との取合い ②石組みにおける石の相及び周囲との関係 ③個々の石の大きさ、形、色合いなどを四方向から観察した石の仮据え ④石の位置、向き、深さなどを検討した石の本据え ⑤化粧砂利敷きにおける地なわ張り、路床の不陸整正、排水勾配	○	-	-	施工中	1回/1 施工箇所		4.6.3.2	
				石組み施工図の確認	-	-	○	施工前	1回/1 施工箇所		4.6.3.2	
	袖垣・垣根工	工法		四つ目垣の施工状況確認 ①胴縁、たて子の結束状況 ②連節部の結束状況 ③端部処理	○	-	-	施工中	1回/1 施工箇所		4.6.4.1(2)	
	モニュメント 工	工法		4.7.3.2～4.7.3.3（遊戯施設整備工 遊具組立設置工 工法）の規定による。	-	-	-	-	-	-	4.6.5.2(1)	
水施設工	基礎工		1.1.3.2（共通工種 土工事 基礎工）の規定による。				同左	同左	同左	4.6.6.1		
			コンクリート	1.1.4.1（共通工種 コンクリート工事 コンクリート）の規定による。				同左	同左	同左	4.6.6.2	
			鉄筋	1.1.4.3（共通工種 コンクリート工事 鉄筋）の規定による。				同左	同左	同左	4.6.6.3	
			型枠	1.1.4.2（共通工種 コンクリート工事 型枠）の規定による。				同左	同左	同左	4.6.6.4	

造園工事編 (4章 施設整備)

節	条	枝 番	監 督 要 点	検査行為			実 施 時 期	立会い・確認頻度		基礎整備工事 共通仕様書	備 考
				立会 い	書類 審査	確認		一般施工	重点監督		
遊戯施設 整備工	一般事項	施工図	協議して作成された施工図に基づく、当該遊具の安全範囲、構造計算、部材証明の確認	-	-	○	施工前	1回/1 施工箇所		4.7.1.1	
		コンクリート	1.1.4.1 (共通の工種 コンクリート工事 コンクリート) の規定による。				同左	同左	同左	4.7.1.5	
		型枠	1.1.4.2 (共通の工種 コンクリート工事 型枠) の規定による。				同左	同左	同左	4.7.1.6	
		鉄筋	1.1.4.3 (共通の工種 コンクリート工事 鉄筋) の規定による。				同左	同左	同左	4.7.1.7	
		鋼材の防錆処理	鋼材の防錆処理の確認 ①溶融亜鉛めっきの種類 ②仕上り ③欠陥部分の補修	○	-	-	施工中	1回/1 施工箇所		4.7.1.9	
		塗装仕上げ工	施設の塗装仕上げ工については、4.10.1 (施設仕上げ工 塗装仕上げ工) の規定による。				同左	同左	同左	4.7.1.10	
		塗材仕上げ工	複数仕上げ塗材による塗材仕上げ工については、4.10.1 (施設仕上げ工 塗装仕上げ工) の規定による。				同左	同左	同左	4.7.1.11	
		左官仕上げ工	左官仕上げ工によるモルタル塗りについては、4.10.3 (施設仕上げ工 左官仕上げ工) の規定による。				同左	同左	同左	4.7.1.12	
		電気設備工事	屋外設備編の規定による。				同左	同左	同左	4.7.1.13	
	構造物土工		土木編1.1.1の規定による。				同左	同左	同左	4.7.2	
	遊戯組立設置工	材料	木製遊戯器具など 取合い、取まりの詳細についての施工図の確認	-	-	※○	施工前	-	-	4.7.3.2(2)	
		工法	金属製遊戯器具などの施工状況確認 ①ボルト、ナットの十分な締付け ②回転部分などの給油状況 ③プランコ及びこれに類似する施設での安全上有効に機能するナットの選択 ④垂れめっきを行った後の溶接箇所、施工中の傷の補修 ⑤各施設器具のG、L、からの高さ、水平、ねじれの有無、据付強度 ⑥基礎部の仕上げ	○	-	-	施工中	1回/1 施工箇所		4.7.3.2(1)	
			コンクリート工作物の施工状況確認 ①徒歩池などの底部コンクリート打込み状況 ②構造物 (プレキャストコンクリート製品を含む) の各様の曲線半径	○	-	-	施工中	1回/1 施工箇所		4.7.3.2(2)	
徒歩池などは完成後満水状態で24時間以上の放置試験確認			※○	-	-	施工後	1回/1 施工箇所		4.7.3.3(3)		
コンクリートつなぎ仕上げは、4.10.2.1 (施設仕上げ工 加工仕上げ工 コンクリート加工仕上げ) の規定による。 コンクリートはつり仕上げは、4.10.2.1 (施設仕上げ工 加工仕上げ工 コンクリート加工仕上げ) の規定による。						同左	同左	同左	同左	4.7.3.3(3)	
管理施設 整備工	構造物土工		土木編1.1.1の規定による。			同左	同左	同左	4.8.1		
構 工	工法	防錆処理については、4.7.1.9 (遊戯施設整備工 鋼材の防錆処理)、塗装については、4.10.1 (施設仕上げ工 塗装仕上げ工) の規定による。	○	-	-	施工中	1回/1 施工箇所		4.8.2.2		
		パイプ槽などの施工状況確認 ①溶接箇所での曲がりやねじれ ②現場組立てパイプ槽の表面の損傷、固定部分の緩み ③基礎部の仕上げ ④フェンス笠木及び支柱のねじ部の処理	○	-	-	施工中	1回/1 施工箇所		4.8.2.2		
建築施設 組立設置工	一般事項	衛生設備	工事総合仮設をまとめた施工計画書の確認	-	-	※○	施工前	-	-	4.9.1.3(1)	
			施工状況確認 ①施工方法における関連法令との整合 ②遊雷設備との隔離 ③配管等の識別	○	-	-	施工中	1回/1 施工箇所		4.9.1.3(2)	
		電気設備	屋外設備編の規定による。				同左	同左	同左	4.9.1.4	

造園工事編 (4章 施設整備)

節	条	枝番	監督要点	検査行為			実施時期	立会い・確認頻度		基礎整備工事 共通仕様書	備考
				立会い	書類 審査	確認		一般施工	重点監督		
施設仕上げ工	塗装仕上げ工	材料	工場塗装証明書の確認	-	※○	-	施工前	-	-	4.10.1.1	
		塗装仕上げ	施工状況確認 ①素地ごしらえにおける塗装面の材質、種類に応じた仕様の確認 ②塗装前養生 ③塗装の乾燥時間 ④塗装場所の気温、湿度、換気、天候 ⑤不透明塗料塗りにおける下塗り及び中塗りに使用する塗材色 ⑥建具、手すりなど取付け後の補修塗り	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所		4.10.1.2(1)	
			合成樹脂調合ベイント塗りの施工状況確認 ①素地ごしらえにおける塗装面の材質、種類に応じた仕様の確認 ②下塗り、中塗り及び上塗りの仕様の確認	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所		4.10.1.2(2)	
			鉄部メッキ焼付塗装の施工状況確認 ①亜鉛めっき処理、下地処理 ②下塗り、上塗り、焼付け ③塗装塗膜厚さ	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所		4.10.1.2(3)	
		塗材仕上げ	施工状況確認 ①複層仕上塗材(吹付タイル)の種別及び仕上げの確認 ②複層塗材E厚形及びR E厚形(凹凸状模様)の工程 ③複層塗材C E厚形(凹凸状模様)の工程	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所		4.10.1.3	
	加工仕上げ工	コンクリート 加工仕上げ	コンクリートつつき仕上げの施工状況確認 ①仕上げ ②深さ ③目地部の処理	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所		4.10.2.1(1)	
			コンクリートはつり仕上げの施工状況確認 ①仕上げ ②深さ ③目地部の処理	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所		4.10.2.1(2)	
	左官仕上げ工	モルタル塗り	施工状況確認 ①モルタルの練混ぜ方法 ②1回の練混ぜ量 ③塗り厚さ ④コンクリート面等の下地及び各塗り層の清掃及び水湿し ⑤下地、塗り面等の浮いている部分の補修 ⑥寒冷期に施工する場合の設備 ⑦仕上げ、目地間隔、目地位置	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所		4.10.3.1	
			防水モルタル 塗り	施工状況確認 ①防水剤の使用法 ②モルタルの配合比 ③各工程の塗り厚さ	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所		4.10.3.2
		人造石塗り	施工状況確認 ①調合、塗り厚さ、仕上がり厚さ ②人造石研出し仕上げの工程 ③人造石洗出し仕上げの工程	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所		4.10.3.3	
タイル仕上げ工		2.5.5(擁壁工・タイル貼りウォール)及び4.5.7.2(レンガ・タイル系舗装工・タイル舗装工)の規定による。	同左			同左	同左		4.10.4		

造園工事編 (5章 グラウンド・コート整備)

節	条	枝 番	監 督 要 点	検査行為			実 施 時 期	立会い・確認頻度		基礎整備工事 共通仕様書	備 考	
				立会 い	書類 審査	確認		一般施工	重点監督			
グラウンド・コート 整備工	すきとり土工		4.5.2.1 (園路広場整備工 すきとり土工)の規定による。				同左	同左		5.1.1		
	舗装準備工		4.5.3 (園路広場整備工 舗装準備工)の規定による。				同左	同左		5.1.2		
	グラウンド コート用舗装 工	工法	グラウンド、コート類の位置出しの確認	○	-	-	施工中	1回/1 施工箇所			5.1.3.2(1)	
			クレー舗装の施工状況確認 ①荒木田土の敷均し状況 ②高さ、仕上げ厚さ ③仕上がり面の状況 ④化粧砂の敷均し状況 ⑤表層安定剤の散布状況	○	-	-	施工中	1回/1 施工箇所			5.1.3.2(2)	
			コート仕上げの施工状況確認 ①表面勾配及び表面勾配、分水路の位置 ②ガイドマークの打込み位置、高さ ③ラインの施工	○	-	-	施工中	1回/1 施工箇所			5.1.3.2(3)	
グラウンド仕上げの施工状況確認 ①表面勾配 ②ピッチャーズマウンドの高さ、仕上げ ③ガイドマークの打込み位置、高さ、頭部の目印 ④ファウルホールの建込み位置 ⑤ファウルライン沿いの芝類の植付け位置			○	-	-	施工中	1回/1 施工箇所			5.1.3.2(4)		
スタンド 擁壁工	スタンド擁壁工		土木編1.4.3～1.4.4の規定による。				同左	同左		5.2.1		

造園工事編 (6章 自然育成)

節	条	枝番	監 督 要 点	検査行為			実 施 時 期	立会い・確認頻度		基礎整備工事 共通仕様書	備考
				立会 い	書類 審査	確認		一般施工	重点監督		
自然育成	共通事項		施工状況確認 ①自然育成の目的を理解した施工方法の選択 ②総合空間管理の趣旨を踏まえた施工方法の選択	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所		6.1.1.1~3	
			施工計画の確認 ①施工機械・規格の選定 ②工用道路の道路幅、ルート、構造	-	-	○	施工前	-	-	6.1.1.4~5	
			覆土について特記されていない場合に使用する土質の確認	○	-	-	施工前	-	-	6.1.1.6	
			協議して作成された施工図の確認	-	○	-	施工前	-	-	6.1.1.7	
自然育成 施設工	自然水路工	たつき粘土	施工状況確認 ①粘性土のつき固める方法、度合い ②粘性土の土性による利用場所の適否	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所		6.2.1.1	
		遮水・止水 シート	施工状況確認 ①重ね代の施工 ②水域に留意したシートの施工範囲 ③通水させた結果の確認	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所		6.2.1.2	
				○	-	-	施工後	1回/1施工箇所		6.2.1.2	
自然育成 護岸工	じゃかご・ ふとんかご・ かごマット			同左			同左	同左		6.2.3.2(2)	
		造園石張り・ 造園石積み	施工状況確認 ①深目地の仕上げ ②植物の定着と見栄え ③工法が特記されていない場合は、4.6.3.2(修景施設整備工 石組工)及び2.5.10~2.5.11(擁壁工 小型石積み、石積(張)工)の規定による。	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所		6.2.3.3(1)	
木杭	木杭	施工状況確認 ①打込み時の杭頭保護の確認 ②その他必要と認められる事項の確認	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所		6.2.3.4		
沈床工	乱杭	施工状況確認 ①丸太の打込み位置 ②丸太の打込み間隔、杭頭の高さ ③打込み時の杭頭保護の確認	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所		6.2.4.1(2)		
捨石	工法	施工状況確認 ①石の凹凸や粗密の状況 ②石のかみあわせ ③均し面のゆるみ	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所		6.2.5.1(2)		
自然育成 植栽工	一般事項	表土保全	施工計画の確認 ①表土の採取、移設時における土壌生物や植物などの保全 ②施工機械・規格の選定	-	-	○	施工前	-	-	6.3.1.1	
			施工状況確認 ①締固めの程度 ②表土の乾燥、湛水状況	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所		6.3.1.1	
	湿地移設工	工法	施工状況確認 ①採土の鋤取り状況 ②景観阻害要因植物の根茎の撤去 ③運搬時の採土の保護、養生 ④湿地状態を確保するための養生	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所		6.3.2.1	
	水生植物植栽工	工法	施工状況確認 ①水流の影響を受ける場合の根元洗堀の防止 ②苗の植付け前後の養生 ③水中に植える植物の流失防止	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所		6.3.3.1	
	一般事項		同左			同左	同左		6.3.3.2		
林地育成工	間伐・皆伐		施工状況確認 ①間伐(択伐)による樹木密度	※○	-	-	施工中	1回/1施工箇所		6.3.4.1(3)	
			施工状況確認 ①間伐(択伐)において、特記されていない場合の伐採木の確認 ②皆伐における、伐採木の確認 ③皆伐における、伐採しない花木などの確認	※○	-	-	施工前	1回/1施工箇所		6.3.4.1(3)	
		除伐	伐採木の確認	※○	-	-	施工前	1回/1施工箇所		6.3.4.2(2)	
	切り株保護	施工状況確認 ①腐物や苔の刈取り状況 ②樹木伐採後数年の切り株からの萌芽本数が少ない場合における、切り株周辺の草刈り	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所		6.3.4.3(2)		
	つる切り	つる切り作業状況の確認	※○	-	-	施工中	1回/1施工箇所		6.3.4.5(2)		
	下刈り・ 林床整理	施工状況確認 ①刈り取る順序 ②切り口の形状 ③傾斜地での刈り取り範囲 ④林床整理の施工範囲 ⑤刈り残す場所及び植物	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所		6.3.4.6(3)		

保全工事編（2章 保全工事共通事項）

節	条	枝番	監 督 要 点	検査行為			実施時期	立会い・確認頻度		基盤整備工事 共通仕様書	備考
				立会 い	書類 審査	確認		一般施工	重点監督		
構造物土工			土木編1.1.1の規定による。	同左			同左		保：2.1		
基礎工	一般事項		土木編1.2.1～1.2.2の規定による。	同左			同左		保：2.2.1		
	基礎材			同左			同左		保：2.2.2		
コンク リート工			造園編1.4.1の規定による。	同左			同左		保：2.3		
地盤改良工	一般事項		土木編1.5の規定による。	同左			同左		保：2.4		
仮設工			土木編1.7の規定による。	同左			同左		保：2.6		
構造物撤 去工			建築物の取壊し工については、除却編の規定による。	同左			同左		保：2.7.1		
				同左			同左		保：2.7.2		
給水設備工			保全工事共通仕様書（UR都市機構）機械編第6章（排水管給水施設修繕工事）の規定による。	同左			同左		保：2.7.8		
電気設備工			保全工事共通仕様書（UR都市機構）電気編第2章（電気設備修繕工事）の規定による。	同左			同左		保：2.7.9		
塗装塗替 工事			屋外工作物（橋梁を除く）の塗装塗替工事については、保全工事共通仕様書（UR都市機構）建築編第8章（塗装工事）の規定による。	同左			同左		保：2.7.10		

保全工事編（3章 基盤整備）

節	条	枝番	監督要点	検査行為			実施時期	立会い・確認頻度		基盤整備工事 共通仕様書	備考
				立会い	書類 審査	確認		一般施工	重点監督		
整地土工			造園編2.2の規定による。	同左			同左		保：3.1		
植栽基盤工			造園編2.3の規定による。	同左			同左		保：3.2		
法面工			土木編2.3の規定による。	同左			同左		保：3.3		
擁壁工			土木編2.4及び造園編2.5の規定による。	同左			同左		保：3.4		

保全工事編（4章 植栽）

節	条	枝番	監 督 要 点	検査行為			実施時期	立会い・確認頻度		基盤整備工事 共通仕様書	備考
				立会い	書類 審査	確認		一般施工	重点監督		
植栽工			造園編3.1の規定による。				同左	同左	同左	保：4.1	
移植工			造園編3.2の規定による。				同左	同左	同左	保：4.2	
樹木整姿工	一般事項	居住者への 安全対策	入居済みの団地（住宅地）において工事を行う場合の居住者への安全対策の確認	○	-	-	施工中	発生の都度	発生の都度	保：4.3.1.1	
		既存物件等への 配慮	工事影響範囲内に駐車場・架線などの既存物件がある場合の対処の確認	○	-	-	施工前	発生の都度	発生の都度	保：4.3.1.3	
		後片付け	剪除枝葉、発生材などの片付け状況の確認	○	-	-	施工中	1回/1施工箇所		保：4.3.1.4	
	高中木整姿工	剪定の一般工法	施工状況確認 ①剪定すべき枝の確認 ②剪定方法 ③樹姿及び樹形の仕立て方 ④剪定箇所 ⑤剪定の強弱 ⑥花木等の剪定期間及び箇所判断 ⑦小枝、大枝の切り方	○	-	-	施工中	1回/1樹種別		保：4.3.2.2(3)	
			基本剪定 施工状況確認 ①樹木本来の樹形及び生育形態に沿った剪定 ②芯の生育方針 ③障害枝、枯枝及び病害枝の剪定 ④街路樹など並木の剪定	○	-	-	施工中	1回/1樹種別		保：4.3.2.3(2)	
			軽剪定 4.3.2.3(2)（高中木整姿工 基本剪定）の規定による。							保：4.3.2.4(2)	
			整姿剪定 （枝抜き） 施工状況確認 ①密生した枝、生育上の不要枝、病害枝、障害枝などの剪定 ②必要な場合の大枝おろし ③サクラ類を大枝おろしした場合の防腐処置	○	-	-	施工中	1回/1樹種別		保：4.3.2.5(2)	
		高刈り込み 施工状況確認 ①枯枝などの除去 ②密生したふところ枝のすかし、小枝の切りそろえによる目標樹形の形成 ③不定芽の発生しにくいものの仕立て方	○	-	-	施工中	1回/1樹種別		保：4.3.2.6(2)		
		発生材処分 残材（せん除枝葉を含む）を場外処分とする場合は、監督実施内容表2.(5)の規定による。				同左	同左	同左	保：4.3.2.9(2)		
	低木整姿工	低木刈り込み					同左	同左	同左	保：4.3.3.1(2)	
大刈り込み 施工状況確認 ①密生した枝、生育上の不要枝、病害枝、障害枝などの剪定 ②必要な場合の大枝おろし ③目標とする樹木形状 ④整枝作業の手順上必要な既存樹木の仮置き植えもどしに伴う樹木の保護		○	-	-	施工中	1回/1樹種別		保：4.3.3.2(2)			
生垣刈り込み 施工状況確認 ①枯枝の切り取り、天端高、幅をそろえた刈り込み ②枝葉の疎密の調整を目的とした枝等の誘引 ③期間を以て刈り込みを実施する場合の樹形の生育方針		○	-	-	施工中	1回/1樹種別		保：4.3.3.3(2)			
発生材処分 残材（せん除枝葉を含む）を場外処分とする場合は、監督実施内容表2.(5)の規定による。					同左	同左	同左	保：4.3.3.4			
維持管理工	樹木管理工	病害虫防除	使用農薬の確認（農薬取締法適合及び毒性の確認） 使用量の確認 ①薬剤量 ②希釈量 ③散布量	○	-	-	施工前	1回/1樹種別		保：4.4.1.5(3)	

保全工事編（5章 排水）

節	条	枝 番	監 督 要 点	検査行為			実 施 時 期	立会い・確認頻度		基盤整備工事 共通仕様書	備考
				立会 い	書類 審査	確認		一般施工	重点監督		
一般事項			土木編4.1の規定による。				同左	同左	同左	保：5.1	
雨水・汚 水本管工			土木編4.2の規定による。				同左	同左	同左	保：5.2	
雨水・汚 水マン ホール工			土木編4.3の規定による。				同左	同左	同左	保：5.3	
		足掛け金物	足掛け金物の取付・補修、取付位置や方法	-	-	※○	施工前	1回/1施工箇所		保：5.3.1	
雨水・汚 水取付管			土木編4.4の規定による。				同左	同左	同左	保：5.4	
雨水・汚 水掘工			土木編4.5の規定による。				同左	同左	同左	保：5.5	
雨水浸透 施設			土木編4.6の規定による。				同左	同左	同左	保：5.6	
空隙貯留 施設工			土木編4.7の規定による。				同左	同左	同左	保：5.7	
推進工			土木編4.9の規定による。				同左	同左	同左	保：5.8	
管路維持工	管内清掃		仮締切状況の確認	○	-	-	施工中適宜	発生の都度	発生の都度	保：5.9.1.1	
			通水状況	○	-	-	施工後	1回/1施工箇所		保：5.9.1.1	
	管内調査		不具合箇所の確認	○	-	-	施工中適宜	発生の都度	発生の都度	保：5.9.2.2	
			工事関係図書の確認（特記によるもの、調査報告書、画像（DVD-R又はCD-Rに収録）、写真、 その他監督員の指示する事項）	-	○	-	施工後	-	-	保：5.9.2.3	

保全工事編（6章 施設整備）

節	条	枝番	監 督 要 点	検査行為			実施時期	立会い・確認頻度		基盤整備工事 共通仕様書	備考
				立会 い	書類 審査	確認		一般施工	重点監督		
園路広場 整備工			一般事項について 造園編4.5.1の規定による。				同左	同左	同左	保：6.1.1	
		すきとり土工	造園編4.5.2の規定による。				同左	同左	同左	保：6.1.2	
		舗装準備工	土木編6.2.2の規定による。				同左	同左	同左	保：6.1.3	
		アスファルト 系舗装工（打 換え）	造園編4.5.4及び土木編6.6.4の規定による。				同左	同左	同左	保：6.1.4	
		アスファルト 舗装修繕（打 換え）	土木編6.6.4の規定による。				同左	同左	同左	保：6.1.4.1	
		コンクリート 系舗装工	造園編4.5.5の規定による。				同左	同左	同左	保：6.1.5	
		アスファルト 舗装工	土木編6.2.4の規定による。				同左	同左	同左	保：6.1.9	
		排水性舗装工	土木編6.2.6の規定による。				同左	同左	同左	保：6.1.10	
		区画線工	土木編6.5.1の規定による。				同左	同左	同左	保：6.1.11	
		視覚障害者誘 導用ブロック	土木編6.5.2の規定による。				同左	同左	同左	保：6.1.12	
	園路緑石工	造園編4.5.14の規定による。				同左	同左	同左	保：6.1.14		
修景施設 整備工			造園編4.6の規定による。				同左	同左	同左	保：6.2	
遊戯施設 整備工	一般事項		造園編4.7の規定による。				同左	同左	同左	保：6.3.1.1	
	遊具組立設置 工	コンクリート 製遊具修繕	人造石研ぎ出し補修 工法は、造園編4.10.3の規定による。				同左	同左	同左	保：6.3.2.2(2)	
			コンクリート補修 ①コンクリートについては、土木編1.3.1～1.3.5の規定による。 ②歩数面の下地処理については、6.3.2.2(1)（モルタル補修）の規定による。				同左	同左	同左	保：6.3.2.2(3)	
			人研ぎ滑り台補修 人研ぎ滑り台の補修については、6.3.2.2(2)（人造石研ぎ出し補修）の規定による。 プレイスカルプチュア・石の山補修 モルタル補修、人造石研ぎ出し補修、コンクリート補修については、6.3.2.2(1)～(3)の規定による。				同左	同左	同左	保：6.3.2.2(4) 保：6.3.2.2(5)	
サービス 施設整備 工	工法一般	金属部修繕	材料について 造園編4.7.3.2(2)の規定による。				同左	同左	同左	保：6.4.2.1(1)	
			工法について 造園編4.7.3.2(1)の規定による。				同左	同左	同左	同左	保：6.4.2.1(2)
		木部修繕	防錆処理について 造園編1.1.5の規定による。				同左	同左	同左	保：6.4.2.3(1)	
管理施設 整備工	一般事項		工法について 造園編4.8の規定による。				同左	同左	同左	保：6.5.1.1	
建築施設 組立設置			造園編4.9の規定による。				同左	同左	同左	保：6.6.1.1	
施設仕上 げ工	塗装仕上げ工 加工仕上げ工 左官仕上げ工		造園編4.10.1～4.10.3の規定による。				同左	同左	同左	保：6.7.1 保：6.7.2 保：6.7.3	
	タイル仕上げ 工		造園編4.5.7.2及び2.5.5の規定による。				同左	同左	同左	保：6.7.4	
	石仕上げ工		造園編4.5.8の規定による。				同左	同左	同左	保：6.7.5	

保全工事編（7章 道路）

節	条	枝 番	監 督 要 点	検査行為			実 施 時 期	立会い・確認頻度		基盤整備工事 共通仕様書	備 考
				立会 い	書類 審査	確認		一般施工	重点監督		
道路土工			土木編5.2の規定による。		同左		同左	同左		保：7.2	
地盤改良工			土木編5.3の規定による。		同左		同左	同左		保：7.3	
路面排水工			土木編5.6の規定による。		同左		同左	同左		保：7.4	
道路付属 施設工			土木編5.10の規定による。		同左		同左	同左		保：7.5	
雨水取付 管工			土木編5.7の規定による。		同左		同左	同左		保：7.6	
安全施設工			土木編5.8の規定による。		同左		同左	同左		保：7.7	
標識工			土木編5.9の規定による。		同左		同左	同左		保：7.8	
橋梁修繕	橋面舗装補修 工		土木編6.6の規定による。		同左		同左	同左		保：7.9.2	
	塗装塗替工		土木編7.5の規定による。		同左		同左	同左		保：7.9.3	
	橋面防水工		土木編6.2.3の規定による。		同左		同左	同左		保：7.9.4	
	ボルト取替工		土木編7.4.11の規定による。		同左		同左	同左		保：7.9.6	
	支承部補修工		道路橋支承便覧（日本道路協会）第6章6.4 支障部の補修・補強の規定及び特記による。	-	-	-	-	-	-	保：7.9.7	
	橋梁付属物 補修工		土木編7.7の規定による。		同左		同左	同左		保：7.9.8	

保全工事編（8章 舗装）

節	条	枝 番	監 督 要 点	検査行為			実 施 時 期	立会い・確認頻度		基盤整備工事 共通仕様書	備 考
				立会 い	書類 審査	確認		一般施工	重点監督		
一般施工			土木編6.1の規定による。		同左		同左	同左	保：8.1		
車道舗装工			土木編6.2の規定による。		同左		同左	同左	保：8.2		
歩道舗装工			土木編6.3の規定による。		同左		同左	同左	保：8.3		
地盤改良工			土木編6.4の規定による。		同左		同左	同左	保：8.4		
道路付属 施設工			土木編6.5の規定による。		同左		同左	同左	保：8.5		
舗装補修工			土木編6.6の規定による。		同左		同左	同左	保：8.6		

保全工事編（9章 グラウンド・コート整備）

節	条	枝 番	監 督 要 点	検査行為			実 施 時 期	立会い・確認頻度		基盤整備工事 共通仕様書	備 考
				立会 い	書類 審査	確認		一般施工	重点監督		
グラウン ド・コ ート 整備工	すきとり土工		造園編4.5.2の規定による。		同左		同左	同左	保：9.1.1		
	舗装準備工		土木編6.2.2の規定による。		同左		同左	同左	保：9.1.2		
	グラウンド コート用舗装工	工法	造園編5.1.3の規定による。		同左		同左	同左	保：9.1.1		

保全工事編（10章 除却）

節	条	枝 番	監 督 要 点	検査行為			実 施 時 期	立会い・確認頻度		基盤整備工事 共通仕様書	備 考
				立会 い	書類 審査	確認		一般施工	重点監督		
			除却編の規定による。		同左		同左	同左	保：10		